

北東アジア地域研究

Journal of Northeast Asian Studies

(旧・環日本海研究)

【特集】北東アジア学会第20回記念学術研究大会

国際シンポジウム「北東アジア国際関係の打開と発展

—北東アジア学会の役割の再認識—について……………	川口 智彦	1
報告1：「グリーン経済発展をめぐる中日経済協力の推進」……………	紀 玉山	4
報告2：「東北アジアの経済統合—東北アジア経済共同体を目指して」……………	李 昌 在	19
報告3：「東北アジア共同体の可能性と地域の平和」……………	多賀 秀敏	43
討論1……………	小川 雄平	68
討論2……………	中戸 祐夫	71

【論文】

「地域形成の多層性とスケールにおける権力関係

—中国・雲南省の地域政策を事例に—……………	峯田 史郎	75
「韓国における帰農政策とその促進要因		
—人口移動をめぐるプッシュ=プル・モデルを参考として—……………	繩倉 晶雄	91
「国交正常化以降の関西経済界の中国との経済交流に関する考察」……………	藤田 法子	106
「中国大学生の一般食品及び冷凍食品の消費志向」……………	朱 美華・荒木 徹也	124

「中国のエネルギー・環境政策の影響分析

—動学的多地域多部門統合評価モデル THERESIA による」……………	金 丹・森 俊介	139
--------------------------------------	----------	-----

【書評】

今村弘子編『東アジア分断国家～中台・南北朝鮮の共生は可能か～』……………	鹿島 正裕	149
柑本英雄著『EUのマクロリジョン：欧州空間計画と北海・バルト海地域協力』……………	峯田 史郎	153
西川博史著『戦中戦後の中国とアメリカ・日本—「東アジア統合構想」の歴史的検証』……………	坂田 幹男	158

目 次

[特 集] 北東アジア学会第 20 回記念学術研究大会

国際シンポジウム「北東アジア国際関係の打開と発展

—北東アジア学会の役割の再認識— について……………	川口 智彦	1
報告 1 : 「グリーン経済発展をめぐる中日経済協力の推進」 ……	紀 玉 山	4
報告 2 : 「東北アジアの経済統合—東北アジア経済共同体を目指して」 ……	李 昌 在	19
報告 3 : 「東北アジア共同体の可能性と地域の平和」 ……	多賀 秀敏	43
討論 1 ……	小川 雄平	68
討論 2 ……	中戸 祐夫	71

[論 文]

「地域形成の多層性とスケールにおける権力関係—中国・雲南省の地域政策を事例に一」

峯田 史郎……………	75
------------	----

「韓国における帰農政策とその促進要因—人口移動をめぐるプッシュ=プル・モデルを参考として—」

繩倉 晶雄……………	91
------------	----

「国交正常化以降の関西経済界の中国との経済交流に関する考察」

藤田 法子……………	106
------------	-----

「中国大学生の一般食品及び冷凍食品の消費志向」

朱 美華・荒木 徹也……………	124
-----------------	-----

「中国のエネルギー・環境政策の影響分析—動学的多地域多部門統合評価モデル THERESIA による」

金 丹・森 俊介……………	139
---------------	-----

[書 評]

今村弘子編『東アジア分断国家～中台・南北朝鮮の共生は可能か～』

鹿島 正裕……………	149
------------	-----

柑本英雄著『EU のマクロリージョン：欧州空間計画と北海・バルト海地域協力』

峯田 史郎……………	153
------------	-----

西川博史著『戦中戦後の中国とアメリカ・日本—「東アジア統合構想」の歴史的検証』

坂田 幹男……………	158
------------	-----

第 20 回記念学術研究大会プログラム	161
---------------------------	-----

北東アジア学会会則	164
『北東アジア地域研究』編集要綱	166
『北東アジア地域研究』執筆要綱	167
バックナンバーのご紹介	169
役員・理事会 / 事務局 / 編集委員会	170
編集後記	171

北東アジア学会第20回記念学術大会 国際シンポジウム「北東アジア国際関係の打開と発展 —北東アジア学会の役割の再認識—」について

川 口 智 彦 (日本大学)

2014年9月20～21日、静岡県三島市の日本大学国際関係学部で日本北東アジア学会第20回学術記念大会が開催された。本大会での国際シンポジウムのテーマは「北東アジア国際関係の打開と発展—北東アジア学会の役割の再認識」であったが、このテーマは、新たな試みとして立ち上げられたプログラム委員会で2013年末から検討を積み重ねて決定された。

このようなテーマを設定したのは、ここ数年間の北東アジア、すなわち日本と中国・韓国との関係が決して良い状況ではないからである。例えば、日中、日韓首脳間の実質的な対話は、日中に関しては2011年12月26日に中国を訪問した野田前首相が北京で胡錦濤前中国国家主席と会談したのを最後に、そして日韓に関しては2012年5月13日、野田前首相が北京で李明博前大統領と会談したのを最後に行われていない。いずれも「前・前」首脳同士の会談であり、「現・現」首脳同士の実質的な会談が実に2年以上実現していないのは、極めて異常な状態であるといわざるを得ない。

本シンポジウムの1週間ほど前、筆者は中国・珠海で開催されたある国際会議で開会の挨拶をした。この会議のテーマは「China and its Asian Neighbors」であったが、そこで強調したのは「politics and history for PEACE」、つまり「平和のために政治と歴史について話し合えよう」ということであった。

この会議に出席して感じたのは、去年や一昨年の国際会議と少し論調が変わってきているということである。昨年や一昨年は、どちらかという

自国の正当性を主張しつつ、他国を非難する報告や発表が多かったが、今年は「では、どうしたらよいのか」というところに論点がシフトしていた。やはり、アカデミックの世界でも北東アジアの国際関係の「異常性」に対する認識が高まっているようである。

そこで本シンポジウムも、こうした「異常性」を「いかに打開し、(関係を)発展させていくのか」という課題を設定し、アカデミックな組織としての北東アジア学会が、そのために「どのような役割を担っているのか」について議論し、それを「再認識」することを目的とした。また、このテーマは「北東アジア」を学会名に冠した当学会にとって重大かつ重要なテーマであるという認識の下、単年のテーマとするのではなく、今後数年にわたり同じテーマで議論を深めていくことにした。

その初回となる本シンポジウムでは、中国・韓国・日本の研究者に報告と討論をお願いした。「グリーン経済発展をめぐる中日経済協力の推進」というタイトルで第1報告をした中国・吉林大学の紀玉山教授は、地域環境保全に関する日中間共通の利益の存在、省エネ・環境保全・生態保全に関する日中協力の歴史に言及した上で、日中両国が「冷戦的思考を棄てて政治的な接近をはかり、中日国交正常化時代の原点にもどる」ためには、両国が「グリーン経済」関連分野で経済・技術協力を強化することが有効であるという見解を述べた。

第2報告をした韓国・対外政策研究院の李昌在研究委員は、「東北アジアの経済統合—東北アジ

ア経済共同体を目指して」というタイトルの報告で、北東アジアにおける経済統合の状況を概観した上で、領土問題、歴史問題などにより北東アジア地域の政治・安保環境のさらなる悪化が憂慮されている状況下で、「東北アジア経済共同体」を「拠り所」として日中韓が協力をすれば、「3カ国間の緊張関係を解消し、関係改善を」もたらずであらうという見通しを述べた。

第3報告をした早稲田大学の多賀秀敏教授は、「東北アジア共同体の可能性と地域の平和」というタイトルの報告で、本シンポジウムのテーマを「[北東アジア国際関係のXXの打開]+[とくに諸国・地域の交流・協力と平和的發展に寄与すること]=[本大会のthematic implications]と」解し、「国際地域 region、準国際地域 sub-region、亜国際地域 semi(intermediate)-region、局地 micro-regionの視点の導入と非国家行為体の活性化」について諸事例を挙げながら報告した。

続けて、これらの報告に対する討論が行われた。第1討論者の西南学院大学、小川雄平教授は、「元々領土問題を抱えて脆弱かつ不安定な日韓関係・日中関係であるから、相互不信を生んで領土問題を顕在化させないためにも、政府はもちろん地方レベル・民間レベルでも相互理解を促進するための外交努力を怠るべきではなかった」という観点から3つの報告に対してコメントと質問をした。

第2討論者の立命館大学、中戸祐夫教授は、「北東アジアにおけるアメリカ要因、中国脅威論、日本の軍国主義の3つの論点」についてコメントと質問をした。

上記の3つの報告と2つのコメントは、本誌に邦訳された全文を掲載してあるので参照されたい。掲載にあたっては、必要に応じてシンポジウムに際して提出された原稿が加筆・修正されていることを申し添えておく。

議論は壇上で展開されたのみならず、フロアからも多様なコメントや質問が出された。紙面の関

係で、それらすべてについて詳細に記すことはできないが、それらを要約すると大体以下のようになる。

・北東アジアの協力関係を発展させるためには、EUが共同でソ連の脅威に対抗したように、共同で外部の圧力に抵抗しなければならないと考える。このような点から、北東アジアの現状をどう考えたらよいのか。

・経済関係が緊密になれば対立のリスクは減少するというが、第1次大戦前の独仏のように経済関係が密接であったにもかかわらず、経済外の原因により戦争に突入した事例もある。これをどう考えるのか。

・領土問題は、機能主義的に解決できるのか。あるいは、領土問題はゼロサムゲームなので機能主義的には解決できないのか。

・日中間において、政治関係が悪くても、経済関係を良好にすることで政治関係も好転すると考えるべきなのか。あるいは逆に、経済が政治に影響されて共に悪くなるということはないのか。

・日中関係の悪化がどこからやってきたのかという原因論について、異なる意見を双方から出し合うということが重要ではないのか。

・日中韓が経済協力をする際、受益者は誰なのか。また、協力の深まりにより不利益を被るアクター（個人や団体）も出てくるのではないのか。

・日本の軍拡が中国の軍拡を誘発しているのではないのか。また、日本が中国の発展を恐れる原因はどこにあるのか。

・日中韓の経済連携はTPPに優先すべきであると考えますが、それが各国にもたらすメリットとデメリットを明確にしなければならない。これらのメリットとデメリットとはそれぞれの国にとって何なのか。

・8月にGTILCCが鳥取で開催されたが、この動きをどのように位置づけるのか。

・安倍政権のいう積極的平和主義は先制平和主義ではないのか。

・「平和」の「和」の本質をどのように考えるべきなのか。

・日韓は最悪なのに、なぜ中韓は関係がよいのか。

こうした多くのコメントや質問に対して報告者と討論者からの答弁があった。特筆すべきは、今回のシンポジウムが4時間という比較的短時間で行われたにもかかわらず、非常に深い議論がされたということである。これは、当学会が20周年記念事業のために積み立ててきた資金でプロの同時通訳を導入し、母語による自由闊達な議論が可能であったからに他ならない。

本シンポジウムの司会をしながら感じたことは、今回は日中韓の関係を中心に議論したにもかかわらず、米国の陰が議論の中で見え隠れしていたことである。北東アジアの問題について語る場合も、米国が重要なアクターかつファクターとなっていることは間違いない。また、北東アジアには今回のシンポジウムでほとんど触れなかったロシア、北朝鮮という地域の平和と安定、さらには経済関係に影響を与える2国がある。前述の通り、今回の総合テーマは今後数年継続していく予定なので、これらの国々までも含んでどのような議論ができるのか、プログラム委員会で十分に議論していきたいと思う。

報告 1

グリーン経済発展をめぐる中日経済協力の推進

紀玉山 劉洋（中国 吉林 長春・吉林大学経済学院）

翻訳：今村 弘子（富山大学）

【要旨】 改革開放の三十数年間の高度成長のかげで、中国はかつてない資源枯渇の圧力と生態環境の危機に直面した。日増しに厳しくなる資源・環境問題によって、中国の経済・社会の持続可能な発展は大きな制約を課されている。グリーン経済を進展させ、中国の経済発展方式を全面的に転換させることは、これからの中国の改革と発展の重要な出口となる。これはまた、日本を含めた多くの国々が地球温暖化と自然環境の継続的な悪化に直面している状況の下で、経済構造のエコ・イノベーション化という経済の新たな成長分野をさぐる重要な道筋にもなる。生態環境保全の問題では、中日両国は共通の利益を追求している。省エネ・環境保護、生態保全に関して、両国には長年にわたる協力の歴史がある。これは両国が将来的にグリーン経済をさらに発展させることであり、エネルギーや環境分野の経済・技術協力をさらに進める前提となっている。しかし、協力関係における両国の非対等性、とくに現在の両国の緊迫した政治状況は、中日間の省エネや環境保護に対する経済・技術協力の将来に影響を及ぼしている。よって、中日双方がエネルギー・環境分野における資源と産業間の相互補完性を強化し、逐次企業が主導する新たな協力モデルを形成し、冷戦的思考を棄て、政治的に向き合い、中日国交正常化時

期の共通認識にもどり、両国がグリーン経済の発展をめぐり、省エネや環境保護・生態保全の分野で経済・技術協力を強化することが、有効な方途となろう。

1.はじめに

1978年の改革開放から現在に至るまで、中国経済はすでに三十数年間の高度成長を維持してきた。中国の改革と発展のプロセスは人々の注目を集め、国際社会の関心を増々集めている。これにより「中国モデル」は国内外の学術界でのホット・イシューになった。三十数年間の高度成長と漸進的な体制改革は、次第に中国の国情に適した道になり、経済発展と制度的転換の具体的な方式と実践の経験となっていった（紀玉山, 2014）。しかし、改革の大きな実績の背後では、改革の途上で発生した改革の障壁や資源の著しい枯渇、日増しに悪化する生態環境という問題が累積し、さらに貧富の格差の拡大などの現実問題にも直面するようになった。このような背景のもと、中国共産党「第18回党大会」が開催されて以来、中国は新たな政府の指導の下で体制改革を全面的に深化させる新たな時代に入った。改革と発展の中で生じた多くの問題に対して、中国政府は経済発展の伝統的なパターンから全面転換し、成長しながら

キーワード：

グリーン経済、資源の枯渇、環境汚染、危機意識、生態保全、新エネルギー、省エネ・環境保護、技術・経済協力、政治関係

資源・エネルギーの効率的利用と生態環境の有効的な保護を実現することによってこそ、資源節約と環境にやさしい生態文明の基礎の上で、経済と社会の持続可能な発展を実現できる道であるとの認識に至った。グリーン経済を進展させ、経済構造と成長方式を転換することが、この壮大な戦略目標を実現する基本的な方法である。

世界第二位と第三位の経済大国として、中国と日本は東アジア、そして世界経済でかなりの割合を占めている。1972年に中日国交を正常化して以来、両国関係は経済・貿易と民間交流で実質的な発展を遂げてきた。現在に至るも、日本は中国の第5位の貿易相手国であり、中国は日本の最大の貿易相手国である。両国の経済成長と社会発展は、互いに貿易・金融・投資・生産の各分野での広範な交流と協力の実をあげただけではなく、科学技術・教育・文化などの民間レベルでも密接な交流の恩恵を受けた。両国の経済・貿易と文化の面での交流は、地域経済の一体化を推進しただけではなく、東アジアの長期にわたる安全と安定の実現にも有益であった。金融危機後にグローバル経済が低迷し続けている現在、一方の中国は経済制度の改革の深化と経済の発展様式の全面的な転換に力を入れており、一方の日本はバブル崩壊後の二十余年間で財政再建、構造改革、新エネルギー産業とスマート経済の発展、そして貿易振興という多分野にわたって経済の実質的な再建を進めてきた（張雪峰，2012）。地球規模の気候と生態系の持続的な悪化に直面し、科学技術・生産力・国民経済体系の低炭素化とエコ化によって、グリーン経済を進展させることおよび、ますます多くの国にとって地球規模の資源・環境の制約という条件下で、経済と社会の持続可能な発展を実現しなければならないということが共通認識となっている。2011年の東日本大震災で引き起こされた福島原発事故による危機、そして2012年以降、中国で出現した恒常的なスモッグは、中国と日本を含めた周辺各国の生態環境の安全の大きな脅威

となっている。これは、資源の消耗と生態環境の保全が、地域や国境を越えて、人類の生存と発展にかかわるグローバルな課題になったことを意味している。中日両国は東アジアの主要な経済大国であり、最も重要な貿易パートナーとして、良好な経済貿易関係と民間交流の伝統を受け継ぎ、センシティブな政治的課題については相互理解と信任を増加させ、積極的に、平等かつ相互信頼の意思疎通メカニズムをつくり、資源の開発と環境保全などの分野での技術・経済協力を促進し、グリーン経済をめぐる発展に共に力を尽くし、経済協力と交流でwin-win関係を共に実現すべきである。

2. 経済成長下の中国の環境問題

疑いもなく、「中国の奇跡」とは、中国が改革開放以来の三十数年間にわたって終始8%以上のGDPの成長を遂げたことに対する国際的な賞賛であった。しかし中国の持続的な市場化の改革は中国経済の飛躍を推進してきたけれども、高速成長の背後で、中国はすでに巨大な資源環境の圧力にさらされていた。現在の中国の重大な大気汚染と水質・土壌汚染は、中国経済と民衆の生活に対する実質的な脅威となっており、実害のある生態環境の悪化によって、中国の経済成長が低品質の成長であることを明らかに証明している。「高エネルギー消費、高汚染、高排出」という伝統的・粗放的な経済成長の方式は、中国の高速な成長と膨大な総量を保障したが、経済成長のなかで、重大な資源枯渇と生態環境の厄災をもたらしたことは否定することはできない。もしも将来の改革で、中国が経済の発展方式を全面的に転換することができなければ、資源環境問題が中国の経済と社会の持続的発展の極めて大きな制約要因に必ずなっていく。

(1) 温室効果ガスの大量排出

地球全体の環境の持続的な悪化に伴って、発展途上国の中国がこの二・三十年間の地球温暖化

の「元凶」であるとみなす先進国がますます多くなっている (Piovani, 2011)。この種の指摘や責め、およびその観点に関しては話し合わなければならない余地があるとはいえ、高度成長した発展途上大国として、資源消費大国であり、温室効果ガスの大排出国であることからすれば、中国が経済成長のなかで高炭素排出国であることは確かに疑いもない客観的な事実である。世界銀行が示した数字によれば、実際2006年には早くも、中国は米国を抜いて世界のなかで二酸化炭素の排出量の最多の国家となった。このほか、中国と日本を例にとれば、中国の2010年の二酸化炭素の総排出量は82.9億トンであり、日本は11.7億トンである。一人当たりのトン数は、中国は6.2トン/人であり、日本は9.2トン/人であるが、2010年の中国の人口総数は日本の10.5倍であるⁱ。このことは、高炭素の排出によって作りだされた環境汚染については、中国経済の高速成長のなかで必ずや解決しなければならない問題であることを意味している。同時に責任ある発展途上大国として、中国は気候変動枠組条約に積極的に参与し、温室効果ガスの排出の抑制など関連する領域でさらなる努力をしなくてはならないことも意味している。

(2) PM2.5とスモッグ：深刻な大気汚染

大気汚染は、疑いもなく中国の当面の最大の環境汚染問題であり、2012年の冬以来全国の大部分の省市でスモッグが出現する天気となり、中国の大気汚染は瞬時に全世界の関心の的となった。最近の国連の環境公報によると、2012年末までに、大気の質が標準に達した中国の大都市は全国の都市総数の4分の1に過ぎなかったⁱⁱ。2012～2013年に、北京など多数の国内の大中都市でPM2.5は計測機器の最大の計測範囲を超える「爆表(メーターを振り切る)」現象が平均して起こっていた。以前と比べると、中国のこの2年間のスモッグ気象の持続時間はさらに長くなり、覆っている範囲はさらに広くなり、汚染の程度はさらに

ひどくなっている。疑いもなく、工業生産で大量に発生される二酸化炭素、煤煙、粉塵などの工業排ガスは、スモッグを代表とする大気汚染の主要な誘因である。中国政府は近年、大気汚染の問題にかかわる政策、たとえば省エネや排ガスの減少など環境問題保全に関する多数の措置をとっており、2013年の『中国環境統計年鑑』によれば、全国の排ガスの排出量と処理状況は近々の数年、より改善されているⁱⁱⁱ。しかし長期にわたって累積した大気汚染物質は、短期的に実質的な改善を促す自己再生的な防護保全処理能力を損なっている。このことは将来のある時期になると、中国のスモッグは飽和状態となり、大気環境汚染は非常に困難な状況になることを意味している。

(3) 水汚染、水土流失と土地の荒漠化

中国の水資源も相当程度の汚染問題に直面している。最新の全国の河川の水質評価によると、2012年までに全国の流域のうち33%の水質は三類の標準(飲用水に適さない)より悪く、そのうち15.7%は「劣5類」の水質で、完全に使用できる効能を失っている(訳注:飲料水はもちろんのこと、工業用水や農業用水にも適さないということ)。全国の七大水系(長江、黄河、珠江、松花江、淮河、海河、遼河)の本流の水質の状況の評価からみると、平均して39%の水源が飲料水に適せず、約14%の水源は使用できる効能がない。そのうち淮河、海河と遼河の水質汚染の状況は深刻であり、三類より悪い水質の割合は各水系の本流の総量の50%を超えている^{iv}。大規模な水質汚染によって河川沿岸の生態環境を破壊しているばかりでなく、普遍的に劣化している淡水湖や都市の湖の水質のため、広大な民衆の用水の安全が重大な脅威にさらされている。水資源の枯渇と比べても、水環境の汚染の問題はさらに緊迫しており、社会生産と生活の正常な遂行に直接的に影響している。水汚染に伴って、中国の水土流失と土地の荒漠化問題も起こっている。中国は世界の

水土流失の深刻な国家の一つであり、資料が示しているように、この50年間に、中国は毎年平均100万畝（1畝＝6.67アール）の水土を流失しており、毎年の水土流失による経済的損失はGDPの2.25%前後に相当する。全国では3分の1の土地面積に水土流失問題が存在し、周辺の水系には直接的な深刻な汚染があり、多くの地区の生態環境は水土流失によって環境の負担できる能力を超えている^v。これと同時に、中国は世界の土地の荒漠化の影響が深刻な国家の一つでもある。役所が提供した資料によると、2004年までに、全国の荒漠化土地総面積は263.6平方キロメートルにおよび、全国の土地面積の27.64%にのぼっている^{vi}。荒漠化した土地は主に新疆と甘粛を代表する西部の内陸省に分布しており、内蒙古と河北地区の土地の砂漠化は、中国の北方の地域の深刻な砂塵暴（砂嵐）の直接的な原因となっている。植樹造林、退耕還草などの措置を通じて、近年中国の土地の荒漠化の蔓延を抑制し、水土流失を予防する面では一定の成果を収めているが、中国の環境保護と生態保全の全体的な状況は依然として深刻である。

(4) 深刻な環境汚染と生態系破壊：経済成長中の全体的な危機

三十数年の中国経済の高速成長の陰で、巨大な環境圧力と生態の隠蔽された災禍が形成されていたが、それは伝統的・粗放的な拡張型の発展方式が極限に達したことを意味していた。近年全国的にスモッグを代表とする生態環境の災害が頻出しているが、このことは中国の環境汚染の深刻さと生態の極端な脆弱性が突出して現れ、資源の枯渇と生態環境の悪化が経済成長の代価であり、持続できないことを説明している。米国の経済学者GrossmanとKruegerは環境の質と経済成長に逆U字型の関係にあることを実証しているし、発展途上国が一人当たりのGDPが8000ドルの大台に達したときに、高速成長によって環境の質が継続的

に悪化するという「環境の罨」に陥ると指摘している（Grossman＝Krueger、1995）。国内の学者はかつて、経済成長と環境汚染の「クズネツ曲線」に修正を加えようと実証的な研究を行ったが、中国の環境改善の転換点は一人当たりGDPが8000ドルよりもはるかに低いときに出現するという楽観論に至ったにすぎなかった（方行明、2011）。近年の中国政府の環境汚染の保全に対する投資額は年々増加の趨勢にあり^{vii}、工業の粉塵と煤煙の排出量は減少しており、土地の荒漠化の蔓延の抑制にも一定の効果はあったものの、環境汚染と生態破壊は局部的に改善されていても、全体的には悪化しており、保全の速度は破壊の速度に追いつかないのが現状であり、我々は中国の環境汚染問題に楽観論を抱けなくなっているし、生態環境を犠牲にして高速経済成長を追求した代価を僥倖に感じる理由もなくなっている。近年中国の経済成長と環境問題の矛盾は日増しに激化しており、我々は必ずや伝統的な粗放型の成長を見直し、全体的に経済の発展方式を転換し、高速成長の過程で起こる生態環境問題を回避しなければならず、継続的に生態保全への投入を増加し、生態環境保護と保全を有効に行うメカニズムを追求し、経済社会と生態環境の協調的・持続的発展を実現しなければならない。

生態環境の継続的な悪化は、経済成長という表面的な問題にとどまらず、経済発展と自然系統の変遷のなかで進化し、中国の生態、生存、社会、制度と文明という全体的な危機である。米国の著名なエコロジストで「アースデイの父」と呼ばれているデニス・ヘイズはかつて、中国で新型の持続可能なモデルを創造しなければ、「生態バブル」を免れないと指摘している。経済学の用語で「バブル」とは通常虚偽の繁栄のかけに真実の危機が潜んでいることを指す。実際歴史的に有名なオランダの「チューリップ・バブル」と英国の「南海バブル事件」および何年か前に日本で発生した地価と株価のバブル、米国の「ナスダック・バブル」

に比べると、中国の生態環境は、ほとんど「繁栄」が出現していない状況で、高速の工業化と都市化によって破壊され尽している。さらに通常の子義のバブルと異なり、生態環境の深刻な悪化は、自然系統の回復力を上回って不可逆的な過程となっている。しかも中国の生態環境の問題は単純な意味の生態危機でなく、汚染の排出量が増え自然の回復力を上回るようになる全面的な環境危機なのである。生態環境の問題は、幾千万人の民衆の生存と発展の基盤に対する生存の脅威であるとともに、深刻な生存の危機でもある。生存の脅威の中で社会的に低い階層の人々にとって「環境配慮」という訴えと「抗議団体」という国外移民の熱い思いからみると、先鋭的な社会の危機である。生態環境の「保護」と「保全」が同時に逐次悪化しているプロセスからみると、内在的な制度的危機である。有限の資源と環境は無限に膨張する物質的欲望を受け入れ難いという観点から見ると、深層の文明危機でもある（張玉林、2014a）。

3. 中国環境汚染の原因分析：より深化した思考

中国で現在起こっている深刻な環境汚染と生態悪化の原因は明らかに多層的である。環境保護と生態保全の体制メカニズムが不健全であること、既存の産業とエネルギー構造が不合理であること、同様にエネルギー開発と環境保護の分野の技術水準が劣っていることなどがあげられる。かつ中国の環境の深刻な汚染を作り出した、これらの体制や技術、産業、エネルギーなどの原因を別々に詳細に論述しようとする論文は、国内に以前多く散見された質の悪い論文や研究課題、政府報告のなかに見受けられた。実際細分化された原因の分析や広範に論じられた政策提言は、中国の環境問題を深刻に認識することを助けるものではなく、生態環境の実質的な改善を促すものでもなかった。上述のような中国の環境汚染と生態の悪化の多くの要因と比べて、さらに重要な原因は、

当面の中国社会～政府当局と学术界、さらには一般の人々を含めて～が環境汚染と生態の悪化という危機意識を欠いていることにあると考える。さらに生態環境の保全に対する責任感と認識は、経済活動と政策措置の短期的な行為の重要な要因となっており、問題の分析を行う際の分岐点となると同時に、政策の建議と実践のなかで重大な理非の歪曲がなされ、最終的には中国生態環境の「保全活動中」にさらに悪化する事態を招くことになった。

まず強調したい問題は、中国の深刻な環境汚染と生態悪化現象は、決して改革開放の三十数年間の経済の高成長の産物ではなく、実際には毛沢東時代の中国の「大躍進」時代以来の「大自然と闘争する方式」の社会主義工業化建設以来の人と自然の厳然たる対立の中で形成されていたということである。「革命の情熱」が漲る経済建設の下で、当時の中国政府は人口圧力や資源の枯渇、生態環境の悪化という問題を重視するに足らずと考えていたことから、環境保護は1983年になってようやく官が「基本国策」と定めたのであった。しかし、黄河の上中流域や汾河、松花江流域、および蘇州の河流周辺の生態系は60～70年代には早くも破壊しつくされ、多くの地区では環境の回復力を前提として、枯渇を早めることすらあったので、後に生態保全を行っても焼け石に水の状態にならしめてしまった。このことは、新中国の前半の30年間の経済建設時の後になって我々が意識するようになる生態環境の問題を隠された問題としてすでに埋没させてしまい、改革開放前の「文化大革命」から改革開放後の三十数年間の高速成長の「経済大革命」期間には、疑いもなく、中国の環境汚染と生態の破壊をさらに激化させてしまった（張玉林、2014b）。このことからわかるのは、現在の中国の深刻な生態環境問題は決して突発的に起こったことではなく、長期にわたって累積した環境汚染と生態破壊であり、現在の生態環境の保全では、累積していた、回復することが難しい制度

疲労の様相を呈しているのである。悪化の趨勢は、近年の大規模な保全への投資で一定程度緩和されてはいるけれども、生態環境問題は根本的には累積効果であり、累積した危害は徹底的には解決できず、汚染物資は次から次へと尽きることなく増加している。このような客観的な状況の下で、中国の生態環境の「局部の改善は、全体の悪化」という現状は依然として短期的には好転できない。

それでは中央から地方の各段階で展開された環境保護活動は、生態環境の危機意識を中国社会に形成することを意味しなかったのか。まだまだである。もちろん政府の活動文件或学者の関連論文、あるいはマスメディアにはいつも「中国は、西側工業国のような『先汚染、後対策』という道を歩むことはできない」という宣伝文句をみることができる。しかし現実に中国が歩んでいる道は西側国家の道にもはるかにおよばない。「発展」と「近代化」は改革開放以降の中国社会の時代の精神となっている。「経済成長」と「物質的な繁栄」は中央から地方に至る政府の業績の大事な考課基準である。「昇進と金儲け」と「享楽主義」が社会のなかで大多数の中心的価値観となったとき、人々はさらに「発展にこそ理がある」として、発展のなかでであった問題は発展で解決するという考え方が習慣化し、まるで高速発展は生態環境の悪化に至るものだというカルドア・ヒックスの補償原理のようである。遺憾ながら、三十数年間の持続的発展のなかで中国はますます重い社会コストと生態環境の代価を背負い込まれることになった。環境汚染と生態破壊の悪化が直接に我々の生命と健康の脅威となったときに、高速経済成長、大型の財政収収、豊富な商業利潤、贅沢な物資などによって享受の追求からようやく生態環境の保全と改善の追求にとってかわることとなったようだ。

「発展」と「生態安全」の関係への妥当な対応あるいは協調はないかもしれないが、「発展」のなかでさらに多くの既得利益団体が依然として

「生態環境代価論」に政府を縛りつけているならば、「科学的発展観」と「和諧社会」ならびに「生態文明建設」などの政策やガイドラインの実効性は大いに割り引いて考えなくてはならない。伝統的な成長の概念の下では、はっきりとしない危機意識が中国の生態環境を日に日に悪化させている根本的な症状の原因となっている。このような状況のもと、我々は体制メカニズムに中国の生態環境の問題の要因を探してしまいがちである。しかしこれは疑いもなく、ふさわしい体制メカニズムの欠如と政府の監督の力不足は確かに生態環境悪化の重要な原因であるものの、完全な制度と良い政府が問題の鍵ではなく、決して問題の全部でもない。改革開放政策が始まってから現在まで、中国の資源環境の保護に関連する法律は30余にのぼり、制度規範は数知れずあるが、法律の実施の過程で常に法律を凌駕する権力が出現し、部門の利益が生態環境保護という公共の利益を超越する状況になっている。実際の操作の過程で、具体的な政策は法律制度の制約を受けなければならず、関連する部門の私利を追求する道具になっている。「細分化」された部門の法あるいは単独の法の間で、連携あるいは協調的に連動する環境法の体系を厳格に通過させるのは難しく、政府権力と利益集団は立法過程の挑戦と環境法治の権威を左右し、多数の環境法の実施時に形式に墮落させてしまおうとしている。この他、環境行政の過程のなかで、環境保護部門の法執行権力は通常地方の党や政府機関および経済の主管部門の圧力を受けていて（汪勁、2012）、後者の権力機関は具体的な環境保護政策の制定上相当程度の随意性を有している。「GDP主義」の政治的考課主導の下で、地方政府は専ら「経済勘定」のみに注意を払い、当該地区の環境汚染と生態悪化の問題のニュースを封鎖してしまう。独立した環境監督機構が欠如している状況の下で、当地の民衆の環境と知る権利が希薄なことに加え、国家の環境保護と生態保全政策が歪曲され、利益で結びついてい

表1：中国の経済成長と産業構造の変遷（1978-2012）^{viii}

	農業の GDP に占める割合	工業と製造業の GDP に占める割合	サービス業の GDP に占める割合	一人当たり国民収入
1978 年	28.2%	47.9%	23.9%	190 ドル
1992 年	21.8%	43.5%	34.8%	390 ドル
2002 年	13.7%	44.8%	41.5%	1100 ドル
2012 年	10.1%	45.3%	44.6%	5720 ドル

る地方政府と汚染企業の間では「黙契」が成り立っている。これと同時に、環境に対する公益訴訟では深刻な司法の不公平の問題も存在する。地方政府が当地の司法機関の財政を掌握しているという状況では、後者は環境司法の独立性を保持するのは難しく、汚染の被害者は公正な法律的救済を得る方法はなく、常に地方の利益集団の圧迫と報復の対象になっている。以上の分析が意味しているのは、中国の環境法治が不完全であるというよりは、実際には生態保全や司法改革、政治環境におよぶ一連の体制メカニズムの問題となっている。権力の運用の過程で、民主政治の枠組みを制御しがたく阻害しているのは、地方当局と民衆の間の「相談民主」である。環境保護と生態保全を保障する民衆の参与を認める方法がなく、先進国では環境保護活動を行う成熟した非政府組織（NGO）が相当程度関与しているのと比べて、中国では本当に影響力のある民間の環境保護組織が形成されておらず、制度として必ず発展させようとする状況にもない。

発展途上国の経済の転換と生態環境の改善のための産業構造のグレードアップには積極的な意義があるけれども、この理論の観点と中国経済の成長の実際の状況とは完全には一致していない。まず全体からみると、中国の経済成長と産業構造のグレードアップの間には一定程度のプラスの相関関係がある。初期の研究によると、産業構造の年々の変化は中国経済の成長の重要な要因であることを実証的に証明している（紀玉山、2005, 2006）。1978-2002年のデータは明らかにこの結

論を証明している（表1参照）。しかし2002年からの中国経済の新たな高速成長段階では、成長の過程のなかでの産業構造のさらなる高級化への変遷は明らかにできなかった。次に相対的な経済成長からいえば、産業構造のグレードアップの生態環境の品質の改善に対する貢献度は明らかに低い。実際、中国政府は早くから産業構造の調整が持続的な成長と生態環境の改善に重要であることを意識しており、十数年にわたって「伝統産業の優良化グレードアップ」を提唱していたが、中国経済の成長は長期にわたって大量の低水準の固定資産投資と重複建設に依存しており、ハイテクを含んだ先進的な産業の成長は制限されていた。さらに改革開放から現在まで、中国の第二次産業は経済構造の調整の過程で終始安定しかつ高い割合を占めていた。さらにエネルギーの消耗が大きく、高汚染で、高排出という伝統的工業や製造業に生産分野は集中的に依存しており、このことは中国経済の高度成長と同時に長期にわたって、相当深刻な環境汚染を続けてきたという重要な原因となっている。最後に「投資駆動型」の中国経済の生産能力は過剰で、「投資飢餓症」という矛盾も有しており、生態環境に巨大な圧力をかけていた。一方で、伝統的・粗放的な成長方式は先進的な生産能力と劣った生産能力の更新を阻害し、産業構造の全体的な優良化の過程を引き延ばしていった。別の面で見ると、低水準の産業構造は通常同水準のエネルギー構造となるものだが、資源環境の制約が日増しに圧迫されるなかで、大量の資源の投入と生態環境の消耗に依存した、高水準の経

済成長を継続することは難しくなっている。このことは、中国は生態環境の保全の過程で、新しい経済の成長点を探さなければならず、必要な産業構造の持続的なグレードアップと経済の発展方式の転換が必要であるばかりでなく、経済の発展の思惟と理念のうえでも厳格な調整をしなければならないということの意味している。

中国のエネルギー構造とエネルギーの経済効率は先進国と比べると明らかに悪い。一方でエネルギーの生産と消費は長期にわたって一貫して石炭を主とする構造になっており、石油や天然ガスあるいは新エネルギーなどの非化石エネルギーの比重は先進国や世界平均の水準に比べるとはるかに低い。なかでも石炭以外のエネルギーの総消費量に占める割合はフランスのわずか3分の1で、米国や日本の半分にも満たない（王愛蘭、2012）。エネルギー消費の70%近くが石炭であることは大量の二酸化炭素を排出し、中国で長期にわたる深刻な大気汚染を引き起こしている。これと同時に、中国は石油と天然ガスの供給不足に直面し、新エネルギーの開発利用は明らかに不足している。さらに低水準産業の構造と科学技術であったために、エネルギー効率も低水準であった。2011年に至るまで、中国のGDP単位当たりのエネルギー消費は、1000グラムの石油当たり4.9ドルであり、この数字は米国の7.1ドルや日本の9.5ドル、ドイツの10.8ドルに比べてはるかに低く、同程度の経済の発展水準であるブラジル（10.4）やインド（8.0）よりも明らかに低く、世界の平均水準（7.3）よりも低かった^{ix}。エネルギー消費が高いことは、中国の省エネや排ガスの減少および生態保全に巨大な圧力をもたらし、相対的に技術水準が劣っていることから、資源の有効利用と生態環境保護の分野での改善を極めて制限することとなった。これに対し「技術決定論」者は、技術の進歩によって生態保全と関連する資源環境問題を解決するという主張に依拠し、科学技術の進歩が人類の文明に貢献していることを否定する人

などいるはずがないと主張した。科学技術の無限の拡大の傾向はかえって技術が「両刃の剣」となって人類および生態環境に悪果を残すことを無視している。原発事故が人類の生存に対する安全を突然脅かしたときに、我々は原子力を代表とする「クリーン・エネルギー」の未来の発展方向に懐疑的になった。人々は電気自動車の電池はさらに多くのエネルギーや原材料を消費するのではないかと、その部品のなかには、毒性が強く自然環境の下では分解し難い物質が大量にあり、環境を深刻に汚染することになるのではないかと意識し始め（カンディアス、2013）、これが未来の自動車業界の発展の新たな認識になるかもしれない。エネルギー技術をグレードアップすることはエネルギー消費総量を緩和させるかもしれないが、減少させることは不可能である。人類は絶え間なく欲望と物資消費を拡大させているが、現存する自然環境に対し、最も基本的な尊厳と愛護を学ばなければならない。まさに米国の学者ジョン・フォスター（2006）が指摘したように「いかなる技術も有限な生物圏のなかで経済の無限の成長をなせることはできない」し、同様に成長の危機には成長自身で治療することはできない。このためグローバルな生態環境の保全は先進的な科学技術によって人類の有限な資源とエネルギーの持続的な需要の問題を解決することだけでなく、生産方式と生活方式の人類文明の転換の問題でもある。明らかに中国経済社会の持続的な発展のためには技術と制度面でさらなる調整が必要であるばかりでなく、生態環境の問題に対する危機意識や生態環境の保全に対する高度な責任感と共通認識が必要である。高速成長と総量としての繁栄という夜郎自大から覚醒しなくてはならず、環境保護と生態保全という民族的使命とグローバルな責任を担い、同時に発展問題に関していえば、我々は再び伝統的な発展方式による対応と解決に頼ってはならない。

4. エネルギーと環境分野における中日の経済・技術協力

(1) 中日が新エネルギー開発と環境保護分野において協力する可能性と必要性

中日両国の貿易の迅速な発展に伴い、1990年代以降、両国は新エネルギーと環境保護分野において広範な協力を繰り広げた。安倍政権の誕生以来の緊迫した政治状況によって経済や貿易および民間交流において明らかに「冷却化」現象が現れたにもかかわらず、両国の長期的な経済・技術協力は重要である。とくに全地球的な気候変動と環境が日増しに悪化し、資源枯渇と生態環境危機という巨大な影響が、地域の安全と安定を大きく脅かしている新たな状況の下では、両国が新エネルギーと環境保護の分野でより進んだ協力を行うことは、両国の共通した利益となる。

長期にわたって、エネルギーと環境問題は中日両国の経済発展にとってホット・イシューかつ困難な課題であった。中国経済の高度成長はエネルギーと環境の枯渇に過度に依拠しており、世界の資源・環境状況が日増しに悪化するにもなっており、中国経済の将来にとって、転換と発展の過程で、エネルギーと環境の圧力に直面していることから、省エネと排出削減、生態保全はますます緊迫した課題となっている。近年、国内における環境汚染は増々深刻化し、とりわけ2012年の冬以降の深刻なスモッグは、北東アジア地域各国の環境安全を脅かし、日本等の国々で中国の公害問題に対する関心を集めている。一方日本では、3・11震災が引き起こした福島原発事故によって日本の原発業界および国内の環境安全に大きな衝撃をきたした。突如出現した放射能汚染は日本の民衆の間でパニックを起こしただけでなく、周辺各国の生態系にも大きな脅威となり、震災後の日本の国家エネルギー戦略の調整をはかる引き金となった（張季風，2013）。福島原発事故の巨大な影響と民間における「脱原発」運動の高まりは、

日本の「原発立国」戦略を根本から覆すことになった。しかし、政治とエネルギー安保の立場から、安倍政権は「原発ゼロ」をめぐる新たなエネルギー政策をまだ出していないが、日本政府の将来のエネルギー政策は、新エネルギー開発と省エネ技術革新に力を注ぎ、原発依存を最大限に削減しようとするものとなろう³。同時に、日本は今回の大地震と原発事故をきっかけに、国内の排出削減と環境保全事業に万全を期すことになろう。

疑いもなく、新エネルギー開発と生態環境保全といった共通した課題に直面し、中日両国は資源環境分野で新たな段階における経済・技術協力の基礎を展開させることになろう。第一に、日本は新エネルギー開発の関連分野において先行していて、成熟した技術レベルを保有している。その他、日本は生態環境保全の面で豊富な経験を有しており、省エネと排出削減技術と、循環型経済の分野では世界をリードする位置にいる。しかし、ここ数年日本における人件費が上昇し続け、R&Dのコストが高くなったことによって、日本は新エネルギーにおける優位性を失い、市場シェアを下げ続けている。中国とエネルギーや環境分野で経済・技術協力を展開することによって、技術優位と海外市場を十分活用し、国内の資金不足を緩和することは、日本が経済成長力の軟調から脱却する重要な方途であることは明らかである。日本と比べて、中国は新エネルギーの技術分野では後発であり、レベルは低く、経済成長は長期にわたって深刻な環境汚染によって制限されている。しかし、中国には巨大市場があり、相対的に人件費コストは安価で、政府が新エネルギーや環境保護産業などグリーン経済の発展を大いに保護しており、両国がエネルギーや環境分野において保有している資源を効果的に統合させたならば、両国の経済・技術協力にとって多大な好条件となろう（王 玉，2013）。第二に近年、日本の福島原発危機と中国のスモッグ汚染という厳しい事実がある。深刻な環境汚染と生態系破壊がもたらす拡散と放射の

影響は各国とも一国だけで解決することは難しい。この意味で、中日両国が生態環境問題において共通した利益を追求し、地域の環境保護と生態保全において経済・技術協力を展開する必要性がある。中日両国は、積極的に協力することで、両国の環境改善の外部性の利益を享受し、生態系に対して共同で保全するプロセスで、両国のさらなる意思疎通と相互信頼を増加させることになることは明らかである。最後に、両国の経済や社会の発展水準の差異に基づけば、中国は高度成長段階にあり、成長と転換のプロセスの途上で、巨大な資源枯渇と環境汚染の圧力にさらされている一方で、先進国としての日本は、工業経済から環境経済への転換を基本的には遂げている。中国は省エネや環境保全技術を切望しているが、日本の新エネルギーや環境保全技術を有する企業は、海外展開によってグローバル市場の参入を行おうとまさに思っているのである。世界の資源や環境状況が日増しに厳しくなっている状況下、中日両国の省エネや環境保全分野での需要と供給は、両国にとってエネルギーや環境分野で経済・技術協力をを行う重要な契機となっている。

(2) 中日両国の新エネルギーや環境保全分野での協力の現状

日本は新エネルギー開発や省エネ・排出削減の技術、あるいは循環型経済と低炭素経済の発展、生態保全に関する総合的説明に関しては、すでに国内外各分野で非常に多くの研究業績をあげている。紙幅の関係で、この場で個々の研究紹介はできない。確かなことは、エネルギーや資源が非常に欠乏している国として、またエネルギー輸入大国であり、世界第三位の経済大国として、日本は新エネルギー開発と省エネや環境保全技術を普及させており、国内のエネルギー需要を十分に満足させるかたわら、エネルギー開発や利用によって生じた環境汚染を有効的に削減してきたことである。国内のエネルギーと環境政策の力強い支持の

下、新エネルギー技術の研究開発と新エネルギー製品の普及という面で、日本はすでに世界のトップレベルに立っている。日本は省エネや排出削減、環境保護の分野で具体的な政策措置をとり実践しているが、このことは、他国の生態環境保全に豊富な経験を提供している。よって、本論の主題からめれば、中日両国の新エネルギー及び環境保護の分野での協力に関する研究に目をむけるべきであると考えられる。

中日が省エネや環境保護の分野での協力を開始したのは1970年代末であり、1980年代には日本政府の対中開発援助（ODA）の展開によって、実質的な発展段階に入った。1994年の中日友好環境保全センターの建設を起点として、日本の対中ODAは省エネと環境保護分野を重点とするようになった。2010年8月まで、日本政府の対中ODAは累計3.3兆円に達し、そのうち、無償援助は1557億円、省エネ・環境保護分野での技術協力は1700億円に達した（劉昌黎，2012）。協力内容は環境保全プロジェクトと省エネ等ハイテク設備の導入、新エネルギーとクリーン・エネルギー産業開発への投資、都市の省エネ・環境保全技術プロジェクト、および地域生態保全の展開などエネルギー分野での資金・技術協力を含んでいる（姜雅，2007；劉昌黎，2012）。同時に、両国のエネルギーと環境分野の経済・技術協力をめぐっては、中日の政府間会議や学術界のシンポジウム、民間交流など多チャンネルにわたる二国間協力体制を作り上げた。さらに、地球温暖化や地域のエネルギー安全と協力、省エネ経験の普及とクリーン・エネルギー産業の発展促進、東アジアにおける生態保全などの分野において、両国は中日韓を基本とする多国間協力体制を作り上げた（具天書，2012；王玉，2013）。

日本政府は、2005年に中国がODAを「卒業した」ことから、2007年に最後の円借款を提供した後に対中資金援助を終息させた。中日のエネルギーと環境の分野での協力は、その後資金

援助から技術協力に転じ、専門家、調査団、研究者の相互派遣を主にした。2012年以降、両国のセンシティブな政治問題で摩擦が頻発するという制約があり、中日の二国間貿易は減少する傾向を示し^{xi}、日本の中国での投資およびエネルギーと環境保護分野での経済・技術協力に影響を与えた。様々な現象が示すように、以前の中日間の「政冷経熱」は次第に「政冷経冷」に陥るようになった。疑いもなく、このような消極的な状況は両国間の伝統的な経済・貿易の発展や民間交流に不利であり、中日両国がエネルギーや環境保全分野で長期にわたって作り上げた経済・技術協力関係に深刻な影響を及ぼしている。いかにして両国間のグリーン経済を進展させ、資源の共同開発、生態保全など共通の関心分野でさらなる交流と協力を促すかは、現在の中日間の政治経済関係のボトルネックを打開するための重要課題である。

5. 中日が省エネや環境保護とグリーン経済に関する協力を進める際の問題と対策

世界各国の資源やエネルギーの枯渇、気候変動の継続的な悪化という背景のなかで、グリーン経済を進展させることは、疑いもなく生産や生活方式を転換するプロセスで、経済、社会、資源と生態系の調和のとれた持続可能な発展を進める際の共通認識となっている。新エネルギーの開発や省エネ・排出削減と生態環境保全が、生態農業、循環型工業と持続可能なサービス業を内容とするグリーン経済に技術や制度面にとっての基盤となっている。中日両国はまずエネルギーや環境分野の経済・技術協力によって、両国がグリーン経済を進める際の基本的なプラットフォームとすべきことは明らかである。両国間にはこの課題について協力の基礎と共通した利益があるにもかかわらず、当面の比較的困難な政治状況と、省エネや環境保護の分野で協力する際の課題を考慮すると、将来的に両国のエネルギーや環境分野での経済・技術協力を進めるにはかなりの試練に直面することに

なろう。

(1) 存在している問題と障壁

①中日両国には経済の発展水準、新エネルギー開発と環境保護技術、そして環境汚染の程度において明らかな差があることから、両国の省エネ・環境保護分野での経済・技術協力は非対称的にならざるを得ない。このことは主に両国の協力において、中核的技術における「中国の輸入、日本の輸出」という面に現れていて、長期にわたる日本の対中ODAでは、主に汚水やごみの処理や煤煙対策、植林と黄砂対策など基本的環境保全技術であった。日本から中国への直接的な資金援助が減少したことから、省エネや環境保全の先端的あるいは核心的技術の移転問題に関して、日本は一貫して保守的であった。その原因としては当然、協力体制の不備、中国の知的財産権保護制度が不備であること、省エネや環境保全の自主的なイノベーション能力が欠如していることなどによるが、更なる要因としては、日本が中日「環境外交」のイニシアティブを握ろうとしたからでもある。エネルギーや環境分野における経済・技術協力に際して、「日本の能動的な『供与』と、中国の受動的な『受益』」といった構図が形成され、中国が緊急に必要としている多くの資源や環境問題に対する資金と技術を「中断」したことから、暗礁に乗り上げるようになった。さらに、両国が省エネ・環境保全分野での相互依存が深化したことによって、中国が協力関係においてますます受動的な立場に陥ることになった。この状況は両国がエネルギー・環境分野において経済・技術協力を規模的に拡大することの助けにならないばかりか、日本が「環境外交」とみなしたことによって、中国の全面的な発展を封じ込める重要な政策手段となった（陳玉平，2011）。

②中日の省エネ・環境保全分野での経済・技術協力はしばしば「政冷」の顕著な影響を受けている。今や中日両国は魚釣島の主権、戦争責任など

高度にセンシティブな政治的紛争に深く陥っており、両国関係の悪化は中日二国間貿易の正常な発展に直接的な影響を与えている。安倍政権の発足以来の一連の政治・軍事的拡張は中日間の伝統的な意味のある「政冷経熱」の構図を打ち砕き、将来の両国の政治・経済など各分野での二国間関係に影を落としている。実際、通常であれば、両国の共通した利益であるエネルギーと環境の経済・技術協力を進めることは、二国間の硬直した関係を打ち破る突破口になるはずである（劉昌黎，2012）。ただ、民間主導ではなく、政府主導となっている中日のエネルギー・環境協力枠組みの下では、両国の企業間協力・交流による両国関係の改善にも限界があり、中日の経済・貿易、エネルギー、環境、文化分野での協力と交流を深める際の最大な障害となるだろう。

その他、国際気候変動枠組条約の交渉に際して両国が炭素排出問題に関する取引（紀玉山，2011）、および地域生態問題に関して未だに保全モデルが出来上がっていない（薛曉芑，2013）、といった問題は程度の差こそあれ、ともに中日両国これからのエネルギー・環境および経済・技術協力を将来的に影響を及ぼすことになるだろう。

(2) 政策提言

①中日両国は省エネ・環境保護分野での資源と産業間での補完的発展をさらに強化する。日本は潤沢な資金、トップレベルの省エネ・環境保護技術、進んだ新エネルギー・環境産業、さらに省エネや排出削減と豊富な生態保全経験などによって、循環型経済、生態保全型経済と低炭素経済分野の先進国となっている。しかし、日本は国内の新エネルギー源は欠乏しており、環境産業市場は狭小で、関連する分野は米国やEUからの強い競争圧力に直面している。このため国内の省エネ・環境保全技術と企業の「うって出る（走出去）」戦略によって海外進出を開拓することが急務となっている。中国の高度成長は深刻な資源・環境

問題を引き起こしていることから、日本の先進的な省エネ・環境保護技術を学び、日本の新エネルギーや環境保全産業発展の経験を参考にして、国内の悪化し続ける環境を積極的に保全・改善しなくてはならない。さらに、最大の途上国として、中国は新エネルギー開発と環境保護産業分野においては、巨大市場となっており、新エネルギーと環境保全のインフラや資金と人的資源の面でも一定水準を保持している。これらは中日が各自の優位を結合させ、両国が省エネ・環境保護の分野で産業補完的発展を増強させたうえで、日本の在中協力企業に巨大なビジネスチャンスを提供し、また中国の省エネ・環境保護と生態保全の実需をも満たし、同時にエネルギー・環境分野での緊密な協力の中で、両国の共通の利益を増大させることになる。これは両国のイノベーション的グリーン産業を発展させ、グリーン経済への転換の過程で新たな成長分野を探し出し、経済・社会の持続可能な発展を実現させることに対して、大きな力となるだろう。

②両国は省エネ・環境保全分野での経済・技術協力の規模を拡大し、全面的に協力水準を引き上げ、企業を主体とする新たな協力モデルを作り上げる。一方で中国は新エネルギー開発と環境保護技術の分野で自主的にイノベーション能力を大幅に引き上げ、財政・金融・法律といったグリーン経済へ転換するための関連制度を改善し、中日両国の省エネ・環境保護の分野での非対称的な協力の構図を根本的に変える。国家の「第12次5カ年計画」において、重点的に戦略的新興産業を育成し、中国の省エネ・環境保護産業の発展に対する政府の支持が絶対必要であるが、長期にわたって政府の援助という「支え」に頼ってはいられない。そのため、中国の新エネルギー・環境保護企業は出来る限り早く市場に適応する能力を高めなくてはならず、国際的な交流と協力の中で、自らの総合的な競争力を高め続けなくてはならない。さらに中国政府は省エネや環境保護の分野での投

資や協力の環境を改善しなくてはならず、省エネや環境保護の技術の市場の開放度を高め、日本の省エネ・環境保護企業の対中投資に多くの優遇措置を与えなくてはならない。協力の中で、両国は地域の生態環境の安全という公益的利益に立脚し、市場における競争面での経済的利益にも関心を払い、日本企業が中国に対し、省エネや環境保護の分野で技術移転を促進させるような十分なインセンティブを与えなくてはならない。政府ベースの省エネや排出削減、環境保全というODAが有限であることから、両国の企業は民間の共同基金という方式を試み、市場主導的に中日間の省エネ・環境保護産業と技術の広範な協力体制をつくって（陳子雷，2009）、企業が漸次両国間のエネルギー・環境分野での経済・技術協力の主導的な力となるようにする。

③政治的障害の克服につとめ、エネルギーと環境分野での経済・技術協力をを行い、両国間で省エネと排出削減および生態保全に関する共通認識を育てるべく、両国が省エネ・環境保護分野での交流協力によって政治的意思疎通と相互信頼を強化する。疑いもなく、資源枯渇と生態環境の危機は国境を超えたグローバルな問題であり、各国が相互に信頼と協力を強化することによってはじめて、根本的に人類の生存と発展の共通問題を解決し得るのである。日本の保守的勢力は長期にわたって、冷戦的思考の影響の下、米国をはじめとする西側諸国がこしらえた「中国脅威論」に積極的に呼応し、グローバルな環境保全と国際気候変動交渉で炭素排出削減と環境保全といった議題をめぐって、「環境外交」をもって中国の全面的な発展を牽制し、弱体化しようとした。中国の隣国として、日本が中国の生態環境の継続的な悪化に対して、「人の不幸を喜ぶ」と言った考えを抱き続けるならば、中国の公害と生態危機は速やかに日本を含めた東アジア周辺地域に波及するであろう。そのとき、西側がほらを吹いている「中国脅威論」は地域そして世界の環境悪化という要素に

よって「環境脅威論」として現実となろう。よって、中日両国は以下の共通認識を基本にすべきである。両国間のエネルギー・環境分野での経済・技術協力を強化することは、地域の生態系の質を向上させ、グローバルな環境保全に役立つことになり、中日間でエネルギー・環境分野を含めた、グリーン経済の発展をめぐって幅広い協力を行うことが、広範な win-win の戦略に合致することになる。現在、中日両国は政治とイデオロギーに関してかなりの隔りがあり、両国が、グリーン経済の発展をめぐって、エネルギー・環境分野での協力の重要性を認識し、いかにすれば将来の中日政治経済関係の発展に対する「牽引車」と「潤滑剤」にするのかは、両国の政府と民間のたゆまない努力を待つことになろう。

6. 結論とコメント

疑いもなく、中国は三十数年間の高度成長を保つと同時に、きわめて深刻な資源枯渇や環境汚染、生態の悪化という問題を引き起こしてきたが、このことは中国の将来の経済・社会の持続的な発展の重大な障害となろう。中国は経済の発展様式の転換とともに、経済発展の考え方や理念の転換を必要とし、中国の資源・環境問題の危機意識と生態保全に対する責任感と共通認識を樹立しなくてはならない。中国の省エネ・環境保護と生態保全は自らの努力とともに、日本が同分野で有している進んだ技術と豊富な経験という「外的援助」をも必要としている。地域の生態・環境の持続的な悪化という現実的な必要性、エネルギーや環境の分野での両国の長期にわたる協力関係を基礎として、さらに両国がグリーン経済の発展と省エネおよび環境保護と生態保全という共通した利益をめぐって、当該分野でさらに経済・技術協力を深める前提条件がそろっている。両国のエネルギーと環境の協力関係における非対等性、そして両国の現在の政治関係が両国の協力に及ぼしているマイナスの影響は、中日が同分野における経済・技術

協力および二国間貿易関係の重要な影響要因となるであろう。

安倍政権の誕生以来、日本が提唱している一連の内政外交政策は中日関係の正常な発展に深刻な影響を与えた。魚釣島の主権、戦争責任、平和憲法の変更と集団的自衛権の解禁といった日本の行動は、周辺地域の緊張を高めただけでなく、中国人民を含めた世界中の平和愛好人士の感情を深く傷つけた。これは日本国内の民衆の政府に対する強い抗議を招いただけでなく、日本と、中国など関係国の経済貿易関係の発展にも影響を及ぼした。近年になって中日間の伝統的な「政冷経熱」の構図は徐々に「政冷経冷」現象に変わったが、このことは両国関係が明らかに悪化したことを示している。このような特殊な環境の下で、世界的な気候変動と環境悪化の中、グリーン経済の発展をめぐって、中日両国がエネルギーと環境分野で経済・技術協力を進めることは、世界の環境保護と生態保全の共通した利益のためだけではなく、省エネ・環境保護の分野での交流協力を通じて、両国の（冷え切った）貿易と民間交流を暖め、中日の現在の緊張した関係を緩和させ、改善させる積極的な試みにもなる。

指摘すべきなのは、日本は戦後いち早く台頭し、経済発展や技術的イノベーション、法治国家体制、省エネ・環境保護と生態保全等のさまざまな分野において、中国が学び、参考に値する点をたくさん有していることである。中日国交正常化以来、両国間の緊密な経済貿易関係と民間交流は、両国関係の発展の基盤になったとともに、中日両国人民の友好的な感情を増進した。しかし、近年の日本政治における右よりの勢力の再興、とくに冷戦的思考と軍国主義的思想の台頭の下、日本の当局の一連の敵視政策は中日関係を明らかに悪化させている。両国のセンシティブな政治的課題における頻繁な衝突は、両国の政治的不信をさらに悪化させた。現在、他の分野では多元的な対話・協力メカニズムが作られ、両国の伝統的な貿易と民間

文化交流での積極的な役割を果たし、中日間の意思疎通、理解と相互信頼を深め、敵視、誤解と疑心暗鬼をなくそうとしている。日本の当局が軍国主義思想と冷戦的思考を捨て、中日国交正常化時代に培った政治的共通認識を徐々に回復させるとともに、中国の民衆も日本の社会・文化を十分理解した上で、日本に対する偏狭的民族主義的、理性を無くした敵視と反発を無くさなくてはならない。現在、中日間の政治的状況は決して明朗ではないが、日本当局が魚釣島問題で「争議の棚上げ、合同開発」という立場に戻り、「国有化」と冷戦的思考を放棄すれば、平和愛好的な広範な両国人民によって、中日双方の将来の政治経済関係が友好発展の軌道に乗るであろうことを我々は信じている。

参考文献

- [1] Grossman, G. and Krueger, A., 1995, *Economic Growth and the Environment*, *Quarterly Journal of Economics*, 110 (2), pp.353-377.
- [2] 陈玉平, 2011, 《中日环境協力中的不对称性研究》, 武汉: 华中师范大学硕士学位论文, 第18-21页。
- [3] 陈子雷, 2009, 关于后奥运时期中国经济转型与建立中日环境協力机制的思考, 《当代亚太》, 第4期, 第56-66页。
- [4] 方行明、刘天伦, 2011, 中国经济增长与环境污染关系新探, 《经济学家》, 第2期, 第76-82页。
- [5] (美) 约翰·贝拉米·福斯特, 2006, 《生态危机与资本主义》, 耿建新、宋兴无译, 上海: 上海译文出版社, 第74页。
- [6] (美) 丹尼斯·海斯, 2004, 压缩生态泡沫, 《世界环境》, 第4期, 第14-16页。
- [7] 纪玉山、周英、吴勇民, 2005, 库兹涅茨人均收入决定论质疑——兼论我国产业结构升级的政策取向, 《经济经纬》, 第1期, 第58-61页。
- [8] 纪玉山、吴勇民, 2006, 我国产业结构与经济增长关系之协整模型的建立与实现, 《当代经济研究》, 第6期, 第47-51页、第73页。
- [9] 纪玉山、赵洪亮, 2011, 维护中国发展权视角下的国际碳博弈——兼议经济增长与气候变化问题之争, 《社会科学辑刊》, 第6期, 第103-109页。
- [10] 纪玉山、刘洋, 2014, “北京共识”与“中国模式”: 探索、争鸣与重识, 《学术交流》, 第2期, 第85-89页。
- [11] 姜雅, 2007, 中日两国在新能源及环境保护分野協力的现状与展望, 《国土资源情报》, 第5期, 第16-20页。
- [12] 具天书、邱道隆、张植荣, 2012, 环境外交: 发展的动力学分析——兼论中日韩三国环境協力与问题, 第1期,

- 第46-52頁。
- [13] 刘昌黎, 2012, 中日环境協力的現状、問題と対策, 《日本研究》, 第3期, 第3-9頁。
- [14] 吉雅拉·皮奥瓦尼、李民騏, 2011, 经济增长与气候稳定是否相协调?——以中国和印度为例, 《当代经济研究》, 第9期, 第12-20頁。
- [15] 汪 劲, 2012, 中国环境法治失灵的因素分析——析政治因素对我国环境法治的影响, 《上海交通大学学报(哲学社会科学版)》, 第1期, 第23-33頁。
- [16] 王爱兰, 2012, 我国能源结构与能源经济效率的国际比较, 《中国国情国力》, 第6期, 第43-45頁。
- [17] 王 玉, 2013, 《中日新能源協力发展与效应分析》, 沈阳: 辽宁大学硕士学位论文, 第13-16頁。
- [18] 薛晓芑、张海滨, 2013, 东北亚地区环境治理的模式选择——欧洲模式还是东北亚模式?, 《国际政治研究(季刊)》, 第3期, 第52-68頁。
- [19] 张季风, 2013, 日本能源战略调整及中日能源分野的竞争与協力, 《东北亚学刊》, 第3期, 第28-30頁。
- [20] 张雪峰, 2012, 当前日本经济发展趋势及中日经贸关系展望, 《现代日本经济》, 第5期, 第22-32頁。
- [21] 张玉林, 2014a, 环境问题演变与环境研究反思——跨学科交流的共识, 《南京工业大学学报(社会科学版)》, 第1期, 第5-13頁。
- [22] 张玉林, 2014b, 危机、危机意识与共识——“雾霾”笼罩下的中国环境问题, 《浙江社会科学》, 第1期, 第142-145頁。
- 国の環境汚染の保全のための投資総額は当該年のGDPの1.59%であった(出所: 国家統計局・環境保護局『中国環境統計年鑑2013』北京、中国統計出版社p.125。および国家統計局『中国統計年鑑2013』<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2013/indexch.htm>)
- viii 国家統計局『中国統計年鑑2013』<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2013/indexch.htm>、および世界銀行<http://data.worldbank.org.cn/indicator>
- ix 世界銀行、<http://data.worldbank.org.cn/indicator>
- x 出所: 《日本の大地震後3年が過ぎ、中心課題は依然として原子力、安倍: エネルギー政策では原子力を放棄することができず》, 2014, 《新華網》, http://news.xinhuanet.com/world/2014-03/12/c_126253547.htm
- xi 2011年の中日両国間貿易額は史上最高の3449億ドル(14.3%増)に達した後、2012年から、中日貿易額は2年連続で減少の趨勢にある。2012年の中日両国間の貿易額は3.9%減で、2013年さらに5.1%減であった。出所: 《2011年中日の貿易額は3449億ドルで、史上最高》, 2012, 《鳳凰網》, <http://finance.ifeng.com/roll/20120217/5614097.shtml>; および《フォース: 緊張の局面加速、中日経済は分岐点に》, 2014, 《参考消息網》, <http://finance.cankaoxiaoxi.com/2014/0218/348212.shtml>
-
- i 世界銀行: <http://data.worldbank.org.cn/indicator>
- ii 『国連環境公報: 中国はすでに世界最大の資源消費国に』2013「新華網」http://news.xinhuanet.com/cankao/2013-08/05/c_132602181.htm.
- iii 『中国環境統計年鑑 2013』の数字参照。2012年の全国の工業の排ガスと二酸化硫黄の排出総量は2011年と比べると減少しており、工業の煙塵と工業粉塵の総排出量も2005年以降逐次減少している。さらに二酸化硫黄と工業煙塵と工業粉塵の排出達成量と除去量、および工業排ガス処理施設の建設は逐次増加している。具体的には、国家統計局、環境保護局の『中国環境統計年鑑2013』北京: 中国統計出版社 pp.43-44
- vi 国家統計局、環境保護局の『中国環境統計年鑑2013』を参照。北京、中国統計出版社、p.19
- v 陳雷、2009「我が国の毎年の水土流失のよる損失は耕地100万畝に達する」(新華網) http://news.xinhuanet.com/fortune/2009-04/12/content_11173068.htm
- vi 国家林業局2005、「第三次中国荒漠化状況公報」『中華人民共和国中央人民政府web station』http://www.gov.cn/ztlz/fszs/content_650487.htm
- vii 国家統計局と環境保護局の数字によると、2012年中

報告 2

東北アジアの経済統合－東北アジア経済共同体を目指して

李 昌 在 (韓国・対外経済研究院)

翻訳：川口 智彦 (日本大学)

1. 序論

1980年代末、世界的な冷戦の収束により東北アジアにも変化の風が吹き始め、その余波は域内国家間関係の正常化として現れた。1990年9月、韓国とソ連の外交関係が樹立し、1992年8月には韓国と中国の国交が正常化された。そして、このような国際政治的条件の変化により、東北アジア地域でも初めて経済協力の可能性が生まれた。また、1978年、中国が開放政策を選択し、堅実に経済改革を推進してきたということも、東北アジアの経済協力を開始し、活性化させていくことに大きく寄与した。

東北アジアの経済協力の初期、これに対する関心と期待は大きかった。特に、東北アジア国家は、所与の要素の面で高い経済的相互補完性を有しており、これらの要素が結合されれば、東北アジア経済協力の潜在力は非常に高いものと期待された。

一方、東北アジアの経済協力を妨げる障害も散在していた。体制転換初期、旧社会主義圏国内では、市場経済国家と経済協力に必要な制度的・物的基盤ができていなかった。また、こうした地域における資源開発事業などの外国人直接投資に必要な輸送、通信をはじめとした各種の物理的インフラも非常に低い水準であった。

こうした状況で、東北アジアの経済協力を活性化させようという努力は、多角的に模索された。1980年代末から1990年代まで、東北アジアの経済協力に関する議論は、中央政府間の経済協力経験が浅いという状況の中、主に隣接地域間の経

済協りに焦点を合わせていた。そのうち、まず具体的に制度化されたのは、1991年にUNDPの旗の下で推進された豆満江地域開発事業 (TRADP: Tumen River Area Development Programme) であった。

しかし、東北アジアの経済協力の制度化は、2000年代に入り、韓中日3国を中心にゆっくりと進行し、FTAのような制度的経済統合に関する議論は、最近になって韓中日間で行われている実情である。一方、これら3国間の市場主導の機能的域内経済統合は、早い速度で進展してきた。

韓中日3国は、過去10年間にそれぞれ多数のFTAを締結しており、2013年3月から韓中日FTA交渉が始まり、2014年3月には第4回交渉を開催した。また、韓中FTAについては、2013年3月に第1回交渉が始まり、2014年5月には第11回交渉が開催された。

このように東北アジア地域でも3国を中心に初めて制度的経済統合議論が始まったのに対し、最近、領土問題、歴史問題、北朝鮮の核問題などにより、東北アジア地域の政治・安保状況はむしろ悪化しており、域内の政治・安保的緊張の高まりが、域内の経済統合にも否定的な要素として作用するのではないかと憂慮されている。

このような状況の中、本稿では東北アジアの経済統合を進めるための方案として、東北アジア経済共同体形成を提案する。最近、域内の政治・安保状況が東北アジアの経済統合に否定的な影響を与えている現状下では、この提案が多少不適切に思われるかもしれないが、筆者はむしろ東北アジ

ア経済共同体という拠り所を提示し、これを実現するためには韓中日3国が主軸としての役割を担わなければならないという点を明確にすることで、昨今の3カ国間の緊張関係を解消し、関係改善を達成することに寄与できるものと期待している。

東北アジア経済共同体構想を提示する前に、本稿では東北アジアの機能的経済統合と制度的経済統合の現況をみることにする。

2. 東北アジアの経済統合ⁱ

(1) 東北アジアの域内貿易の割合

過去20年間、東北アジアの域内貿易は大きく伸びた。表1は、多様な東北アジア域内貿易の割合ⁱⁱが増加したことを示している。

そのうち、韓中日3国間の域内貿易の割合が2012年現在20.2%を記録し、韓中日3国に北朝鮮、中国、ロシア極東地域を加えると、域内貿易の割合が25.2%に達している。また、韓中日3国に香港、マカオ、台湾を加えると、域内貿易の割合が大幅に増加し34.9%に達している。これは、香港とマカオが中国と別途の地域ではあるが、中国に属しており、中国と緊密な貿易が行われており、特に、自由貿易港なので貿易量が大きく、台湾もまた貿易量も大きく、域内貿易の依存度が高いからである。そして、東北アジア地域全体の

域内貿易割合は、40.9%に達している。

(2) 韓中日3国間の域内貿易割合

韓中日3国間の域内貿易の割合は、過去20年間に非常に増大した。図1で見られるように、1990年に12.3%に過ぎなかった域内貿易の割合が2012年には20.2%に増加した。1990年代初め、持続的に増加してきた域内貿易の割合は、1997～98年のアジア金融危機の時に一時的に減少したが、再び増加し、2004年には24.1%を記録した。その後、減少傾向に反転した域内貿易の割合は2009年から一時的な増加を見せた後、再び減少している。

同期間中、NAFTAとEU(15カ国)の域内貿易の割合がそれぞれ37.2%から40.2%に、64.5%から54.3%に変化したことと比較すると、韓中日3国間の域内貿易の割合は、増加値では著しいが、絶対値では依然としてそれらを大きく下回っている。そして、韓中日3国に香港、マカオ、台湾を加え、これを東北アジアとするとⁱⁱⁱ、東北アジアの域内貿易の割合は、同期間中、28.9%から34.9%に増加しており、韓中日間の域内貿易の割合と比較すると遙かに高い水準において類似した推移を見せており、最近ではほとんどNAFTAの水準に近づいている。

表1. 東北アジア域内貿易の割合

	1990年	2012年
韓中日	12.3%	20.2%
韓中日 + A	13.4%	25.2%
韓中日 + HMT	28.9%	34.9%
東北アジア(韓中日 + A + HMT)	29.6%	40.9%

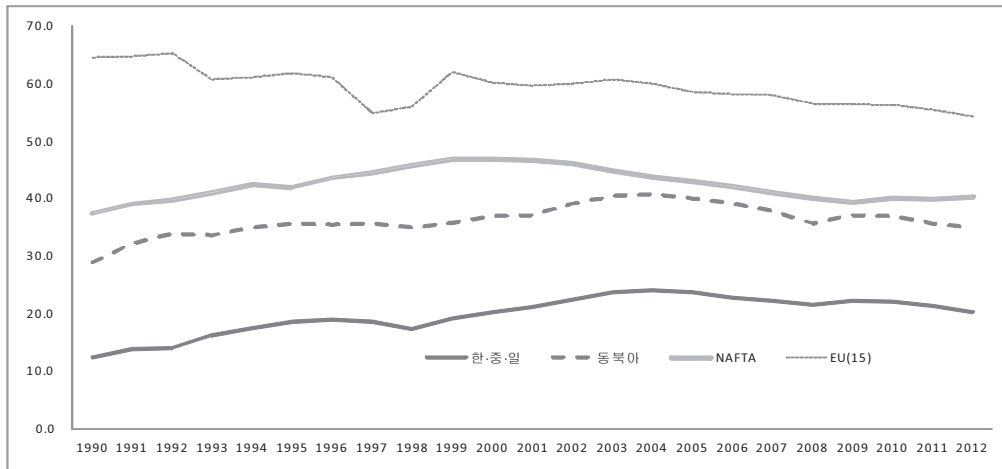
注: 1) A: 北朝鮮 + モンゴル + ロシア極東地域 HMT: 香港 + マカオ + 台湾

2) 東北アジア各国の台湾貿易統計、ロシア極東地域の統計は、台湾政府とロシア政府統計資料を利用して集計した。

資料: IMF. 2013. *Direction of Trade Statistics*; Taiwan Bureau of Foreign Trade. *Trade Statistics* [online]; Russia National Statistical Office [online].

図 1. 主要経済圏の域内貿易割合の推移

(単位：%)



注：東北アジアは韓中日 + 香港, マカオ, 台湾

資料：[付表 1] 参照.

(訳注：実線：韓中日、長い点線：東北アジア、太い線：NAFTA、点線：EU(15))

図 2 は、過去 20 年間、韓中日各国の域内貿易の割合の推移を表している。韓国の域内貿易の割合は、1990 年 21.9% から 2012 年 29.9% へと概ね上昇傾向にあった。同期間の日本の域内貿易の割合も韓国と類似した傾向を示しており、9.1% から 26.8% へと大きく増加した。しかし、中国は 1990 年の 15.0% から急速に増加し、1996 年には 27.6% に達したが、その後減少傾向が続き、2012 年には 15.1% と低下した。

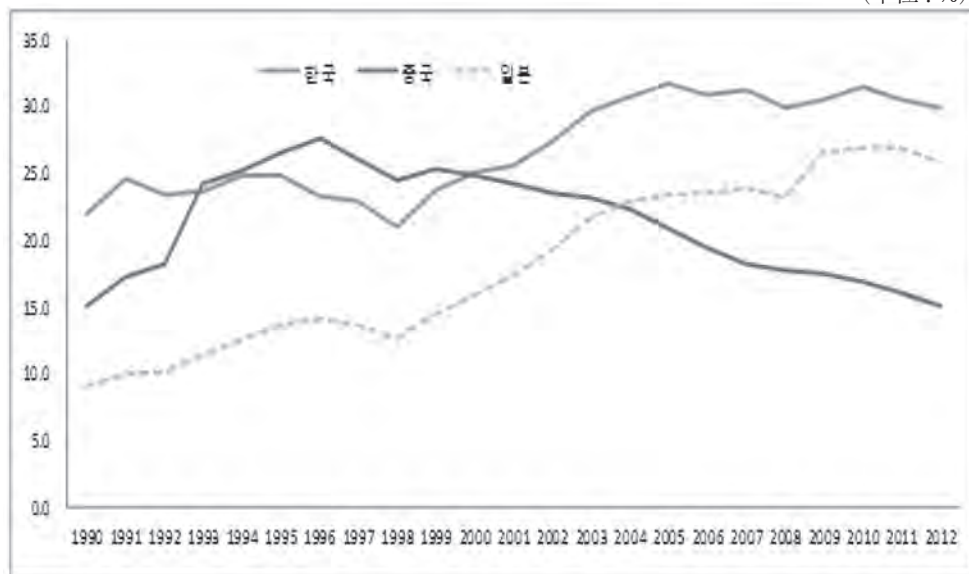
したがって、韓中日 3 国間の域内貿易の割合

が 2004 年をピークに相対的に減少傾向にあるのは、中国の域内貿易の割合が下がっているからであるということが分かる。

2012 年現在、韓中日 3 国のうち、域内貿易の割合は韓国が最も高く、その次が日本、中国の順になっている。しかし、過去 20 年間、域内貿易の割合の変化という側面では、日本が 17.7% ポイント増加し、韓国 (8.0% ポイント) と中国 (0.1% ポイント) よりも高い増加率を記録した。

図 2. 韓中日間の域内貿易割合の推移

(単位：%)



資料：[付表 2] 参照.

(訳注：2012 年で一番上から韓国、日本中国の順である。)

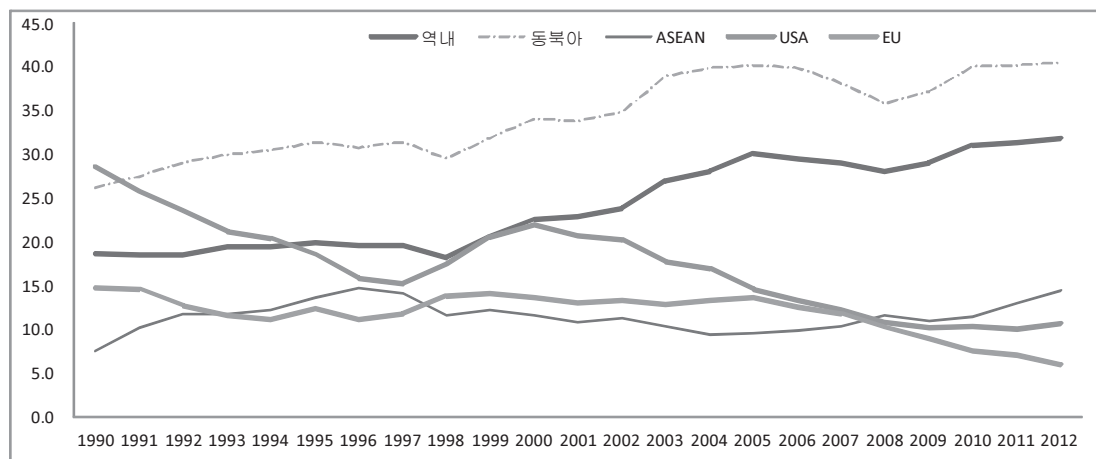
(3) 韓中日3国の主要な圏域別輸出及び輸入依存度

韓国の輸出での域内（中国と日本）の割合は、1990年の18.6%から始まり、アジア金融危機までほぼ同じ傾向に留まっており、その後、2005年まで急速に上昇して30.8%を記録した。再び停滞期間を経て、その後再び上昇して2012年には31.8%を記録することで、その他の圏域と比べて圧倒的に重要な位置を占めた（図3）。そして、韓国の輸出で中国、日本に香港、マカオ、台湾を加えた東北アジアが占める割合も同様の傾向を示しており、1990年の26.2%から2012年には40.5%に達している。

一方、同期間中、韓国の輸出において1990年に28.6%を占めていた米国の割合は減少し、1997年には15.2%へと減少した。その後、しばらく上昇傾向へと反転したが、2000年代に入り、継続的に下落傾向をみせ、2012年には10.7%に縮小した。EUについては、1990年に韓国の輸出の14.8%を占めていたが、2000年代に入り、その割合が徐々に減少し、2012年には6.0%に過ぎなかった。ASEANへの韓国輸出における割合は、1990年の7.5%から1996年の14.7%へと上昇したが、下落傾向を示した後、再び反転し、2012年には14.4%を記録した。

図3. 韓国の主要地域輸出依存度の推移

(単位: %)



資料: [付表 3] 参照.

(訳注: 2012年で一番上から東北アジア、域内、ASEAN、USA、EUの順である。)

韓国の輸入における域内割合は、その他の圏域に比べて顕著に高い位置を占めている。1990年に25.0%に達していた域内割合は、増減を示した後、2007年には33.7%まで上昇したが、2012年には27.9%を記録した（図4参照）。そして、東北アジアの割合は、さらに重要な位置を占めるようになり、同期間中に27.4%から30.6%へと増加した。

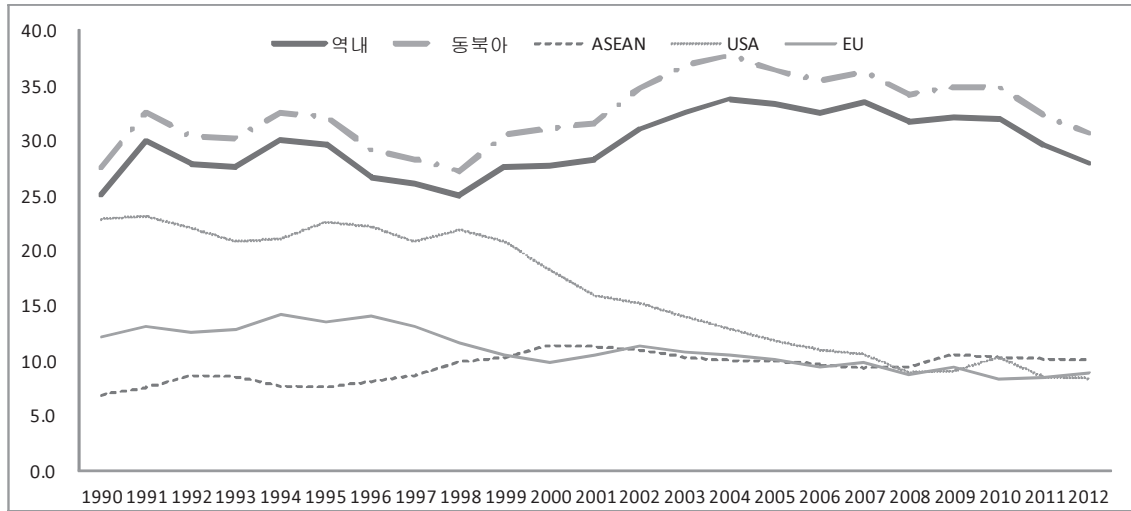
同期間中、韓国の輸入における米国の割合は、急激に縮小した。1990年、韓国の輸入の22.8%

を占めていた米国の割合は、2012年には8.4%に減少した。EUの割合も1990年の12.2%から1994年の14.2%へと増加したが、その後、減少傾向を示し、2012年には8.9%と低下した。これに対し、同期間中のASEANの割合は、6.8%から10.0%へと高まった。

図5で見られるように、過去20年間の中国の輸出における圏域別割合は、大きく変化した。1990年に15.4%と中国の輸出において比較的高い割合を占めていた域内の割合は、1996年に

図 4. 韓国の主要地域輸入依存度の推移

(単位: %)



資料: [付表 4] 参照.

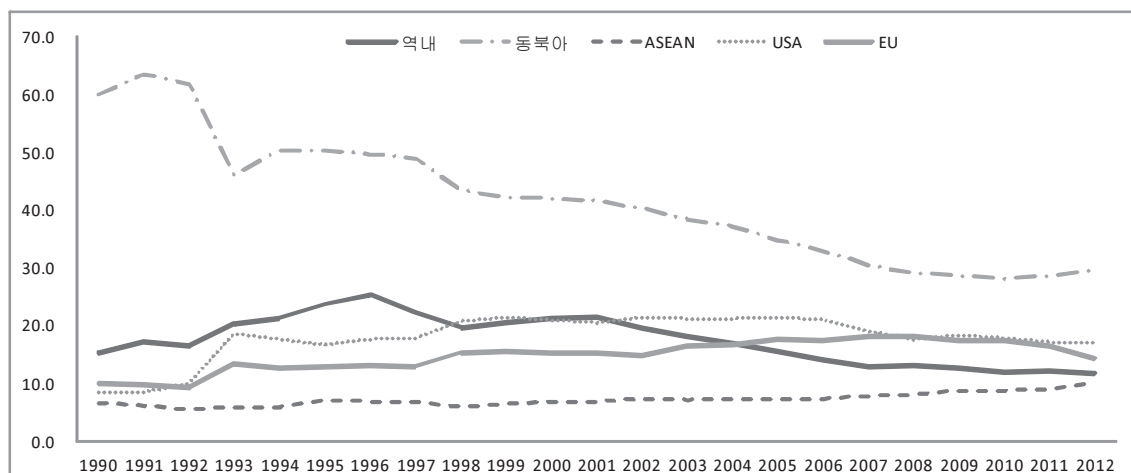
(訳注: 1990年で一番上から不明、域内、USA、EU、ASEANの順である。)

25.4%まで上昇したが、その後、下落傾向が続き、2012年には11.7%へと低下した。そして、韓国、日本に香港、マカオ、台湾を加えた東北アジアの場合、その割合が1991年(63.5%)以来、概ね下落傾向できているにもかかわらず、2012年に29.6%を占めており、その他の地域と比べて優位にある。

中国の輸入における圏域別割合は、輸出とは相当に異なった展開をした。1990年に14.7%を占めていた域内割合は、1997年と1998年に30.0%まで高まっており、その後、下落傾向を示してはいるものの、2012年に18.9%と比較的高い割合を記録した(図6参照)。また、東北アジアの割合も1992年(45.2%)以後、大体下落傾

図 5. 中国の主要地域輸出依存度の推移

(単位: %)

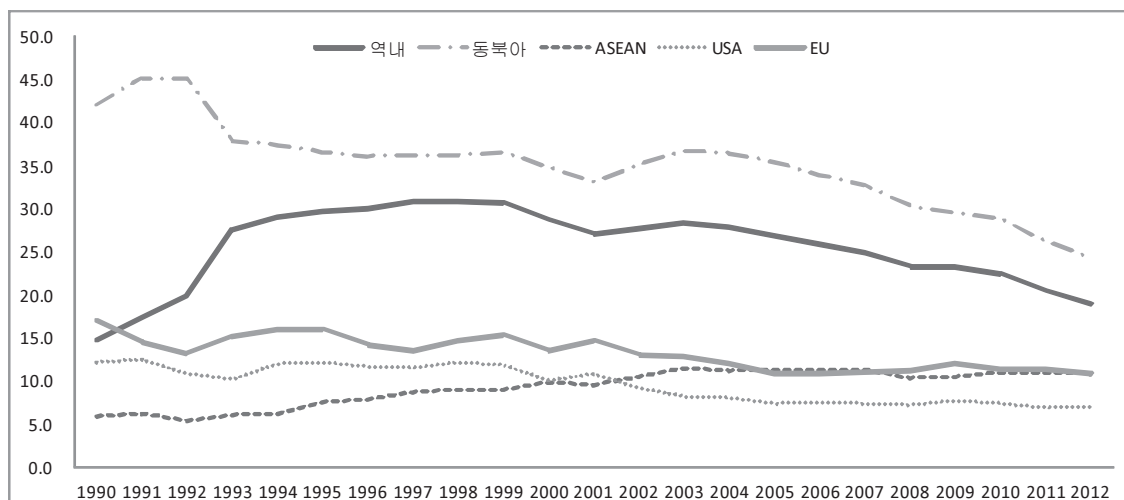


資料: [付表 5] 参照.

(訳注: 1990年で一番上から東北アジア、域内、USA、EU、ASEANの順である。)

図 6. 中国の主要地域輸入依存度の推移

(単位: %)



資料: [付表 6] 参照.
 (訳注: 1990年で一番上から東北アジア、EU、域内、USA、ASEAN の順である。)

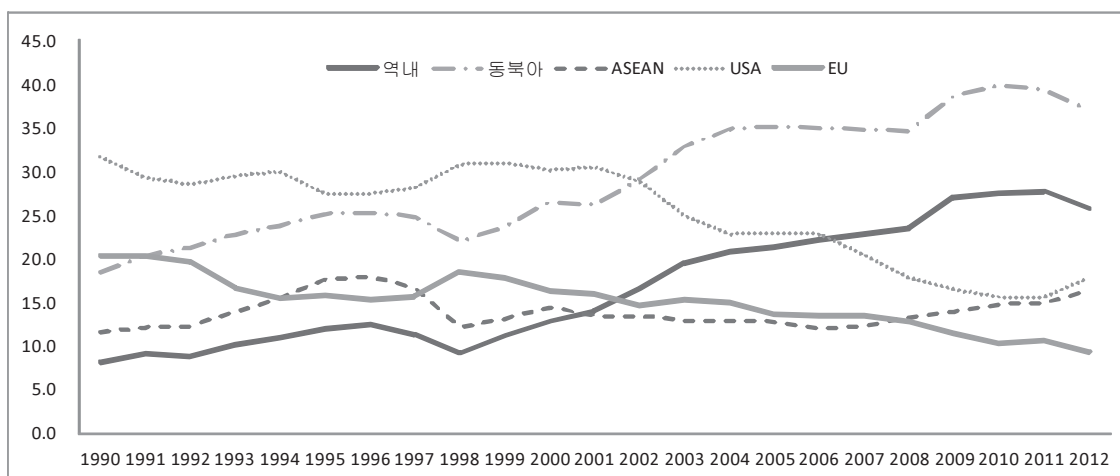
向を示してきたが、2012年に24.4%を占めている。

1990年、それぞれ17.0%と12.2%を占めていたEUと米国の割合は徐々に減少し、2012年には10.9%と7.1%へ低下した。一方、同期間のASEANの割合は、比較的堅調な増加傾向を示し、5.8%から10.8%へと高まった。

過去20年間、日本の輸出における圏域別割合は、画期的に変わった。域内割合は、1990年の8.2%からアジア金融危機以前まで増加傾向を示したが、金融危機の時減少して1998年には9.2%となった。しかし、その後上昇し、2011年には27.7%に達した後、2012年には25.8%を記録した。図7が示しているように、2000年までの域内割合(12.8%)は、その他の圏域と比べて低かったという点で、過去10年間の上昇傾向はさ

図 7. 日本の主要地域輸出依存度の推移

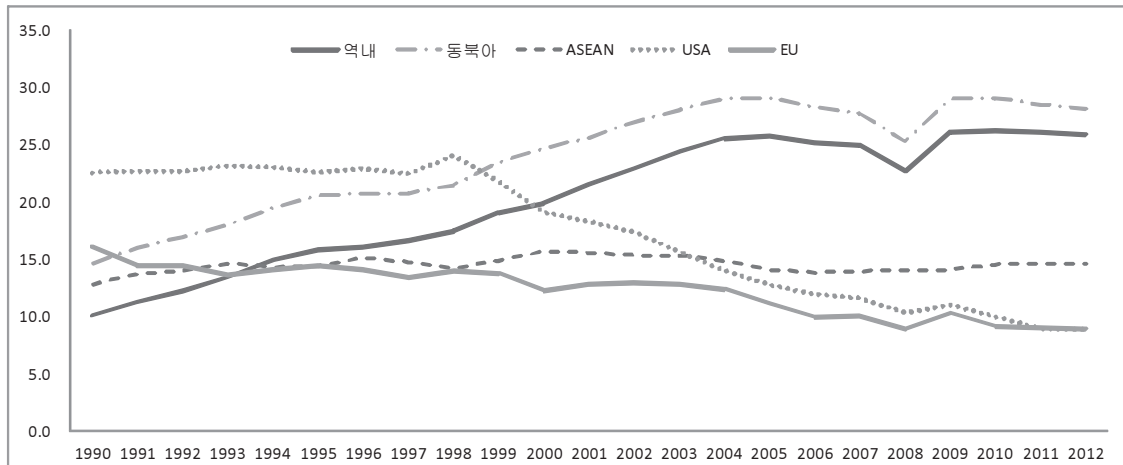
(単位: %)



資料: [付表 7] 参照.
 (訳注: 1990年で一番上からUSA、EU、東北アジア、ASEAN、域内の順である。)

図 8. 日本の主要地域輸入依存度の推移

(単位: %)



資料: [付表 8] 参照.

(訳注: 1990年で一番上から USA、EU、東北アジア、ASEAN、域内の順である。)

らに激しいといえよう。さらに、韓国、中国に香港、マカオ、台湾を加えた東北アジアの割合は、1990年の26.5%から2102年には36.9%に増加し、その他の地域とは顕著な違いをみせている。

1990年、日本の輸出において31.6%を占めていた米国の割合は、1990年代にはほぼ同じ水準を維持してきたが、2000年代に激しい下落傾向をみせ、2011年には15.5%に至り、2012年には17.7%を記録した。EUの割合も同期間中、持続的に減少し、2012年には9.3%に過ぎなかった。一方、1990年に11.6%を占めていたASEANの割合は、1996年に17.8%へと上昇したが、アジア金融危機により1998年には12.0%へと下落し、その後、増減を繰り返しながら2012年には16.2%に至った。

日本の輸入における域内の割合は、過去20年間、1990年の10.1%から堅調に増加し、2005年の25.8%を記録した後、増減を繰り返し、2012年には25.8%に至った(図8参照)。東北アジアの割合もまた、上昇傾向をみせており、1990年の14.6%から2010年には28.2%へと増加した。

一方、日本の輸入において1990年に22.5%を

占めていた米国の割合は、続けて同じような水準を維持してきたが、1998年の24.0%を記録した後、持続的な下落傾向を示し、2012年には8.8%へと低下した。EUの割合も1990年の16.1%から2010年の9.2%へと続けて減少した。ASEANについては、その割合が1990年の12.7%から2000年の15.7%へと上昇したが、その後、多少減少して2012年には14.6%を記録した。

3. 東北アジアの制度的経済統合^{iv}

1990年代初めから始まった東北アジアの経済協力は、一部の分野での進展にもかかわらず、全体的にはその成果が初期の期待値には達しなかった。これは、何よりも中央政府次元での協力が円滑に行われなかった状況の中で、東北アジア経済協力のための制度化が遅れたからである。

一方、世界的には、地域主義に反対してきた米国が1988年にカナダと自由貿易協定を締結し、1994年にはカナダとメキシコと共に北米自由貿易協定(North American Free Trade Agreement: NAFTA)を発足させ、地域主義に賛同するなどして、1990年代には既に地域主義が世界的趨勢として登場した。

このような世界的地域主義趨勢と共に、1997年に発生したアジア金融危機により東アジアの次元で1997年12月初めASEAN+3（韓中日）首脳会議が開催されて以後、緩い形態の地域経済協力体であるASEAN+3協力体制が構築された。そして、これを契機に韓中日3国間の経済協力の制度化が模索され始めた。

(2) 韓中日首脳会議

① 韓中日首脳会議

a. 韓中日首脳会談の始まりと成果

1991年11月、マニラで韓国の金大中大統領、中国の朱鎔基総理、日本の小渕首相の歴史的な首脳会談が開催された。朝食会として開催されたこの会合により、韓中日3国間首脳会談が始まったのである。その後、2000年にシンガポールで開催された第2回会議で3国首脳は同会議の定例化に合意し、2002年にプノンペンで開催された第4回会議では同会議の公式化に至った。

第1回会合は、3国間の協力を強化し、東北アジア地域の安定と共同繁栄を模索する契機となった。具体的に3国首脳は、3国の国策研究機関に3国間の経済協力の増進に関する共同研究を行わせることに合意した^v。そして、第2回首脳会議では、2001年1月から韓中日共同研究を正式に発足させることにした。また、韓中修好10周年と中日修好30周年であり、韓日共同推進ワールドカップが開催される2002年を韓中日国交の年(Year of China-Japan-Korea Exchange)に指定した。

第3回ブルネイ会議では、3国が経済通商長官会議と財務長官会議を定期的で開催することに合意し、経済関係者が参加するビジネスフォーラムを設立することにした。第4回会議では、3国共同で観光及び観光インフラ開発を推進し、スポーツ交流増進のために努力することにした。また、平和的非核化のための協力も議論した。

2003年10月、インドネシアのバリで開催さ

れた第5回バリ会議で、3国は「韓中日協力に関する3国首脳共同宣言(Joint Declaration of the Promotion of Tripartite Cooperation among the People's Republic of China, Japan and Republic of Korea)」を採択し、同共同宣言の後続措置のために「3者委員会(Three-Party Committee)」^{vi}を結成することとした。共同宣言は、貿易、投資、IT、人的交流、国際問題、アジア地域協力(東アジア研究グループ提案事項の執行)、安保・軍事人的交流、伝染病と国際犯罪防止など14の部門での協力増進を含んでいる。そして、3者委員会では2001年1月以後、経済協力関連研究を推進することにした。

2004年11月、ラオスのビエンチャンで開催された第6回首脳会議では、3者委員会が提出した2003年に採択された共同宣言以後「3国協力経過報告(Progress Report of the Trilateral Cooperation among the People's republic of China, Japan and Republic of Korea)」を承認した。また、3国首脳は東アジア共同体推進のための東アジア首脳会議(East Asia Summit)を支援することとし、地域通貨の安定のためには3国間協力が絶対的に必要であるという点で意見を一致させた。

2007年1月、セブで開催された第7回首脳会議では「共同報道文(Joint Press Statement)」を発表し、第2回中間報告(Progress Report、2005-2006)を採択した。また、3国首脳は、2007年を文化協力の年に指定した。

2007年11月、シンガポールで開催された第8回首脳会議で3国首脳は、ASEAN+3首脳会議と関係なく、別途の韓中日首脳会議を3国で開催することに合意した。その他にも第3回中間報告(2007年)を承認し、13の新たな協力事業を採択した。また、3国間協力を進展するための「韓中日3国協力推進のための共同計画(Action Plan for Promotion of Tripartite Cooperation among the People's Republic of China, Japan

and the Republic of Korea)」が作成された。中間報告によると、2007年6月に第1回3国外交長官会議が済州島で開催され、これに先だちハイレベル外交当局者会議が同年5月に北京で開催された。行動計画は、2から3年ごとに3国が順番に作成することになっており、政治、経済、環境保護、科学技術、そして社会及び文化など、4つの部門を含んでいる。そのうち、政治部門では、2008年、日本で開催された第1回の韓中日首脳だけによる会議に続き、2009年と2010年にそれぞれ中国と韓国で第2回、第3回首脳会議を開催することとされ、また2009年から「3者協力サイバー事務局 (Trilateral Cooperation Cyber-Secretariat: TCCS)」を設置することにした。経済部門では、2003年に開始された韓中日FTAに関する共同研究が2008年に最終段階に入り、2009年からはさらに深い研究が3国の研究機関の間で行われる計画であることが明らかにされた。

b. 韓中日首脳だけによる会議の始まりとその成果

2007年の行動計画で明らかにされたように、2008年12月の第1回の韓中日首脳だけによる会議が日本の福岡で開催された。それまでの韓中日首脳会議は、ASEAN+3の首脳会議時にASEAN国家で開催されたという点において、多少不十分なレベルの首脳会議であったといえる。しかし、初めての会議で3国首脳が同会議を3国で巡回しながら定例的に開催することで合意した。この合意により、新たに発足した韓中日首脳会議は、完全な3国間首脳会議となり、何よりも韓中日3国首脳間の対話の場として一段格上げされたという点で意義があるといえよう。

第1回首脳会議では、3国間協力の基本原則及び方向を謳った「韓中日3国同伴者関係のための共同声明 (Joint Statement for Tripartite Partnership)」と「3国首脳共同宣言 (2003)」

「3国協力行動戦略 (2004)」及び「3国協力行動計画 (2007)」などに基づく「韓中日3国協力増進のための行動計画 (Action Plan for Promoting Trilateral Cooperation among the People's Republic of China, Japan and the Republic of Korea)」が採択された。この他に「国際金融及び経済に関する共同声明 (Joint Statement on the International Finance and Economy)」と「災害管理協力に関する韓中日3国共同発表文 (Trilateral Joint Announcement on Disaster Management Cooperation)」などが発表された。

第2回韓中日首脳会議は、2009年10月に北京で開催され、同会議では1999年11月、ASEAN+3首脳会議の時、初めて開かれた韓中日首脳会合10周年を迎え「韓中日3国協力10周年記念共同声明 (Joint Statement on the Tenth Anniversary of Trilateral Cooperation among the People's Republic of China, Japan and the Republic of Korea)」と「韓中日持続可能な開発のための共同声明 (Joint Statement on Sustainable Development among the People's Republic of China, Japan and the Republic of Korea)」が採択された。そして、3国首脳は、韓中日FTAに関する産官学共同研究を始めることで合意した。

2010年5月、済州島で開催された第3回韓中日首脳会議では「3国協力ビジョン2020 (Trilateral Cooperation Vision 2020)」が採択された。2020年までに3国協力を通して達成しなければならない具体的な目標と未来像の提示を目的とした同宣言は、①同伴者的協力関係の制度化、②共同繁栄を目指す持続可能な経済協力、③持続可能な開発及び環境保護協力、④人的・文化的交流協力拡大を通じた和合と友誼増進、⑤地域及び国際社会の平和と安定を目指す共同努力などを含んでいる。

また、3国首脳は「大韓民国、日本、中華人民共和国政府間の3国協力事務局設立に関する覚

え書き (Memorandum of the Establishment of the Trilateral Cooperation Secretariat among the Governments of the People's Republic of China, Japan and the Republic of Korea)」に署名した。こうして、3国首脳会議、3国外交長官会議、その他の長官クラス会議および3国ハイレベル会議のような3国協力体運営及び管理を支援し、協力事業発掘及び履行を推進することで、当事者間の協力関係増進に寄与することを目的とする3国協力事務局は、2011年、韓国に設立することにした。その他にも、第3回首脳会議中「標準協力共同声明 (Joint Statement on Standards Cooperation among the People's Republic of China, Japan and the Republic of Korea)」と「科学革新協力強化共同声明 (Joint Statement on Strengthening Science and Innovation Cooperation among the People's Republic of China, Japan and the Republic of Korea)」が発表された。

第4回韓中日首脳会議は、2011年5月に東京で開催された。同首脳会議の成果は、3国協力だけではなく、地域及び国際問題を扱う韓中日首脳会議「首脳宣言文 (Summit Declaration)」に含まれている。3国首脳は、韓中日FTAの産官学共同研究を近年中に完了し、その後、後続措置を取ることができるよう、3国FTA産官学共同研究を加速化させることを決定し、また可能な限り迅速に3国投資協定交渉で実質的な合意を出せるようさらに努力する必要性について認識を一致させた。東アジア地域協力と関連し、3国首脳は、3国首脳会議、ASEAN+3、東アジア首脳会議 (EAS)、ASEAN地域安保フォーラム (ARF)、アジア太平洋経済協力体 (APEC) を含んだ既存の協力体を通して、地域協力を増進しようという約束を再確認し、東アジアの地域協力の推進力としてASEANの役割を継続して支持した。そして、今年から米国とロシアがEASに参加することを歓迎し、東アジアの地域協力増進のためにASEAN

とその他の会員国と共に3国間が緊密に協力することにした。

2011年3月11日に発生した東日本大震災の余波の中で開催された同首脳会議では、特に原子力安全協力、災害管理協力及び再生エネルギーとエネルギー効率性を高めることを通じての持続可能な成長のための協力などについて合意した。

2012年5月に北京で開催された第5回韓中日首脳会議では、「3国間包括的協力同伴者関係増進に関する共同宣言 (Joint Declaration on the Enhancement of Trilateral Comprehensive Cooperative Partnership)」が採択され、3国首脳は韓中日FTAに関する産官学共同研究の結果を歓迎し、韓中日FTA交渉を年内に着手するという3国通商長官の提案を承認した。また、3国首脳は、韓中日投資協定 (Trilateral Agreement for the Promotion, Facilitation and Protection of Investment) を歓迎した。

また、同首脳会談では「持続可能な山林管理、砂漠化阻止及び野生保全に関する共同声明 (Joint Statement of Cooperation on Sustainable Forest Management, Combating Desertification and Wildlife Conservation)」と「農業協力関連共同声明 (Joint Statement on Agricultural Cooperation)」を採択した。

(2) 韓日中共同研究

前述したように、1999年11月にマニラで開催された韓中日3国首脳間の歴史的会合で3国首脳は3国の国策研究機関間の共同研究に合意した。これに伴い、韓国の対外経済政策研究院 (KIEP)、中国の発展研究センター (DRC)、日本の総合研究開発機構 (NIRA)^{vii}が各国の研究機関として指定され、2001年1月から「韓中日3国間経済協力に関する共同研究」が開始された。これらの研究機関は、毎年共同研究の結果を要約して政策提案と共に首脳会議に報告することになっている^{viii}。

2001年と2002年には、それぞれ「韓中日3国間貿易活性化方案」と「韓中日3国間直接投資増進方案」に関する研究が行われた。そして、2003年からは「長期的経済ビジョンと中期的政策方向 (Long-term Economic Vision and Medium-term Policy Direction)」関連の研究を行うこととし、その最初のテーマとして「韓中日 FTA の経済的効果 (Economic Effects of a Possible FTA between China, Japan and Korea)」を採択した。当時、日本政府は韓中日 FTA をテーマとすることに否定的な立場であったが、題目を3国間 FTA の経済的効果とすることでこれを克服することができた。

同テーマの共同研究は、3年を予定に開始されたが、期間が延長されながら漸進的に経済界や政府の参加幅が拡大された。元々、経済界と政府関係者は共同研究の結果が発表される国際シンポジウムに参加しており、研究陣は国際シンポジウムで開陳された意見を反映しながら最終報告書を作成していた。

しかし、2006年からは、各国の経済界代表が毎年研究の中間点検するワークショップにも参加し始めた。韓国の全経連、中国の国際貿易推進委員会、日本の経団連あるいは経済同友会から経済界代表が参加した。そして、2007年からは、3国の政府関係者が全てのワークショップにオブザーバーとして参加するようになった。特に、政府のオブザーバーが全ての会議に参加するようになったことは、韓中日 FTA の重要性に照らし、関連環境が成熟しておらず、産官学共同研究を昇格させることができない状態で、同研究を中断する場合、韓中日 FTA に対するモメンタムが弱まることに対する憂慮から出てきた折衷案であると解釈できよう。

「韓中日 FTA の経済的効果」に関する共同研究を始めた最初の年である2003年には、「韓中日3国間経済協力深化に関する研究 (Strengthening Economic Cooperation between China, Japan

and Korea)」というテーマの下に研究が行われ、韓中日 FTA のマクロ経済的効果分析と経済界に対する設問調査が試みられた^{ix}。

韓中日 FTA のマクロ経済的波及効果と分析は、CGE モデルを利用し域内国家間の関税が完全に撤廃されるという仮定の下、各国の経済成長と構成水準に与える影響を推定し、その結果、韓中日 FTA は域内の全ての国家のマクロ経済変数に肯定的な効果を与えるということが分かった^x。

2004年には「韓中日 FTA の産業別波及効果 (Sectorial Implications of a China-Japan-Korea FTA)」についての研究が行われた。韓中日 FTA 締結時に憂慮される各国のセンシティブな産業を把握し、農業、自動車、電子産業に対してより深度のある研究がその目的であった^{xi}。

元来、同研究が3年間継続されると予想されたので、2005年度のテーマは「韓中日 FTA のビジョンと課題 (Towards a CJK FTA: Visions and Tasks)」であった。しかし、実際の2005年度の研究は、2004年の研究に含まれていなかった漁業、繊維、鉄鋼産業に焦点を当て、同時に韓中日 FTA によるサービス産業についての示唆を導き出すために3国のサービス産業に対する基礎研究を行った^{xii}。

そして、2003年に韓中日 FTA のマクロ経済的波及効果を分析したが、CGE モデルに使われる GTAP データがアップデートされたことにより、韓中日 FTA のマクロ経済的波及効果を再分析した^{xiii}。

2006年には、「韓中日 FTA の主要問題：サービス、原産地規定および既締結 FTA の特徴 (Important Issues of CJK FTA)」というテーマで研究を行った。同研究では、まず2005年研究で扱われたサービス分野に対するより綿密な検討のために、貿易と最も連関性が高いサービス分野である物流部門と卸売り・小売り部門における韓中日3国の競争力を分析した。また、韓中日3国が既に締結した FTA 協定文の分析を通し、3

国の原産地規定を比較し、センシティブ品目を把握した^{xiv}。

2007年度「韓中日 FTA の展望と可能性に関する研究 (Possibilities and Prospects for a CJK FTA)」では、まず中国の貿易構造の変化と世界的 FTA 拡散趨勢など、世界的貿易環境の変化に照らして、韓中日 FTA 締結の必要性が再検討された^{xv}。

また、2005年の研究で使われた GTAP データは、中国の WTO 加盟による関税引き下げ率が反映されていなかったため、より現実的なマクロ経済的波及効果を分析するために、実際の関税率を適用した CGE 分析を試みた。その結果、韓中日 FTA は、3 国全てのマクロ経済変数に肯定的な効果を与えることが分かり、特に韓国の GDP と経済的厚生効果が最も大きいものと分析された^{xvi}。

厳密な意味で「韓中日 FTA の経済的効果 (Economic Effects of a Possible FTA between China, Japan and Korea)」の最後の年であった 2008 年には、「韓中日 FTA の現実的ロードマップ構築に関する研究 (Possible Roadmaps to a CJK FTA: Obstacles and Expectations)」というテーマで研究が行われた^{xvii}。

16 種類のシナリオを分析した結果、韓中日 FTA が締結されると経済的波及効果が最も極大化され、3 国全てに win-win-win 効果をもたらすことが分かった^{xviii}。

技術的には、韓中日 FTA が終了した状態であるか、あるいは韓中日 FTA がその後の 3 国間協力維持のための重要な課題であることを考慮し、2009 年以後も 3 国の研究機関と政府の合意の下、第 2 段階 (Phase II) 韓中日 FTA 関連の研究を実施することとし、2009 年度には「グローバル金融危機下での域内貿易現況及び韓中日 3 国間貿易円滑化に関する研究 (Road to Recovery of Regional Trade and Trade Facilitation in the CJK FTA)」というテーマで第 2 段階の韓中日 FTA 共同研究が行われた^{xix}。

同共同研究の 2009 年度の政策提案に合わせ、政府が主導する韓中日 FTA 産官学共同研究が 2010 年 5 月から開始された状況下で、2010 年の同共同研究は、新たな転換点を迎え、韓中日 FTA の産官学共同研究と別途に「韓中日 3 国の経済協力増進方案 (New Vision of Economic Cooperation between Korea, China and Japan)」というテーマの下、新たな研究に着手した^{xx}。2010 年の研究では、韓中日 3 国の域内貿易と投資現況を検討する一方、過去 10 年間、3 国間経済協力増進のために推進されてきた政府間の対話チャンネルに関する評価が試みられた。

2011 年には、最近の域内市場の不安定性と共に新技術及び新たな市場を発掘するための競争が激しくなる中で、東北アジアの世界的生産基地としての地位を高めるために 3 国間の産業と技術協力がより一層求められるようになったことにより、「韓中日 3 国間産業協力増進方案 (Industrial Cooperation between Korea, China and Japan)」に関する研究が行われた^{xxi}。

(3) 韓中日 FTA の産官学共同研究と韓中日 FTA 交渉開始

前述したように、2003 年から韓中日 FTA 関連の共同研究を行って韓中日共同研究の研究陣（中国の発展研究センター、日本の総合研究開発機構・アジア経済研究所、韓国の対外経済政策研究院）は、7 年間の研究を土台として 2009 年、韓中日首脳会議に韓中日 FTA 研究を政府次元の公式研究に格上げさせることを提案し、2009 年 10 月、北京で開催された第 2 回韓中日首脳会議で 3 国首脳は韓中日 FTA の産官学共同研究を実施することで合意した。

これに伴い、「韓中日 FTA 産官学共同研究 (The Joint Study Committee for an FTA among China, Japan and Korea)」第 1 次会議が 2010 年 5 月にソウルで開催された。そして、第 2 回会議（東京）、第 3 回会議（中国、威海）、第 4

回会議（済州島）、第5回会議（北九州）、第6回会議（中国、長春）が開催され、最後の第7回会議は2011年12月に韓国の平昌で開催された。

同研究は、2012年、韓中日首脳会議以前までに終える計画であったが、前述したように、2011年5月に東京で開かれた第4回韓中日首脳会議でこれを2011年内に完了するものと決定した。そして、2011年末に終わった韓中日FTA産官学共同研究は、2012年に中国で開催された第5回韓中日首脳会議で3国の首脳に報告された。

韓中日FTA交渉については、第1回交渉は2013年3月26～28日ソウルで開催され、第2回交渉は2013年7月29日～8月2日に上海で、第3回交渉は2013年11月26～29日に東京で開催された。そして、2014年3月4～7日にはソウルで第4回会議が開かれた。

3. 東北アジア経済共同体形成の必要性と段階的推進方案

(1) 東北アジア経済共同体の障害要因

東北アジア経済共同体形成がこれまで推進されていないのは、これを困難にする様々な理由が存在するからである。

東北アジア国家間では、歴史問題が克服されない状態の中、相互信頼が形成できていない。これは、域内国家間の修交の歴史が比較的浅いということにも起因している。韓日修交が1965年6月、中日修交が1972年9月に実現し、韓ソ修交は1990年9月、韓中修交は1992年8月に実現し、北朝鮮と日本間は修交がない状態である。特に、朝鮮半島の分断状態と継続する北朝鮮の孤立が東北アジア地域での相互信頼形成を難しくしている主要な要因として作用してきた。

最近、領土問題と歴史問題が持ち上がり、中日関係と韓日関係はむしろ悪化している実情である。

こうした状況の下、世界的地域主義の趨勢にもかかわらず、東北アジアと東アジアは、世界の主

要な経済地域の中で唯一、地域次元のFTAが実現していない地域として残っている。

その結果、一般的には「東北アジア共同体」は東北アジア協力の長期的ビジョン程度としか考えられておらず、「東北アジア経済共同体」に対する関心もさほど高くないのが現状である。

一方、東北アジア経済共同体は、ヨーロッパ経済共同体を連想させるが、ヨーロッパと比べて諸般の条件が相当異なる東北アジアにおいて、実際に経済共同体が可能なかどうかという疑問が自ずと出されてきており、最近では、ヨーロッパ地域における危機状況により拡散された地域経済統合自体に対する否定的な見方も台頭している。

最後に、東北アジア地域では、依然として地域共同体意識が形成されていないという点も根本的な障害として作用している。

(2) 東北アジア経済共同体の特徴

東北アジア経済統合が議論される場合、一般的にヨーロッパの経済統合の経験と比較されるが、ヨーロッパと異なる東北アジアの特性を見逃すと、東北アジア経済統合をむしろ難しくし遅らせてしまうので、その違いを明確に認識する必要がある。

① ヨーロッパ経済共同体

(EEC: European Economic Community)

ヨーロッパの経済統合は、1951年のパリ条約締結によるヨーロッパ石炭鉄鋼共同体(ECSC)に始まり、1957年のローマ条約によりヨーロッパ経済共同体(EEC)とヨーロッパ原子力共同体(Euratom)が設立された。

その後、1967年には3つの共同体が統合してヨーロッパ共同体(EC)となり、1992年のマーストリヒト条約署名によりヨーロッパ連合(EU)に変わり、ヨーロッパ統合は過去60年の深化(deepening)、領域拡張(widening)、拡大(enlargement)過程を経て発展してきた。

EECの母体であるローマ条約において共同市

場を形成するという目標を明らかにしたが、関税同盟に関してだけ具体的な日程が設定され、実際に関税同盟は1968年、早期に完成した。その後、1992年末まで大部分の領域で単一市場が形成され、2002年初めから15カ国においてユーロ通貨が用いられ始めた。

ヨーロッパの経済統合の特徴は、初期から単純な経済協力の象徴ではない経済統合を推進し、FTAではない関税同盟からはじめ、初期から政治統合を念頭に置き、ECSCが創設される頃からヨーロッパ防衛共同体とヨーロッパ政治共同体などが共に模索されたという点である。

そして、ヨーロッパ経済統合のもう一つの特徴は、超国家思想にある。既にECSCから超国家的機構の特性を持った高等機関(High Authority)が存在しており、ローマ条約以後、執行委員会、閣僚理事会、ヨーロッパ議会、ヨーロッパ司法裁判所が創設された。

②アジア共同体構想

ASEANは、1967年に東南アジア国家の経済成長、社会・文化的発展、地域の平和と安定を図るために設立され、1992年にはASEAN自由貿易地帯(AFTA)が創設された。

ASEAN設立30周年を記念し、1997年に開催されたASEAN首脳会議において、2020年までにASEAN共同体を建設するというASEANビジョン2020を採択し、2003年度のASEAN首脳会議では政治・安保協力、経済協力、社会・文化協力を3本の柱とするASEAN共同体設立に合意した。2007年にフィリピンのセブで開催されたASEAN首脳会議では、ASEAN共同体建設目標を2015年に早めることを決定した。

そして、ASEAN設立40周年である2007年11月にシンガポールで開かれたASEAN首脳会議では、ASEAN経済共同体の青写真が作られ、2008年にはASEAN憲章(ASEAN Charter)が発効することにより、ASEANとASEAN共同体の

法的基盤と制度的基盤が確固たるものとなった。

ASEAN経済共同体(AEC: ASEAN Economic Community)は、単一市場と生産基盤、競争力を持った経済地域、均衡的な経済発展、そしてグローバル市場としての統合を追求している。AECは、ヨーロッパ経済共同体とは異なり、関税同盟や共同市場を目標としておらず、貿易と投資の自由化と円滑化の増大を通じた発展した自由貿易地帯(FTA+)を指向している。

③東北アジア経済共同体の異なる点

東北アジア経済共同体は、ヨーロッパ経済共同体とは明確に異なる。ヨーロッパと違い、東北アジア地域において究極的な政治統合を指向する経済統合ができる可能性は希薄である。そして、経済部門に局限しても、東北アジア国家が超国家的機構(すわち、法的拘束力を持つ決定をすることができる独立した機構)に主権の一部を委譲することは困難である。

東北アジア経済共同体は、ASEAN経済共同体とは比較的類似しているが、相当な違いも内包するであろう。ASEAN地域と同様に東北アジアの国家間の経済発展段階格差が大きい点を勘案すると、対外関係を単一化する関税同盟は困難であると判断される。一方、ASEANの場合、ヨーロッパのように政治統合を指向はしないが、経済共同体だけではなく、政治・安保共同体と社会・文化共同体を並行して推進しているが、東北アジアは政治・安保共同体が推進されるのは難しい状況にあるので、経済共同体を推進するのが望ましいであろう。

結局、関税、非関税障壁廃止を通じた商品だけではなく、サービス貿易と投資の自由化、貿易・投資の円滑化の他にも、物流協力、エネルギー協力、環境協力、金融協力、開発協力など、多様な形態の経済協力を含む発展した東北アジア自由貿易地帯(FTA+)形成が、制度的経済統合次元では東北アジア経済共同体の核心となる可能性が高い。

表 2. 東北アジア経済共同体とヨーロッパ・ASEAN 経済共同体の比較

	東北アジア経済共同体	ヨーロッパ経済共同体	ASEAN 経済共同体
経済統合段階	FTA+	関税同盟・共同市場	FTA+
独立した高等機構	×	○	×
政治同盟指向	×	○	△
安保共同体と併存	×	○	△

(3) 現時点において東北アジア経済共同形成が推進されなければならない理由

①東北アジア経済共同体に必要な条件が形成され始める

10年あまり前から、韓中日3国も世界的な自由貿易協定(FTA)の流れに乗り始めた。1990年代に続き、世界的趨勢となった地域主義に遅れながらも乗った韓中日3国も、過去10年間に多数のFTAを締結した。

さらに、最近では韓中日3国間でもFTA交渉が進められている。前述したように、韓中日FTAは、2013年3月に第1回交渉が開始され、2014年3月には第4回交渉が行われた。

このように韓中日FTA交渉が進んでおり、その実現可能性が可視化されることで、初めて東北アジア経済共同体も単なる理想的な願望ではなく、実現可能な目標と見做すことができるようになった。韓中日FTAが重要なのは、域内FTAは東北アジア経済共同体の基本的要素であるという点からして、韓中日FTAは東北アジア経済共同体形成の最も核心的な要素であるからである。

一方、韓中日3国は、東アジアの16カ国が2015年を目標に推進している域内包括的経済パートナー協定(RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership)形成にも参加している^{xxii}。そして、東北アジアでは、地域次元のFTAであるRCEP以外にも経済共同体が推進されている。ASEAN10カ国は、2015年を目標としてASEAN経済共同体を含んだASEAN共同体を推進しているところである。

これと共に、2012年11月には第2期東アジアビジョングループ(East Asia Vision Group II)が、2020年までにASEANと韓中日3国が参加する東北アジア経済共同体を設立するよう提案したという点からして、今は東北アジア地域でも経済共同体に関する議論が始まる時点になったと判断できる。

こうした条件の成熟にもかかわらず、特に中国と日本の間の対立関係が深まっていることからして、東北アジア経済共同体の議論を始めることさえ難しいと考えることもできる。

しかし、域内国家間の対立関係がさらに悪化することを防ぐためにも東北アジア経済共同体に関する議論が必要であり、逆説的にこうした危機状況が東北アジアで新たな変化を模索するための適切な起点となることもあり得る。

②東北アジア経済統合の深化と拡大の拠り所の提供

最近、東北アジア3国間関係が悪化しており、それにともない2008年から定期的で開催されてきた韓中日首脳会議の第6回会議が2013年に開催できず、2014年の開催も不透明な状況である。このような3国関係が硬直した余波により韓中日FTA交渉が遅れており、韓中日FTA妥結が難しくなるのではないかと憂慮されている。

したがって、長期の準備期間を経て進められてきた韓中日FTA交渉を国際政治の影響を受けないようにして継続させるためには、韓中日3国間経済統合、さらには東北アジア経済統合のモメ

ンタムを維持し、これを進展させるための方案を講究しなければならず、東北アジア経済共同体がこうした東北アジア経済統合を促進することができる拠り所となるであろう。

③経済統合の進展を通じた域内政治・安保的緊張緩和

1980年代末に冷戦の終結と共に始まった東北アジア経済協力は、機能的には韓中日3国を中心に域内貿易と投資の増大として現れたが、制度的経済統合は大きく進展しておらず、これは歴史問題を初めとした経済外的障害要因によるものであると考えられる。

しかし、東北アジア国家間の対立が再び発生し、北朝鮮が依然として孤立状態から脱却することができないでいる現時点では、東北アジア経済統合の不振を東北アジアの政治・安保環境の未成熟によるものであると諦めるのではなく、発想の転換を通して東北アジアの経済統合の進展を通して、域内の政治・安保的緊張緩和を図らなければならないという議論を展開する必要がある。これは、ヨーロッパ経済統合の主たる目的がヨーロッパ国家間の経済交流増進を通じてヨーロッパにおいて再び戦争が起こることを予防しようとしているということを想起し、ヨーロッパの経験を東北アジアに適用してはどうかということである。

④地域共同体意識の拡散

東北アジアにおいて国家意識はあるものの、依然として地域次元の共同体意識は形成されておらず、こうした地域共同体意識の欠如が東北アジア共同体形成の障害として作用してきた。

しかし、過去20年間、経済的には域内国家間の相互依存度が急速に高まり、人的交流と文化的交流増大に後押しされ、近隣国家に対する理解度が高まったことも事実である。

したがって、未だに地域共同体意識が低い水準であっても、過去に比べて顕著に高まった経済部門の依存度を考えれば、経済部門における共同体意識は比較的高いものと予想され、東アジア経済共同体が形成されれば、これが発展的に地域共同体意識を高めるものと期待される。

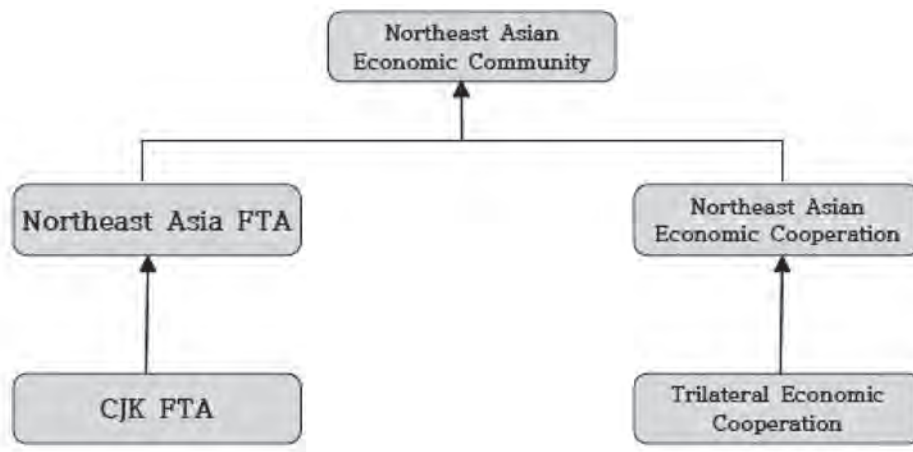
(4) 東北アジア経済共同体形成の段階的推進方案

①優先順位と基本要素

実質的経済交流と首脳会議を初めとした対話チャンネルが韓中日3国を中心に形成されている現実を考慮すれば、東北アジア経済共同体形成開始は、これら3国を中心に推進されなければならない。

図9に見られるように、制度的経済統合次元において必要な域内FTAと、包括的な域内経済協力方案を協議することができる域内経済協議体構成が、東北アジア経済共同体の2本の柱となる。

図9. 東北アジア経済共同体概念図



そして、現時点で考えると、東北アジア経済共同体推進の第1段階は、韓中日 FTA 形成となるであろう。

②韓中日経済協議体

第2段階では、韓中日経済協議体が設立されなければならない。既に3国間首脳会議が定例化しており、多数の経済関連長官級会議が運営されている状況において、韓中日経済協議体は、これら長官会議が首脳会議と有機的に連携させながら運営できるように体系化し、一部は経済長官会議の実現を通じて実現できるであろう。

韓中日3国は、地理的に隣接していること以外にも、多数の共通点を持っているので、既存の地域協力体に比べて3国が関心を持って協力を模索する分野が多様で広範囲になる可能性が高く、具体的な部門と産業の次元での協力に対する議論も可能であろう。

③韓中日の構図から東北アジア地域への拡大

第3段階は、韓中日 FTA と韓中日経済協議体への参加条件が整ったその他の東北アジア国家と地域（香港のような別途の関税地域）の新規会員の加入を通して、東北アジア FTA と東北アジア経済協力体をそれぞれ拡大する段階である。これらの拡大過程は、並行するものと考えられる。

東北アジア経済協力体の場合、FTA とは異なり、法的拘束力を持たない協議機構なので、その加入条件が相対的に低く、東北アジア経済協議体全体への加入の他にも、部門別協議体（例えば、エネルギー、物流など）への加入方式も考えられる。

④東北アジア経済共同体設立

第4段階は、東北アジア FTA と東北アジア経済協議体が全て形成されることで、東北アジア経済共同体が設立される段階である。一部の東北アジア国家と地域がこれに参加し、東北アジア FTA と東北アジア経済協議体が構成されるといふ初期段階がこれに該当し、その後、徐々に会員

が拡大するであろう。

参考文献

이창재, 방호경. 2011. 『동북아 경제협력에서 동아시아 경제통합까지: 동아시아 시대를 향하여』. 대외경제정책연구원

IMF. 2013. Direction of Trade Statistics.

Trilateral Joint Research by Development Research Center (DRC) of China, National Institute for Research Advancement (NIRA) of Japan and Korea Institute for International Economic Policy (KIEP) of Korea. 2003. Joint Report and Policy Recommendations on Strengthening Economic Cooperation among China, Japan and Korea.

_____ . 2004. Joint Report and Policy Recommendations on Sectoral Implications of a China-Japan-Korea FTA.

_____ . 2005. Joint Report and Policy Recommendations on Towards a CJKFTA: Visions and Tasks.

_____ . 2006. Joint Report and Policy Recommendations concerning a Free Trade Area Agreement between China, Japan and Korea.

_____ . 2007. Joint Report and Policy Recommendations on Possibilities and Prospects for a China-Japan-Korea FTA.

_____ . 2008. Joint Report and Policy Recommendations on the Possible Roadmaps of a Free Trade Area Agreement between China, Japan and Korea.

Trilateral Joint Research by Development Research Center (DRC), Institute of Developing Economies (IDE) - Japan External Trade Organization (JETRO) and Korea Institute for International Economic Policy (KIEP). 2009. Joint Report and Policy Recommendations on a Free Trade Area Agreement between China, Japan and Korea, Phase II: Road to Recovery of Regional Trade and Trade Facilitation in the CJKFTA.

Trilateral Joint Research by DRC, IDE-JETRO and KIEP. 2010. Joint Report and Policy Recommendations on New Vision for Economic Cooperation between China, Japan and Korea.

_____ . 2011. Joint Report and Policy Recommendations on Industrial Cooperation between China, Japan and Korea.

한중일협력사무국 [<http://www.tcs-asia.org>]

Russia National Statistical Office

Taiwan Bureau of Foreign Trade. Trade Statistics [online]

付表

付表1. 主要経済圏の域内貿易の割合

年度	韓中日	東北亜	ASEAN+3	ASEAN+3+ HMT	ASEAN+6	ASEAN+6+ HMT	NAFTA	EU (15)
1990	12.3	28.9	28.6	41.3	33.0	44.6	37.2	64.5
1991	13.9	32.1	30.9	44.6	35.2	47.8	38.9	64.7
1992	14.0	33.7	31.0	45.8	35.1	48.8	39.7	65.2
1993	16.1	33.6	33.7	46.6	37.7	49.6	41.0	60.6
1994	17.5	34.9	35.4	48.4	39.3	51.3	42.4	61.0
1995	18.6	35.6	36.9	49.6	40.3	52.2	42.0	61.7
1996	19.0	35.4	37.4	49.6	40.9	52.3	43.4	60.9
1997	18.6	35.6	36.4	49.3	39.9	52.1	44.4	54.8
1998	17.4	34.7	33.2	46.7	37.1	49.5	45.7	55.9
1999	19.2	35.7	35.4	48.5	39.0	51.1	46.8	62.0
2000	20.3	36.8	37.4	50.5	40.6	52.9	46.8	60.0
2001	21.2	37.1	37.3	50.1	40.7	52.6	46.6	59.5
2002	22.4	39.1	38.3	52.0	41.6	54.3	46.0	59.9
2003	23.7	40.3	39.4	53.1	42.7	55.4	44.8	60.6
2004	24.1	40.7	39.5	53.3	43.1	55.8	43.7	59.9
2005	23.7	40.0	39.1	52.7	43.0	55.5	43.0	58.4
2006	22.8	39.0	38.2	51.7	42.3	54.7	42.0	58.2
2007	22.2	37.8	37.8	51.0	42.2	54.2	41.0	58.1
2008	21.5	35.6	37.5	49.3	42.6	53.3	40.0	56.7
2009	22.3	36.9	38.3	50.6	43.5	54.6	39.4	56.7
2010	22.1	36.9	38.7	51.1	44.2	55.4	40.0	56.1
2011	21.4	35.5	38.3	50.1	43.7	54.2	39.9	55.3
2012	20.2	34.9	38.1	50.2	43.2	62.7	40.2	54.3

注：東北亜（韓中日+HMT）。

資料：IMF. 2013. *Direction of Trade Statistics*.

付表2. 韓中日各国の域内貿易の割合

	韓国	中国	日本
1990	21.9	15.0	9.1
1991	24.6	17.3	10.0
1992	23.4	18.2	10.2
1993	23.6	24.2	11.4
1994	24.8	25.2	12.6
1995	24.8	26.5	13.7
1996	23.3	27.6	14.1
1997	22.9	26.1	13.7
1998	21.0	24.5	12.7
1999	23.7	25.3	14.5

2000	25.1	24.8	15.9
2001	25.5	24.3	17.4
2002	27.3	23.5	19.3
2003	29.6	23.1	21.7
2004	30.7	22.3	23.0
2005	31.6	20.8	23.4
2006	30.9	19.4	23.6
2007	31.2	18.2	23.8
2008	29.9	17.7	23.1
2009	30.5	17.4	26.6
2010	31.5	16.9	26.9
2011	30.4	16.1	26.9
2012	29.9	15.1	26.8

資料：IMF, 2013. *Direction of Trade Statistics*.

付表3. 韓国の圏域別輸出依存度

(単位：%)

	域内	東北亜	ASEAN	USA	EU
1990	18.6	26.2	7.5	28.6	14.8
1991	18.5	27.5	10.1	25.7	14.6
1992	18.4	29.1	11.7	23.5	12.7
1993	19.5	30.0	11.8	21.2	11.6
1994	19.5	30.4	12.3	20.4	11.1
1995	19.9	31.4	13.7	18.5	12.4
1996	19.7	30.8	14.7	15.9	11.1
1997	19.7	31.3	14.1	15.2	11.7
1998	18.2	29.5	11.6	17.4	13.8
1999	20.5	31.8	12.3	20.5	14.1
2000	22.5	34.0	11.7	21.9	13.6
2001	23.0	33.7	10.9	20.8	13.0
2002	23.8	34.8	11.3	20.2	13.3
2003	26.9	38.9	10.4	17.7	12.8
2004	28.1	40.7	9.4	16.9	13.3
2005	30.1	41.5	9.6	14.5	13.6
2006	29.4	39.8	9.8	13.3	12.5
2007	29.0	38.0	10.4	12.3	11.7
2008	28.0	35.8	11.5	10.9	10.2
2009	29.1	37.2	11.0	10.1	8.9
2010	31.1	40.0	11.4	10.4	7.5

2011	31.3	40.1	12.9	10.0	7.0
2012	31.8	40.5	14.4	10.7	6.0

資料：IMF. 2013. *Direction of Trade Statistics*.

付表4. 韓国の圏域別輸入依存度

(単位：%)

	域内	東北亜	ASEAN	USA	EU
1990	25.0	27.4	6.8	22.8	12.2
1991	30.0	32.5	7.5	23.1	13.1
1992	27.9	30.3	8.6	22.1	12.6
1993	27.6	30.2	8.4	20.7	12.8
1994	30.1	32.5	7.7	21.1	14.2
1995	29.6	32.1	7.5	22.5	13.5
1996	26.6	29.2	8.0	22.2	14.1
1997	26.1	28.4	8.6	20.7	13.1
1998	25.0	27.2	9.8	21.9	11.7
1999	27.6	30.5	10.2	20.8	10.5
2000	27.8	31.0	11.3	18.2	9.8
2001	28.3	31.6	11.3	15.9	10.6
2002	31.1	34.8	11.0	15.2	11.3
2003	32.6	36.7	10.3	13.9	10.8
2004	33.7	37.7	10.0	12.9	10.5
2005	33.3	36.4	10.0	11.8	10.2
2006	32.5	35.5	9.6	10.9	9.4
2007	33.4	36.2	9.3	10.5	9.9
2008	31.7	34.2	9.4	8.9	8.8
2009	32.1	34.8	10.5	9.0	9.5
2010	32.0	34.9	10.3	10.3	8.3
2011	29.5	32.3	10.1	8.5	8.5
2012	27.9	30.6	10.0	8.4	8.9

資料：IMF. 2013. *Direction of Trade Statistics*.

付表5. 中国の圏域別輸出依存度

(単位：%)

	域内	東北亜	ASEAN	USA	EU
1990	15.4	60.0	6.6	8.5	10.0
1991	17.3	63.5	6.2	8.6	9.9
1992	16.5	61.8	5.5	10.0	9.3
1993	20.3	46.1	5.8	18.5	13.4
1994	21.4	50.3	5.9	17.7	12.8
1995	23.6	50.4	7.0	16.6	12.9
1996	25.4	49.6	6.8	17.7	13.1
1997	22.4	48.8	6.9	17.9	13.0
1998	19.6	43.3	6.0	20.7	15.3
1999	20.6	42.2	6.3	21.5	15.5
2000	21.2	41.9	7.0	20.9	15.3
2001	21.6	41.5	7.0	20.4	15.4
2002	19.6	40.3	7.2	21.5	14.8
2003	18.1	38.3	7.1	21.1	16.5
2004	17.1	37.2	7.2	21.1	16.8
2005	15.6	34.8	7.3	21.4	17.7
2006	14.1	32.9	7.4	21.0	17.4
2007	13.0	30.6	7.7	19.1	18.2
2008	13.3	29.0	8.0	17.7	18.3
2009	12.6	28.6	8.8	18.4	17.4
2010	12.0	28.2	8.7	17.9	17.4
2011	12.1	28.7	8.9	17.1	16.6
2012	11.7	29.6	9.9	17.2	14.4

資料：IMF, 2013, *Direction of Trade Statistics*.

付表6. 中国の圏域別輸入依存度

(単位：%)

	域内	東北亜	ASEAN	USA	EU
1990	14.7	42.0	5.8	12.2	17.0
1991	17.4	45.1	6.2	12.5	14.6
1992	19.9	45.2	5.4	10.9	13.3
1993	27.7	38.0	6.1	10.3	15.2
1994	29.1	37.5	6.2	12.1	16.1
1995	29.7	36.6	7.5	12.2	16.1
1996	30.0	36.2	7.8	11.6	14.3

1997	30.9	36.3	8.7	11.5	13.5
1998	30.9	36.3	9.0	12.1	14.8
1999	30.8	36.5	9.0	11.8	15.4
2000	28.7	34.8	9.9	9.9	13.5
2001	27.2	33.1	9.5	10.8	14.7
2002	27.8	35.0	10.6	9.2	13.1
2003	28.4	36.7	11.5	8.2	12.9
2004	27.9	36.5	11.2	8.0	12.1
2005	26.9	35.4	11.4	7.4	10.9
2006	26.0	33.9	11.3	7.5	11.0
2007	24.9	32.8	11.3	7.3	11.1
2008	23.2	30.3	10.3	7.2	11.2
2009	23.3	29.5	10.6	7.7	12.1
2010	22.5	28.8	11.1	7.3	11.4
2011	20.4	26.2	11.1	6.8	11.4
2012	18.9	24.4	10.8	7.1	10.9

資料：IMF. 2013. *Direction of Trade Statistics*.

付表7. 日本の圏域別輸出依存度

(単位：%)

	域内	東北亜	ASEAN	USA	EU
1990	8.2	18.3	11.6	31.6	20.4
1991	9.1	20.3	12.1	29.3	20.3
1992	8.7	21.3	12.2	28.4	19.7
1993	10.1	22.8	13.9	29.4	16.6
1994	10.9	23.7	15.5	30.0	15.5
1995	12.0	25.1	17.6	27.5	15.9
1996	12.4	25.3	17.8	27.5	15.3
1997	11.3	24.7	16.6	28.1	15.6
1998	9.2	21.9	12.0	30.8	18.5
1999	11.1	23.7	13.0	31.0	17.8
2000	12.8	26.5	14.3	30.1	16.4
2001	13.9	26.1	13.4	30.4	16.0
2002	16.4	29.1	13.4	28.8	14.7
2003	19.6	32.8	13.0	24.9	15.3
2004	20.9	34.9	12.9	22.7	15.0
2005	21.3	35.1	12.8	22.9	13.7
2006	22.1	34.9	11.8	22.7	13.5
2007	22.9	34.8	12.2	20.4	13.5

2008	23.6	34.7	13.2	17.7	12.8
2009	27.0	38.7	13.8	16.4	11.4
2010	27.5	39.8	14.6	15.6	10.3
2011	27.7	39.3	15.0	15.5	10.7
2012	25.8	36.9	16.2	17.7	9.3

資料：IMF, 2013. *Direction of Trade Statistics*.

資料8. 日本の区域別輸入依存度

(単位：%)

	域内	東北亜	ASEAN	USA	EU
1990	10.1	14.6	12.7	22.5	16.1
1991	11.3	16.0	13.7	22.7	14.5
1992	12.3	17.0	13.9	22.6	14.5
1993	13.4	18.0	14.7	23.1	13.7
1994	15.0	19.5	14.3	23.0	14.1
1995	15.8	20.6	14.4	22.6	14.5
1996	16.1	20.8	15.1	22.8	14.1
1997	16.7	20.8	14.8	22.4	13.4
1998	17.5	21.5	14.1	24.0	14.0
1999	19.0	23.5	14.9	21.7	13.8
2000	19.9	24.7	15.7	19.1	12.3
2001	21.5	25.6	15.6	18.3	12.8
2002	22.9	27.0	15.3	17.4	13.0
2003	24.4	28.0	15.3	15.6	12.8
2004	25.6	29.0	14.8	14.0	12.4
2005	25.8	29.0	14.1	12.7	11.1
2006	25.2	28.3	13.9	12.0	10.0
2007	24.9	27.7	13.9	11.6	10.1
2008	22.7	25.2	14.0	10.4	8.9
2009	26.2	29.0	14.1	11.0	10.3
2010	26.2	29.0	14.6	9.9	9.2
2011	26.2	28.5	14.6	8.9	9.0
2012	25.8	28.2	14.6	8.8	8.9

資料：IMF, 2013. *Direction of Trade Statistics*.

-
- i 本節の内容は、筆者の著書（李昌在、バン・ホギョン、2011）の一部を抜粋、補完したものである。
 - ii 域内貿易の割合は、域内国（あるいは、別途関税地域）の総貿易において域内国（あるいは別当関税地域）間の貿易が占める割合である。
 - iii 北朝鮮、モンゴル、ロシア極東地域の貿易統計が制限的なので、域内貿易分析ではこれらの地域を除外した。
 - iv 本節の内容は、筆者の著書（李昌在、バン・ホギョン、2011）の一部を抜粋、補完したものであり、特別な言及がない場合、韓中日協力事務局（Trilateral Cooperation Secretariat, <http://www.tcs-asia.org/>）及び外交通商部（<http://www.mofat.go.kr/>）に収録された資料に基づいている。
 - v これに伴う3国の研究機関による共同研究は、次の節で扱っている。
 - vi 3国の外務大臣（長官）で構成
 - vii 2007年からは、日本貿易振興機構アジア経済研究所（IDE-JETRO）と交替した。
 - viii 3国の研究機関が合意した共同研究の要約と政策提案を各国の政府を通して首脳会議に報告する形式を取っている。
 - ix Trilateral Joint Research by DRC, NIRA and KIEP (2003).
 - x Ibidem.
 - xi Trilateral Joint Research by DRC, NIRA and KIEP (2004).
 - xii Trilateral Joint Research by DRC, NIRA and KIEP (2005).
 - xiii Ibidem.
 - xiv Trilateral Joint Research by DRC, NIRA and KIEP (2006).
 - xv Trilateral Joint Research by DRC, NIRA and KIEP (2007).
 - xvi Ibidem.
 - xvii Trilateral Joint Research by DRC, NIRA and KIEP (2008).
 - xviii Ibidem.
 - xix Trilateral Joint Research by DRC, IDE-JETRO and KIEP (2009).
 - xx Trilateral Joint Research by DRC, IDE-JETRO and KIEP (2010).
 - xxi Trilateral Joint Research by DRC, IDE-JETRO and KIEP (2011).
 - xxii RCEPは、2013年5月、第1回交渉が始められて以来、2014年6月に第5回交渉が行われた。

報告 3

東北アジア共同体の可能性と地域の平和

多賀秀敏 (早稲田大学)

要約：本大会のテーマは、「北東アジア国際関係の打開と発展－北東アジア学会の役割の再認識」である。その thematic implications をどのように解釈したらよいだろうか。打開とは、行き詰まった状態をなんとか切り開いて、物事がうまく進展するような方向を見いだすことにほかならない。往々にして、「難局を打開する」というように、いろいろな要因が絡んで動きの取れなくなった膠着状態をなんとかするという意味合いで用いられる。したがって、元来、「北東アジア国際関係の打開」は、「北東アジア国際関係の XX の打開」とすべきであり、XX の部分を解釈する余地を各報告者に与えてくれた。似たような日本語に、突破がある。「警戒網を突破する」のように、進んでいく道筋を遮る障害を強力で打ち破り、突き抜けること。あるいは、「1 億円を突破する」のように、ある目安、数量に達して、それを超える意も表わす。同様に、打破は「因習を打破する」のように、好ましくない習慣などを打ち破り、取り除くことを意味する。社会的に存在していて、放置しておくとう迷惑であるような弊害を除くといった場合に用いるのが普通である。また、「敵を打破する」のように、対抗勢力を打ち破る意でも用いる。3 語に共通するのは、物事が進展するように、差し障りになるものを打ち破り、取り除くことの意であろう。(『類語例解辞典』「打開」を参

照にして編集。)

サブ・タイトルの「北東アジア学会の役割の再認識」は、本学会規約の目的と事業に照らせば明白である。「目的第 2 条 本会は日本海および日本海周辺諸国・地域に関連する社会科学、人文科学、自然科学における諸問題を研究し、もってそれらの諸国・地域の交流・協力と平和的発展に寄与することを目的とする。事業第 3 条 本会は次の事業を行う。(1) 研究大会および部会の開催 (2) 機関誌等の出版物の発行 (3) 国内外の諸学会との連絡、交流・協力 (4) 国内外の情報交換および共同研究・教育体制の整備 (5) その他本会の目的にとって必要と認められる事業」。「環日本海学会」としてスタートした当初から国際性、学際性、地域性、実学性、後進の育成を目的と事業に設定してきた。

そこで[北東アジア国際関係の XX の打開]+[とくに諸国・地域の交流・協力と平和的発展に寄与すること]=[本大会の thematic implications]と解したい。その際、本稿の筋を、「国際地域 region、準国際地域 sub-region、亜国際地域 semi(intermediate)-region、局地 micro-region の視点の導入と非国家行為体の活性化」の追求に置く。ここでは、以下のような区分を前提とする。これまでこうした区分けを、欧州であれ、アフリカであれ、米州であれ適用できる汎用の分類を追

キーワード：

sub-region, semi-region, local government, Northeast Asia, East Asia, NEAR

表1 東アジア地域における地域区分と非国家行為体

国際地域	region	東アジア地域など	広域国家間集合体
準国際地域	sub-region	東南アジア、東北アジア、GMS	狭域国家間集合体
亜国際地域	semi(intermediate)-region	環日本海、環黄海など	国家の一部地域の国際集合体
局地	micro-region	香港・深圳・珠海・澳門	国家の一部特殊地域
非国家行為体	Non-state-actors	国際機関、地方政府（地方自治体）、NGO・NPO、多国籍企業など	

究してきたが、この区分けすら、地域によって異なるというのが現時点での仮の到達点である。この表は、東アジア地域版であることはいうまでもない。

「打開」「再認識」という言葉が使われている以上、policy implications がなければなるまい。そこで本稿では、国際地域としての東北アジアの将来を検討する際、次の争点が考察の優先性を持つとする。

- ・人びとの生命・財産の保障
- ・国境を越えた人びとの移動の自由の保証
- ・持続可能な経済発展
- ・自然環境の保持
- ・国境を越えた人権の擁護

こうした考察においてつねに先行モデルとなるのはEUである。ECがいかにかに経済協調の衣をまとっていても、安全保障をひとつの目的として設立されたのは疑いない。しかも、この目的は、国家政府間レベルばかりでなく、たとえば、地方政府、漁業組合、NGOなど多層な非国家行為体などによって、各層でも共有されてきた。

本稿を進めるにあたって、前提とする policy lessons は、以下のように集約される。

<世界レベル>

- ・国民国家の地位低下と同様に、軍事力の相対的な重要性の限界。
- ・非伝統的安全保障的争点の重要性の増大。
- ・地域的集団安保機構から地域的協調安保機構への顕著な流れ。

<東北アジア地域レベル>

- ・現代東北アジア地域では、国家レベルでこの地域のすべての国のみからなる地域的国際機構は存在しない。
- ・そのことは、この地域の国々には、共通のアンブレラのもとで共働した経験がないことを意味する。
- ・むしろ、地方政府は「国際協力」の実績を蓄積している。

はじめに

東北アジアの平和というテーマは、報告者にとってはもっともチャレンジングなテーマの一つである。その最大の理由は、一平和学徒として、平和の定義が一様ではないことを十分認識しているからにはかならない。時代、地域、アイデンティファイする社会単位によって平和の内実が異なる。さらに、分析の視座によって、語弊を懼れずに換言すれば、細分化された学問の分野によってもそれぞれ異なる定義がなされていると表現できよう。

もし平和が、Judeo-Christianity の流れで連綿として受け継がれてきた、神の意志の実現（＝正義）ということになれば、戦争こそ平和ですらある。それを古臭いと言って片づけるわけにはいかない。近年の民衆の意志としての特定の社会制度の実現に名を借りた武力紛争は、この語句の「民衆」が「神」に取って代っただけである。

民主主義国家は民主主義の名のもとに積極的に武力を行使する事実を、この間、目の当たりにし

てきたであろう。民主主義国家は戦争をしないという命題は、崩れ去って久しい。その結果、当該国家以外の組織が選挙管理にあたり（国際選挙監視団）、西欧流議会制民主主義の擬態を取らざるを得なくなった国家どうしの武力紛争すら発生している。すなわち、「民主主義国家」どうしても戦争を遂行する。

戦争ばかりではなく、1968年にインドの Sugata Dasgupta によって世に問われた *peacelessness* 概念の出現以来、平和研究者の地平は、貧困、人権の抑圧、社会正義の実現、環境問題などにまで、拡大した⁽¹⁾。現在では、戦略研究者（戦争学研究者）の間からも、戦略研究はこうした分野で平和学に大きく水をあげられたとしながらも、平和学の戦争研究は一体どこに行っただかという声さえ聞かれる⁽²⁾。1969年に、*peacelessness* 現象の要因を *structural violence* と名付けたノルウェーの Johan Galtung (1930～) は、その後、構造的暴力を正当化し、直接的暴力を放置する役割を果たす *cultural violence* というそれぞれの文化に潜む暴力性を取り除くことに主張の焦点を移行する⁽³⁾。国連は UNESCO などを中心に、この主張を受け容れているが、たとえば、多くの文化・社会人類学者たちは、未だに戦争が「共同体」の内部に不可欠の要素として潜んでいるのか否かについての実証研究に専念している⁽⁴⁾。生物学は、早くにこの問題に決着をつけ、人間個人の闘争本能と戦争とは無関係であることを宣言した⁽⁵⁾。

このように平和を取り上げただけでも、その定義からして一筋縄ではいかない。その核心の一つに人権の問題があるが、平和に、さらに人権を加えて論ずることは至難の業である。地域研究の立場からすれば、冷戦の終焉前後に、東アジア（東北・東南両アジア）では、「欧米流国際基準」の人権に対して、*Asian value* が盛んに主張されたことは、まだ記憶の片隅に残っていよう⁽⁶⁾。議論の重要な論者の一人であったシンガポールの李

光耀は、天安門事件を「私も同じことをしたであろう」と軍による弾圧を是認して、孤立無援であった当時の中国共産党中央を支援した。

この地域にあって、平和を論ずるのは、このように他の地域にはない困難を伴う。ここでは、世界の潮流にこの地域を落とし込んで、その間のギャップから生ずる問題点にも言及しながら論ずることを心掛けたい。

1 軍事力では国家を守れない時代へ

1) 戦争への認識の変遷

まず、平和が戦争のない状態と定義された時代の認識から世界の潮流と東北アジアの現実に接近してみよう。

近年の世界は、神の意志の実現であれ、社会制度の接ぎ木の強制であれ、その具体的表現は、軍事力の行使として立ち現れたことを目撃した。数理心理学、一般システム理論、数理生物学、ゲーム理論、意味論などの分野と同様に現代平和学においてもその先駆者のひとりとされる Anatol Rapoport (1911-2007) は、世界の平和研究者を対象にしたセミナーで戦争の認識に関して次のような見方を披露している。

古代以来の戦争の見方

- a 名声と栄光を求める冒険
- b 神を冒瀆する国家への神罰
- c 本質的に政治的行為
- d 特定の社会的利害に役立つ手段
- e 地震や疫病のような自然の大災害になぞらえる

こうして列挙した上で、a と b とはすでに過去のものであるとした⁽⁷⁾。その上で、数年後に出版された *Conflict in Man-made Environments* において、核の手詰まり状態に陥った世界にあって von Clausewitz 流の「他の手段をもってする政治の延長」という考え方の復活を懸念しつつ、それを否定し、人類には阻止できないという諦念

に満ちた大災害説にも異を唱えた。その結果、戦争を戦争生産機構による「組織的犯罪」と再定義している⁽⁸⁾。医学のアナロジーを用いて、戦争生産機構の絶滅のための制度設計を提唱した。

2) 勢力均衡政策と軍拡競争の罫

人類が歴史の中で実際に意識的に採用してきた戦争を阻止するための制度は、ラパポートが構想していたものとは、大きく異なる。代表的なものに絞れば、おそらく、勢力均衡政策、集団的安全保障政策、協調的安全保障政策の3類型であろう。このうち勢力均衡政策が際限のない軍拡競争を生み、軍拡競争は、高い確率で、戦争を誘発する仕組みとなること(表2)は、古くは Lewis F. Richardson (1881 ~ 1953) による Richardson Formula を嚆矢として理論的にもデータ上からも実証されて久しい⁽⁹⁾。

表2 軍拡競争から戦争へ(大国間)

1816 ~ 1965年 150年間の実証データ

	軍拡競争	軍拡競争なし
戦争に至った	23 (82%)	3 (4%)
戦争に至らなかった	5 (18%)	68 (96%)

Michael D. Wallace, "Arms Race and Escalation," *Journal of Conflict Resolution*, 23(1), 15.

3) 集団的安全保障政策

Kenneth E. Boulding (1910- 1993) が、すでに半世紀以前の1962年に『紛争の一般理論』の中でモデル化した勢力均衡に基づく軍拡競争(図

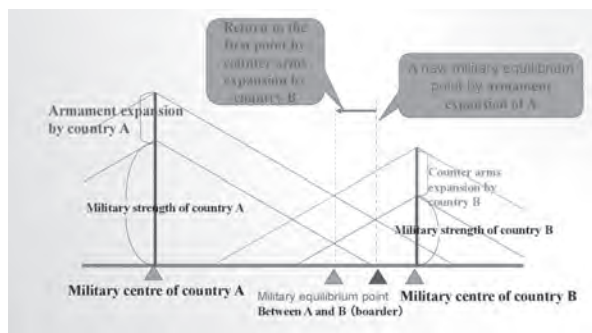


図1 K. E. Bouldingの軍拡のモデル図

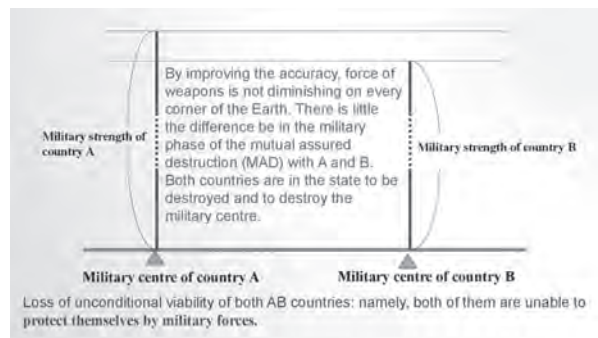


図2 図1をMAD状況に当てはめた図

1) を、冷戦時代に当てはめて究極の姿を描くと世界には一国として他国の軍事力によって侵されない国は存在しないことになる(図2)(無条件的生存可能性の喪失、国家の非浸透性の崩壊)⁽¹⁰⁾。

勢力均衡政策が世界大で展開されたのはたかだか20世紀の米ソ冷戦時代である。それ以前は、西欧列強間の勢力均衡政策が植民地支配を通じて世界大に波及したに過ぎない。しかも、前者は、元来、勢力均衡政策の欠点を乗り越えるために考案され実施された集団的安全保障体制(国連)のもとで、憲章上容認された地域的集団的安全保障機構が巨大な軍事同盟として相対峙して、勢力均衡政策に回帰してしまった結果であった。冷戦が、集団的安全保障政策をベースにしながら、勢力均衡論の垂流である相互核抑止体制に墮してしまったことは、先述した Anatol Rapoport がゲーム理論の囚人のディレンマと chicken を駆使して分析したとおりである。また、1980年代に Tit-for-Tat で提唱したように、ディレンマから抜け出す道は協調的行動しかない。原理的には、集団的安全保障政策も、集団的安全保障体制を採る参加国内部での抑止力に依拠する点ではメカニズムの本質は勢力均衡政策と何らかわるところはない。しかも、Bouldingのモデルに従えば、集団的安全保障政策のもっとも重要な鉄則である均衡政策体制内部における抑止力については、二超大国に関する限り、他の加盟国がすべて合したとしても抑止力は生まれない(図3)。

集団的安全保障が地域的取極めではなく、世界

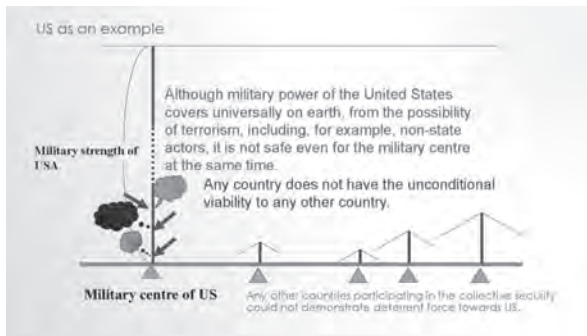


図3 図1モデルで集団安保の内部を見る

大で実施されたのは、国際連盟と国際連合である。前者は、多くの制度的欠陥と日本・ドイツ・イタリアなどの後発帝国主義勢力の軍事力による現状変更をおさえることができずに、自壊に近い形で当初の目的を果たすことなく消滅した。後者は、前者の制度的欠陥を相当改善して出発したが、今なお設立時の憲章上の目標を達しているとはいえない。それでも、今や、国際連合は、その存在抜きには国際社会を語れない非国家アクターとして定着したことは間違いない。

4) 抑止力

「抑止力を備えるからわが国は戦争に巻き込まれない」と一国の政治的責任者が発言すれば、その時点で抑止力は効果を失う。「間髪入れずに反撃して本格的戦争に巻き込む」と言えば抑止力は効果を持つ。しかし、そもそも抑止論は、抑止が破れて攻撃を受けたときのことを想定して反撃力を準備すること自体論理矛盾だと言わなければならない。抑止論に従って抑止力として保有する軍備は抑止が破れることを前提にしているからである。核抑止論も、「第一撃」、「第二撃」というコトバが象徴するように、抑止が破れる前提で「第二撃」が準備されている。際限のない軍拡競争を生み出す勢力均衡政策と原理が同一であるからにほかならない。

日本は、日米安保条約が締結されて以来、いくら核兵器の廃絶を唱えても、自らが核の傘のもとにある事実を否めない。集団的自衛権を行使しう

るとなれば、その支援を展開することになる。しかも、日本は、日本軍ではなく自衛隊を保有しているので、軍法が規定されていない。集団的自衛権の行使として自衛隊が派遣されれば、被派遣国との協定などにより、外交官と同じく免責特権が付与される場合がある。日本国憲法第76条第2項において特別裁判所の設置が禁じられているため、日本では軍法会議が設置しえない。帰国しても軍法会議がないので、派遣自衛官の犯罪を裁く場がない。自衛隊員の非違は、一般の裁判所で裁かざるをえない。本質的な原理・原則を無視した一国の首相の発言や、法の不整備もさることながら、選挙で選ばれた民主主義国家の政権が各種の世論調査結果の多数派の意志に反する決定を対内的・対外的にもなしてゆく姿には、到底、民主主義国家を標榜する資格のないことは明白である。

5) 協調的安全保障政策

協調的安全保障政策の実施は、1975年のヘルシンキ・プロセス（全欧安保協力会議 Conference on Security and Cooperation in Europe）に端を発する。アルバニアを除く全欧州諸国とアメリカ・カナダの北米2カ国、合計35カ国の間で、安全保障に関しては、信頼醸成措置（CBM）に基礎を置く国際体制が構築され、のちに、恒久的な制度化がなされた（OSCE：Organization for Security and Cooperation in Europe）。マルタ会談（1989年12月2日から12月3日）に先立つこと14年である。ラパポートの言う Tit-for-Tat のごとく相互に言動において常に協調解を迫りし積み重ねていくことがますます安全保障を強化していく。膨大な予算と時間、人材を投じて、巨大な軍事力を構築することでは、決して安全は強化されないことを理解しなければなるまい。

表1：中国の経済成長と産業構造の変遷（1978-2012）

	農業の GDP に占める割合	工業と製造業の GDP に占める割合	サービス業の GDP に占める割合	一人当たり国民収入
1978年	28.2%	47.9%	23.9%	190ドル
1992年	21.8%	43.5%	34.8%	390ドル
2002年	13.7%	44.8%	41.5%	1100ドル
2012年	10.1%	45.3%	44.6%	5720ドル

2 地域における経験の記憶

1) 地域における共有経験

ここで留意しなければならない点は、こうした実例は国際社会において未だに欧州にしかないという点と、欧州は、まったくの白紙から CSCE に臨んだのではないという点とであろう。後者に関しては、すでに EU の前身である EEC や、軍事分野では NATO、WTO などが存在し、非国家レベルでも、多くの地方自治体間のチャンネルや、広く市民社会における NGO 間の交流などがネットワーク化されていたし、衛星放送の出現は情報の共有に貢献し、実態とイメージの乖離度が低く、多様で多層的なプロト制度化現象が信頼醸成措置 (CBM) の誕生の素地を形成して下支えしていた。非国家からなる国際組織は、その設立理由の原点を見ると、情動的 (感情的: 情)、機能的 (経済的: 利)、規範的 (社会正義的: 理) に大別される。主権国家の不安定期にも同様の傾向が見られる。ヘルシンキ・プロセスでは、人権のバスケットが用意され、安全保障のパッケージに初めて越えがたい溝を超えて社会正義性が追及されたことが今になってみると認識できる。しかし、そこには普遍性の追求を掲げながらも西欧的限界が存在したことは否めない。

2) 欧州以外の広域国際地域の経験

欧州以外の地域に目をやると、欧州に匹敵する類似のシステムを見出すのは現段階ではなかなか困難である。1963年に当時のカサブランカ

派とブラザビル・モンロビア派の妥協の産物として設立された OAU (Organization for African Unity) が、2002年7月に発展改組されて誕生した AU (African Union) は、欧州とくらべると、将来の政治的・経済的統合を掲げながら跛行的な展開が目につく。しかし、アフリカ大陸に巨大な植民地を擁していたフランスが、旧植民地統治の継続的支配の延長の便宜上、アフリカ・マダガスカル連合⁽¹¹⁾を設置していたことは、ともす



図4 Murdock's Ethnic map of Africa

Originally the mono tone version from George Peter Murdock, *Africa: its peoples and their culture history*, New York, McGraw-Hill, 1959 in the pocket of the back cover of the book. This particular one has been downloaded from: <http://filipsnagnoli.files.wordpress.com/2011/12/1959-ethnic-homeland-map-from-ethnolinguist-george-peter-murdock.png> 20150121 accessed.

れば、凄まじい多民族国家（図4）における国家下位集団を主体とする紛争が頻発するアフリカにあって、同じアンブレラの下での行動経験共有は、歴史的な善悪の評価をおくとすれば、「統合」のモメンタムを微小であっても強化したであろう。

3) 東アジアにおける経験共有：東南アジア

東アジアにあって注目すべきは、東アジアの南半分を形成する東南アジア諸国連合（ASEAN）の動向であろう。東南アジアでは、多くの統合構想が浮かんで消える歴史を繰り返してきた。マフィリンド構想（マレーシア、フィリピン、インドネシア）などはその典型であろう。冷戦期には、1954年に、アメリカのイニシアティブで反共軍事同盟である東南アジア条約機構（SEATO）が設置された。Dwight D. Eisenhower(1890-1969)大統領（1953-1961）の「東南アジア全般とくにベトナム、ラオス、カンボジアの自由主義世界に対する共産主義者の侵略を一つの同盟によって封じ込める」戦略を John Foster Dulles（1888-1959）国務長官（1953-1959）が軍事同盟として具現化したものである。署名国は、フランス、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、タイであった。アメリカは、これら署名国のいずれに対する侵略にも「共通の危機として対処する」ことを誓約した。これとは別に成立した議定書（protocol）では、ラオス、カンボジア、ベトナム国家の管轄下にある自由領土（the free territory under the jurisdiction of the State of Vietnam）は、SEATOの条文適用地域として明文化された。NATOが、その第5条において「締約国は、ヨーロッパ又は北アメリカにおける一又は二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすことに同意（し）締約国は、そのような武力攻撃が行われたときは、各締約国が、（略）個別的又は集団的自衛権を行使して、北大西洋地域の安全を回復し及び維持するためにその必要と認める行動（兵力の

使用を含む）を個別的に及び他の締約国と共同して直ちに執ることにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する」⁽¹²⁾と定め、絶対的相互防衛義務と武力の行使とを定めた。それに比べれば、SEATOは、署名国、議定書参加国への侵略に対してはいかなる共同行動をとるにしてもその前に協議することを定めている。その点では、軍事同盟としてはやや拘束力も即効性も低い。しかし、これが、主にベトナム戦争介入に対するアメリカの法的根拠を提供し続けたのは事実である。SEATOは周知の通り、1975年にいわゆるインドシナ紛争が一段落したのちに、1977年6月30日に失効した。それでも、同床異夢であったかどうかは別にして、タイ、フィリピンや、ラオス、カンボジア、ベトナムの一部が、一つの軍事同盟下で20数年にわたり同盟国であった事実は大きい。

1967年の「バンコク宣言」によって当初タイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシアの5カ国から出発した東南アジア諸国連合（ASEAN: Association of South - East Asian Nations）は、1984年にブルネイ・ダルUSSラームが独立とともに加盟し、のちにいわゆるインドシナ社会主義圏と言われるベトナム（1995年）、ラオス、ミャンマー（1997年）、カンボジア（1999年）が順次加盟し、現在は10カ国で構成される。総人口は6億人を超え、AUの8億人には及ばないものの、EUの5億人をはるかにしのいでいる。ASEANの前身は、1961年にタイ、フィリピン、マラヤ連邦（現マレーシア）の三カ国が結成した東南アジア連合（Association of Southeast Asia, ASA）とされる。当時、インドシナ紛争への介入の理論的支柱となったドミノ理論に基づいて、社会主義の波及を恐れたアメリカが支援して、このASAを発展的に解消する形で東南アジア諸国連合が設立された。したがって、原加盟五カ国はいずれも反共主義を掲げる国ぐにであった。なお、バンコク宣言と一般的に称される設立宣言は、参

加各国の外務大臣の共同宣言である。その後も長い間、首脳による会議は開かれず、定期化もなされなかった⁽¹³⁾。

こうした地域国際機構としては他に見られない「制度的不備」を抱えながらも、ASEANはかつての「仮想敵」とされる東南アジア社会主義圏の国々にを取り込んでいく。この様は、EUが旧東ヨーロッパ諸国を取り込んでいった様に似ている。EUも武力によって加盟国を増加させたのではなく、交渉=外交によって、取り込んでいった。両者の最大の類似点は、新規加盟国の多くが、階級の利益を代表する一党独裁を基盤にした社会主義から多党制へ移行した諸国であるか、なお社会主義を標榜しつつ、市場経済を導入した諸国である点にある。前者は、おおむねヨーロッパであり、後者は、おおむね東南アジアであるというまでもない。ところが、この類似点の中の「些細な」相違点が、EUとASEANとの「統合」への進展の相違を際立たせている。ASEANはバンコク宣言で発足したことはすでに述べたが、その後のASEANの運営を切り盛りしてきたのは、数々の外務担当大臣の会合や、財政・経済担当大臣の会合などで、その都度決議された「宣言」であった。ASEANでは1967年の設立から約10年を経た1976年に最初の首脳会議がもたれた。1997年の第2回非公式首脳会議（クラルンプール）では、2020年までにASEANは、ASEAN共同体（ASEAN Community）となることを想定したASEAN Vision 2020を採択する。2007年の第12回首脳会議（セブ）では、5年前倒して2015年に共同体となることが決定された。この基礎となるASEAN憲章が、賢人会議（Eminent Persons Group）の手によって起草され、同年（2007年）の第13回首脳会議（シンガポール）で採択・署名された。この草案の検討段階でいくつか注目すべき点があった。ASEANは、それまで決定はコンセンサス方式、外交政策として徹底した内政不干涉主義を貫いてきた。コンセンサ

ス方式は、裏を返せば、すべての国が拒否権を有することに等しい。内政不干涉主義は、かつて、マルコス政権（1965.12-86.2）、スハルト政権（1966.3-98.5）、タクシン政権（2001.2-06.9）が崩壊するときに周辺国は助け船ひとつ出さずに見事に見捨てたことに良く表れている。ただし、この時点で暗黙の裡に討議の対象となったのは、ミャンマーの人権抑圧の不評判をASEAN全体で受け止めることになりかねない事態への対応であった。草案では、内政不干涉主義を一步踏み出す人権侵害に対する制裁条項が盛り込まれていたが⁽¹⁴⁾、首脳会議での討議の結果、コンセンサス方式ともども内政不干涉政策もそのまま残ることになった。2012年11月第21回ASEAN首脳会議（プノンペン）は、ASEAN Human Rights Declarationを採択した。ここには違反に対する罰則条項などは見当たらず、単に宣言的效果を意図したにとどまっている⁽¹⁵⁾。コンセンサス方式に関しては、コンセンサス方式で結着がつかない場合には、実質的に首脳会議の多数決に委ねられる決定がなされた⁽¹⁶⁾。この憲章の骨子は、ASEAN共同体は、政治的安全保障共同体（ASEAN Political-Security Community）、経済共同体（ASEAN Economic Community）、社会文化共同体（ASEAN Socio-Cultural Community）の「3本柱」からなる共同体で構成される点にある。討議の過程では「ASEANは政治共同体を目指すのではない」という趣旨の発言も出ている。先述したEUとの「些細な」相違は、このような点に現れたと言えよう。

4) 東アジアにおける経験共有：東北アジア

ひるがえって、東北アジアはどうだろうか。東北アジアにロシア極東を含めるか否かは大きな問題であるが、それを一旦おくとすれば、南北両朝鮮、中国、台湾、日本、モンゴルのたかだか6カ国からなる。ここには、冷戦が終焉しても、なお、中国—台湾、北朝鮮—韓国という分断国家が存在

する。中国の一国二制をカウントに入れるならば、これに、香港、澳門の2地域を加えねばなるまい。こうした諸点を考慮するだけでも、東アジア共同体であれ、東北アジア共同体であれ、その実現に至る道程は極めて厳しいと言わざるを得ない。

多くのポイントの中から二点選び出して検討してみよう。一つは、規模の問題であり、もう一つは、EU、ASEANに見られた歴史的経緯、あるいは、地域の経験共有と言い換えてもよい。規模の問題から考察すると、すでに述べたように、EUは5億人、ASEANは6億人である。世界最大規模の地域組織AUでも8億人に過ぎない。ところが、東北アジアにあっては、公表数字を用いても中国一国ですでに13億人を超える。中国研究者でこの数字を信ずる者はまずいないだろう。黒孩子や盲民を加えて、2000年度で15億人、2010年度で17億人という数字すら流布されている。漢族が最大の民族集団であることはいまでもない。総人口の92%を占める。残りの8%を、その他の55の少数民族がわけている。かりに総人口を13億人としても、漢族以外の人口だけでも1億0400万人にのぼる。多民族国家であってもインドのようにどの一つの民族をとっても50%には至らないような構造とは全く異なる。また、ひとつの主権国家内で二つの異なる民族がほぼ拮抗した人口比を有する構造とも違う。中国の民族分類は、中国政府が実施する「民族識別工作」によって決定されてきた。ロシアのような自己申告制ではない。そのため、各少数民族は自己認識とは異なる集合に分類されることもしばしば起こりうるという。また、「未識別民族」⁽¹⁷⁾も存在している。

こうした集合体が、ひとつの主権国家であるという事実自体、現代国際社会においては奇跡に近い。規模からいえば、ひとつの小世界・小宇宙を構成している。しかも、92%を占める漢族の内実は、言語ひとつをとっても、方言の域を超えていると言わざるを得ない。法の支配が貫徹しているか否

か、人権が擁護されているか否かは別にすれば、東北アジアにはその規模からみても、EU総人口の3倍を超える「統合体」がすでに歴史的に存在してきたと言っても差し支えなからう。ではなぜ、CLMVと称されるインドシナ社会主義圏諸国はこぞってASEAN加盟を選択し、中国との同盟ないしは共同体創設を選択しなかったのだろうか。ベトナムには、中越紛争であれほど多くのボートピープルが出国したにもかかわらず未だに約130万人の華人が在住して流通などで大きな力を持つ。ラオス・カンボジアでも総人口の1%を超える華人の居住がみとめられる。GMS構想の進展によって、ラオスではその数は急激な増加傾向にすらある。ミャンマーでも、国民党の残党や雲南からの新規の労働移民などを除いても、コーカン族（果敢族）と呼ばれる人びとは、明代から土着してきた。ミャンマー中央政府は、コーカン族（果敢族）として認定し、シャン州北部の雲南省との国境地帯に「コーカン地区」を指定した。ヤンゴンなど都市部には、110万人の華人がおり、人口の3%を構成している。ネ・ウィンも華人系であった。CLMV以外にもASEAN諸国では、インドネシア（総人口の4%）、タイ（12%）にそれぞれ700万人以上が居住し、インドネシアでは経済の根幹を握ると言われ、タイでは、タクシン王朝の王室がそもそも華人系であり、タクシン、インラックのシナワトラ兄妹も華人系である。マレーシア（23%）の650万人はしばしば民族対立の種となり、シンガポール（74%）では370万人の華人が圧倒的多数派を形成し、フィリピン（2%）に120万人居住する華人は、多くは明・清時代からの古い華人で、現地化が進んでいるが、現在でも中国語を話し、習慣を残している者が60万人から100万人程度いると推定されている。大地主のアキノ家も華人系にほかならない。日本や欧米も含め一度形成されたチャイナタウンが消滅したのは朴正熙時代の韓国のみである⁽¹⁸⁾。もう一度問い直すと、ではなぜ、CLMVと称されるイン

ドシナ社会主義圏諸国を含めて、これだけ繋がり
の深い東南アジア諸国はこぞって ASEAN 加盟
を選択し、中国との同盟ないしは共同体創設を
選択しなかったのだろうか。従来からの ASEAN
諸国が中国を警戒するのは、元来、ASEAN が設

立された大きな理由の一つは、アメリカの封じ込
め政策の一環であったことは疑いない。この設立
された当時の根を未だに引きずっていることは容
易に理解できる。しかし、冷戦が終焉して久しい
今日、たとえば、中国国内の新疆・ウイグル、チベッ

表3 漢民族の世界分布

国名・地域名		漢民族人口 人	漢民族人口割合 %	
中華 人民 共和 国 実効 支配 地域	中華人民共和国（中国大陸）	1,349,585,838	91.6	
	香港：香港島、九龍半島、新界、他	7,182,724	93.6	
	マカオ：マカオ半島、タイバ島、コタイ、コロアネ島、他	433,641	94	
	中国内の漢民族人口割合%	内モンゴル		79
		重慶		74
		雲南		67
		寧夏		65
		広西		62
		貴州		62
		青海		55
	ウイグル		41	
	チベット		7	
中華 民国 実効 支配 地域	中華民国：台湾本島、澎湖、金門、馬祖、他	23,299,716	98	
	主な原住民居住地漢民族人口割合%	南投		95
		屏東		94
		花蓮		73
台東			66	
シンガポール		3,684,936	74	
少数者として				
インドネシア		7,566,200	4	
タイ		7,053,240	12	
マレーシア		6,590,500	23	
アメリカ		3,376,031	1.2	
カナダ		1,612,173	4	
ペルー		1,300,000	1	
ベトナム		1,263,570	3	
フィリピン		1,146,250	2	
ミャンマー		1,101,314	3	
ロシア		998,000	0.5	
オーストラリア		614,694	2.9	
日本		519,561	0.5	
イギリス		500,000	0.8	
カンボジア		343,855	1.2	
フランス		230,515	0.5	
インド		189,470	0.01	
ラオス		185,765	1	
ブラジル		151,649	0.1	
イタリア		145,000	0.01	
オランダ		144,928	0.01	
韓国		137,790	0.01	
ニュージーランド		147,570	3.5	
パナマ		135,000	0.01	
南アフリカ共和国			0.2	
ブルネイ			15	
スペイン			0.01	

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%BC%A2%E6%B0%91%E6%97%8F> > 「漢民族の人口」と < <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%AD%E8%8F%AF%E5%9C%8F> 「漢民族の地区」とをもとに若干修正して筆者が作成した。

トなどの現状や、海洋法に基づく島嶼の領有を主張すると「小国が大国に対して何を言うか」と発言する国と進んで行動を共にする国などあろうはずがない⁽¹⁹⁾。事実、折角、沿岸型海軍から海洋型海軍に作りかえた中国海軍の寄港地を進んで提供するの、ミャンマー、パキスタン、ケニア（おそらく近い将来）くらいであろう。

それでは、第二の視点からはどうだろうか。一体の組織体となった記憶は、八紘一宇、五族協和の掛け声のもとで日本帝国主義のむき出しの軍事力が支配したおぞましい記憶が最も新しい。それ以前は、中国を世界の中心（中華）とし、周辺を化外の地、禽獣、四夷（東夷：貉の同類、西戎：羊の同類、南蛮：虫の同類、北狄：犬の同類）とする華夷秩序である。『山海経』や唐宋八大家の一人で東坡肉にまで名を残した蘇軾の『王者不治夷狄論』を読めば、その化外の地に対する差別観のすさまじさが理解できる。

大東亜共栄圏が主に日本帝国主義の軍事力を駆使した統合体化で、華夷秩序は東北アジアの文化センターであった中華帝国の文化力を骨格とした国際体系化であったという考え方には一理ある。華夷秩序が一定の洗練された「帝国体系」として立ち現れた唐時代に、遠方であるがゆえに「二十年一來」（20年に一度の朝貢）でよいという特別の許しが出された後も、日本はそれをはるかに上回るインターバルで遣唐使を送り続けた。シルクロード貿易等を通じてもたらされた世界情勢についての情報収集、中国の擁する先進技術の移転、仏典の収集が主な目的であった。日本の隋唐の文物に対する執着ぶりは、遣唐使一行が唐の皇帝から下賜された宝物を即座に市で換金して書物を買収したという逸話になって残されている。そうした側面だけを強調すれば、たしかに、礼教文化を基礎として天子を頂点とする王道政治を展開する国家体制が認識しうる限りの世界において最上のもので、天子は天命を帯びて、近隣の諸民族を教化する使命を帯びていた。現代風に言えば、ソ

フトパワー、まごうかたなき文化力による支配であったかに見える。しかし、この華夷秩序の維持にあたって、その本質にあったシステムを探求していくとやや異なる結論を得る。華夷秩序という思想を具現化し維持していたのは、冊封体制、地域によっては羈縻政策であった。これに反して征伐に対する征伐は、それ自体王朝の衰退につながるケースすらあったことを思えば、強固で規模の大きい軍事政策によって下支えされた秩序であったといえよう。日本は長期に亘って遣唐使が朝貢使であることを認めるのを拒否し続けたが、朝鮮を巡る支配関係の展開（白村江の戦）を通じて最終的には事実上認めざるを得なくなった。それでも、日本の天皇が冊封を受けた事実はない。のちに欧米諸国との関係において貿易をめぐって通商使という言葉が登場するが、東アジア地域に信義を確認しあう通信使の伝統を定着させた事実は大いといわざるを得ない。

日本は、菅原道真の建言によって、遣唐使の派遣を廃止するが、その中の一項に、もはや唐から学ぶべきものはなくなったという趣旨の文章がある。裏を返せば、日本は唐から学び続けたのであった。唐は、律令に関連する文書の持ち出しを禁じた。しかし、当時の唐の役人のお目こぼしによって、遣唐使はそれを持ち帰った。それが、日本の古代・中世の国家の礎を築いた。資源よりも、技術よりも、社会運営において重要なのは、制度である。今でこそ、世界は、欧米流の特許制度や著作権を世界規範として受容しているが、毛沢東の「知識は人民のもの」という言葉はおくとしても、中国は数世紀に亘って東アジア地域に先端技術はおろか社会制度規範を「無料」で提供し続けた。現代世界における「民主化」が、往々にして膨大な軍事費と多くの市民の犠牲を要して移行定着されているのは大きな懸隔を感じざるを得ない。相互依存の現代になって中国のコピー商品は世界の批判的になっているが、元来、中国は、数世紀に亘って著作権も特許料も請求せずに周辺諸国

を潤してきたのである。

冊封体制研究の第一人者と目された西嶋定生は、華夷秩序の頂点にあった皇帝の一つ一つの冊封行為の蓄積によって生み出された東アジアの国際秩序に関して、「冊封体制」という概念を提示し、「東アジア世界」という範囲で「完結した世界」の存在を提唱する⁽²⁰⁾。そこに共通する要素は、漢字、儒教、仏教、律令制であるとした。とりわけ、言語の語族区分を超えて流通した漢字は重要で、この地域を漢字文化圏と呼ぶことができる。現在の領土区分で言えば、ほぼ、中国、朝鮮半島、日本、ベトナムにはかならない。

華夏以来の伝統とされる華夷秩序も無論平坦な道を歩んで清末に至ったわけではない。とりわけ、漢族以外の四夷出身の王朝が中国を支配した時代には、事大主義を生んだ朝鮮半島では、議論が沸騰した。たとえば、女真・契丹から起こった清朝は李氏朝鮮にとって、夷狄に朝貢することになり、とうてい受け入れがたい。むしろ、大中華を支えてきた小中華である朝鮮こそ唯一正統な中華文明の継承者でなければならないと認識する。清に先立つ元や金の時代にも同様の反応が見られたが、軍事力を伴う現実とのギャップから、実際の対外政策には多くは反映されず、認識上の問題にとどまり、むしろ国内政治が影響を受けた。

清王朝の出現は、朝鮮半島ばかりではなく、日本にも影響を与えた。朱子学者林羅山（1583-1657）、その弟子である山鹿素行（1622-85）らは、日本こそ中華であるという説を唱道する。その後、大日本史編纂のために徳川光圀（1628-1701）が江戸駒込水戸藩別邸内に設置した史局（のちの小石川彰考館）に羅山の門下生が多く来仕したために水戸学にも影響を与え、藤田東湖（1806-55）の尊王攘夷論とも結びつき、下っては、軍部が太平洋戦争中に天皇を現人神とし、神州（中華正統王朝）不滅を唱えたのも、その淵源は、朱子学に基づく中華思想にあったという解釈が成り立つ。この推測が正しいとすれば、中国は自ら敷衍した

思想によって侵略を受けたことになる。後発帝国主義国の「遅れた」植民地争奪は、東アジア特有の秩序思考を併せ持っていたということになる。

要すれば、東アジア諸国が、表面的にはむき出しの軍事力であれ文化力であれ、一つの体系的秩序思考を共有したのは、上に簡略に述べた大東亜共栄圏と華夷秩序のみであった。EUはいうに及ばず、半ば人為的な区界である東南アジア＝ASEANにも、「ともに一つ屋根の下で過ごした」実感に基づく経験の上で劣ることは歴然としている。しかも、前章との関連でみれば、EUは協調的安全保障政策を定着させて久しい。ASEANも協調的安全保障政策へすでに一步踏み出したとって差し支えなからう。では、東北アジアはどうだろうか。幸か不幸か、東北アジア地域にはNATOにもWATOにも相当する集団的安全保障機構は存在しなかった。冷戦中にアメリカは、世界中に、NATOを筆頭に、ANZUS、SEATO、CENTOと次つぎに地域的集団安全保障体制を構築する。しかし、東北アジアにあっては、徹底したHub-and-spoke形式を貫いた。アメリカが、Hubとなり、日本、韓国、台湾、さらには、タイ、フィリピンなどとバイラテラルな条約を締結して、各国をSpokeの先端においている。その結果、冷戦終焉後に東北アジア地域に残されたのは、18世紀19世紀ばりの勢力均衡政策体系であった。勢力均衡政策を採用した場合の原則通りに東北アジア地域は軍拡レースの陥穽にはまっている。1982年に、鄧小平の意向を受けて、秘密裡に開催された国防関係者の会議において、当時の中国人民解放軍海軍司令員（司令官：1982-88）劉華清（1916-2011）が中心となって中国人民解放軍海軍近代化計画をまとめ上げた。淵源をたどれば1953年に毛沢東自らによる中国人民解放軍海軍視察に遡る⁽²¹⁾。劉華清の近代化計画は、当初、2010年までに中国近海の制海権の確保、2020年までに航空母艦の建造、2040年までにアメリカ

海軍と同等となり世界の七つの海に五星紅旗をたなびかせる、という形で断片的に伝わってきた。あくまで人民解放軍内部の国防方針であって、公式に対外的にアナウンスされた方針ではないからにはかならない。第一列島線、第二列島線などの装備にとどまらない具体的な戦略目標は、折に触れて明らかになってきた。1982年に決定されたタイム・スケジュールは、次のようにその輪郭が認識されている。1982-2000年「再建期」中国沿岸海域の完全な防備態勢を整備 ほぼ達成済み。2000-2010年「躍進前期」第一列島線内部（近海）の制海権確保。2010-2020年「躍進後期」第二列島線内部の制海権確保、航空母艦建造。2020-2040年「完成期」アメリカ海軍による太平洋、インド洋の独占的支配を阻止。2040年 アメリカ海軍と対等な海軍建設。いわば壮大なる海軍軍事力整備の60年計画である。その意味で、中国側の行っていることは、相互作用としての軍拡よりも、Dieter Senghaas（1940～）が、軍拡は敵の脅威との相互作用ではなく、国内要因で決定されたとした自閉的軍拡（autistic model）により近い⁽²²⁾。地域の緊張が高まろうが緩和されようがおかまいなく計画通りに軍拡を継続する現象である。愚かにも、これに相互作用型の軍拡で応じたのが安倍政権であった。この点で、安倍政権のなし崩し的な平和憲法の解釈改憲に、中国がなした貢献は大きい。

中国側にも、尖閣諸島や南シナ海での領土・領海紛争は、マッチ・ポンプ的な気味がないわけではないが、人民解放軍海軍の増強に、いささかなりとも合理的根拠を与えた。視点を局地的な戦術レベルにまで下げると、おそらく日本国の防衛省内部においてなされているであろう尖閣をめぐる日中対決のシミュレーションでは、現段階では核兵器が使用されない限り、日本の勝ちと出ているであろう。しかし、この優位が今後も継続する保障はどこにもない。中国は、ロシアからのスホイ 35の購入や、それに近い性能とステルス性を

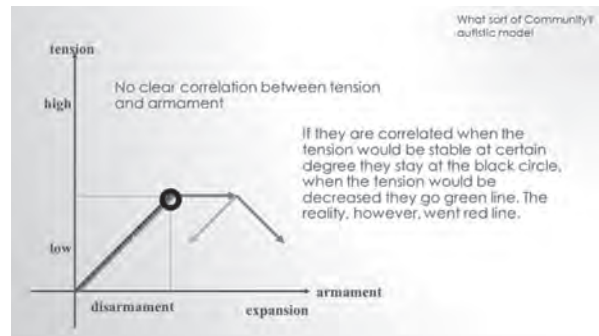


図5 autistic model の図式化

緊張の増減とはかかわりなく軍備が増強される。

持った「殲 16」の開発に成功し実戦配備をした。さらにステルス性の高い次世代機の「殲 20」の開発に着手している。これに対抗する日本側の F35 の配備は、まだ決定的なめどはたっていない⁽²³⁾。空戦はかつてゼロ戦が示したように、戦闘機の性能が決定的に勝敗を左右する。戦術家の常として、優位なうちに敵を叩こうとする傾向があることは周知の事実であろう。これも軍拡の罫の一つである。さらに、日本は、早晚、アメリカから対潜水艦レーダーとミサイルのセット購入を迫られるに違いない。

だからと言って、ロシア・北朝鮮・日本・台湾・ベトナムの同盟と、韓国・中国・緬甸・中央アジア諸国の同盟とが対峙する姿は同床悪夢ですらある。ここ数か月の習近平政権の一連の外交は、中国封じ込めの阻止という観点から、幸いにもこの悪夢を払拭した。だからといって、より良い政策を選択したというわけでは決してない。

3 安全保障政策の変化

1) 非伝統的安全保障の時代

冷戦の終焉前後から注目されているのは、非伝統的安全保障である。伝統的安全保障とは、一国の領土保全や政治的独立に向けられる他国の軍事的脅威に対して、軍事力で対処することにほかならない。非伝統的安全保障とは、国家以外のアクターも含む国際行為体から与えられる非軍事的脅

威に体系的に対処することをいう。非軍事的脅威は、概念の幅が広く、国家以外の行為体が振るう軍事的脅威を含んだり、脅威を与えている主体が特定できないケースを含んだりして論ずる研究者もいる。公約数的には、気候変動(広く環境問題)、越境犯罪(麻薬の輸出入、資金洗浄、地下銀行、海賊行為、衛生基準を無視した食品の輸出、テロリズム、Human trafficking、それと深くかかわる臓器売買など)、貧困・格差、感染症、大自然災害などが挙げられよう。

このうち、国家がその能力を以て十全に対処しうるのは、伝染病(人間、動物)に対する水際作戦や、麻薬、現金、人身売買などの輸出入のように公的規制網にかかってくるものだけであろう。たとえば、自然災害からの救援・復旧には、その程度の大小によって、NGOを含む国際組織や、地方自治体、NPOなどがネットワークや経験を蓄積してきた。環境問題も淵源に遡って考察すれば、地方自治体や企業がその解決のノウハウを所有している。非伝統的安全保障の脅威により有効な対処が求められる時代には、国家よりも、地方自治体やNGO・NPOの国際地域的ネットワークの方が重視されなければなるまい。

2) 国家中心時代の終焉

一方で、科学技術の発達は、活発な経済活動を可能にして生産と同時に一国規模では解決しえない環境問題などのように容易に越境する問題を放出している。他方で、その解決に当たろうとすれば、複数の国家の協働が必要とされ、それでいて

技術やノウハウは中央政府よりも地方政府や企業に蓄積されており、その助けを借りざるを得ない。環境問題はほんのその一例に過ぎない。国家は、社会単位としての妥当性を上下から引き裂かれつつある。

何から何を守るのか、分析する社会単位によって異なるであろう。汚染された大気、病原菌は難なく国境を超える。一カ国でも規制しない国があると国際地域全体が被害をこうむる。中国が激しく大気を汚染して、それが偏西風に乗ってやってきて自然破壊や国民の健康を害していく様を日本も韓国も手をこまねいてみている以外に施すべがない。筆者が居住する日本海側の美しい松の防砂林は、目に見える勢いで年々枯渇している。原因は中国の野放図な経済活動にほかならない。SARsの発生を政府が先頭に立って隠蔽したり、腐敗した鶏肉をそれと知りつつ加工して出荷したりする国を、非文明的な野蛮国だとは思っても、誰も礼教に基づいた文化・文明の中心とか「グローバルな舞台に立つ大国だ」とは決して思わない。国家の枢要な地位を占める人びとが、権威をたてに巨額の賄賂を要求することが慣習化した現象を、それによってどれほど社会運営が円滑に行われ経済発展して国民が潤ったとしても、それをアジア的価値の一端とは思いたくない。

世界全体の大きな潮流では、国家アクターの地位が低下しつつあるが、東北アジア地域では、中央集権体制の伝統とともに未だに国家アクターの力は相対的に強い。しかし、21世紀の今日にあっても、この地域には、地域各国をすべて包含する

表4 伝統的安全保障と非伝統的安全保障

	S	O	V	
			tool	verb
伝統的安全保障思考の範疇内の脅威	A国が	B国の領土・独立に	国家の軍事的手段で	脅威を与える
伝統的安全保障思考の範疇を超えた脅威	Actor Aが	B国内の特定・不特定の集団の健全な存続に	非軍事的手段で	脅威を与える

表5 越境する問題への対処

	伝染病	食料・健康問題	環境問題	Human trafficking
積極的貢献	国際協力	国際支援	制度・技術の国際協力	国際捜査協力
消極的貢献	水際作戦	備蓄・予防医学	制度設計・モニターリング	入管強化

国家アクターからなる排他的アンブレラ組織は存在しない。

UNDP が主導した「図們江地域開発計画」(The Tumen River Area Development Program : TRADP) には、ロシア、中国、北朝鮮、韓国、モンゴルが加盟していたが、日本は再度の加盟要請を受けながらオブザーバーにとどまっていた。2005 年に GTI(Greater Tumen Initiative) に衣替えする前後から、新潟と米子が運輸関係の会議のホスト都市を務めただけである⁽²⁴⁾。

国家に対して、地方自治体の国際地域協力の一例を挙げれば、北東アジア地域自治体連合(The Association of North East Asia Regional Governments : NEAR) は、着々と成果を挙げている⁽²⁵⁾。韓国慶尚北道浦項市に常設事務局を設置し、以下のような常設分科委員会を置いている。かっこ内は、委員会のコーディネーター自治体を

示す。3つのグループに分かれ、Group I は、経済・人文交流分科委員会(韓国、慶尚北道)、農業分科委員会(韓国、全羅南道)、海洋・漁業分科委員会(中国、山東省)、鉱物資源開発分科委員会(ロシア、マガダン州)、国境地区協力分科委員会(ロシア、イルクーツク州)、Group II は、科学技術分科委員会(韓国、京畿道)、生命医療産業分科委員会(韓国、忠清北道)、エネルギー・気候変動分科委員会(韓国、大邱広域市)、環境分科委員会(日本、富山県)、防災分科委員会(日本、兵庫県)である。Group III は、教育・文化交流分科委員会(日本、島根県)、女性・児童分科委員会(モンゴル、ドルノド県)、観光分科委員会(中国、河南省)、スポーツ分科委員会(ロシア、サハ共和国)である。

北東アジア地域自治体連合は「1996年9月、中国、日本、韓国、ロシアの北東アジア地域4

表6 東北アジアの国際組織

公益財団法人環日本海経済研究所 (ERINA) 編 ERINA北東アジア研究叢書1 北東アジアの直面する課題と国際協力 北東アジア経済発展国際会議 2012.02				
名称	性格	地域)	北東アジアの参加国	摘要
UN/ESCAP (国連アジア太平洋経済社会委員会)	政府間組織	アジア太平洋地域	中国、北朝鮮、日本、モンゴル、韓国、ロシア	本部はバンコクだが、近年、特に輸送問題、エネルギー問題などで、北東アジアにも関心
APEC (アジア太平洋経済協力)	政府間組織	アジア太平洋地域	中国、日本、韓国、ロシア	首脳会議を開催するなど、ハイレベルであるが、拘束力は比較的弱い。幅広い作業部会をもつ。
PECC (太平洋経済協力会議)	NGO (トラック2)	アジア太平洋地域	中国、日本、韓国、ロシア、(モンゴル)	APECに先行し、その設立をリードした。APECへの提言機能を果たしている。
図們江地域開発プログラム	政府間組織	北東アジア	中国、北朝鮮、ロシア、(モンゴル、韓国)	局地的な地域開発の推進が本来目的であったが、その範囲を北東アジア全域に広げる方向。
北東アジア経済フォーラム	NGO (トラック2)	主に北東アジア	中国、北朝鮮、日本、モンゴル、韓国、ロシア	産官学の幅広い参加者の自由な意見交換の場
北東アジア経済会議組織委員会	NGO (トラック2)	主に北東アジア	中国、日本、モンゴル、韓国、ロシア	新潟で開催してきた北東アジア経済会議の蓄積から設立された自由な意見交換と政策提言の場

アフリカなどでは、米ソ（口）中3カ国それぞれの紐がついた勢力が三つ巴の争いを展開し、その残滓がいまだにアフリカ大陸を不安定にしている。もはや、この地球上のどの地域にあっても軍事力優先主義は、対外政策、地域秩序構築においても、時代遅れで合理性を欠く思考として捨てるべきであろう。

しかも、時代は伝統的安全保障から非伝統的安全保障へと重点を移行しつつある。膨大な予算を軍事力に費やす余裕があるならば、地域災害センター、環境生態系保護センター、国際犯罪予防センター、国際医療センターなどで地域国際協力の実績を積む選択肢にかけたほうが、より安全保障能力は高まるといえないだろうか。安心、安全、信頼を強化する多層間の信頼醸成を追及しなければならない。逆に言えば、安全・安心・信頼を裏切る行為があってはならない。

オランダのハーグで開催された IULA (International Union of Local Authorities: 国際自治体協会) の総会に、当時の国連事務総長コフィ・アナンが「世界は地方自治体から構成される」というメッセージを送ったのは、すでに20年も以前の1995年であった⁽²⁶⁾。EUが実施する EUREGIO、Interreg に見られるように、地方自治体という住民にとってもっとも身近な行政組織は国際行為体としても認知されて久しい。同時に、EU、ASEAN、AU、NAFTA、MERCOSUR などの Supra state actors である地域的組織によって国家は、上からの張力にも晒されている。地方自治体単位で遂行される国際連携や国際共同体の構築にいちいち中央政府がいつまでも首を突っ込む時代は去りつつある。このように上下双方からの張力によって股裂き状態にあっている国家はもはや国際社会の行為体としても one of them ではない。先に挙げた地域災害センター、環境生態系保護センター、国際犯罪予防センターなどは、その解決方法のノウハウを有する地方自治体や時によっては NGO が、直接、設立・運営したほうが、

国家が行うよりも成果を挙げる可能性が高いだろう。しかし、東北アジア地域では、どこも地方気質やバラエティに富んだ地方性があるにもかかわらず、地方自治は発展してこなかった。江戸300年に亘って200数十の藩に分かれ農民の移動の自由すら奪って成立していた藩「自治」は、明治維新後に徐々に中央政府に人事権や財政権を奪われるにしたがって自治性を失っていった。色濃い地方性に満ちた韓国でも地方自治法は1949年以来発布されているにもかかわらず、つい先ごろまで道知事などの直接選挙は行われなかった。中国は、その規模からいっても各省を地方と呼ぶには語弊がある。有史以来中国の政治は中央権力をめぐる争いだったのだから、中央集権こそ政治原理の鉄則であり、その貫徹こそ政治の目標であったのだから、いきなりそこに地方自治を求めるのは無理というものであろう。

それにしてもこの地域には、Asian Paradox という不本意な名称が付与されて久しい。It's called the 'Asian Paradox' – as economic interdependence rises in the region, the number of conflicts hasn't gone down.⁽²⁶⁾ しかし、欠点や障害は取り除いていかなければ、正しい方向には進まないのは、明白である。くり返しになるが、国家下位行為体が地道に創り出している対環境政策の協力、自然災害への支援、健康・疾病に関する越境制度的協力、異文化理解などの努力を重視していくことが、現段階では、この地域に求められているであろう。そうした制度設計や、広報こそ本学会のできることでなかろうか。

End notes

- 1) Sugata Dasgupta. "Peacelessness and Maldevelopment: A new theme for peace research in developing nations," in International Peace Research Association, *Proceedings of International Peace Research Association Second International Conference*, ASSEN, Van Gorcum, 1968, Vol. II, pp. 20-21.
- 2) 石津朋之、『戦争学原論』（筑摩書房、2013年）、129 - 130頁、134 - 139頁、特に138頁「実際、今日の

- 平和学の研究動向を見ると、どうしても、『一体、戦争はどこに行ってしまったのか』との疑問を抱かざるを得ない」。
- 3) Galtung の structural violence については, Johan Galtung, "Violence, Peace, and Peace research," *Journal of Peace Research*, VI-3, 1969, pp.167 - 191. cultural violence については, "Cultural Violence," *Journal of Peace Research*, XXVII-3, 1990, pp.291-305.
- 4) See, Azar Gat, *War in Human Civilization*, (Oxford University Press, 2006). Azar Gat は、戦争研究者であるが、本書は、結論に全面的に賛同はしないが「文化人類学者たちの戦争研究」の成果や論争を丹念に検討している。邦訳は、石津朋之・永末聡・山本文史監訳、歴史と戦争研究会訳『文明と戦争』上下、(中央公論社、2012年)。
- 5) UNESCO The Seville Statement on Violence, 以下のHPで、英文原文、邦訳共ども参照できる。http://homepage2.nifty.com/1234567890987654321/Seville-Statement.html
- 6) Asian Values については、主として以下を参照。Andrew Sheng, "Can Asians think? Still a relevant question," *The Korean Herald*, Updated : 2014-05-13 20:40, http://www.koreaherald.com/view.php?ud=20140513001473, 20140524 accessed. Kim Dong-suk, "Economic Development and Political Human Rights in East Asia," http://www.creighton.edu/fileadmin/user/CCAS/departments/PoliticalScience/MVJ/docs/kim.pdf#search='Human+Rights+in+East+Asia.' This article examined various ideas very well including Asian thoughts concerning democratic conditions depending on the respect stage of economic development. 20140707 accessed.
- 7) A. ラパポート著 (関寛治編訳)『現代の戦争と平和の理論』岩波新書 725, 1969年、主に、「訳者まえがき」i-xii 頁、本文 1 - 22 頁参照。
- 8) Anatol Rapoport, *Conflict in Man-made Environment*, Harmondsworth, Penguin Books, 1974, p.240.
- 9) Lewis Fry Richardson, *Arms and Insecurity*, (Pittsburgh, Boxwood Press: 1960), *Statistics of Deadly Quarrels*, (originally private microfilm: 1950, later at The University of Chicago Press and Boxwood Pr. 1960).
- 10) Kenneth E. Boulding, *Conflict and Defense: A General Theory*, Harper & Bros., 1962. (内田忠夫・衛藤藩吉訳『紛争の一般理論』、ダイヤモンド社、1971年)。高柳先男は、無条件的生存可能性の喪失、国家の非浸透性の崩壊をあわせて、ハーツ=ボールディング・シェーマと名付けた。「ハーツ=ボールディング・シェーマの形成 - 国際政治における<変動>認識の基礎的前提」『法学新報』75(3), 19-59 頁, (中央大学法学会 1968-03)。
- いうまでもなくハーツもボールディングも主権国家からなる国際体系の中での国家の脆弱性に光を当てた。したがって、9・11などはこれらモデルの想定するところではない。しかし、簡単な確率論と選択論とを駆使して考案された大島英樹の International Quasi-Crisis Model の国際危機に至る以前の場合分けをアメリカ政府や国際社会が応用していれば、9・11やその後のアフガニスタン紛争、イラク紛争は違った道を歩んでいたに違いない。See, Hideki Ohata, "International<International Quasi-Crisis> Model: A Japanese Perspective on Crisis Behavior (1)," *Waseda Political Studies*, XXI, Graduate School of political Science, Waseda University, 1989, pp.27-46, Hideki Ohata, "International <International Quasi-Crisis> Model: A Japanese Perspective on Crisis Behavior (2)," *Waseda Political Studies*, XXI, Graduate School of political Science, Waseda University, 1991, pp.1-23.
- 11) UAM : 64年3月、解体して経済協力機構(UAMCE)へ転身。
- 12) <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19490404.T1J.html> 参照。
- 13) ASEAN Summit:1976年バリ島が最初。1992年の第4回シンガポール首脳会議で、3年毎の公式首脳会議とそれ以外の年の非公式首脳会議の開催が決定され(シンガポール宣言)、1995年以降毎年開催されている。公式・非公式の区別は2002年に入って廃止された。初の国防相会議は、2006年5月クアラルンプールで開催された。
- 14) http://www.asean.org/archive/19247.pdf.
- 15) http://www.asean.org/news/asean-statement-communications/item/asean-human-rights-declaration
- 16) 20条2項 Where consensus cannot be achieved, the ASEAN Summit may decide how a specific decision can be made.
- 17) 蔣欣然「未識別民族権利保護問題探析」『柴込木開発研究』2014年第2期、42-45頁を参照されたい。資料が不足し、データが不完全で、標準が不統一だったために、少数の未識別民族が生じた、としている。http://www.cqvip.com/qk/90615x/201402/49497319.html でダウンロード可能。また、王茂美『村落・国家：少数民族政治认同研究—以云南为例』(北京、中国社会科学出版社、2015年)も参照されたい。本書は、タイトルが示すとおり、アイデンティティ研究が主題であるが、訳本が主ではあるが欧米の文献にも広く目を通していため参考になる。
- 18) この項記述のための数値等は以下を参照。山下清海「地図から見た華人の東南アジア移住とチャイナタウンの形成」『国際地域学研究』第5号、2002年3月、229-241頁、陳維、「公共外交与中国海外利益保护：理論图示与研究议程」、*Journal of China and International Relations*, 2014, 38 - 49 頁、http://amalthea.aub.aau.dk/index.php/jcir/article/viewFile/938/757, 李云、陳世柏、「海外移民中国梦：構成要素、思想基礎

与目標层次」『求索』2014/7、13-18頁、林逢春、吴婷、「中国侨务公共外交的服务管理模式探析——基于中国与华人高技术新移民的趋同利益」*Journal of China and International Relations*, 2014、pp.27-37、<http://journals.aau.dk/index.php/jcir/article/viewFile/937/756>。20150121 accessed。刘音・薛林、「国際法的視野下我国国際移民問題及其法律規制」『法治研究』2014年15期、82-90頁、杨静林、「中菲关系的华人因素及菲华人社会的转型」『暨南学报（哲学社会科学版）』、2014年（第36卷）5期、总第184期、115-125頁。また、中国政府側の報告としては、丘进 主编、『华侨华人研究报告 2013（华侨华人蓝皮书）』、社会科学文献出版社、2014年01月を参照されたい。

19) MSN 産経ニュース、20140803 accessed。 <http://sankei.jp.msn.com/world/news/140509/chn14050921040014-n1.htm> 「中国は大国、小国が侵害」と中国紙社説 一線越えるな、とベトナム威嚇 2014.5.9 21:04 【北京共同】

9日付の中国共産党機関紙、人民日報系の環球時報は社説で、南シナ海でのベトナム、フィリピンとの対立について「中国はグローバルな舞台に立つ大国だ」とした上で「小国が勝手に中国の権利を侵害するならばこの舞台に立ち続けることができない」と主張した。「大国」として「小国」の妨害を見過ごせない、との考えを示したものとみられる。

社説はベトナムに対して「中国の許容できない一線をはっきり見てほしい」と威嚇した。また、ベトナムとの海上衝突も、フィリピンによる漁船員拘束も「すべてオバマ米大統領歴訪後に起きた」と述べ、米国や日本が南シナ海問題に介入し、関係国を唆している、との見方を示した。（共同）

関連記事 < <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20140614-00000006-xinhua-cn> > Yahoo ニュース 国際、ベトナム漁船問題、「大国も小国も平等、ベトナムは理不尽に騒ぎ立てるべきでない」—中国外交部 XINHUA.JP 2014年6月14日（土）15時15分配信

中国外交部の華春瑩報道官は12日の記者会見で、ベトナム漁船1隻が北部湾（トンキン湾）で中国船に衝突され、沈没したとの報道について、「調査の結果、そのようなことは起きていないことが分かった。ベトナムの一部メディアのでっち上げで、下心があるものだ」と述べた。また、ベトナムに対して、「小国も理不尽に騒ぎ立てるべきではない」と批判した。京華時報が13日伝えた。

華報道官はベトナムとの問題にからみ、「中国はもう35年も、『ベトナムという小国が中国を攻撃している』と宣伝しているが、こうした宣伝は変えるべきではないか」との質問を受けた。

これに対して華報道官は「中国は国際関係の中で一貫して、『大国も小国も平等であり、平和共存の五原則を守る必要がある』と訴えてきた。われわれは大国が小国をいじめることに反対する。同時に、小国も理不尽に騒ぎ立てるべきではない」と指摘。その上で、「それぞれ

が互いを尊重し、平等に向き合って協力関係を発展させていくべきであり、これが当事国、また地域、世界にとって有利なこととなる」と述べた。（編集翻訳 恩田有紀）共同通信 *China Watch*, 2014年5月12日 3頁。

なお、日中間の「人気」度調査についての南シナ海での影響については、Bruce Stokes, "Japan, China neck and neck in Asian popularity contest," *Nikkei Asian Review*, <http://asia.nikkei.com/magazine/20140717-The-victor-s-dilemma/Viewpoints/Bruce-Stokes-Japan-China-neck-and-neck-in-Asian-popularity-contest> July 17, 2014 12:00 am JST: を参照。

20) 西嶋定生「六・八世紀の東アジア」『岩波講座日本歴史2』（岩波書店、1962年）、229 - 278頁、参照。また、以下も参照されたい。西嶋定生「東アジア世界と冊封体制 - 六・八世紀の東アジア」『中国古代国家と東アジア世界』（東京大学出版会、1983年 ISBN 4130210440）、「序説—東アジア世界の形成」「東アジア世界と冊封体制 - 六・八世紀の東アジア」『古代東アジア世界と日本』（岩波現代文庫、2000年 ISBN 4006000251）、「東アジア世界の形成と展開」「東アジア世界と冊封体制 - 六・八世紀の東アジア」『西嶋定生東アジア史論集』（岩波書店、2002年 ISBN 400092513X）。

21) 鄧小平と劉華清とのつながりは、国共内戦期以来と思われる。劉華清は第2野戦軍第3兵团第11軍政治部主任として、第2野戦軍に所属、第2野戦軍の政治委員は鄧小平であった。しかし、呉殿卿の『藍色档案—新中国海軍大事紀実』（山西人民出版社、2015年）では、「鄧小平と劉華清とは1938年に互いに知り合った。長期に亘る戦争の烽火のもと、政治闘争の風雨の中、共同して戦闘作業を実践し、相互理解と信頼を深めていった」とある。同書366頁。また、1953年の毛沢東の海軍視察についても、「毛沢東首次视察海军舰艇部队」同書116-128頁。

22) See, Dieter Senghaas, *Dieter Senghaas: Studies Institute for Intercultural and International Pioneer of Peace and Development Research, Springer Briefs on Pioneers in Science and Practice*, Springer Heidelberg New York Dordrecht London, e-Book edition, 2013, volume. 6, pp.44-47, cf. Senghaas, Dieter, "Arms Race by Arms Control," *Bulletin of Peace Proposals*, vol.4, no.4 (1973), pp.359-374.

23) (株) 共同通信社国際資料室、「中国、航空戦力を増強 = 新型戦闘機も開発 日本の優位逆転も」*China Watch*, 2014年5月12日号、pp.20-21。pdf版 2014年5月12日閲覧。

中国軍が次世代戦闘機の開発や購入を加速させている。日本政府の進める次期主力戦闘機「F35」導入を意識しており、沖縄県・尖閣諸島をめぐる対立する日中の航空戦力は、日本のF35本格配備のめどがはっきりしない中、2018年ごろまでに逆転する可能性も出てきた。

軍事筋によると、中国の軍系航空機メーカー「瀋陽

飛機」は「殲 16」と呼ばれる新型の戦闘機の開発に成功。ロシア製の最新鋭戦闘機「スホイ 35」に近い能力を持つとされる。既に 24 機を海軍航空部隊に配備し始め、18 年までにさらに 100 機増やす。今年初め、中国系のネット上で殲 16 の画像が出回った。中国は昨年 3 月、ロシアからスホイ 35 を 24 機購入する契約も結んだ。スホイ 35 を追加発注するとの情報もある。香港の中国系月刊誌「鏡報」（ここまで p.20）は航空戦力強化の理由について「日本の F35 導入が中国軍に大きな脅威となっている」と指摘した。F35 は最新鋭の「第 5 世代戦闘機」。これに対し、スホイ 35 や殲 16 はレーダーなどに捕捉されにくいステルス性で劣るため「4・5 世代」と位置づけられるが、搭載可能なミサイル数や航続距離では F35 に勝るといふ。

中国はステルス性に優れた「殲 20」も開発中。

航空自衛隊によると日本の F35 は 17 年度、青森県三沢基地に最初の 2 機を配備。18 年度までに計 10 機を計画しているが、それ以降は「まだ不明」。開発の遅れも指摘されており、導入予定の 42 機全てが配備される時期のめどはたっていない。現状での航空戦力比較では日本が優位とされる。だが、軍事ジャーナリストの清谷信一氏は「日本の F35 は本格配備の時期がはっきりしない。中国の次世代機配備が先に完了すれば日本が航空優勢を失う恐れがある」と指摘。あとは日米同盟による米軍の「後ろ盾」が頼りとなる。中国軍の戦闘機の能力や配備には不明な点が多い。ただ鏡報は、量的にも時間的にも中国軍が優位で尖閣諸島で有事が起きて「勝敗は一目瞭然」としている。（共同＝塩沢英一）p.21。

関連記事 <<http://japanese.joins.com/article/607/185607.html?servcode=A00§code=A00>>「中露、5600 字の共同声明…日米に対抗し事実上の同盟宣言 (1)」2014 年 05 月 22 日 08 時 24 分 [© 中央日報 / 中央日報日本語版]

20 日夜、上海で開かれたアジア信頼醸成措置会議 (CICA) 首脳会議の夕食会会場。参加した 46 カ国と国際団体指導者の目が 1 カ所に集中した。食卓の上に広げられた 34 メートルのシルクの帯。ラクダや万里の長城が描かれたこの黄色いシルクは、中国の習近平国家主席が唱えた「シルクロード経済圏」を意味した。北方と海上シルクロード経済圏を構築し、アジア地域の協力を強化し、これを新しい領域内の安保体制へと発展させるという中国の布石だ。その中でも核心はロシアだ。

習主席は 20 日、プーチン露大統領との首脳会談で、シルクロード経済圏の意味を説明し、北東アジアの新しい領域内の秩序誕生を知らせる共同声明を引き出した。米国と日本の同盟に単独で対抗してきた中国がロシアと連合する新しい北東アジアの秩序だ。

両首脳が会ったのは昨年 3 月の習主席の就任後 7 回目となる。会談後に発表した声明は 25 項目・5600 字にのぼる。声明内容は「同盟」宣言と変わらない。

まず両国が内政干渉に反対し、一方的な制裁政策と他国の憲法秩序変更活動支援を中断すべきだという内容が関心を引く。中国の領土紛争とウクライナ事態に対する米国の介入を放置しないという示唆だ。日本の憲法改正を通じた再武装に前向きな立場を見せた米国に対する警告の意味もある。

日本に対しては戦後の秩序を破壊するなということだ。声明は「両国は来年、反ファシスト戦争および中国人民の抗日戦争勝利 70 周年記念行事を共同で行うことにし、(日本の) 戦後国際秩序破壊を容認しない」と警告した。

インターネット安全問題にも言及したが、これは最近米国が中国現役将校 5 人をハッキング容疑で起訴したことへの共同対応を予告したとみられる。

声明はエネルギーに続きインターネットと先端技術分野でもパートナー関係が構築されたことを伝えた。エネルギー分野で、ロシアは 2018 年から 30 年間、中国に年間 380 億立方メートルの天然ガスを供給することにした。これは中国の消費量の 23%、露ガスプロムの輸出量の 16% にのぼる数値。契約規模は 4000 億ドルにのぼると、海外メディアは伝えた。またロシアは 700 億ドルを投資し、東部地域の天然ガスを中国に輸出するための新しいパイプラインを建設することにした。<<http://japanese.joins.com/article/608/185608.html?servcode=A00§code=A00>>

「中露、5600 字の共同声明…日米に対抗し事実上の同盟宣言 (2)」

2014 年 05 月 22 日 08 時 26 分 [© 中央日報 / 中央日報日本語版]

両国は米国と欧州が掌握している大型旅客機分野にも進出し、共同生産を行うことにした。環球時報は 21 日、ロシアが中国への販売を避けてきた最先端戦闘機 Su (スホイ) -35S 取引契約も妥結する可能性が大きい、と伝えた。中国は 24 機の Su-35S を導入し、現在開発中の第 5 世代ステルス戦闘機の殲 20 (J-20) と J-31 の戦力化が終わるまでの空白期を埋めようと構想している。しかしロシアは中国の軍事力増強と技術流出を懸念し、販売を数年先延ばしした。ロシアの Mi-26 中型輸送ヘリコプターの中国国内生産も議論中という。すべて同盟関係であってこそ可能なことだ。(下線筆者)

このほか、声明は▼2015 年までに両国貿易額 1000 億ドル達成▼貿易・投資・宇宙航空・旅行・インフラ建設・電力・自動車分野などでの協力などを盛り込んでいる。

今回の共同声明が注目されるもう一つの理由は、ほとんどの項目で「望む」ではなく「必須」と書かれている点だ。常套的な声明ではなく、両国協力を具体的に強制しているということだ。華東師範大の楊成ロシア研究所副主任は「中露間で領域内情勢を広範囲かつ具体的に記述し、共同対応に関して立場を明らかにした声明は初めてであり、これは今後の領域内の秩序に大きな変化を予告している」と分析した。

中露の前例ない密着は、両国ともに米国と対立して

いる国際情勢とかみ合っている。中国は尖閣諸島（中国名・釣魚島）と南中国海（南シナ海）石油ボーリングをめぐる、それぞれ日本およびベトナムと紛争しているが、米国の介入を懸念している。また、ロシアはクリミア半島合併をめぐる米国など西側世界の制裁を受けている。

一方、プーチン大統領は20日、江沢民元主席に会い、「両国間にはいかなる矛盾も存在せず、決心すれば実現できる計画が多い」と述べた。中国の政治評論家の穆可氏は「中露は現在、米国を相手に戦う共同運命体に置かれていて、同盟関係を構築して米国主導の国際秩序を崩そうとしている。習主席とプーチンの強力なリーダーシップを考慮すれば、今後10年間、北東アジアで新たな国際秩序再編をめぐる緊張が続くだろう」と予想した。

（株）共同通信社国際資料室、CHINA WATCH、2015年1月15日（木）〈中国軍事アナリシス〉「中国が第5世代のステルス戦闘機開発＝昨年11月の航空見本市で公開、発展途上国への輸出に狙い（ワシントン・ポスト2014年12月3日）」

【北京発＝Zhao Lei記者】中国航空工業集団（AVIC）が10年前にロッキード・マーティンやスホーイなどの欧米や中国の航空大手と競い合えるようになりたいと発表していたならば、夢物語にすぎないと取り合ってもらえなかっただろう。大きな目標はまだ完全には達成できていないものの、AVICの過去10年間の努力の結果を考えれば、同社の野望が真剣なものであることを疑うものはないだろう。

広東省の珠海で11月半ばに開かれた第10回中国航空宇宙見本市には数十万人の熱心な航空ファンや専門家たちが訪れ、AVICの最新戦闘機の飛行を見守った。その1人であるパキスタン空軍のハリド・マフムード司令官が注目していたのは、J-31Gyr ファルコン（シロハヤブサ、通称・殲31）だった。双発の同機は第5世代のステルス戦闘機だ。ターボファン・エンジンの耳を引き裂くような轟音の中でマフムード司令官は「過去15年間は中国の航空産業にとって実りの多い時期だった。われわれは現在、その結果を見ている。専門分野について話せば、J-31は次世代戦闘機で、世界でAVICほど速やかに前進できたメーカーはない」と語った。パキスタンがJ-31の2個飛行中隊の購入を希望しているとのインドのメディアの報道について司令官は、そのような調達計画については承知していないと応じた上で「中国の良いものはパキスタンも共有できると確信している」と述べた。パキスタンはこれまでに中国製の軍用機を多数購入しており、同国空軍の最新ジェット戦闘機の1つであるJF-17サンダーは、AVICと国内の防衛企業、パキスタン・エアロノティカル・コンプレックスが共同開発したものだ。別の外国の軍高官は匿名を条件に「中国の航空産業が世界的大手と競い合える水準に達したのは驚くべきことだ」と話した。J-31の飛行を視察していたこの高官は「空気力学、

航空電子工学、兵器などの分野での中国航空産業の急速な発展は世界を驚かせた」と語った。AVICで軍用機部門を担当するLi Yuhai 副総支配人は、このような評価に大喜びし、J-31は発展途上国にとって適切な選択肢の1（p.2）つとなるだろうと指摘した。Li氏は会場で記者団に対して「J-31Gyr ファルコンは同じような他の戦闘機と競争できる。われわれは開発当初段階から、第5世代戦闘機分野での外国の支配を終わらせるのを目的としてきた。また、J-31のバリエーションの1つは、輸出向けに特定して設計された。国際市場でのわれわれの切り札になるだろう」と説明した。現在、製造可能な段階にある第5世代戦闘機は米ロッキード・マーティンのF-35だけで、米国は同盟諸国にのみ売却を許可している。中国最新のステルス戦闘機の主任設計者の孫聡氏は、開発に関するAVIC経営陣からの指示は「F-35を上回る能力の戦闘機を設計せよ」という単純なものだったと述べた。

中国のもう1つのステルス戦闘機、J-20（殲20）が公開されたのは2011年1月であり、中国がさらに第5世代戦闘機を開発するとの予測はほとんどなかっただけに、2012年10月のJ-31の初飛行は世界の航空業界を驚かした。J-31の開発を注視している航空業界筋によると、J-31はその後の2年間、一連のテスト飛行を行った上で設計に幾つかの改良が加えられたという。

▽明るい見通し

専門誌「航空知識」の王亞男副編集長は、J-31の潜在的顧客はパキスタンやベネズエラなど、これまでも伝統的に中国の航空機を購入している国々になるだろうと語った。王副編集長によると、J-31は就役の準備が整うまで、中国北西部の乾燥し、砂の多い地域で厳しいテストを行うため、中東の幾つかの国も潜在的な顧客となるとみられるという。また、AVICがJ-31の防塵能力を強化するのも容易なはずだという。王氏は「AVICがJ-31に非常に高い価格を設定するとはみていない。輸出によって同社は世界市場で大きなシェアを獲得できるし、高級軍事航空メーカーとしての名声を確かなものにできるためだ。さらに、他の国々からの引き合いがあれば、生産ラインの維持が可能だ」と指摘した。外国にも王副編集長と同じような見方をする人々がいる。ケンタッキー大学パターソン外交国際貿易校のロバート・ファーリー准教授はニューヨーク・タイムズ紙に対して「パキスタンはもちろん大口の購入者となるだろう。中南米の幾つかの国々は空軍への投資を強化している。また、中東では米国と米国製の装備への不満が強い。中国の安価なステルス戦闘機はよく売れるだろう」と語った。王氏はJ-31の見通しは明るいものの、AVICには契約に署名できるように（ママ）前に1つ行うべきことがあると指摘した。それは、人民解放軍の空軍にJ-31の採用を説得することだ。そうしなければ、外国の空軍はJ-31を信頼しないだろうという。王副編集長は「J-31がAVIC独自のプロジェクトであることに疑いはない。このため、人

民解放軍は同機の調達について決定を行っていないようだ。人民解放軍の調達には自社製の信頼できるエンジンがカギとなる」と述べた。王氏によると、AVICは最新型のターボファン・エンジンを開発中で、最大でも5年以内には製造が可能になるという。

▽可能なオプション

主任設計者の孫氏は新華社に対して、人民解放軍がJ-31を他の最新戦闘機と組み合わせる使い、改良型の同機が中国の次世代艦載機となることを希望すると語った。軍用機専門家である操縦士の経験がある Xu Yongling氏は、西欧諸国が製造する最新戦闘機には通常、技術的制約が設けられ、輸出管理の対象にもなっているために非常に高価だと述べた。そこで、高い性能を持ちながら安価な中国製戦闘機は途上国にとって良い選択になるという。業界筋の中には、J-31の設計は中国空軍だけに向けたものとなっているとの見方があるが、人民解放軍海軍軍事学術研究所の Gao Weidong 研究員はJ-31の翼と着陸装置、エンジンが改善されれば、艦載機として使える可能性があるとして指摘し、「J-31の航続距離は短いものの、最新のレーダー、航空電子工学、ステルス技術を持つだけにJ-15（殲15）との共用に向いている。先制攻撃に有効だろう」と語った。

海軍の上級専門家の尹卓少将は、発展途上国が中国から軍事装備を購入すれば、中国はその国の防衛産業育成を支援するというおまけも付いてくると述べた。少将は「中国は途上国からの金もうけだけを意図してはいない。中国は武器や装備を売却し、その維持についても教えた。また、相手国に能力があるのであれば、製造施設全体を売却する用意がある」と強調した。尹少将によると、中国はパキスタンやインドネシアなどが国内で中国の武器を組み立てるのを支援し、独自に武器を開発・製造できる能力を獲得できるようにしているという。これによって、各国は最終的に他の国にあまり依存しない防衛産業を育成できるようになる。

人民解放軍空軍指揮研究所の Xu Bangnian 教授は「人民解放軍の空軍と海軍がJ-31を現時点で必要としないとしても、手に入れやすいステルス戦闘機は同機だけであるため、国際軍事航空機市場では非常に人気が出るだろう」と語った。(p.3)

24) 大図們江イニシアティブ後の図們江開発については、次を参照。三村光弘「2007年 UNDP 大図們江イニシアティブ「ビジネスフォーラム」」『ERINA REPORT』vol. 80 (2008.3) 54～56頁。

25) NEAR については以下を参照。中山賢司：早稲田大学モノグラフ東北アジア・サブリージョンにおける内発的越境ガバナンス『「北東アジア地域自治体連合(NEAR)」の事例研究』(早稲田大学出版部、2015年) 総430頁。本論文は、NEAR についてのわが国では唯一のまとまった研究である。

26) IULA, *Local Challenge to Global Change*, 1995. あわせて、当時の雰囲気については、拙稿「自治体の国際協力」松下圭一、西尾勝、新藤宗幸編『岩波講座 自

治体の構想3政策』(岩波書店、2002年) 215～240頁。

27) Lee Sook-jong, "Future Direction of Northeast Asia Peace and Cooperation Initiative: Maritime Disputes and South Korea's Trustpolitik" *EAI Commentary* No.31, by the East-Asia Institute based in South Korea, on 20 November 2013, p.1. 『中央日報』などから「偏食外交」と揶揄されている現外交部長官(外務大臣)尹炳世の表現では、'But Northeast Asia is now suffering from the "Asia Paradox," where deepening economic interdependency is overshadowed by heightening political and security discord.' Yun Byung-se, "History Returns with a Vengeance to Northeast Asia" http://www.huffingtonpost.com/he-yun-byungse/northeast-asia-history_b_5192463.html, Posted: 04/22/2014 4:41 pm EDT Updated: 06/22/2014 5:59 am EDT, 20140710 accessed. 確かにこの論文では、朴政権の打ち出した trustpolitik について高々と理念を掲げているが、たとえば、'Learning from the previous history, we have been able to make the right choices. Now, we will put in efforts to secure as many good partners as possible for this journey. We already have a strong network of partnerships. First and foremost, the rock-solid Korea-U.S. alliance, ever deepening strategic partnership with China and Russia, upgraded relationship with ASEAN, EU, and India, and a special cooperation from Germany for reunification. In this regard, the planned visits by President Obama and President Xi Jinping to Korea will mark another milestone in our efforts to bring peace and stability in the Korean Peninsula and in Northeast Asia. This series of bilateral diplomacy is now backed up by regional diplomacy as well as global diplomacy.' (下線部筆者) というように日本は、外交の対象としても認知されていない。むしろ本文に引用した Lee Sook-jong 論文のほうが、Trustpolitik を理念とし、the Northeast Asian Peace and Cooperation Initiative を具体策として位置付け、環境、自然災害、サイバー・セキュリティなどから始めて、貿易など経済的相互依存の分野で平和が好ましいことを認識させ、その上で、海洋資源問題や領土問題に進むよう信頼醸成を積み上げるべきだと主張する点で現実性を持っており、筆者の意見と合致した。

主要参考文献

(以下に挙げる文献には、本文においていちいち脚注や割注で言及してはいないが、本稿を作成するうえで基本的な着想や論調も含めて、良くも悪しくも多大な影響を受けた。)

On Asian Values and Human Rights

Kim Dong-suk, "Economic Development and Political Human Rights in East Asia," This article is very well

examined various ideas including Asian thoughts concerning democratic conditions according to stage of economic development. <<http://www.creighton.edu/fileadmin/user/CCAS/departments/PoliticalScience/MVJ/docs/kim.pdf#search=Human+Rights+in+East+Asia>>, 20140707 accessed.

Alan Sussman, "Why Human Rights Are Called Human Rights," *Ethics and International Affairs*, June 12, 2014, <<http://www.ethicsandinternationalaffairs.org/2014/why-human-rights-are-called-human-rights/>>, 20140704 accessed.

The May 18 Memorial Foundation, *State Violence and Human Rights in Asia*, (The May 18 Memorial Foundation).

Literature that was referenced in order to judge the fact

青木謙知『第5世代戦闘機 F-35 の凄さに迫る! : 垂直着陸、HMD、多用途性など F-22 に次ぐステルス戦闘機の全容』(ソフトバンク クリエイティブ, 2011年)。

青木謙知『F-22 はなぜ最強といわれるのか: ステルス、スーパークルーズなど最新鋭戦闘機に使われるテクノロジーの秘密に迫る』(ソフトバンク クリエイティブ, 2008年)。

毒島刀也『陸上自衛隊「装備」のすべて』(ソフトバンク クリエイティブ, 2012年)。

防衛省編『平成 26 年版防衛白書日本の防衛』。

矢沢潔・新海裕美子・ハインツ・ホライス『次元とはなにか 0 次元から始めて多次元、余剰次元まで、空間と時空の謎に迫る!!』(ソフトバンク クリエイティブ, 2011年)。

D・サダヴァ他著、石崎泰樹・斎藤成也監訳『カラー図解 アメリカ版 大学生物学の教科書 第4巻進化生物学』(講談社, 2014年)。

D・サダヴァ他著、石崎泰樹・斎藤成也監訳『カラー図解 アメリカ版 大学生物学の教科書 第5巻生態学』(講談社, 2014年)。

On World Trend and Streams

邦文文献

浅野祐吾『軍事思想史入門: 近代西洋と中国』(原書房, 2010年)

五十嵐誠一『民主化と市民社会の新地平: フィリピン政治のダイナミズム』(早稲田大学出版部, 2011年)。

石津朋之・永末聡・塚本勝也編著『戦略原論: 軍事と平和のランド・ストラテジー』(日本経済新聞出版社, 2010年)。

宇沢弘文『経済学は人びとを幸せにできるか』(東洋経済新報社, 2013年)

白井陽一郎・佐藤義明・須網隆夫・中村民雄共著『東アジア共同体憲章案—実現可能な未来をひらく論議のた

めに』(昭和堂, 2008年)。

白井陽一郎『環境の EU、規範の政治』(ナカニシヤ出版, 2013年)

遠藤誠治・遠藤乾『安全保障とは何か』(岩波書店, 2014年)。

大津浩『国民主権と「対話」する地方自治』杉田敦編著『岩波講座 憲法 3 ネーションと市民』(岩波書店, 2007年)

大津浩編著『自治体外交の挑戦』(有信堂, 1994年)

大西広『中国の少数民族問題と経済格差』(京都大学学術出版会, 2012年)

小川雄平『東アジア地中海経済圏』(九州大学出版会, 2006年)

小川雄平『東アジア地中海の時代』(明石書店, 2004年)

鹿島正裕、編著『国際学への扉——異文化との共生に向けて』(風行社, 2008年)

金子常規『兵器と戦術の世界史』(中央公論社, 2013年)。
文庫本化される以前の単行本は、『兵器と戦術の世界史』(原書房, 1979年)

川本忠雄『東アジア統合という思想』(文眞堂, 2013年)。

柑本英雄『EU のマクロリージョン: 欧州空間計画と北海・バルト海地域協力』(勁草書房, 2014年)。

柑本英雄『EU 地域空間再編成とサブリージョン: 越層する非国家領域的行為体とクロススケールガバナンスの視座からの分析』(早稲田大学博士学位論文, 2010年)

坂田幹雄『開発経済論の検証』(国際書院, 2011年)

佐藤幸男『日中対話の新たな可能性をめざして: 歴史・記憶との共生』『東アジア「共生」学創成の学際的融合研究』(富山大学, 2013年)

佐渡友哲「自治体ネットワークの連携」進藤榮一、平川均 編(国際アジア共同体学会)『東アジア共同体を設計する』(日本評論社, 2006年)

澁谷武『葉葉協生論』(文芸社, 2008年)

進藤榮一『東アジア共同体をどうつくるか』(ちくま書房, 2006年)

高橋和・秋葉 まり子(共著)『EU 統合の流れの中で東欧はどう変わったか—政治と経済のミクロ分析』(弘前大学出版会, 2011年)

趙景達『植民地朝鮮と日本』(岩波書店, 2013年)

中村慎吾・多賀秀敏・柑本英雄編著『サブ・リージョンから読み解く EU・東アジア共同体: 欧州北海地域と北東アジアの越境広域ランドデザイン比較』(弘前大学出版会, 2006年)

中山賢司『東北アジア・サブリージョンにおける内発的越境ガバナンス』(早稲田大学博士学位論文, 2014年)

根本敬『物語 ビルマの歴史: 王朝時代から現代まで』(中央公論社, 2014年)

林亮「アジア共通安全保障共同体構築」進藤榮一、平川均 編(国際アジア共同体学会)『東アジア共同体を設計する』(日本評論社, 2006年)

防衛大学校安全保障学研究会編著、武田康裕・神谷万丈責任編集『新編 安全保障学入門』(亜紀書房, 2001年)。

防衛大学校・防衛研究会編『軍事学入門』第2版(かや書房、

2012年)。
堀内賢志『ロシア極東地域の国際協力と地方政府：中央・地方関係からの分析』(国際書院, 2008年)
森川裕二『東アジア地域形成の新たな政治力学：リージョナリズムの空間論的分析』(国際書院, 2012年)
森川裕二『東アジア地域空間の変動と形成：分裂と階層化のダイナミズム』(早稲田大学出版部, 2010年)
山本寿一『暴力はどこからきたか：人間性の起源を探る』(NHK出版, 2007年)。
山本武彦「市民社会の成熟と国際関係」山本武彦編著『市民社会の成熟と国際関係』(志學社, 2014年) 1~11頁。
若月章「環日本海構想の歴史的変遷—「開発優先」型から「環境優先」型構想へ」日本海学推進機構編『日本海学の世紀8 総集編「日本海・過去から未来へ」』(角川学芸出版, 2008年)

On World Trend and Streams 英文文献

Daron Acemoglu and James A. Robinson, *Why Nation Fall: The Origins of Power, Prosperity and Poverty*, Profile Books, 2012, paperback edition 2013. 邦訳は、鬼沢忍訳『国家はなぜ衰退するのか：権力・繁栄・貧困の起源』上下(早川書房, 2013年)。

Jared Diamond, *The World Until Yesterday: What Can We Learn from Traditional Societies?* Penguin Books, 2012.

Jared Diamond, *Guns, Germs and Steel: The Fate of Human Societies*, W. W. Norton and company, paperback eds. 1999 esp. see pp.409-419. 倉骨彰訳『銃・病原菌・鉄：1万3000年にわたる人類史の謎』上下文庫本版(草思社, 2012年)。なお訳書は、1997年発行のハードカバー版をもとにしている。日本でも2000年にハードカバーで発行され、2012年に文庫本化がなされた。

Niall Ferguson, *Civilization: The Six Killer Apps of Western Power*, Penguin Books, 2011. 邦訳は、仙名紀『文明：西洋が覇権を取った6つの真因』(勁草書房, 2012年)があるが、これは、アメリカ版に半年先駆けてイギリスで発行された版をもとにしている。ただし、subtitleは、イギリス版、The West and the Restで、アメリカ版、The Six Killer Apps of Western Powerだが、アメリカ版を採用している。

Niall Ferguson, *The Great Degeneration: How Institutions Decay and Economies Die*, Penguin Books, 2012. 邦訳は、櫻井祐子訳『劣化国家』(東洋経済新報社, 2013年)。

Niall Ferguson, Niall Ferguson: The Rule of Law and Its Enemies: 2012, *The Reith Lectures 2012*, BBC Radio 4. 1 Civil and Uncivil Societies: Niall Ferguson asks what constitutes a vibrant and independent civil society. First broadcast: 10 Jul 2012, 2 The Landscape of the Law: Niall Ferguson asks if different systems of

law are key to economic success, First broadcast: 03 Jul 2012, 3 The Darwinian Economy: Niall Ferguson reflects on the causes and lessons of the global financial crisis, First broadcast: 26 Jun 2012, 4 The Human Hive: Niall Ferguson argues that institutions determine the success or failure of nations, First broadcast: 19 Jun 2012. The contents of this radio lectures published in the form of a book as *The Great Degeneration: How Institutions Decay and Economies Die*, The composition of the book and the Lectures are different f.e. the order of the Chapters and etc. The lectures are available at <<http://www.bbc.co.uk/programmes/b01jms03>>

Niall Ferguson, *The War of the World: Twentieth Century Conflict and the Descent of the West*, Penguin Books, 2006.

Edward Nicolae Luttwak, *Strategy: The Logic of War and Peace, Revised and enlarged edition*, Belknap Press of Harvard University Press, 2001. 邦訳は、武田康裕、塚本勝也訳、『エドワード・ルトワックの戦略論：戦争と平和の論理』(毎日新聞社, 2014年)。

M・Shing (繆士英), *Paradox of Our Times*, 『我们这个时代的尴尬』《中学生英语(初中版)》2007年Z2期。

Jonathan Rigg, *The Shadows of Success: Transformation and Marginalisation in Southeast Asia*, The Regional Center for Social Science and Sustainable Development, Faculty of Social Sciences, Chiang Mai University, 2014.

Chayan Vaddhanaphuti and Jirattikorn, Amporn eds., *Spatial Politics and Economic Development in the Mekong Sub-region*, The Regional Center for Social Science and Sustainable Development, Faculty of Social Sciences, Chiang Mai University, 2011.

Chayan Vaddhanaphuti and Jirattikorn, Amporn eds., The Regional Center for Social Science and Sustainable Development, Faculty of Social Sciences, Chiang Mai University, 2011.

Martin van Creveld, *The Culture of War*, Random House Publishing Group, 2008. 邦訳は、石津朋之監訳『戦争文化論』上下、(原書房, 2010年)。

Martin van Creveld, *The Transformation of War*, FREE PRESS, 1991. 邦訳は、石津朋之監訳『戦争の変遷』、(原書房, 2011年)。

Possibilities of Northeast Asia Community and Regional Peace

In the Northeast Asia region, currently, international regional organisation consisting only nation-states in this region does not exist. History of sharing the same experience under the same supra-national umbrella has never seen for a long time. Rather, such as in NEAR, semi-regional international organisation consisting of local governments of respective nation-states have been successful in the interna-

tional cooperation. The author tried to compare current situation and factors in Northeast Asia with other semi-regional international organisations such as EU, AU, and ASEAN. Even in light of the global trend that the importance of the nation and traditional concept of state-centred security are becoming relatively downfall, this paper discussed that activities such forms by local actors should be more emphasized.

討論 1

「北東アジア国際関係の打開と発展—北東アジア学会の役割の再認識」 コメント

小 川 雄 平 (西南学院大学)

はじめに

東北アジアの国際関係の打開といえば、従来は北朝鮮を巡る問題として議論されるのが常であった。しかし、李明博大統領（当時）の竹島（韓国名：独島）訪問と日本政府の尖閣諸島（中国名：釣魚島）の民間人からの買上げ・国有化とを契機に、潜在化していた夫々の領土問題に相次いで火が付き、日韓関係も日中関係も急速に悪化、各国の国内世論も陰悪化するとともに軍事衝突の可能性も危惧されるに及んで、日韓関係・日中関係もまた、東北アジアの国際関係打開のための中心問題であると認識されるに至った。

日韓条約締結からは半世紀、日中国交正常化からも40年が経過していたにもかかわらず、国境のちっぽけな島の領有を巡る領土問題の顕在化によって、日韓・日中の関係はともに急速に悪化してしまったのであった。日韓関係も日中関係もともに脆弱かつ不安定なままに、しかもそれに気付くこともなく長年推移してきたことの証左であろう。

各報告にコメントを加える前に、日中関係・日韓関係がともに脆弱かつ不安定なままに放置されてきた要因を確認する作業を行っておきたい。

国境線と外交努力

かつて、ダマンスキー島（中国名：珍宝島）という国境河川ウスリー川の小さな中州の領有を巡って戦火を交えた中国とロシアが、その後関係改善に努めた結果、紛争の基となった島は双方が分割領有することで問題解決を図り、現在は友好

的で安定した関係を維持していることは、周知の事実である。

中国とロシアの関係改善と良好な関係の維持は、両国間の4,300kmという長い国境線にある。中国と北朝鮮も1,400kmの長い国境線で接しているが、このように長い国境線で接している両国は、相互に良好な関係を構築し、維持せざるを得ないからである。というのは、一旦関係が悪化して有事の事態を招いてしまったら、長い国境線を守ることは出来ないからである。良好な関係を維持することが最善の国境防衛策となるのである。したがって、中国とロシアも、中国と北朝鮮も、良好な関係を維持せざるを得ず、そのために常に外交努力を重ねている。政府高官の往来のみならず、文化・スポーツ団体の親善交流、国境を接する地方間の相互親善交流を盛んに行い、相互理解に努めているのである。国境線が長ければそれだけ、地道な外交努力が必要だからである。

翻って、日本はどうであろうか。周囲を海に囲まれ、隣国である中国・韓国と直接国境を接しているわけではない。韓国も、北朝鮮とは軍事境界線で対峙しているが、隣国である日本・中国とは海を隔てていて、直接国境を接しているわけではない。中国にとっても、日本・韓国は隣国であっても直接国境を接しておらず、海の彼方にある。こうした地理的条件は、隣国との良好な関係の維持を死活問題と認識させず、したがって、そのための外交努力をも怠るのである。

このように見れば、元々領土問題を抱えて脆弱かつ不安定な日韓関係・日中関係であるから、相

互不信を生んで領土問題を顕在化させないためにも、政府はもちろん地方レベル・民間レベルでも相互理解を促進するための外交努力を怠るべきではなかったのである。

以上の点を前提に、コメントに移ろう。

李報告へのコメント

討論者は、脆弱かつ不安定な日韓関係・日中関係を抱える東北アジアの関係打開を図る途は、関係国間の経済的相互依存関係を緊密化すること、可能なら、様々な経済的相互依存関係の紐帯で関係国を何重にも繋ぎ止めることである、と考える。というのは、経済的相互依存関係の緊密化が両国家間の政治的対立を解消させた韓国と中国の関係改善の事例があるからである。

朝鮮戦争以来長らく敵対してきた中韓両国は、韓国が輸出市場を共産圏に求めるに至り、他方で中国も改革開放下で経済の近代化を追求せざるを得なくなったことから、地理的に近接し、経済的にも補完関係が大きい両国の貿易は、香港経由の間接取引でありながらも増勢の一途を辿った。そこで中国は、友好国北朝鮮の「面子（対面）」を保ちつつも韓国との経済交流を推進する手段として、国家間の関係と民間・地方間との関係は別だという「官民分離」の原則を編み出し、韓国と近接して経済的補完関係の大きい山東省・遼寧省と開放都市天津に貿易や外資導入の権限を委譲して民間・地方レベルの経済交流を推進した。その結果、両国の地方レベルの直接貿易や直接投資が始まって地方間経済交流が活発化し、結局、1992年に国交が樹立、敵対関係は解消されたのであった¹。

この事例からも明らかなように、経済的相互依存関係が緊密化すると、それが契機となって政治的対立も解消に向かうのであるから、日韓・日中関係も経済的相互依存関係を緊密化させることが問題解決の鍵となる。このように考えると、経済共同体の形成によって関係国間の政治的緊張を緩和させ得るとする李報告の提案に、討論者は基本

的に賛同する。しかしながら、FTA（自由貿易協定）を基礎に関係国間で経済の統合化を図ることで関係改善を実現するという方途には、討論者は大きな疑問を持つので、この点を中心にコメントを加えたい。

経済共同体の基礎となるFTAであるが、日韓FTAは10年以上前から締結交渉が行われてきたにもかかわらず未だに妥結しないどころか、数年前から交渉中断のまま放置されている状況であるし、日中韓FTAも交渉は進展を見ず、中韓が先行して2国間のFTA締結に基本合意してしまった。いずれのFTAも交渉が難航しているのは、締結による経済的影響もさることながら、歴史認識や領土問題の顕在化による関係悪化によって真摯な交渉に入れないからである。とするなら、李報告は、関係改善のためにFTAの締結を提案するも、そのFTAの締結を妨げているのが他ならぬ関係国の関係の悪化であるということになって、自己矛盾に陥ってしまっている。

これに対して、討論者の考える経済共同体は、FTAとは無関係な「エネルギー共同体」と「物流共同体」であるⁱⁱ。エネルギー共同体は、ロシア極東の天然ガス資源をパイプラインの敷設によって東北アジア各国が共同利用するものである。ロシア極東→中国東北→朝鮮半島→九州と、パイプラインで相互に結び付けられることになるので、相互依存関係は決定的となり、北朝鮮も勝手なことは出来なくなる。韓国とロシアは基本合意し、北朝鮮もパイプラインの敷設に同意しているが、パイプラインの設置までにはまだまだ紆余曲折が予想される。

他方、物流共同体はシベリア鉄道の共同利用を指すが、ロシアが、シベリア鉄道とも繋がる北朝鮮の羅津港をポストーチヌイ港の代替補完港として利用することが決まり、具体的に動き出した。ロシアは老朽化した羅津港—ロシア国境ハサン間の混合線ⁱⁱⁱを修復完了するとともに羅津港にコンテナヤードを建設し始めたが、これに韓国が関心

を示し、浦項製鉄・鉄道公社・現代商船が出資・協力することになった^{iv}。韓国が釜山－羅津航路を開設すれば、釜山に集められたロシア西部やヨーロッパ向け貨物は、羅津港から鉄道に積み替えられてシベリア鉄道で目的地まで運ばれることになる^v。韓国に加えて、日本や中国がこのルートを利用するようになれば、船舶・鉄道一貫輸送の「環日本海物流共同体」が出現し、東北アジア地域は政治的にも安定化するものと思われるが、如何であろうか。

紀報告・多賀報告へのコメント

紀報告は、グリーン経済や環境協力の重要性を指摘している。討論者は、紀報告の議論を一步進めて、「環境保全共同体」が構想出来るのではないかと考える。中国の汚染は越境し日韓をも汚染するに及んでおり、日韓も技術協力せざるを得なくなっているからである。しかし、環境保全共同体は、エネルギーや物流の共同体がその形成によって人々の間に連帯意識や共同意識を醸成するのは逆に、その形成のために人々の意識の向上が不可欠である。とすれば、環境保全共同体の形成にとっての最大の問題は、中国の人々の意識改革をどのように進めるかである。

というのは、中国では、規制を厳しくしても罰金を払って汚染を垂れ流す企業が後を絶たないし、ナンバープレートの末尾の日は車の運転を禁ずる規制も、ナンバープレートの付け替えですり抜けるという不正も蔓延しているからである^{vi}。こうした現象は、環境意識が低いことの現れである。まずもって、意識変革を行わないと、環境保全共同体はもちろん、グリーン経済の実現も難しい。意識改革をどのように行おうと考えておられるのか、お聞きしたい。

多賀報告が、国家間の協力よりも自治体間の協力を期待するとしている点には、全面的に同意する。日本では、国土形成計画が策定されて広域化(いわゆる「道州制」)が提起され、韓国でも広域

経済圏が設定された。中国でも、西部大開発、東北振興や中部崛起等省を超えた広域で問題解決を図るようになり、方向としては国家よりも「広域化された地域の時代」となりつつあるようだ^{vii}。討論者は国土形成計画を策定した国土審議会に委員として参加したこともあって、広域化し中央政府から権限を委譲された広域自治体が東アジアとの交流によって活力を取り込み、地域の比較優位を活かしつつ持続可能な発展を遂げ得るような国土構造の構築を謳う国土形成計画には思い入れもあるが、多賀報告が期待する自治体交流の主体は、広域自治体か、住民と身近な市町村レベルの自治体か、いずれであろうか？また、その理由もお聞きしたい。

-
- i 詳しくは、小川雄平『「環黄海・日本海経済圏」形成の可能性』(『経済評論』37巻12号)を参照されたい。
 - ii 詳しくは、小川雄平「東北アジアの地域経済協力と地域の安定化」(東アジア学会『東アジア研究』15号、2014年3月)を参照されたい。
 - iii 1989年、北朝鮮の羅津港・清津港の利用を考えたロシアが、国境のハサンから羅津・清津までの区間に広軌道を建設したので、同区間は広軌道と標準軌道が並走する混合線区間となっている。今回の改修は、ハサン－羅津間の本線52kmと羅津－羅津港間の支線2kmの計54kmである。
 - iv 『日本経済新聞』2013年11月14日。
 - v 小川雄平「東北アジアの地域経済協力と地域の安定化」(東アジア学会『東アジア研究』15号、2014年3月)を参照されたい。
 - vi 吉林省都長春市では、ナンバープレートの末尾の数字に該当する日は車の運転が出来ないが、ナンバープレートを付け替えて規制をすり抜けることも一般的だといわれている。
 - vii 小川雄平「超広域連携と日・中・韓の地域間経済協力」(西南学院大学『商学論集』57巻4号、2011年3月)を参照されたい。

討論 2

「北東アジア国際関係の打開と発展—北東アジア学会の役割の再認識」 コメント

中 戸 祐 夫 (立命館大学)

先生方の発表をもとにして、現在の北東アジアの国際関係に関連する次の3つの論点について述べたいと思います。

まず、北東アジアとはなにか、また、それに関連したアメリカの意味です。李昌在先生の発表「東北アジアの経済統合—東北アジア経済共同体を目指して」では、東北アジアの経済統合を考えるうえで、東北アジアという地域はどこまで含むのかという論点からお話を始められました。その際に、いろいろな議論がありますが、その中でも日中韓が主軸としての役割を果たすことを提唱されました。

東北アジアという地域がどこまで含むべきなのか、というのは実はとても政治的な判断と価値が含まれる議論です。ある特定の地域概念が形成されるにはそこに参加するアクターの中で地域概念が共有されなければなりません。かつては北東アジアあるいは環日本海地域における経済協力の議論では「自然発生的経済圏」という概念も用いられたと記憶しておりますが、こうした経済取引が「自然発生的」に行われたとしても、地域概念を形成するには政治的な線引きがなされることで「地域」が形成されるのです。

同様に、その地域をどのように呼ぶかと言った呼称をめぐる問題も政治的な価値と判断が含まれるを得ない問題です。この学会の名称が環日本海学会から北東アジア学会へと改称された経緯に

ついては必ずしも熟知しておりませんが、この学会も環日本海学会として始まりました。日本海という名称には日本の文脈では裏日本という意味合いが含まれますし、そこではいわば周辺地域が集まってこの地域を形成していくという価値と目的が込められていたと思われます。一方、韓国や北朝鮮からは東海という表記を用いるために、日本海という名称を使用することに対する警戒と不信があったと思われます。

李先生は「東北アジアの経済統合」を推進する手段として「東北アジア共同体」の形成を提起されましたが、通訳の方は「北東アジア」という用語で訳してくださいました。中国や韓国では一般に東北アジアといいますが、日本ではしばしば北東アジアという言い方をします。東北アジアでも北東アジアでもどちらでもいいではないかともいえますし、東北アジアと北東アジアを明確に区別して意識的に議論される場合もあります。多賀先生の発表「東北アジア共同体の可能性と地域の平和」でも「東北アジア共同体」という用語が使われております。どのような意味で東北アジアと使われているのかと想像したりもしますが、ただ慣用的に使われているかもしれません。

また、学問分野によっても使われる名称が異なるかもしれません。おそらく、日本の国際政治学会や国際安全保障学会、あるいは防衛研究所などでは北東アジアという表現が一般に使われているでしょうし、地理学や歴史学では東北アジアと言

うほうが一般的かもしれません。もちろん、あえて政治的な意味合いを込めて東北アジアという用語を使用する立場もあります。東京大学の和田春樹先生は北東アジアという用語は英語の Northeast Asia を日本語に訳したものであって、日本外務省の対米重視の表れだとされており、東北アジアという用語を使うべきだと提唱されています。

東（北）アジア共同体を主張する論者の中では、明確に反米保守の姿勢を打ち出している先生方もおられて、そこには東（北）アジアで共同体を形成してアメリカと対抗するという発想があります。同様に、いわゆるアジアとの協調を重視するリベラル派の議論のなかでも、やはり、東（北）アジア共同体あるいは協力においては、アメリカを含むべきではないとの立場を示していることもあります。

反米保守とリベラル派は本来思想的あるいは政治的立場は異なるのですが、いずれにせよ、日本のメインストリームである日米重視、あるいはあまりにアメリカ一辺倒となっている日本のあり方を問題視し、アメリカとの関係を相対化しようという政治的目的と価値を共有しているという点で共通を組むことが可能となっています。

ここでは、それぞれの立場やあり方については評価したいのではなくて、東（北）アジア共同体の形成やこの地域の協力を論じる際に、どの立場をとるにしてもアメリカとの関係が意識されざるを得ないのではないかという点です。個々人の思い入れや個人的な関係としては、どこか特定の国が大切だ、というのはあるのかもしれませんが、おそらく、国家全体で考える際には、東北アジア各国にとって最も重要な国はそれぞれ異なる観点からではありますが、アメリカであるという現実があるように思えます。

日本や韓国にとって最も重要な国はアメリカです。これは日米同盟や米韓同盟を通して自国の安全保障をアメリカに依存しているという構造的な制約があるからです。もちろん、この対米依存は国益にもかなっていないと判断されてきました。昨今、韓国の中国接近が日本では警戒心をもって受け止められていますし、実際に、韓国も中国との関係強化を通して自国の利益を最大化しようとする意図はみられますが、それでも最も重要な国はと問われますとアメリカだと言うでしょう。

中国にとってもっとも重要な国もアメリカでしょう。中国におけるアメリカ研究の数は他の地域の研究に比べて圧倒的な数を誇っています。それだけ重要度が高いわけです。近年では G2 や新大国間関係が米中間で議論されたりもしていますが、世界秩序あるいは東北アジアにおける国際秩序を考える上で中国にとってもアメリカは重要です。北朝鮮にとっても同様でしょう。北朝鮮が核実験を繰り返す理由はアメリカによる対北朝鮮「敵視政策」であるというのが北朝鮮の立場です。北朝鮮は米国からの安全保障の担保が自国の生存によって不可欠のものと考えているのではないのでしょうか。

東北アジア各国にとってもアメリカとの関係は最重要課題の一つですし、そもそも東（北）アジアの地域協力や共同体の形成をアメリカがただ指をくわえて見ているとは考えにくいでしょう。したがって、東北アジアにおける地域協力や共同体の構築を考える場合には、好きか嫌いかは別に、アメリカ要因を考慮せざるを得ないように思われますが、この観点はこれまでこの学会でもあまり議論されてこなかったように思われます。

次に、本学会が発足してから 20 年が経つわけですが、北東アジアの国際関係を論じる際に、過

去 20 年を振り返ってみて生じた最も大きな変化の一つはやはり中国の台頭でしょう。中国が経済規模で日本を追い抜いて世界第二の経済大国になり、その経済的な台頭については議論の余地がないのですが、その政治的なインプリケーションについては様々な議論があります。とりわけ、その中のひとつはいわゆる「中国脅威論」です。

紀先生の発表では主として日中関係の経済協力についてお話しされましたが、予稿集のなかで「日本の保守勢力は長期にわたって、アメリカを始めとする西側諸国がでっち上げた『中国脅威論』に積極的に協力し」（10 ページ）と論じ、「中国脅威論」について一蹴しておられます。

僕自身は中国についてはよくわかりませんが、中国脅威論の妥当性について適切な判断はできません。こちらには中国からの先生方や中国専門の先生方がたくさんおられますのでご専門の先生方にお伺いするのが適切だと思われませんが、中国に精通している先生方からすると中国脅威論などは誇張された幻想となるのかもしれない。

中国の台頭ともなっていて、現在、各国の専門家や政策担当者が最も関心を寄せていることの一つは中国の中長期的な戦略的意図がどこにあるのかという点です。この問題については、僕もいくつかの国際会議などで中国からの専門家に聞いたことがあるのですが、概ね中国は平和的台頭に徹している、国内問題の解決が最優先である、あるいは中国自身も自らの中長期的な戦略的意図などわからないといった回答です。確かに、中国の統一した中長期的な戦略的意図などはわからないし、中国の研究者がこの点について会議で言及するとは思えませんが、実際の行動によって中国の戦略的意図が判断される場合があります。

多賀先生の発表では、中国脅威論という規定は

されませんでした。中国の近代化計画に基づく軍拡について、敵の脅威との相互作用から推進されてきたというよりも、国内要因で決定されている「自閉的軍拡」と論じられました。地域の緊張や平和とは別に自国の中長期的な近代化計画にそって軍拡を継続しているということです。中国の立場からしますと、経済の発展にともない中長期的な軍拡を進めるのは十分ありえることでしょう。

ただし、かりに中国がこうした戦略構想を持っているのであれば、中国脅威論が出てこざるを得ないように思います。なぜ脅威かというと、これは既存の国際秩序の変更を意味するからです。国際関係論の観点からすると、台頭勢力が既存の国際秩序を打破しようとする一方で、現状維持勢力はこれを阻止しようということから国際秩序の不安定化や軍事的対立が生じると考えるからです。

かりに中国が既存の国際秩序の打破を目的とした中長期的な戦略的意図をもっているのであれば、おそらく各国は中国に対する警戒を強めざるを得ないでしょう。もちろん、現状の国際秩序が不当であり、打破しなければならないという議論はあります。その場合に、現状維持勢力と台頭勢力との対立がおきて、平和が脅かされるというのが伝統的な国際関係の議論でした。

そして、中国の台頭とも関連して、北東アジアの国際関係に関するもうひとつの論点としては、日本の「軍国主義」への懸念があると思われます。現在の安倍政権で進められている安全保障政策や歴史認識の問題はこうした議論の根拠を与えているのは事実でしょう。ただし、日本の軍国主義といった議論はおそらく中国脅威論が過分に誇張されているとしたらそれと同様に、あるいはそれ以上に誇張されているように思われます。

日本が解釈を変えることで集団的自衛権の行使

を可能とすることについては、中国や韓国は反対しておりますが、アメリカは明確に支持しております。これは共和党および民主党に関係なく、超党派で支持しています。それはなぜか？アメリカにとって利益になるからです。一方、9条を含む憲法改正問題については、言及しません。それは日本の問題であり、日本人が決めることであって他国がどうこう言う問題ではないというスタンスです。

集団的自衛権にともなう日本の軍国主義という議論は多くの日本人にとっては実感のわかないものではないでしょうか。2012年の内閣府の世論調査によりますと、日本が他国に攻撃を受けた際に、自衛隊と一緒に戦うか、という問いに対しては7パーセントの日本人が戦うと回答しています。同様に、日本がかりに他国に占領された場合に、占領軍に対してゲリラ活動を通して抵抗するか、という問いに対しては2.2%の日本人が賛同しております。ゲリラ活動をすべきだ、とも思いませんが、9割を超える日本人はかりに他国に侵略されても戦う意思などもっていないと回答しているのです。

日本は戦後、いかなる戦争やいかなる紛争にかかわらないということをもって平和としてきました。もちろん、実際に、日本が攻撃を受けるようなことがあれば、これらの数字は変わるでしょうが、少なくとも現状において日本の軍国主義という議論は日本国民の実感とはかい離しているように思えます。ちなみに、各種の世論調査では、集団的自衛権の行使についても日本人の6割は反対していますし、先ほどの内閣府の調査では8割以上の日本人は日米安全保障条約を支持しています。

実際に、日本の軍国主義などはアメリカが決して許すことはないでしょう。日米安全保障条約で

は日本の防衛と共に、日本の軍事的台頭をも封じ込められているのです。アメリカがなぜ集団的自衛権を支持しているのでしょうか？もちろん、自国の利益になるからですが、日本が軍国主義国家になるとは考えていないからでしょう。集団的自衛権の行使が日本の軍国主義への復活を意味するのであれば、アメリカが超党派で支持するというのは考えにくいのではないのでしょうか。

これらの議論は実は対米認識や対中国認識と表裏一体となっています。日本の軍事大国化や軍国主義を批判する議論では、中国の軍事大国化に対しては警戒心が欠けていたり、中国の軍国主義に対しては黙認しており、日本の軍事力の強化が中国の軍事行動との関連で議論されることはあまりありません。むしろ、日本の軍事化や日米同盟の強化を問題視します。一方、中国の軍事大国化や軍国主義的行動を問題視している側からの議論では、日本の軍事的対応は不可欠ととらえるので、それを日本の軍国主義化とは捉えないでしょう。そして、中国の台頭に対応する手段として日米同盟を重視する傾向が強いのです。

日本の憲法9条の改正と集団的自衛権の行使を持って日本が「普通の国家」になるという議論が海外ではよくなされます。とりわけ、日本の軍国主義化や軍事大国への野心を「普通の国家」という概念で説明されます。ただし、「普通の国家」という議論それ自体はあくまでもポスト冷戦期における日本のより積極的な国際協力という観点から出された問題提起であって、これ自体が軍事大国化への野心や日本の軍国主義として捉えるのは文脈が異なるように思われます。

以上のように、3人の先生方の発表を受けて、北東アジアにおけるアメリカ要因、中国脅威論、日本の軍国主義の3つの論点について述べることでコメントとしたいと思います。

地域形成の多層性とスケールにおける権力関係

—中国・雲南省の地域政策を事例に—

峯 田 史 郎 (早稲田大学)

1. 本稿の目的と構成

冷戦が終焉し、その後のグローバリゼーションの展開によって、国際関係論が所与としてきた既存の国家単位の分析視覚では処理しきれない現象が生まれている。つまり、地方政府や企業、NGOのような国家以外の行為主体が織りなす越境活動や、文化・社会的に深い歴史的伝統を共有する生活者の営みの中で、国家領域を超えた問題群が発生し、それらを解決するための「新しい空間」が誕生しつつある。そして、それらの空間は、既存の国家空間を越えて多層、複層的に重なり合い、世界の政治・経済・社会空間をますます錯綜的な状況としている。

アジアに目を向ければ、一見、冷戦の尾を引きずったままで、国家中心主義が色濃く残る中国と東南アジア大陸部のような政治空間でも、地方政府が、越境空間に存在する権力プラットフォームを利用しながら自らの国際的な影響力を最適化する様子を観察することができる。そこには、ローカル、ナショナル、リージョナル、グローバルといった、より大きな単位が小さな単位をすべて包含してしまうというマトリョーシカのような「入れ子状の空間認識」によって形成された地域ではなく、1つの地方政府が、その入れ子からはみ出

して、国境を跨いだ地域で国際的な政策協調を試みている点が見て取れる。

既存の国際関係論の研究では、各新興国が競争原理に基づいた経済成長に勝利し、国家単位で構成される地域内での貿易依存度を高め、経済的地域協力枠組みを締結してきたと理解するのが通常であった。しかし、越境空間で結ばれた協力枠組みの政策実施への地方政府による積極的関与を見過ごしてしまうと、自由主義的政府間主義が見出してきたような、「視覚化された国家の意図」の裏側に潜む「地方政府間の駆け引き」のような複雑な事実を目をつぶることになる¹。真に「新しい空間」が誕生するには、その新しい空間に注ぎ込まれる意味がなければならず、その空間が、どのような政治・経済・文化的な問題を解決に導くのが明らかにされなければならない。

このような現状認識に立ち、本稿は、中国・雲南省が展開する地域形成を空間スケールの多層性・複層性から分析し、中国の中央集権的制度の中で、地方政府が裁量権ギリギリでどこまで自主的な政策コーディネートを展開しうるのかについて議論を進める。このことによって、中国の政治・経済外交における地方政府の役割を明らかにし、国家中央主権と一言では片付けられない、この地

キーワード：

雲南省、地域形成、スケール、ADB-GMS、PPRD

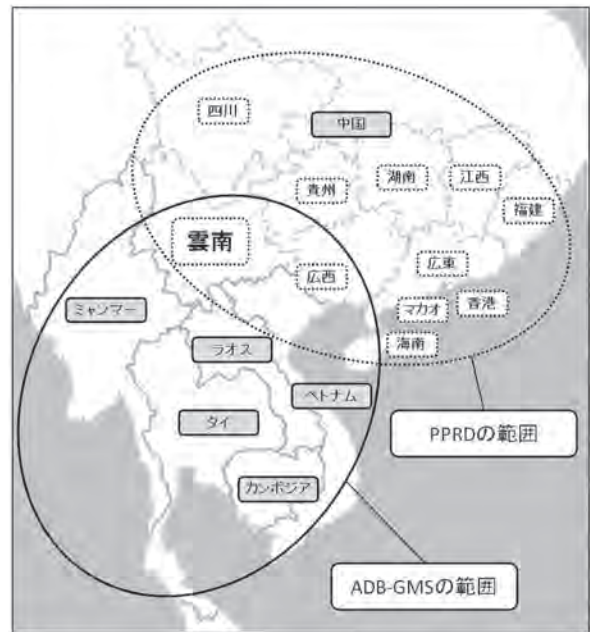
域の現実を明らかにしたい。

入れ子状の空間認識では処理しきれない錯綜的空間に注目し、本稿の目的を達成するためには、政治地理学で用いられる「空間スケール」という概念を使用する必要がある。国家領域ではない「新しい空間」が形成される過程では、行為主体が根ざす場所から生じる特質である「場所性」の権力作用による政治が繰り広げられる。そして、その「場所性」は、中国のような広大な国家では、他の国家と接する越境地域で、より顕著な特徴として浮かび上がる。

特に国家や地方政府といった領域を統治する行為主体の場合、各主体が埋め込まれているスケールにおける権力関係を考察することで、多層的、複層的な地域形成を理解することができる。その各スケールに埋め込まれた行為主体間の政治過程で、それぞれの行為主体の持つ権力が作用し、その「場所性」に基づいた利害が調整される²。

本稿で事例として取り上げる雲南省は、アジア開発銀行（ADB）主導の「大メコン圏プログラム（ADB-GMS: Asian Development Bank Greater Mekong Subregion program）」、中国国内プロジェクトとしての「汎珠江デルタ圏（PPRD: Pan-Pearl River Delta region）」、さらに、近接する「雲南省都市圏」という異なったスケールが折り重なりながら経済発展を遂げている場所である。

ADB-GMS は、アジア開発銀行の調整による地域開発枠組みであり、国家と国家の一部から構成される「越境スケール」とみなすことができる。PPRD は、四川、雲南、貴州、湖南、江西、広西、広東、福建、海南の9省および自治区と、香港、マカオと特別行政区（「9+2」）で構成される中国の「国内地域間スケール」である。さらに、本稿では、越境スケールと国内地域間スケールの効果が、雲南省内部へ影響を与えていることを示すために、雲南省内の都市圏についても分析対象とする。



(地図1) ADB-GMS と PPRD の網羅範囲³

雲南省の発展について、これまでのメコン川流域地域形成に関する研究の多くは、ADB-GMSに基づく、日本と中国の支援による国家主導のインフラ整備網の実態と経済効果を評価してきた。この経済的側面の考察に対し、本稿では、ADB-GMS プログラムに「省」として参加する雲南省政府が多層的な地域形成を促進し、関係地域とのネットワークを活用し空間を形成していることへの分析の視座を提供する。

つまり、中国国内で経済発展の遅れた地域として、しばしば指摘される西南部において、雲南省が置かれている地理的条件を活用し、その競争力を発揮するプロセスを検証する試みである。この雲南省による地域形成の進行は、中国国内における沿岸部と内陸部との「中心—周辺」関係の結果というよりは、むしろ、国家政府や省政府を含む複数の行為主体による越境的空間創出の結果である。この空間は、地理的に雲南省を重要な行為主体として、他スケールの行為主体と関係を作り出す空間といえる。

本稿で事例として取り上げる ADB-GMS は、現時点で、中国と東南アジア大陸部とを連結する

数多くの地域枠組みの中で、最も象徴的であるが、今後、網羅範囲や役割の変更を予想できる暫定的なメカニズムである。つまり、将来的に雲南省が地理的条件を活用し、グローバル空間と連結するための行動を継続した場合、ADB-GMSは地理的に隣接するメカニズムとの融合の可能性を有する。特にPPRDは、内陸に位置する西南部発展のためのルートを確保することを目的として従来の珠江デルタ圏という地域認識を拡大し、雲南省を東南アジアへの橋頭保(bridgehead)として位置付けられている。そのため、PPRDへの考察は地域研究の対象としてのADB-GMSの特殊性を理解するためにも有用である。

ADB-GMSによる国境を跨いだスケールで展開される地域形成と省スケールの国内ネットワーク構築であるPPRDによる地域形成が雲南省という場所で重複し、雲南省にとっての新しい政治経済空間の出現をもたらしてきた。この空間が示唆することは、地域の発展が国家領域で展開される権力形成と、多層的なスケールで展開される地域形成の双方を促進していることである。中国・東南アジア大陸部の国境を跨いだ地域経営と国内地域の連結を考察する本稿は、今後の中国の外交戦略を分析する上で、また、北東アジアの地域形成を考える上でも非国家行為主体モデルによる一般化を提供する事例研究になると考える。

本稿では、雲南省がどのような政治的な意図を注ぎ込みながら「新しい地域形成」をコーディネートしたのかを明らかにするために、以下のように議論を進める。まず、第2節で、ADB-GMSに関する先行研究のレビューを行い、「国家間関係の分析・研究」の限界を示す。続いて、第3節では、雲南省をめぐる地域形成の多層性を、時間と空間の観点から、雲南省の歴史的記憶と、既存空間と雲南省との関係の2つに分け検証する。さらに、この節では、現在進行する政治的なプラットフォームにどのようなものがあり、それらが、この地域でもつ意味について検討する。第4節では、

前節での議論を踏まえて、各スケールを超える権力関係の錯綜を解きほぐし、各プラットフォームや、その連結に注ぎ込まれた雲南省の意図を明らかにする。最後に、第5節結論で、雲南省の空間戦略を概念化し、今後のアジア地域での国際関係論分析への貢献をはかりたい。

2. 先行研究と分析視角

東南アジア大陸部および南アジア、そしてインド洋周辺地域への橋頭保として地理的優位性を有する雲南省をテーマに、あるいはテーマの一部とした先行研究は豊富である。これらの先行研究では、雲南省は、「中国」対「東南アジア大陸部諸国家」という図式のなかでの下位地域としてとらえられている。雲南省について言及していたとしても、それは、あくまでも中央政府に従属する行為主体としての地方政府であり、出先機関としての扱いでしかない。

先行研究が対象とする国家も多岐にわたっており、中国とASEAN、特にASEAN大陸部諸国、さらには、南アジア諸国を含めた国家間関係を軸にして考察されたものが多い。テーマも多岐にわたり、国際政治・経済分野のみならず、水利・河川管理とそれに関連する環境分野、国境周辺に生活する人々に注目した社会学・文化人類学分野の研究蓄積が挙げられる。

本稿では、

- ①アジア開発銀行(ADB)の大メコン圏(GMS)に関する研究(ADB-GMS研究)
- ②中国を源流とし、とくに複数国家を経由して海洋に注ぐ国際河川管理に関する研究
- ③中国地域開発からの研究
- ④非伝統的安全保障に関する研究

の4点を挙げて、この領域での先行研究の特徴を整理したい。

まず、①のADB-GMS研究は、国家と国家の

一部を包含する越境スケールを対象としており、上記の先行研究のなかでも特に豊富である。末廣は膨大な資料整理をした上で、これら ADB-GMS に関する研究を、国際開発協力、国際政治、国境経済、担い手・企業といった、大きく4つのアプローチに分類した(末廣、2009、pp. 17-24)⁴。まず国際開発協力アプローチは、GMSを舞台にした国家間関係を経済および技術面から分析しようとするものである(白石、2005)。次の国際政治アプローチは、中国およびインドシナ諸国の対外政策を規定してきた植民地主義から冷戦、そして冷戦終結後への歴史的变化を政治状況と関連付けて分析する(小笠原、2005)。国境経済圏アプローチは、ADB-GMSでの国家間協力が、主権国家領域のエッジである国境の存在によって分断されている状況と運輸・交通インフラ整備による連結との双方に注目して論じている(石田・工藤、2007; 石田編、2010)。また、担い手・企業アプローチはADB-GMSに「必要な資金、技術、資材、労働力、市場情報、物流などを、どの国のだれ(企業)が提供しているのか」に着目する。つまり、ADB-GMSにおける協力関係を誰が担い、誰が利益を得ているのかに注目するアプローチである。

次に②の国際河川管理に関する研究である。この研究群は、政策決定過程は国家間で形成されるスケールで展開するものの、集水域など河川由来のスケールをも研究の射程としている。チベットを源流とする3つの河川である金沙江(長江上流部)、瀾滄江(メコン川上流部)、怒江(サルウィン川上流部)が雲南省内を通過しており、金沙江を除く2つの河川(瀾滄江、怒江)が国境を越えている⁵。また、雲南省を発してベトナムからトンキン湾へと流れる紅河も国際河川である。国際河川管理研究は、これらの国際河川を領域内に包摂する最上流国としての中国が下流国との間で水資源を巡ってどのような国際関係が築かれているのかに注目している(大西・中山、2008)。

③としては、中国の対外政策としての周辺外交と、中国国内政策としての西部大開発を関係づけて国境を調査する研究がある(青山、2007a; 青山、2011a)。中国が国境を接する15か国との国境画定作業を通じて隣国との政治関係が深化したことにより、貿易が飛躍的に拡大した効果は無視することができず、周辺外交は、中国と近隣諸国との政治、経済、文化的な一体化の基礎を築いたとの見方である(青山、2011a、p. 94)。また、2000年の全国人民代表大会で「西部大開発」が正式決定されて以来、原材料・資源・エネルギーの供給源でもあると同時に、市場である周辺諸国との関係を重視した雲南省の役割を論じた研究も出てきている(波平、2004)。上述の水資源開発に関連して、雲南省内での金沙江、瀾滄江、怒江流域ダム建設めぐる中国国内世論とナショナリズム、そして国際協調との関係も分析されてきた(青山、2011b)。

その他④として、雲南省が接している周辺国との間で生起する非伝統的安全保障に関する争点も研究されている。これらは生活者が関与する社会関係がスケールの大きさを規定している。中国国境を跨いで生活する民族に注目し、国家主導型開発(ダム・道路建設等)によって居住地を分断されるか、あるいは移動を強いられた民族(跨界民族)が直面する問題(何、2006; 峯田、2010)や、かつて麻薬栽培によって莫大な利益を上げていた「黄金の三角地帯」と呼ばれる地域から雲南省への麻薬・武器流入問題(邱、2014)、中国とインドシナ半島との間で発生する人身売買問題などを扱った研究である(陳、2011)。

①②③のように、地理的に雲南省を包含した地域の先行研究では、雲南省は、「中国」対「東南アジア大陸部諸国家」という国家間関係の下位地域として取り扱われている。いわば国家スケールのパワーバランスが省スケールでの雲南省の行動をどのように規定するかを論じている。4つの先行研究群のうち、この④のみが国家スケールだけ

でなく跨界民族の生活圏を研究対象としているが、それとて、「雲南省」そのもののスケールの大小に係する事象ではない。

先行研究の中で、①の ADB-GMS 研究で着目すべき指摘がある。研究蓄積の豊富な ADB-GMS 研究では、ADB-GMS へ東南アジア大陸部諸国家に加え、「領域」として、中国からは雲南省・江西チワン族自治区が参加していることに注目している。しかし、その領域の参加について、省スケールでの行為主体が、国境を飛び越えて国際社会で政策コーディネートを実施することまでは研究が及んでいない。

一般的に、中国における地方政府の外事弁公室は、中央の対外政策が地方レベルで忠実に執行されるよう管理する役割を有する一方で、国家の対外政策の決定過程には直接関与しない。省政府が対外交渉をする場合には、必ず中央政府の外交部、あるいは国務院の許可を必要とする。そのため、地方政府の外事弁公室の対外政策における独立権限は非常に限られていると考えられてきた。上で論じた先行研究群は、国家単位の領域ではない点に着目しながらも、このような「省政府の中央政府への従属」を前提として議論されてきたものである。

ここで着目しなければならないのは、地方外事弁公室が外交政策の独立性を有していないものの、対外交渉権を得て、執行の段階では、青山が指摘するように、一時的に地方と中央の対外政策に遊離が生じる可能性があることである（青山、2007b、pp. 314-5）。実際に ADB-GMS 会議へ中国側からの代表団には、代表が中央政府から、副代表が雲南省・江西チワン族自治区からそれぞれ 1 名ずつ加わっている。そのため、雲南省は ADB-GMS において中央の政策決定の範囲内で、実務レベル交渉においてある程度の自由裁量の余地があるともいえる。

すなわち、中国国家の一部としての雲南省政府の動きを中国中央政府の完全なコントロール下の

動きととらえるか、時差の間隙に生じる省政府独自の動きもあるととらえるかの違いである。本研究は、後者の立場に立ち、雲南省が ADB-GMS と PPRD の連結を意識した戦略を進めつつあることを検証する。

3. 地域形成の多層性の分類

前節で述べたように、雲南省を取り巻く現実が錯綜していることに起因して、研究対象となる争点が多岐にわたっており、これを解きほぐす作業が必要となる。そのため、本節では雲南省をめぐる多層性を雲南省と他スケールの関係から明らかにしたい。

多賀が指摘するように、さまざまに定義される地域は結果的に「地域といったところが地域」であるため、地域を地域たらしめるものが何かを明らかにする、つまり、地域の内と外を決定するものが何かを明らかにすることで、地域形成の多層性を腑分けすることができる（多賀、2007、p. 211）。この分類を通じて、地域の「属性」を確定し、地域を区切る「境界」の画定を試みることにより、「研究対象地域内の現象」を分析するだけでなく、「空間の混沌」状況から新たな分析枠組みを提示することが可能となる（柑本、2008、p.1）⁶。また、柑本が主張するように、スケールを越えた権力関係を明らかにするためには、地域の属性、そしてその属性から周辺との境界を確定、あるいは確定できないことから議論を始めなければならない⁷。

行為主体としての雲南省による地域形成を理解するために、「地域形成の多層性」を時間と空間の観点から、（1）雲南省の歴史的記憶（2）既存空間と雲南省の関係の 2 つに分けて、考察してみよう。

（1）雲南省の歴史的記憶

雲南省の場合、マンダラ国家に起因する前近代的伝統社会が構成されており、雲南省から東南ア

ジア大陸部の北部一帯では、多くの少数民族が居住し、特に、雲南省、ミャンマー、ラオス、タイに接した場所にはタイ (Tai) 系諸民族が現在でも国境を跨って生活している (長谷川、2010、p. 46)。この状況は盆地を基盤としたタイ族の自律的政治単位ムンが存在し、ムンが複数連合したムン連合国家というべきものが近代国家成立以前から形成されていたことに由来している (加藤、2000、p. 26)。過去に実在した代表的なムン連合としてランナー、ランサン、シプソンパンナー (西双版纳) を挙げることができる。ムン連合の権力の中心は単一ではなく、権力者の個人的資質や状況によって地理的に広がる影響力が伸縮し、その境界が恒常的なものではないことを仏教の世界観になぞらえ、この地域の前近代国家形態がマンダラ国家群と呼ばれる (Wolters, pp. 16-33)。これらマンダラ国家形態という歴史を共有する空間において、帰属する国家は異なるものの、汎タイ意識を共有するタイ族社会が構成されてきた。

1949年の新中国成立以前の雲南省の歴史は、「侵略と民族集団移住の歴史」といえる。元代の蒙古軍の侵略 (1253年) を受けて以降、メコン川の東岸は中央の影響力が徐々に強まっていった。明代になると現地少数民族の実力者を土司として任命し、彼らを中央政府が間接的に統治する土司制度に組み入れた上で、漢族の入植も本格化していく。清代の18世紀に入り、中央によるメコン川東岸の直接統治が浸透していき、西岸へも土司制度によって各ムンが独立勢力として中央の承認を受けることになった。19世紀後半以降、中国沿岸部と東南アジア・インドを結ぶ軍事的・交通の重要性に注目した欧米列強諸国が雲南侵略を目論み、特に西南部は英国、東南部はフランスが影響力を強めていく (加藤、2000、p. 54; 松村、2000、p. 87-8)。

1949年10月の新中国成立時には、共産党勢力の影響力は雲南省全域へ及んでいなかった。国民党軍が昆明、曲靖等の主要都市に駐留し、滇越

鉄道やビルマ (当時)・貴州への主要道路は国民党側が管理していた。雲南省辺境部、特に国境付近は、欧米列強・国民党勢力・土司勢力の三者が交錯する緩衝地帯的性質を持っていた。その後、1949年12月によろやく共産党が雲南省全域を統治下に置き、少数民族の国民統合が開始される (松村、2000、pp. 88-9)。新中国の成立後、国民党勢力は台湾に拠点を移したが、一部が雲南省からビルマ北東部、そして北部タイへ陸路で南下する過程で在ビルマ、在タイ、そして在ラオスの華人や地元の少数民族を取り込み、武装グループを再組織化していった (王、2004、p. 220)。

この場所では、マンダラ国家群の過去に由来し、汎タイ意識を共有するタイ族社会が地域の属性を決定していた。そこに、欧州列強、中国共産党、国民党との歴史が関わっていくことで、網羅範囲のズレを伴いながらも、地域アイデンティティの根源となる歴史が積み重ねられていく。この積み重ねによって、行為主体の国境を越えた活動を受容する歴史的素地が、この地域に存在するのである。

(2) 既存空間と雲南省の関係

雲南省が新しい地域形成にかかわっていく戦略を理解するためには、雲南省が現在抱える問題への理解と、「既存の空間」との関係性を整理せねばならない。すなわち、グローバルな動きや、中国中央政府との関係、国内他省との関係である。これらを明らかにすることで、雲南省の抱える問題点が明らかになり、なぜ、既存のマトリョーシカの空間を越えて、新しい「越境空間」のコーディネートを目指すのかが分かってくる。

まず、グローバルスケールと雲南省との関係である。雲南省は経済発展を争点として、地理的優位性を利用したグローバル経済との連結を目指している。このスケールとの関係は中国国内沿岸部と比較して低開発状態に置かれてきた雲南省が、直面しつつあるグローバル化された経済に対応す

るための競争力を得るために掲げる戦略といえる。以下で述べる他スケールとの関係性は、このグローバル経済と雲南省を連結させることを最終的な目的に置いている。

次に国家スケールとの関係は、中央と地方の関係に集約される。雲南省は中国における1つの省として、そして中国西南に位置する東南アジア、南アジアへの窓口としての政策決定を中央政府から求められる。中国の対外経済進出は、2000年に正式に提起された「走出去」戦略が最も包括的な計画であり、これにより国外への直接投資と経済協力の促進に重点が置かれてきた（伊藤、2014、p. 81）。中国東部と西部の経済格差を縮小する目的で掲げられた「西部大開発」政策における雲南省の位置付けも、内部に抱える資源を活用することで国家スケール内での経済バランスを調整する役割がある⁸。走出去戦略と西部大開発政策は、雲南省を西南方向の隣国との橋頭保に位置付けており、そのためのインフラ整備が重要であるとする。雲南省は2020年までに国内外を連結するインフラ整備を目標としており、鉄道においては「八出省、四出境」、道路は「七出省、四出境」、水路は「二出省、三出境」といったスローガンを掲げ、窓口機能の強化を示してきた⁹。このように中国を構成する一部分としての行為選択が、雲南省の国家スケールとの関係である。

第3に中国国内他地域との関係性で構成される戦略は、中国沿岸部と内陸部の関係性から考察することができる。中国南部と西南部9省と香港・マカオで構成されるPPRD協力は、珠江デルタ地域の経済発展を内陸部に波及させ、内陸部から労働力・電力を供給する目的とし、沿岸部と内陸部の双方が補完的に協力し合う枠組みとして結成された。特に雲南省と江西チワン族自治区は、ここでも東南アジア、南アジアとの陸路国境を超えるための窓口として期待されている。PPRDの枠組みは、雲南省が国家スケールにおける中央・地方関係だけではなく、中国国内他地域との間の

スケールに包含されていることを意味する。

4点目は雲南省内部の都市圏が構成する戦略である。雲南省が内部に抱える地理的な特殊価値を再組織化し、昆明を中心とした都市圏を領域として設定することで、雲南省内部の結束を強化し、ローカルからグローバルスケールへの連結をよりスムーズにし、地域発展の推進力を生み出そうという狙いである。

以上、雲南省を取り巻く空間、すなわち、グローバル、国家、国内他地域、内部の都市圏の領域との関係性が明らかになった。このように雲南省が既存のスケールとの関係性を促進するために、次の「新しい地域」の形成に進んでいることを考察せねばならない¹⁰。

4. スケール間の権力関係

本節では、前節での地域形成の分類を踏まえた上で、各スケールを超える権力関係の錯綜状況を解きほぐし、「新しい地域」としてのADB-GMSやPPRD、あるいは、その連結に注ぎこまれた雲南省の意図を明らかにする。

すでに述べたように、中国と東南アジア大陸部の地域形成を論じるとき、国家スケールの地域形成である中国・ASEANとは別に、省スケールを包含した地域枠組みの代表格として必ず取り上げられるのがGMS（Greater Mekong Subregion）という新しい地域である。このGMSの日本語訳では、ADBの「開発協力プロジェクト」であるGMSプログラムを構成する国家と国家の一部で生起する政治、経済、社会的現象の落とし所としての地域を言い表すために、「大」あるいは「拡大」という接頭辞を付与し、さらに「下位地域」あるいは「サブリージョン」という接尾辞が付けられる。たとえば「大メコン圏」、「拡大メコンサブリージョン」といった呼称である。しかし、このような呼称は、接頭に「拡大」と接尾に「下位」が用いられている不可思議な地域認識といわざるを得ない。このような接頭辞や接尾辞を付けずとも、

単に「メコン地域」、「メコン川地域」としても問題なからう（山影、2003、p. 451、455）。

このような GMS という地域認識が、先行研究で多用される背景にあるのは、国家中心主義の色濃い地域において、国家スケールでは処理できない越境的な現象への分析を迫られていることである。しかし、GMS プログラムの構成メンバーの統治する領域を跨る越境スケールだけでは処理できない現象も生起しているのである。GMS は ADB がメコン川流域の諸課題に対処するための政策によって創りだされた地域認識であるため、GMS は地理的範囲を示すというよりも、ADB の「開発協力プロジェクト」の政策に関連する事象に対して ADB-GMS と限定して表記されるべきである。

本節では、中国とインドシナ半島の地域形成について前節で整理した地域の属性と境界を決定する錯綜した空間を整理するために、先行研究で代表的に取り上げられる越境地域である ADB-GMS と中国の空間戦略の関係、その関係に影響を受けた雲南省の変化、雲南省にとって ADB-GMS と補完関係にある中国国内地域間ネットワークである PPRD、そして雲南省内の都市圏ネットワークの相関関係を明らかにしたい。

（1）ADB-GMS と中国の空間戦略

ADB の先導のもとで、東南アジア大陸部諸国は、1992 年から経済協力である ADB-GMS に着手してきた。ADB-GMS は、雲南省が地理的に上流に位置するメコン川流域を、政策上の空間認識で拡大し、参加主体として、カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、そして中国の雲南省、広西チワン族自治区を包含する。アジアにおいて超国家的地域形成を促進する ADB 主導のスケール構築と同様に、このプログラムは、アジアの低開発地域を自由貿易ブロックへと統合することを目的としている¹¹。

現在まで約 20 年の歴史の中で、ADB-GMS は、

参加国の政策、実務レベルの双方での制度構築を進めてきた。政策レベルにおいて、GMS サミットは、国家首脳によって ADB-GMS の最重要課題が議論される場である。このサミットは、中国政府にとっても、参加主体との相互信頼に基づき、協力枠組みを構築するプラットフォームといえる。このサミットの下位に位置する関係閣僚会議は、国家間の協力を調整し、各国家が提案する成長戦略の実行を支援する。

実務レベルにおいて、ADB-GMS は、分野別フォーラムを設置し、主要課題へのインフラのようなハード面、そして人的資源、法枠組み、政策決定というソフト面の両面からの効果的なアプローチを議論している。ADB 内に設置されている GMS 事務局は、GMS 活動を運営するための各国家に設置された調整機関とともに、業務を管理してきた。

中国政府は ADB-GMS への参加を効果的にすべく、2つの空間的戦略を展開している。上位での協調（upward coordination）と、下位での実施（downward implementation）である（Su X., 2011, pp. 514-21）。上位での協調は、北京の中央政府が国際機関・他国中央政府と国境を越えた地域枠組みを形成する過程である。GMS サミットと関係閣僚会議のプラットフォームを通じて、この協力関係が、政策イニシアティブを打ち出し、地域形成を妨げる恐れのある国際情勢を処理する。このような協調行動によって、中国中央政府は、メコン川流域において、雲南省が近隣との政治経済的連結を強化する枠組みを提供してきたといえる。

これに対して、下位での実施とは、地方政府が、国家間で合意された政策の実施許可を中央政府によって付与されるという国家空間戦略を意味する。中央政府の方針に反しない範囲で、地方政府は地理的優位性をいかした越境プロジェクトを促進することができる。雲南と近隣とのローカル間イニシアティブは、これらの国家間協調により

生み出された複合的戦略を実行するための具体的プロジェクトとして出現した。

これまでに、雲南省は、東南アジア大陸部の近隣の貿易パートナーとの4つの協力メカニズムを設定してきた。その協力メカニズムとは、雲南—タイ北部、雲南—ラオス北部、雲南—ベトナム北部ワーキングチーム、雲南—ミャンマー協力ビジネスフォーラムである (Xiong and Wen, 2009)。これらのメカニズムにおいては、北京の中央政府が許可した上で、雲南省が貿易パートナーとの地域協力を促進することができる。つまり、中央政府が展開する「上位での協調」と「下位での実施」という2つの空間戦略が、雲南省が関与する異なるスケールを利用した地域政策を促進するのである。この空間戦略によって、雲南省が関与する越境スケールと国内地域間スケールとの間での競争が生まれる。そして、スケールが重複する場所である雲南省にとって、この競争の影響が最適になるようなスケールの組み替えが実施されるのである。すなわち、ブレンナーのいう、リスケーリング (rescaling) が発生し (Brenner, 2004, p. 176)、これによって雲南省と ADB-GMS 諸国との国境を跨いだ協力関係が促進されるのである。

(2) ADB-GMS による雲南省の変化

ADB-GMS における協力関係は、雲南の地域発展を2つの側面で促進した。まず、雲南省の関与する地域形成を通じてもたらされるメコン川流域の地理的優位性が、雲南省と東南アジア大陸部との間での貿易を増加させている。雲南省は、西部から南部にかけてミャンマー、ラオス、ベトナムと 4060km の国境を共有し、これらの国々と越境貿易を促進するための18の通関手続地を設けてきた。雲南の対外貿易は、ADB-GMS 諸国との地理的近接性と ADB-GMS 諸国との比較優位に基づいており、ADB-GMS 諸国との貿易は、香港や深圳を迂回する経路よりも、輸送コストをより低く抑えることにより利益を得ることができ

る。

第2に、ADB-GMS における協力関係については、国境を接する近隣諸国との雲南省との貿易が、雲南省の産業セクターを強化している。中国資本の海外へ向けた走出去戦略を実行する国务院の試みを受けて、雲南省政府は、積極的に、雲南を拠点とする企業が東南アジア大陸部の市場へ進出する後押しをしてきた。減税、貸付、信用付与といった、雲南省政府からこれらの企業に付与された優遇措置が、実質的に、東南アジア大陸部において、雲南省の製品出荷とサービスを拡大させている。雲南省共産党書記である秦光荣は、ADB-GMS への強い信頼を示しており、雲南省を拠点とする企業が、東南アジア大陸部において新しいビジネス機会を模索するよう促した¹²。

さらに、ADB-GMS での協力関係は、農業経済から製造指向セクターへと雲南省の経済構造の変化させてきた。最近では、雲南省から東南アジア大陸部へ、労働集約的製品と、技術集約的製品との双方を輸出している。このように雲南省は、ラオス、ミャンマーへの重要な原材料加工地となっている¹³。

(3) 中国国内地域間ネットワークとしての PPRD

雲南省を取り巻く地域形成を通じて促進される地域間ネットワークとしての PPRD は、中国南部と東南アジア大陸部との間の玄関口としての役割を雲南省に期待している。2003年、当時の広東省共産党書記である張徳江が PPRD を提唱した。PPRD は、珠江流域10都市を取り囲む、従来の珠江デルタの地域概念とは異なり、四川、雲南、貴州、湖南、江西、広西、広東、福建、海南、香港、マカオを包含している。この9+2枠組みは、9つの省区と2つの特別行政区で構成され、2004年6月、協定に合意したことにより中国国内最大の経済協力体制が誕生した。この協定は、自発的参加、市場志向、開放性、公平性、競争上

の優位性を伴う相補性、共同繁栄の原則といった地域協力を強調している。この地域協力の包括的な目標は、労働移動性の向上、南部（広東、福建、香港）の製造業発展を、雲南をはじめとする内陸省へ移転を促すことである。

このような珠江流域に基づいた PPRD の地理的關係性は、PPRD の構成メンバーが、この地域の発展のために創造した地域認識であるといえる。特に、雲南省は PPRD と東南アジア大陸部とを結ぶ結節点であるため、PPRD にとって不可欠の場所である。雲南省政府副省長である顧朝曦は、PPRD 地域協力における雲南省の位置付けについて、東南アジア諸国へと通じる PPRD の玄関口となり、中国西部へと開かれた経済回廊を築くため、経済協力の新しいプラットフォームを提供することを強調している。これにより、PPRD の協力関係を緊密化し、中国の内陸部を経済の新しいフロンティアへと変えることができる。PPRD 経済協力は、雲南省の潜在的な優位性を、現実の競争へと転化し、外向的発展を促進する新しい窓を開くことを可能にするのである¹⁴。

PPRD に対する雲南省の強い関心は、この協力枠組みが、中国政府の方針に組み込まれる国内協力枠組みだけではなく、中国と東南アジアとの協力関係を促進する国境を跨いだ空間であるとの認識に表れている。雲南省政府は、PPRD 地域協力によってもたらされる利益を高めるために具体的な政策を提示してきた。1991年に雲南省政府が制定した、華僑、香港とマカオに住む中国人が雲南省への投資規定（「雲南省鼓勵華僑和香港澳門同胞投資的規定」）を、2006年には「雲南省外来投資促進条例」として省条例へと格上げしている。1991年規定では、華僑や香港、マカオの投資家に対して、土地使用料、所得税の優遇措置を講じていた。2006年条例では、この優遇措置を中国国内の企業へも拡大して、土地供給、減税、資金援助、借入保証、優先認定を実施した。この措置により、広東の企業は、2010年までに、3000以

上の支社を雲南省に設立し、のべ1000億人民元の投資とともに、20万人以上を雇用した。広東企業は、東南アジアと南アジア18億を超える人々の巨大な市場を狙っており、社会・経済的発展の機会として、ミャンマーとラオス市場へ入る1つの方法として雲南省へ投資している¹⁵。

（4）雲南省内の都市圏ネットワーク

雲南省の地理的特殊価値を再組織化し、中心的な都市圏ネットワークが構築されている。2009年、雲南省政府は、省都昆明と昆明から半径200km以内の3都市（曲靖、玉溪、楚雄）とが雲南中央都市経済圏と呼ばれる都市圏を形成し、地域発展の推進力とするプロジェクトを開始した¹⁶。この都市圏は、94558km²（雲南省全体の24%）をカバーし、1700万人（雲南省総人口の37%）が居住する。この都市圏において、雲南省の人的資本が場所に結びついたネットワークを構築し、中国国内他省と連結した競争力を生み出すことを目的としている。また、雲南省発展改革委員会は、雲南中央都市圏の地域開発計画を示し、昆明と近隣都市とのを加速するため、都市圏を中国南西部における発展の中心として、中国と太平洋・インド洋とを結ぶ玄関口として、さらには南・東南アジアへの中国の戦略的地域の橋頭保として位置付けた。この都市圏を制度化するために、雲南省政府が副省長による運営グループを設立するよう提案し、都市圏の経済発展を調整するため、省内の行政組織間の協力を促進した。

中国と東南アジア大陸部をひとつの地理的実体として見なした場合、雲南省はこの実体において周辺に置かれており、中国南部の2つの経済的推進力である広東と香港にかなり遅れをとっている。しかし、雲南省は、ADB-GMSとPPRDとの重複する空間に位置し、地理的に周辺である場所と、南部中国の製造業経済との橋渡しをする。さらにこの空間の重複という事実に基づき、越境スケールと国内地域間スケールの効果が、雲南省

都市圏スケールへ影響を与えることにより、雲南省内に産業集積が進み、雲南省の発展という目的に向けた推進力となりうる。

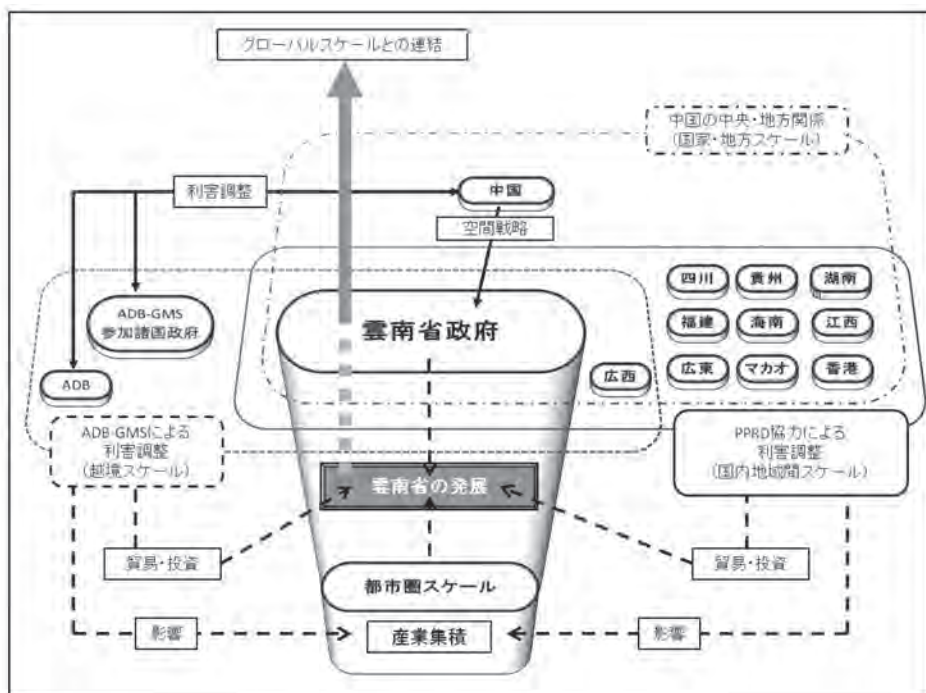
本節で見てきたように、雲南省の地域形成は、自明と見なされてきた国家の領域性に基づいた単純な入れ子上のスケール認識ではなく、スケールにおける権力関係を利用することで領域的發展の空間を変化させることに主眼が置かれている (Yeung, 2007, pp. 343)。つまり、これまでの先行研究にあったような「領域としての雲南省」の重要性ではなく、「行為主体」として雲南省政府が越境スケールの協力枠組みである ADB-GMS の政策を実施する際に関与し、中央政府、国内他地域、雲南省内都市圏の各スケールとの協調を試みているということが出来る。

5. 結論

グローバリゼーションの進展にともない、国家領域を超えた問題群が発生し、それを解決するために誕生しつつある「新しい空間」は既存の国家空間を超えて、多層、複層的に重なり合っている。

本稿では、越境空間として存在する、この新しい空間の多層性・複層性を、地方政府が利用することで、国際的な影響力を最適化していく様子に焦点を当て分析を行った。言い換えれば、国家中心主義が色濃く残る中国と東南アジア大陸部を跨る領域において、雲南省が、国境を跨いだ地域、中央政府の領域、国内他地域との関係、地方政府管轄領域内の都市圏とが形成する錯綜空間の中で、協調を試みている点への検証である。このように雲南省を取り巻く空間が錯綜状況での協調を検討するために、第3節にて、地域形成の多層性を分類した上で、沿岸部経済と比較して遅れを取っている雲南省が最終的にグローバル空間と連結することで発展を目指していることに焦点を当てた。そして第4節で ADB-GMS を軸に越境、中国国内他地域とのネットワーク、雲南内の都市圏の各スケールの権力関係に注目して整理してきた。

図1では、雲南省の地域形成の多層性に基づくネットワークが、ADB-GMS の国境を跨いだスケールによって展開される地域形成と、国内地域



(図1) 雲南省の空間形成イメージ¹⁷

間スケールで展開される PPRD、その両者が雲南省という「場所」で重複し、雲南省内部の都市圏スケールに影響を与えていることを示している。

第3節で地域形成の多層性を議論したように、ADB-GMS や PPRD というグランドデザインを有する各プラットフォームが多層を形成し、それぞれのスケールで雲南省が地域発展に関与している。同時に、第4節で言及したように、越境スケールである ADB-GMS、国内地域間スケールである PPRD が雲南省内部の都市圏スケールに影響を与えることで、都市圏スケールの産業集積が進展する。これにより、雲南省の発展が推進されるのである。

この ADB-GMS と PPRD、そして雲南内部の都市圏で構築されたネットワークの連結では、中国と東南アジア近隣国、雲南と PPRD の他省、そして昆明と雲南中央部の他都市の間での競合がないわけではない。これらの対立は、ネットワーク連結が終わりなき交渉過程であることを意味している。

これまでの中国の経済発展は、地理的に見て、遼寧から、天津、そして広東にかけて広がる沿岸部に集約されてきた。しかし、中国政府の動向を見ると、中国政府が雲南省の地理的潜在性を認識しているといえる。2009年7月、当時の胡錦濤国家主席は、雲南省を視察した。その際、雲南省に対し、南・東南アジア諸国との地理的近接性を利用するよう促し、雲南省は中国西南部における周辺のフロンティアから、南・東南アジアを結びつける戦略的橋頭保へと再配置すべきと主張している。このことから、中国の橋頭保として雲南省を作り上げるという戦略は、国家による戦略的空間創出の形式といえる。

すなわち、中国国家の空間戦略という意図のもとではあるが、広大な中国のそれぞれの越境地域で競争が行われており、雲南省が、その生き残りをかけて、一歩リードするために、このプラット

フォームの多層性、複層性を利用し、マトリョーシカからはみ出しながらコーディネートを促進しているのである。

これは雲南省が関与する地域形成が、単に中国の中央—地方関係という1つのスケールに有利に働くだけではなく、越境的プロセスを伴うことを意味している。この越境プロセスの中で、ADB-GMS は、雲南省と東南アジア諸国との連結を緊密化し、上位での協調と下位での実施といったスケール間の取り決めによって制度化されてきた。PPRD は、雲南省が南部中国と東南アジアとを結びつける空間形成の要である。この2つの地域協力メカニズムは、中国の国家下位行為体である雲南省が、いかに、地理的優位性を生かした地域発展を試みているかを明示している。

これらの議論からいえることは、多層的に展開している地域形成の過程において、行為主体としての雲南省が、地域アイデンティティの根源となる歴史的記憶、そして他国家の領域と接する地理的優位性という自らの「場所性」を生かしながら、各スケールに埋め込まれる権力を利用しているということである。つまり、雲南省は、省領域の発展という目的を達成するために、「スケール間の政治」を利用しているのである。

本稿は、複数のスケールの結節点としての雲南省が関与する地域形成を示した。この視点は、国家単位の分析視角では処理しきれない現象をも分析の射程に入れることができる。

中国と東南アジアを跨る空間だけではなく、北東アジアにおいて、中国を取り囲む境界地域に位置する場所を観察する際にも、雲南省の事例が有効な分析モデルを提起しうると考える。

- 1 「主権国家からなる国際社会」という一面的な見方を批判し、国際社会の切り取る側面のバランスや焦点の合わせ方の重要性を主張する代表的な研究成果として、多賀(1999)、高橋(2012)、堀内(2008)の3点を挙げることができる。
- 2 空間とスケール、およびマルチ・スケールで展開する政治の考え方については、山崎(2005)、および山崎(2010, pp. 30-33, 111-123)の議論を参考にしている。
- 3 Google Map を利用して筆者作成。
- 4 末廣らの研究グループは、ADB-GMS 研究の整理を裏付けるために、その後も中国と東南アジアを跨る地域の現地調査を継続的に実施している。末廣・大泉・助川・布田・宮島(2011)、および末廣・伊藤・大泉・助川・宮島・森田(2014)を参照されたい。両報告書内には現地調査の実走記録が詳細に提示されており、ADB-GMS において、道路の整備状況に左右される物流や人の移動に関する研究に対しても有用である。
- 5 雲南省迪慶チベット族自治州と怒江リス族自治州では、これら3つの河川が平行に流れており、「三江併流」として世界自然遺産(2003年)に指定された。瀾滄江(メコン川)はミャンマー、ラオス、タイの国境を形成し、カンボジア領域内を経由して、ベトナムから南シナ海へ注ぐ。また怒江はミャンマーからインド洋に流れている。
- 6 柑本は、北東アジア学会から環日本海学会への名称変更をスケール観点から議論している。この名称変更によって北東アジア学会が「空間処理」の対象地域を「環日本海」という環海洋スケールから「北東アジア」というメガリージョナルスケールへ「スケールアップ」として述べている。すなわち、北東アジア学会は、環日本海スケールの「属性」を規定する地域で生起する現象から、「属性」確定の視点を変化させることにより、新たな「境界」を設定し北東アジアというスケールを用いるようになったのである。
- 7 柑本は岩下の主張を引用しながら、国際政治学が地理学の「地域」概念の議論から学ぶべき重要な点を示している。これまで国際政治学の地域研究者は「地域の属性」と「境界」という2点の確定作業をおろそかにしてきていると主張し、国際政治学における「地域」認識の方法を提示している(柑本、2014, p.40; 岩下、2010, pp.1-2)。
- 8 西部大開発政策には4つの柱(「西電東送」、「南水北調」、「西気東輸」、「青藏鉄道」)があるが、雲南省が特に主要な役割を果たすのは、水資源を利用した発電事業と治水事業であろう。
- 9 鉄道における八出省は昆明から上海、成都、貴陽、南寧、内江、重慶、ラサ、桂林へ至る8路線、四出境とは昆明からベトナム、ラオス・タイ、ミャンマー、ミャンマー・バングラデシュ・インドへ至る4路線を示している。道路における七出省は、昆明から広州、広州東部汕頭、上海、重慶、北京、チベットへ至る6路線と昆明を通過する杭州—瑞麗線の高速道路整備、四出境とは昆明から河口(ベトナムとの国境)、瑞麗(ミャンマー・シャン州との国境)、磨憨(ラオスとの国境)、猴橋(ミャンマー・カチン州との国境)へと至る東南アジア、南アジアへの窓口となる国境ゲートを示している。また、水路に関して、二出省とは金沙江—長江、右江—珠江の河川を示し、三出境とは、瀾滄江—メコン川、イラワジ川、紅河を示している(中共雲南省委宣伝部編、2012, pp.54-5)。
- 10 森川は、「地域形成」という術語のなかの「形成」を述語的に捉えた上で、その主語に国際行為体を置き、地域形成を「戦略構想・政策を媒介にした政治的意思によって空間を再構築するプロセス」として定義している(森川、2012, p.21)。
- 11 ADB-GMS の他にも、中国と東南アジアとの間で越境スケールを構成する枠組みは多数ある。メコン川委員会(MRC: Mekong River Commission)、ASEAN メコン川流域開発協力構想(AMBDC: ASEAN Mekong Basin Development Cooperation)、ASEAN 統合イニシアティブ(IAI: Initiative for ASEAN Integration)、アジアハイウェイ(AH: Asian Highway)、インドシナ総合開発フォーラム(FCDI: Forum for the Comprehensive Development of Indochina)、日本・アセアン経済産業協力委員会(AMEICC: AEM-METI Economic and Industrial Cooperation Committee)、「日本・メコン地域諸国首脳会議(Meeting between the Heads of the Governments of Japan and the Mekong Region Countries)、エーヤーワディ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略(ACMECS: Ayeyawadi-Chao Praya-Mekong Economic Cooperation Strategy)などである。これらの地域枠組みの構成メンバー、目的などを表としてまとめたものに、野本(2002, p. 99)、末廣(2009, p. 7)がある。
- 12 雲南日報(2008)「訪雲南省長秦光荣：我们对合作充满信心」2008年3月30日<http://www.yn.xinhuanet.com/gov/2008-03/30/content_12829246.htm>(2014年11月20日取得)。雲南省党書記秦光荣は雲南省企業の対外進出を支援することを表明し、そのために「省政府は、まず、企業が活動できるステージを準備し、不可欠な財政的支援も提供する。(中略)我々は、また、受け入れ国の法律を順守するよう、企業に求める。」と述べている。
- 13 新華社(2011)「出口占比66%：緬甸和越南仍是雲南最大貿易伙伴」2011年2月1日<http://www.yn.xinhuanet.com/newscenter/2011-02/01/content_21995673.htm>(2014年11月20日取得)。雲南からの輸出は、電気機械設備、電力、繊維、化学薬品等であり、東南アジア大陸部からの輸入は金属鉱石、非鉄金属、半製品、農業製品である。
- 14 雲南日報(2010)「追逐“藍色夢想”擁抱“綠色希望”」2010年9月7日<http://yndaily.yunnan.cn/html/2010-09/07/content_198787.htm>(2014年11月20日取得)。

- 15 雲南経済日報「雲南省広東商会会長林劍鋒:誠信興業」
2011年1月21日 <http://ynjrb.yunnan.cn/html/2011-01/21/content_1477521_2.htm> (2015年1月21日取得)。
- 16 新華社通信(2011)「雲南将以“六箇一体化”推進滇中經濟区建設」2011年5月27日 <http://news.xinhuanet.com/fortune/2011-05/27/c_121466922.htm> (2015年1月21日取得)。
- 17 Su (2013), p. 95. を参考に筆者作成。

参考文献

<日本語文献>

- 青山瑠妙、2007a、「中国の地域外交と東アジア共同体」山本武彦・天兒慧編『東アジア共同体の構築1 新たな地域形成』岩波書店、pp. 93-119。
- 青山瑠妙、2007b、『現代中国の外交』慶応義塾大学出版会。
- 青山瑠妙、2011a、「中国の周辺外交」趙宏偉、青山瑠妙、益尾知佐子、三船恵美著『中国外交の世界戦略一日・米・アジアとの攻防30年』明石書店、pp. 92-107。
- 青山瑠妙、2011b、「世論・ナショナリズムと国際協調—怒江・瀾滄江開発をめぐる—」趙宏偉・青山瑠妙・益尾知佐子・三船恵美著『中国外交の世界戦略一日・米・アジアとの攻防30年』明石書店、pp. 127-146。
- 伊藤亜聖、2014、「中国 ASEAN 経済関係の諸相—南進しているのは誰か?」末廣昭・伊藤亜聖・大泉啓一郎・助川成也・宮島良明・森田英嗣著『南進する中国と東南アジア：地域の「中国化」』東京大学社会科学研究所中国研究拠点研究シリーズ No. 13、pp. 81-118。
- 岩下明裕、2010、「ボーダースタディーズの胎動」『国際政治』162号、pp. 1-8。
- 王柳蘭、2004、「国境を超える雲南人—北タイにおける移動と定着にみられる集団の生成過程」『アジア・アフリカ文化研究』67号、pp. 211-262。
- 大西香世・中山幹康、2008、「国際河川流域管理における中国の役割」大塚健司編『流域ガバナンス—中国・日本の課題と国際協力の展望』アジア経済研究所、pp. 109-141。
- 石田正美・工藤年博編、2007、『大メコン圏経済協力』アジア経済研究所。
- 石田正美編、2010、『メコン地域国境経済を見る』アジア経済研究所。
- 小笠原高雪、2005、「中国の新安全保障観と地域政策—1990年後半以降の新展開—」五十嵐暁郎・佐々木寛・高原明生編『東アジア安全保障の新展開』明石書店、pp. 192-215。
- 加藤久美子、2000、『盆地世界の国家論—雲南、シブソンパンナーのタイ族史』京都大学学術出版会。
- 柑本英雄、2008、「リージョンへの政治地理学的の再接近：スケール概念による空間の混沌整理の試み」『北東アジア研究』14号、pp. 1-20。
- 柑本英雄、2014、『EUのマクロリージョン：欧州空間計画と北海・バルト海地域協力』勁草書房。
- 白石昌也、2005、「活性化するメコン地域協力—中国に戦略的な意義」『FTA時代の中国・ASEAN関係』外務省委託調査報告書、pp. 43-79。
- 末廣昭、2009、「GMSをどうとらえるか?—メコン川流域開発・国境経済圏・中国の対外戦略—」『大メコン圏(GMS)を中国から捉えなおす』東京大学社会科学研究所現代中国研究拠点研究シリーズ No. 3、pp. 17-24。
- 末廣昭・大泉啓一郎・助川成也・布田功治・宮島良明著、2011、『中国の対外膨張と大メコン圏(GMS)・CLMV』東京大学社会科学研究所中国研究拠点研究シリーズ No. 7。
- 末廣昭・伊藤亜聖・大泉啓一郎・助川成也・宮島良明・森田英嗣著、2014、『南進する中国と東南アジア：地域の「中国化」』東京大学社会科学研究所現代中国研究拠点研究シリーズ No. 13。
- 高橋和、2012、「欧州における下位地域協力の展開—近代国家体系への挑戦—」百瀬宏編『変貌する権力政治と抵抗』彩流社、pp. 151-172。
- 多賀秀敏、1999、「国際社会における社会単位の深層」『国際社会の変容と行為体』成文堂、pp. 395-427。
- 多賀秀敏、2007、「東アジアの新地域形成と地方」山本武彦・天兒慧編『東アジア共同体の構築1 新たな地域形成』岩波書店、pp. 207-239。
- 波平元辰編、2004、『雲南の「西部大開発」—日中共同研究の視点から—』九州大学出版会。
- 野本啓介、2002、「メコン地域開発をめぐる地域協力の現状と展望」『開発金融研究所報』12号、pp. 73-100。
- 長谷川清、2010、「人の移動と民族間関係、文化的アイデンティティの動態—雲南ビルマルト、徳宏傣族の事例」塚田誠之編『中国国境地域の移動と交流：近現代中国の南と北』有志社、pp. 45-83。
- 堀内賢志、2008、『ロシア極東地域の国際協力と地方政府—中央・地方関係からの分析』国際書院。
- 松村嘉久、2000、『中国・民族の政治地理』晃洋書房。
- 峯田史郎、2010、「大湄公河次区域(GMS)における非国家行為体の研究—雲南省・少数民族の事例から—」『社会学研論集』15号、pp. 46-61。
- 森川裕二、2012、『東アジア地域形成の新たな政治力学—リージョナリズムの空間論的分析』国際書院。
- 山影進、2003、「メコン河流域諸国の開発協力とASEAN」『政経研究』39巻4号、pp. 449-479。
- 山崎孝史、2005、「グローバルあるいはローカルなスケールと政治」水内俊雄編『空間の政治地理』朝倉書店、pp. 24-44。
- 山崎孝史、2010、『政治・空間・場所—「政治の地理学」にむけて』ナカニシヤ出版。

<英語文献>

- Brenner, N., 2004, *New State Spaces: Urban Governance and the Rescaling of Statehood*, Oxford University Press, Oxford.

- Su, X., 2011, "Rescaling the Chinese state and regionalization in the Great Mekong Subregion," *Review of International Political Economy*, 19(3), pp. 501-527.
- Su, X., 2013, "Multi-Scalar Regionalization, Network Connections and the Development of Yunnan Province, China," *Regional Studies* 48(1), pp. 91-104.
- Yeung, H. W. C., 2007, "Remaking economic geography: insights from East Asia," *Economic Geography* 83, pp. 339-348.
- Xiong, B. and Wen S., 2009, *Towards a Better Understanding of the Political Economy of Regional Integration in the GMS: Stakeholder Coordination and Consultation for Subregional Trade Facilitation in China*, Asia-Pacific Research and Training Network on Trade, Working Paper Series Number 77, Bangkok.
- Wolters, O. W., 1982, *History, Culture and Region in Southeast Asian Perspectives*, Institute of South East Asian Studies, Singapore.

<中国語文献>

- 何躍、2006、「非伝統安全視角下の雲南跨界民族問題」『雲南民族大学学報（哲学社会科学版）』23卷5号、pp. 86-91。
- 邱守涛、2014、「關於緬甸毒品問題对雲南非伝統安全影響的思考」『雲南警官学院学報』2014年第5期5号、pp. 45-48。
- 陳鏞、2011、「試析中国与中南半島国家面臨的非伝統安全挑戰」『和平与發展』2011年第3期、pp. 56-62。
- 中共雲南省委宣传部編、2012、『大跨越 新雲南 建設中国面向西南開放重要 橋頭保読本』雲南出版集团公司 雲南美術出版社。

謝辞：査読してくださったお二人の審査員の先生方には、大変丁寧に読んでいただき、ご指導を賜りました。ここに記し、感謝申し上げます。

Multi-layered regional formation and Power relationship between spatial scales – A case of regional policy of Yunnan province, China –

MINETA Shiro (Waseda University)

This paper aims to analyze how Yunnan province as a Chinese local government managed to make policy coordination with certain degree of independence under the centralization of power, from the viewpoint of multi-layered regional formation. In this policy-coordination process, “New space” has appeared. In the region reaching across China and South East Asia, there are spatial overlaps among the scale of Asian Development Bank’s Greater Mekong Subregion program (ADB-GMS), the scale of Pan-Pearl River Delta Region (PPRD) cooperation, and the scale of Inter-city area

inside Yunnan province. Yunnan province has recognized these spatial overlaps among these different scales, therefore has been trying to coordinate power relationship of these overlapping spaces. In the result, this province has managed to deal with the spatial complex, increased trade volume with neighboring countries, and achieved gradual regional development. The analysis of this paper on Multi-layered regional formation committed by Yunnan province will contribute to the border studies on other peripheries of China which share borders with many other countries.

韓国における帰農政策とその促進要因

—人口移動をめぐるプッシュ＝プル・モデルを参考として—

縄 倉 晶 雄 (明治大学)

はじめに

本研究は、2000年代に入って韓国で増加している都市住民の農村¹への移住および就農(以下、帰農²)がどのような要因によってもたらされているのかを考察するものである。現在の韓国における帰農は、政府や地方自治体によって促進されている面が少なくないが、本研究は、こうした政策的要因のほか、都市および農村の社会経済的要因も帰農を促しているという可能性について考察する。

韓国では、1960年代に本格的な工業化が始まって以来、離農した農村人口が都市へ移住するという人口移動パターンが現在に至るまで継続している。しかし他方、次節で詳しく触れるように、2000年代後半以降都市から農村へ移住する人々の数が増加傾向にある。その絶対数は、後に示すように2013年までの10年間で10倍以上に増加しており、特に2013年は、総人口に占める農村人口比率が過去50年で初めて増加に転じたほどであった³。こうした農村移住の急増は、2009年に政府の支援方針が閣議決定されるなど、政府が帰農を促進するための補助金制度や情報提供サービスを新設してきたことと密接な関わりを持っているものと考えられる。他方で、こうした帰農の急増を政府の政策のみによって説明することには限界がある。政府が帰農対策を閣議決定する5年ほど前から、農村への移住者が徐々に増加し始

めていたからである。従って、近年の韓国における帰農は、政府による促進政策のみならず、都市および農村の各地域にある非政策的要因によっても増加している可能性がある。

帰農が増加している現状を受け、韓国国内では帰農増加の要因や帰農者の生活実態について細かく調査した学術著作が出版されるようになってきている。しかし、管見の限りではそれら先行研究の多くは個々の帰農者に焦点を当てたミクロ的事例研究であり、韓国全体の帰農動向をマクロ的・理論的な観点から捉えたものではない。こうした点を受け、本研究では個別の帰農事例を丁寧に調査した先行研究を活用しつつ、その理論的枠組みにおいて、農工間の人口移動を図式化したプッシュ＝プル・モデルを援用することとする。

以下、1.では、都市および農村の間の人口移動をめぐる先行研究を概観し、都市と農村のどちらを目的地とするかで違いはあるものの、出発地から人口を押し出す文化的・社会経済的要因(以下、プッシュ要因)と、目的地が人口を引き付ける文化的・社会経済的要因(以下、プル要因)の双方を捉える視点がこの分野で広く用いられているものであること、しかしその視点には限界もあるということを指摘する。同時に、都市から農村への人口移動を論じたモデルとして反都市化(counter-urbanization)があるものの、これは農村の工業化を前提とした枠組みであり、農家の確保・育成を中心に据えた韓国の帰農政策を捉

えるモデルとしては援用に適さないことを指摘する。2. では近年の韓国における帰農の状況を概観し、その社会経済的インパクトについて説明する。次いで3. では、帰農を促すために政府がどのような政策をとってきたのかを述べると同時に、当該政策が帰農を促す重要な要素ではありつつも、政策的要因だけでは帰農の急増を説明できない点を指摘する。4. では、都市に帰農を促すどのようなプッシュ要因があるのかを考察する。5. では、農村に帰農者の増加を促すどのようなプル要因があるのかを考察する。最後に6. では結論として、韓国の都市・農村双方に帰農を促す要因があり、そうした条件において帰農を促進する政策が進められたため、都市住民の農村移住が急増したことを論じる。

1. 農工間人口移動をめぐる先行研究

農工間で生じる人口移動をめぐるこれまでの研究は、農村から都市への移動に焦点を当てる傾向にあった。都市から農村への人口移動は、その絶対数が極めて少なかったこともあり、個別の事例として紹介されたり、農村の過疎化をめぐる研究などで補足的に述べられたりすることがほとんどであった（吉川、2011、pp. 2-10）。先進国を対象とした研究の場合、農村への移住は専らスローライフへの憧憬などといった情緒論的な理由付けで説明されてきており、その移動パターンを詳細に分析しようと試みた先行例は乏しい（飯坂、2008、pp. 37-40）。もちろん、農村への移住を経済的な動機から説明しようという先行研究は皆無ではなく、兼清（1982）がアメリカにおける農村への人口移動について分析を試みているほか、市田（2003）も、ドイツにおける都市住民の農村移住について事例分析を行っている。これら先進国における農村移住は、農村還流もしくは反都市化（counter-urbanization）と呼ばれ、農村研究における主要な理論的視座の一つとなって

いる。しかし農村還流・反都市化は、農村における第2次・第3次産業の振興や、農村の都市化を捉える枠組みであり、農村へ移住した人々が農業以外の産業に従事することを前提としている。そのため、農村部への第2次・第3次産業の誘導が行われてこなかった国では、そもそも起こりにくい現象で、したがって分析の対象になりえないという問題が生じる（Jain et al, 2013、pp. 261-265）。次節で述べるように、現在の韓国における帰農政策は農村への移住者の相当部分が農業に就業することを念頭に進められているため、反都市化を本稿における分析枠組みとして用いるには限界がある。

途上国や20世紀後半に台頭した新興工業国を対象とした研究の場合、そもそも農村への人口移動が少なかったことから、都市から農村への移住自体がトピックになりえない状況が続いてきた。また、これらの国々での国内移住を取り上げた研究はあるものの、それらは農村における食料生産能力への説明変数として分析されること多く⁴、移住者の生活水準や移住の誘因に焦点があてられることは稀であった。従って、都市から農村への人口移動を理論的な視座から捉えようとする研究は、近年着手されるようになった比較的新しい試みということになる。ただ、当該研究を深めるにあたり、農村から都市への移動パターンをめぐる豊富な先行研究を見ておくことは、一定の参考になるものと思われる。

工業化を伴う開発途上段階で大規模な国内人口移動が生じることは、これまで多くの研究によって指摘されてきた。これらのうち、初期の研究としてはルイスの二重経済モデルが挙げられる。これは、発展途上国では生産性が低く、従って所得水準も低い農業部門と、生産性と所得がともに高い工業部門という二重の経済構造が形成されており、前者に潜在的な失業者として滞留している余剰労働力が後者に流入し、工業部門の労働者となることで、当該国の発展が導かれると論じるもの

である (Lewis, 1954)。しかし二重経済モデルは、途上国の工業部門の失業問題などを説明できていないなどの課題があった。この点を踏まえつつ人口移動の定式化を図ったトダロのモデルは、農業部門の余剰労働力が工業部門での失業をリスクとして計算に含みつつ、同時に都市で就労した際に得られる所得が農村での所得よりも高水準でありうるとし、そのリスク計算の中で農村から都市への人口移動が発生するとしている (Todaro, 1969)。

ルイスとトダロの議論は、このような違いを有してはいるものの、農村における相対的低所得と、人口余剰に起因する失業率の高さを住民の流出を促すプッシュ要因と位置づけている点、および都市における相対的な高所得ないしそれに対する期待を、離農者を引き付けるプル要因と位置づけている点においては共通している。特にトダロのモデルは、この2つの要因が複雑に絡み合う中で個々の農村住民が工業部門への移動を判断する点を指摘しており、この図式は40年以上を経た現在に至るまで国内人口移動をめぐる多くの研究で採用されている。近年の国内人口移動をめぐる研究としては、男女別の移動パターンの違いなどを展望した Lall et al (2006) や、扶養者か否かといった家族内での立場が移動者にインパクトを与える可能性を指摘した Lucas (1997) などがあるが、これらはいずれもトダロのモデルを踏まえて論じられているものである。

本研究は、都市から農村への移住という、上記先行諸研究とは逆方向の人口移動を見ていくものであるが、都市住民が帰農を選択するに際しても、ルイスやトダロが論じたように、出発地・都市のプッシュ要因と目的地・農村のプル要因の双方が作用している可能性が考えられる。ただ、2000年代以降ルイスやトダロのモデルは、国内人口移動のパターンの動態的变化を捉えられておらず、あたかも離農と都市への移住が永続する (perpetualize) かのような錯覚に陥っていると

指摘されつつある (de Haas, 2009, pp. 1-2)。この点を踏まえれば、都市のプッシュ要因や農村のプル要因に目を向けることは、ポスト発展途上段階における人口移動の一端を理解することにも貢献するといえる。以下では、韓国の帰農の現状を確認した上で、それを促す政策的要因のみならず、プッシュおよびプル要因についても見ていく。

2. 韓国における帰農の現況

韓国において都市住民の農村移住が本格的な調査・研究対象となったのは、1997年に発生したアジア通貨危機後のことであった。これは、通貨危機によって生じた都市失業者が都市で再雇用の機会を見つけられず、農業に就くことで生計を立てようとしたことに端を発する。日本で農村への移住がUターンやJターン、或いはIターンなどとしてジャーナリズムやアカデミズムで取り上げられるようになったのが1973年のオイルショック後のことである (吉川, 2011, pp. 2-8) ため、韓国では日本に比べておよそ四半世紀遅れる形で農村への移住が社会的イシューになったといえる。こうしたこともあり、韓国の各自治体で帰農支援を行う関係者の中には「帰農に関する現象はまず日本から始まったものであり、その後韓国に伝播したもの」とする人もいる⁵。

表1は、1997年以降の韓国で都市から農村へ移住した世帯の数を記したものである⁶。統計の制約⁷上、農業への就労以外の目的で農村へ移住した世帯も含んだ数にはなっているが、韓国全体での帰農の増減を把握する上では有用なデータである。1997年から1998年にかけて移住世帯が急増しており、経済危機を受けて農村へ移った人が多くいることが示唆される。しかし、1998年に6000以上に達した農村移住世帯は、翌1999年には4000台にまで落ち込み、更に2000年には1000余りにまで減っている。以後、2001年から2003年まで、農村移住は1000世帯未満で

表1 韓国における農村移住世帯数

年度	1997	1998	1999
世帯数	1,841	6,409	4,118
年度	2000	2001	2002
世帯数	1,154	880	769
年度	2003	2004	2005
世帯数	885	1,302	1,240
年度	2006	2007	2008
世帯数	1,754	2,384	2,218
年度	2009	2010	2011
世帯数	4,080	4,067	10,503
年度	2012	2013	
世帯数	27,008	32,424	

出典：イ・ジョンファほか（2014）p. 14. 但し、2013年度のみの『農民新聞』2014年8月15日付に掲載された速報値を掲載

注：韓国政府の会計年度が1月1日開始、12月31日メであるため、韓国の統計では年度と暦年が一致する。

推移している。1990年代後半の農村移住の増加が結果として一時的なものに終わっていることが分かる。1990年代後半の農村移住が一時的な現象に終わった要因について李（2014: 22-25）は、通貨危機に起因する都市での失業問題が短期間のうちに改善されていったことや、農業技術の訓練を受けていない都市住民にとって農家の経営が著しく困難であったことを指摘している。

表2 韓国における住所変更件数

年度	2001	2002	2003
件数	4,837,814	5,080,820	5,201,200
年度	2004	2005	2006
件数	4,915,012	5,102,181	5,465,204
年度	2007	2008	2009
件数	5,446,220	5,250,399	5,099,106
年度	2010	2011	2012
件数	4,943,706	4,842,833	4,504,568

出典：http://kosis.kr内「국내인구이동통계（国内人口移動統計）」（2014年8月2日閲覧）

その後、2000年代前半の農村移住世帯は1000前後で推移していたが、2000年代後半以降再び急増し、特に2011年から2013年にかけては前年比2倍以上という高い伸び率を見せている。この近年の増加傾向は、リーマン・ショックの影響で世界的に景気が後退した2009年よりも前に始まっており、かつ1、2年といった短期間で収束していない。上述のように、この数字は必ずしも帰農した世帯の数と同一ではなく、また表2に示されるように、韓国では同一都市内での引っ越しや子の大学入学・寄宿舎入寮に伴う別居なども含めれば毎年400万世帯以上が住所変更をしており、農村への移住はそのうちの一部を占めているに過ぎない。しかし、国内の住所変更件数全体が低下傾向にある一方で、都市から農村へ移住する世帯の数は急増している。

表3 韓国の農家世帯総数

年度	2000	2005	2010
世帯数	1,383	1,272	1,177

単位：千世帯

出典：http://www.kosis.kr内「農林漁業総調査（농림어업총조사）」（2014年8月5日閲覧）

また、表1で示したような農村移住世帯の増加傾向が数年に渡って続いていることの影響も見逃せない。表1の数値に基づく、2011年から2013年までの3年間で農村に移住した世帯は6万世帯弱となる。表3に示されるように、2000年代後半の韓国における総農家数は約120万世帯であるため、直近3年の韓国で起こった帰農は、総農家数の5%に相当する規模である。上述のように、農村移住者世帯の全てが就農するという保証はないが、わずか3年の間に農家総世帯数の5%に相当する規模の都市住民が農村に移住するインパクトは、決して小さくない。

次に、統計庁の「帰農帰村人統計」⁸に基づいて帰農者の特徴に目を向けてみると、2012年度に農村へ移住した都市住民の平均年齢は47歳

で、40歳代が43%、50歳代が36%と、40ないし50代が移住者全体の約8割を占めている。これに続いて30歳代が10%強を占めており、60歳以上の高齢者の移住は全体の1割程度を占めるに過ぎない。これらの人々の移住動機を類型化した大規模調査はまだ行われていないが、筆者が2014年8月にソウル特別市農業技術センターで行ったインタビューによると、早期に退職し、農村でゆとりある生活を送りたいとするパターンと、都市での生活にストレスを感じたため、農業へ転職することを希望するというパターンの2パターンが一般的だとのことである⁹。また、世帯構成に目を向けると、単身での移動が移住者全体の約20%を占めているものの、約50%が夫婦2人で移住し、また約25%が夫婦および子の3ないし4人で移住している。詳細な調査が行われている訳ではないので断定はできないが、子連れで移住している人々は30歳代から40歳代前半にかけてが多く、40歳代後半以上の人々は夫婦2人で移住することが多いのではないかと推測される。

最後に、帰農者の故郷と帰農先との間には特につながりは確認されていない。特にソウル首都圏から帰農する場合、日本でいうUターン型の農村移住は少数派であり、多くはそれまで全く無縁だった農村へ移住するというIターン型の移動である¹⁰。

以下では、こうした帰農者・農村移住者の急増に、政府の帰農促進政策がどう関わっているかを見ていくこととする。

3. 政府による帰農政策の展開

韓国政府が帰農を推奨する動きを取り始めたのは、2000年代半ば以降のことである。2004年に発効したチリとの自由貿易協定を皮切りに、アメリカやEUなど複数の国・機関と自由貿易協定ないし経済連携協定を結んできた韓国は、農産物

貿易を自由化する中、対外的に競争力のある農業を育成することで、国内農業の維持を図る方針をとってきた(ソン・ジンゲン、2012、pp. 34-39)。勿論、各国と自由貿易協定を締結する中で韓国政府は、既存の農家への補償金を増額したり、一部農産物の関税維持を図るなどしている。しかし一方で、高所得国となった韓国が従来の規模・方式で国内農業を維持することは非現実的であるとして、技術面で高付加価値な農産物を生産することのできない農家については、これを淘汰する方針をとっている(品川、2014)。2006年には、当時の農林部長官が「韓国農業は今や対外的に競争力を持つ必要があり、そのためには農業の高付加価値化と、その担い手たる新時代の富農を育成する必要がある」と主張している(パク・ハギョン、2006、pp. i-iii)。また、農林部が2006年に発刊した報告書『希望を生み出す農村集落物語』においても、高度な技能を駆使し、かつ多角的な農家経営を図ることが、農村振興をもたらすという展望が示されている(農林畜産食品部地域開発課、2014、pp. 2-5)。しかし、日本などと同様、農村の過疎化や高齢化を抱えている韓国は、経営技能や技術的知識を持つ農業の担い手を農村内で調達しにくい。既に1980年代から、韓国農業は近代的な営農を担う技能・知識に乏しい人々が営農環境の変化に対応できず、貧しい零細農家として滞留していく問題を抱えている状況にもあり、1990年代を通じてもこれは大きく変化しなかった(縄倉、2014a)。従って、高い経営スキルを要する農業を振興しようとする、その担い手を農村外から調達する必要性が出てくるのである。そうした中、朝鮮戦争後の1950年代後半に生まれたベビーブーマーが早期退職を経て¹¹農村へ移り住むケースが増えつつあったことを踏まえ、政府は都市住民の就農による農業の活性化を政策的に促すべく、2009年、国務会議¹²で帰農帰村総合対策を決定した。

帰農帰村総合対策は、都市住民の農村移住を通

じて農村経済、特に農業の振興を図ることを理念とし、そのために都市住民に農村への関心を持ってもらうこと、次いで彼らに農村へ移住してもらうことを目指したものである（農林水産食品部、2010）。

この総合対策に基づき、農林部及びその傘下組織である農村振興庁は様々な具体策を実施に移している。まず、都市住民に農村及びそこでの生活へ関心を持ってもらう政策としては、大都市、特にソウル首都圏における帰農者招致イベントの開催がある。その一例として、2014年8月22日から同24日までソウル特別市江南区にある農林部所有の大型展示場・ATセンター（Agricultural Trading Center）で開かれた「帰農婦村博覧会 A Farm Show」が挙げられる。全国日刊紙・東亜日報が主要スポンサーとなったこのイベントは、展示場のホールを20区画ほどのブースに分け、各ブースに配置された農村自治体が、地元の農業についてアピールしつつ、移住者に対する公的支援制度を紹介したり、帰農希望者の相談に応じたりするものであった¹³。

こうした帰農への関心を喚起する段階に続く政策として、政府は帰農を検討したり、希望する都市住民のために、帰農に関連する情報のワンストップ・サービス化を推進している。具体的には、都市住民が農業や農村生活、技能訓練に関する情報をより平易に得ることができるよう、農村振興庁本体のウェブサイト（<http://www.rda.go.kr>）とは別に、同庁帰農婦村総合センター専用のウェブサイト（<http://www.returnfarm.com>）が設けられている。また、同ウェブサイトからは、各地方自治体のウェブサイト内にある帰農支援情報へダイレクトにリンクできるようになっており、帰農に関する情報のワンストップ・サービスが実現している¹⁴。この点は、韓国同様就農者の不足という課題を抱える日本と比べると対照的である。日本の場合、農林水産省の外郭団体である全国農業会議所（<http://www.nca.or.jp>）が新規就農者

向けのページを開設しているものの、新規就農者への給付金制度に関する情報は、農林水産省本体のウェブサイト（<http://www.maff.go.jp>）内のみ記されている。更に農水省のサイトには、給付金受付の窓口は各地の市町村であり、給付希望に際しては各市町村に問い合わせなければならない旨が、各市町村の担当窓口のリストやリンクも付されずに記されている状態であり、日本における就農情報のワンストップ化は実現していない¹⁵。

都市住民が帰農を決心した場合、それに続く段階として農業経営に関する知識や技術を習得する必要が出てくる。2000年代初頭まで韓国における農業教育は、農業高校での授業など青少年を対象としたものに事実上特化していたが（チョン・チョリョンほか、2013, pp. 2-20）、農林部及び農村振興庁は2000年代半ばよりこうした方針を修正し、青年以上の年齢層への農業教育に公的補助を行うようになってきている。帰農に関連する施策を見てみると、農村振興庁が必修科目100時間、任意科目30時間、合計130時間のカリキュラムからなる帰農教育マニュアルを作成し、全国各地の自治体が運営する農業技術センターや農業技術院などの専門機関が、その実施に当たるというシステムがとられている（農村振興庁、2013, pp. 6-9）。この帰農教育は、農村の生活文化、実習と座学の両方を通じた米や野菜の栽培方法習得、農村観光事業の基礎知識、農村関連法規の理解など、様々な内容を網羅しており、その必修科目を全て履修すれば、農家を営んでいく上で最低限求められる知識や技能を一通り習得できるように設定されている。その実施には多額の費用がかかるが、帰農教育に要する費用の70%を政府が、残り30%を自治体が負担しているため、教育を受ける帰農希望者は授業料を負担せずに済む¹⁶。また帰農教育は、転職に際して必要とされる技能を無料で習得できる上、技能習得後に実際に帰農しなくても一切ペナルティが課されず、受講者の経済的・心理的負担は非常に低い¹⁷。こうした事情

もあり、地域によっては受講者の急増に自治体側が対応しきれず、教育水準の維持が懸念されることもある¹⁸。

帰農を決意した都市住民は、必要な教育を受けて農村へ移住することになるが、農村移住後の生活についても、政府や各地の自治体は様々な助成制度を設けている。まず、政府による助成を見てみると、帰農者に対しては農村振興庁より1世帯当たり①農業創業資金として2億ウォンを上限とした年利3%の融資、②5000万ウォンを上限とした年利2.7%の住宅ローンが貸与される¹⁹。これに加え、帰農者は移住先の自治体からも助成を受けられる。梨を特産品として出荷している全羅南道羅州市の場合、帰農者に対しては上記農村振興庁の助成とは別に1世帯当たり①500万ウォンを上限とした住宅購入・整備費用の補助、②隣接する大都市・光州広域市の大学に子女を通わせる際の学費負担、③1000万ウォンを上限とし、農業施設の初期投資を助成対象とした定着支援金給付などの助成制度を2009年より設けており、これらは、羅州市内での居住・営農の実態があるなど一定の条件を満たした申請者全員に給付されるものとなっている²⁰。また、忠清北道忠州市の場合、帰農直後から農家経営に踏み切ることが困難である可能性を踏まえ、帰農先でも研修を続ける者に、最大で月額80万ウォンを給付する制度を設けている²¹。

上記のように、韓国の政府や自治体は帰農を促す政策を積極的に進めているが、こうした政策は必ずしも韓国だけで見られるものではない。日本においても、2012年度に農林水産省によって青年就農給付金制度が設けられるなど、新規就農者への助成制度は拡充されつつある。青年就農給付金制度とは、45歳未満で、新規に農業へ就労する年収250万円未満の世帯に対し、農林水産省の外郭団体・全国農業会議所から年間最高150万円の給付金を、5年を上限として給付するという制度である²²。韓国における帰農者への助成の

多くが融資であるのに対し、青年就農給付金は、受給時の年収が250万円未満という所得制限がつくものの、返済が不要である。また、上述のように、韓国ほどワンストップ化は進んでいないものの、ウェブ上での就農関連情報の提供も行われている。

表4 日本における新規就農者の推移

年度	2007	2008	2009
人数	73.5	60.0	66.8
年度	2010	2011	2012
人数	54.6	58.1	56.5

単位：千人

出典：農林水産省大臣官房統計部（2013）

しかし、2014年現在、これらの措置にもかかわらず、日本では新規就農や農村への移住が増えてはいない。表4は、近年の日本における新規就農者数を示したものである。統計の制約上、この数字は血縁者から農地を譲り受けて就農した人々を含んだ値であり、農村への移住者数を示した表1の値との比較対象にできるものではないが²³、新規就農者の数は減少傾向にあり、韓国の帰農に相当する現象が起こっている様子はいかええな。

このような日本の状況を踏まえた場合、韓国における農村移住者の急増は、政府の帰農促進政策が主たる要因となって起こっているということは指摘できる。しかし、上述のように政府の帰農対策が閣議決定されたのが2009年であることを踏まえると、政策要因だけでは過去10年で10倍以上帰農が増えたことを説明しきれない。むしろ、現代韓国の都市や農村に、帰農促進政策のパフォーマンスを促す要素があるとは言えないだろうか。この点について、以下では都市におけるプッシュ要因、および農村におけるプル要因を見ていく。

4. 帰農を促すプッシュ要因

1. で述べたように、発展途上国における農村所得の相対的な低さや潜在的失業の存在が、農村住民の離農と、それに続く都市への移住を促すプッシュ要因として作用しているという点は、1970年代までにルイスやトダロらによってモデル化されてきた。都市からの人口流出である帰農についても、都市に存在する何らかの要因が住民を農村へプッシュする要因となっている可能性はある。

表5 2013年全南大学校の調査における回答者の通し番号と主な営農内容

No.	営農内容	No.	営農内容
1	稲作	12	畑作
2	畜産	13	畑作
3	畑作	14	果樹園
4	薬草栽培	15	畑作
5	畑作	16	畜産
6	畑作	17	薬草栽培
7	畜産	18	複合経営
8	畑作	19	畑作
9	果樹園	20	畑作
10	畑作	21	畑作
11	畑作	22	畑作

出典：イ・ジョンファほか（2014）の記述内容をもとに筆者が作成

帰農自体が新しい現象であるため、帰農を促すプッシュ要因も、この数年でようやく本格的な研究対象となった部分である。従って先行研究の乏しさは否めず、都市に住民の流出を促す要因がどの程度あるのか、精緻な研究を行った例は非常に少ない。ただ、2013年に全羅南道の国立大学・全南大学校の研究チームが、同道に帰農した世帯主のうち、30歳代から60歳代までの男女22人に対して帰農の動機や帰農先での生活状況について自由回答による聞き取り調査を行っており、こ

の聞き取り結果が一定の参考になるものと思われる。この聞き取り結果をまとめたイ・ジョンファら（2014）は、回答者のプライバシーに配慮し、回答者名の多くを匿名とし、またインタビューの一字一句を文字に起こしている訳ではないが、聞き取った回答内容を回答者1人当たり5-10ページ程度にまとめており、帰農の増加が見られるようになって数年程度という現段階においては、数少ない複数事例調査である。以下では、次節で検討する農村のプル要因も含め、このイ・ジョンファら（2014）の研究成果を積極的に活用していく。尚、このデータにおける回答者の通し番号および主な営農内容は上記表5の通りである。

上記22人の調査対象者のうち、帰農を決意した決定的な理由を明言している事例は19人である。このうち、父母の営んでいた農家の継承を理由に挙げたのはわずか1人（事例15）であり、アジア通貨危機後の帰農急増につながった都市での失業や事業の失敗を挙げているのも1人（事例6）しかいない。この他、都市在住時から週末に家庭菜園を営むことで農業に親しみを持っており、転職を機に本格的な農業を行う気になったとする回答者が2人（事例8, 11）いるが、それ以外の15人は、いずれも都市生活に対する一定の不満を帰農の主たる動機に挙げている。

このうち、元々都市でNGO活動や健康食品事業など価値観を重視した仕事に従事しており、その価値観が都市を離れる動機になったとする回答者が6人いる（事例5, 7, 16, 19, 21, 23）。彼らは、自然環境の保護や健康的な食生活など、具体的な内容には違いがあるものの、より多くの人々が健康的で充実した生活²⁴を送れるようになるべきだという規範意識を抱いている点では共通している。そして、ソウルや釜山といった大都市に住んでいる限り、そうした規範意識を実行に移すことができないという事情から、農村へ移住したという点においても共通している。この点からは、韓国の都市部で価値観が多様化し、所得水準の向上

などといった経済的利益だけでは説明できない社会的要求が出されるようになってきたものの、現状の都市環境ではそれらの要求を満たすことが困難であり、従って農村へ移住する者が出てきたことが示唆される。

帰農の動機に関して最も多かった回答は、都市の慌ただしい生活に順応しきれなかったり、会社勤めで体調を崩したりなど、都市生活に心身どちらかの面で負担を感じるようになったというもので、9件ある（事例 1, 3, 9, 10, 12, 13, 17, 18, 20）。彼らは、会社社会での人付き合いや厳しい競争環境、また狭いアパートに高止まりする不動産価格といった不便な住居環境の下で生活することを忌避している。そして、不動産価格の廉価な農村において、会社勤めよりも自分の裁量がきく農業を営みたいという点で共通している。こうした問題自体は特に目新しいものではなく、1997年の通貨危機以降、政府が新自由主義的な経済政策を進めていることに関連し、これが都市住民の幸福感に結びついていないという批判は帰農が急増する以前からなされている（チョ・ホンシク、2007）。また、過密や公害、競争、会社社会といった都市生活に関する問題は韓国でのみ見られるものではないが、少なくとも現在の韓国では、こうした問題が農村へ移住したいという人々を生んでいるといえる。

もちろん、こうした規範意識やライフスタイルに関する悩みを持つ都市住民の全員が帰農に踏み切る訳ではない。また、都市での生活と自らの価値観が合致しなくなった場合でも、前節で述べたような帰農教育プログラムがなければ、彼らは帰農せずにいる可能性が高い。しかし他方で、上述した都市生活への不満が帰農教育に対する需要を生んでいる点も否定できない。2014年8月に筆者がソウル特別市と大田広域市の農業技術センターで行ったインタビューでは、いずれも帰農教育の受講希望者が多く、希望者全員に政府のマニュアルに沿った教育を提供するだけの予算や人

員の確保が困難だという回答を受けたが²⁵、こうした自治体の処理能力を上回る帰農希望者が存在する点からは、政府や自治体の政策とは別の次元で、帰農を促す要因が作用している可能性が示唆される。

次に、ルイス（1954）とトダロ（1969）により即した形で都市のプッシュ要因を見ていく。ルイスとトダロは、離農を促す要因として農村における人口過剰とそれによる潜在的失業状態、並びに都市と比べた際の低所得に言及していた。このうち人口過剰については、失業や雇用難には結びつかないものの、過密化とそれによる都市生活環境の悪化が、帰農を促す要因の一つになっていることが上記の聞き取り調査からうかがえる。他方、所得水準の高低について見ると、表6に示されるように、この9年間、韓国において農家所得が都市住民の勤労所得を上回った事実はない。むしろ、都市の勤労所得は農家所得よりも10%から30%程度高い水準が続いているほか、その額面そのものにおいても年間3000万ウォン以上²⁶と、都市生活における経済苦が帰農を促すプッシュ要因になっていると言うことはできない。

表6 韓国における都市勤労所得と農家所得

年度	2004	2005	2006
勤労所得	30,060	31,740	32,964
農家所得	29,004	30,503	32,303
年度	2007	2008	2009
勤労所得	37,176	39,444	39,360
農家所得	31,967	30,523	30,814
年度	2010	2011	2012
勤労所得	41,208	43,344	46,056
農家所得	32,121	30,148	31,031

単位：千ウォン

出典：http://www.kosis.kr 内「농가동향조사（農家動向調査）」を基に筆者作成（2014年8月3日閲覧）

しかしここで、農業と第二次・第三次産業の経営形態の違いに目を向けると、都市の所得水準の

高さは、帰農を可能とする要因として捉えられる。法人を主体とする経営が基本となっている第二次・第三次産業と異なり、韓国の農業は現在でも大半が家族を単位として営まれており²⁷、そのため新規に就農することは、都市で就労する場合と異なり、原資や土地といった生産手段を自前で用意しなければならない。こうしたことから政府は、夫婦二人で農村へ移住する場合、帰農後に必要な資金として予め1億ウォン以上を貯金しておくよう推奨している²⁸。

このように、就農が都市での就労に比べて多くの原資を必要とする点を踏まえると、都市の勤労所得が相対的にも、また絶対値においても相応の水準にあることは、農業経営に必要な資金を貯蓄しやすくするという点で、帰農を現実的なオプションたらしめるプッシュ要因になっているといえる。イ・ジョンファら(2014)の聞き取り結果においても、心身の負担から帰農を決めた回答者9人のうち5人(事例3,9,10,17,18)が、帰農の決意に続いて営農資金や土地購入費を貯蓄ないし捻出するなど経済面での準備に取り掛かったと明言している。従って、少なくとも帰農という政策・事象に即して観察する限りでは、都市の勤労所得が高いという事実は、農村への移住を円滑ならしめる要因として作用しているといえる。

上述した要因は、いずれも帰農を促す十分条件ではないが、政府による帰農政策の執行を円滑なものにする要因ではある。自らの規範意識に基づいて農村生活を送ろうとする人や、都市生活を忌避したいと考える人がいるからこそ、都市自治体を実施する帰農教育プログラムには定員を超過する受講生が集まるのだし、都市での勤労生活を通じて1億ウォンという少くない原資を貯蓄できるからこそ、彼らは経済的に帰農が可能となるのである。

しかし、出発地に帰農を促す要因がいくらあっても、目的地である農村が経済的利益を全く期待できない環境にあれば、多くの人は帰農を思い止

まる。この点を踏まえ、以下では農村に帰農者を引き付ける経済社会的・文化的要因がどの程度存在するのかを見ていく。

5. 帰農を促すプル要因

途上国で起こる離農と都市化について、ルイスは都市の相対的高所得が、トダロは都市で高い所得を得られるという期待が、農村の労働者を引き付けるプル要因になっていると論じていた。しかし帰農をめぐるのは、移動の目的地である農村が高所得というプル要因を持っているとはいえない。前節に掲げた表5に見られる通り、農家所得が都市部の勤労所得よりも低い状態が続いているからである。むしろ、帰農が増加している2000年代後半以降は、両者の格差は拡大する傾向にある。しかし、改めてこの表を見直してみると、農村の所得に帰農を円滑ならしめる要素が含まれている点も読み取れる。まず、2000年代を通じて農家所得が減少傾向にある訳ではなく、農工間の所得格差は専ら都市の所得の上昇によってもたらされたものである。また、農家所得はほぼ全ての年で年収3000万ウォン²⁹を上回っており、絶対的な貧困とは無縁の水準である。そして、両者間の格差は最も大きい2012年のデータでも約1.5倍に留まっている。これは、多くの中所得国の農工間格差に比べて遥かに抑制的な数値であり、例えばバンコク都と北東部農村の所得格差が深刻なタイでは、両地域間の平均所得の格差が恒常的に10倍を超過している³⁰。

韓国での都市と農村の所得格差が限定的な理由の一つとして、1970年代以来、農村における農道や水利施設、公民館の建設や道路の舗装といったインフラの整備が着実に進められてきた点が指摘できる。1972年に政府が農村振興政策として始めたセマウル運動は、政府が建設資材などを農村に無償で配布し、それを活用した公共事業を農民が無償労働を通じて行っていくという、農村住

民にとって大きな負担をもたらすものであったが、1969年に40%未満であった全国農村の電化率を、1979年には90%以上に引き上げるなど、農村のインフラ整備に大きく貢献した（パク・チナン、2005）。また、1980年代には稲作を中心に農業の大規模化と機械化が推奨されるなど、効率良い営農を促す政策が継続的に進められてきた。効率性を重視した農業の推奨は、一面では状況の変化に対応できる農家とそうでない農家との所得格差を拡大させる要因ともなったが（縄倉、2014b）、都市の帰農希望者が一定の技能訓練を受けて就農するに際しては、高い農業所得を得やすい環境整備に結びついていると言える。こうした環境のため、帰農者が期待できる農業所得水準は平均的な農業所得を上回ることになる。

また、帰農後の所得を都市の所得と比較する場合、表6に反映されない要素として企業福祉と帰農者への公的助成を考慮する必要がある。李点順によると、政府による社会保障制度の整備が遅れた韓国では、主に財閥系企業を中心として企業負担による福利厚生制度があり、それらは公的な社会保障制度を補完する存在になっている。韓国も日本も、一定規模以上の企業に厚生年金や雇用保険など各種社会保険を義務付けている点は変わらないが、韓国の企業福祉の特徴は、これら法定福利厚生のほか、法定外の保障として従業員の子の学資金や医療費の窓口負担肩代わり、および住宅購入費の肩代わりなど、本来であれば公的な社会保障制度によってカバーされるべき内容が含まれている点にある（李点順、2013、pp. 36-37）。しかしながら、こうした勤労所得外の便益を供給できている企業は韓国の全事業所中0.5%に過ぎない（李点順、2013、p. 43）。

一方、3.でも述べたように、帰農者に対しては政府や自治体から多様な助成が行われており、それらの中には、住宅購入費の低利貸し付けや子女の教育費用補助など、企業福祉と重なる項目も含まれている。これらの助成制度は、それが実施

されている地域に帰農した人であれば、基本的に全員が申請でき、また受給できるものになっている。都市勤労者であれば少数の財閥系企業の従業員しか得られない便益を帰農者が得られる点を考慮すると、帰農者と都市勤労者の所得格差は、表6に示される数値よりも小さくなる。

加えて、帰農した世帯主の相当部分は、都市のライフスタイルなどといった主観的で、数値化しにくい要素を動機の一部として農村へ移っている。そのため帰農者は、帰農後に得る農家所得に加え、公害が少なく、また会社社会の束縛から比較的自由でいられることの満足をも、便益の要素としているといえる³¹。ただ、農村で農業に従事することによって得られる所得水準が都市での所得に比べてあまりにも低い場合、たとえスローライフ志向などの価値観が帰農の大きな動機であったとしても、農村へ移住する人々が増加するとは考えにくい。従って、韓国農家の所得水準が都市勤労者の所得水準に比べて極端に低くはないということは、帰農することによって期待される所得の水準が帰農を断念するほどには低くないということを意味し、帰農を抑制する要素にはなっていないものと見ることができる。

他方で文化的な観点から見ると、これまで述べてきた経済的要因以外にも、現在の韓国農村には帰農者の流入を容易なものにする要素が指摘できる。

清水（2010、pp. 2-3）は、近年日本で新規に就農した人々の年齢や学歴、社会的なバックグラウンドについて分析を行っている。その結論として彼は、日本では新規就農者は親からの農地継承を含む新規学卒者や帰農者、法人の農業経営参入、兼業者、そして外国人研修生といった多様なバックグラウンドを持つ人々から構成されており、新規就農者が特定の類型に偏っていないことを指摘している。こうした背景を踏まえれば、一定の年齢・所得制限が設けられ、新規就農者と帰農者のみをターゲットとした青年就農給付金などが誘因

となり、日本の非農業従事者の就農者数が増加するという事態は、極めて考えにくい。

この点において、韓国は日本と大きな差異を見せている。李（2014、pp. 21-25）は、韓国農業の経営形態は依然として家族単位によるものが主流であること、および農家の兼業化が日本ほどに進んでいない点を踏まえた上で、親から子への職業や財産の継承という意識が薄い韓国では、親から農地を継承するというパターンが、2009年から2013年までの就農者の14%しか占めていないこと、従って農村外から移住した人々が農地を購入した上で就農するケースが一般的である点を指摘している。イ・ジョンファら（2014）の調査でも、帰農者が親の農地を継承した事例は1件しか確認されていなかったが、これらは、韓国においては帰農以外の就農経路が極めて乏しいという点を示している。少々古い数値であるが、深川（2013、pp. 88-100）は、世帯内に後継者を有する農家の農家世帯総数に占める割合は1990年の16.4%から1995年の13.1%、2000年の11%、そして2005年の3.3%と、着実に減少している点を指摘している。

これらの点から、韓国の農村では農家が世襲されることが少なく、従って都市住民が帰農という形で新規就農することへの需要が日本などに比べて高いといえることができる。

6. 結論

2000年代後半以降の数年で10倍にもなるほど、韓国における帰農の増加は急激なものである。こうした現象は、ベビーブーマーの多くが定年退職の時期に差しかかっていることと関連付けて論じられることがあり（イ・ジョンファほか、2014、pp. 13-21）、実際ベビーブーマーの多くが50歳前後に差しかかっていることと無関係ではない。ただ、同時に、特に2009年以降の帰農の急増ぶりが、人口構成を踏まえつつ政府が強力に

推し進めている帰農支援政策の結果でもあるとも見るべきであろう。

しかしながら、現在の韓国における帰農の急増を政策的要因によってのみ説明することにも無理があると思われる。確かに政府の帰農支援政策は、都市住民に対する関心の喚起に始まり、農業教育プログラムの提供、そして帰農後の生活に対する経済的支援と、非常に体系的であり、帰農を希望する都市住民が実際に農村へ移住することを強力に後押しするものとなっている。しかし、いかに政府が帰農を促進したとしても、都市と農村に帰農を促す、或いは帰農を可能とする条件が整っていなければ帰農者は増えない。この点について、本稿における検討からは、都市と農村の双方に、帰農を促す要因があることが確認された。すなわち、都市のライフスタイルに対する不満は、住民が帰農を希望する主な動機の1つとなっている。他方で都市の高い所得水準は、帰農を決意した住民がその原資を貯蓄することを容易にしている。また、農村に目を向ければ、帰農後、日本円で300万円を越える年間所得を期待できる環境があり、かつ非世襲の形で新規就農することへのハードルも低い。こうした都市と農村それぞれが有する要因のために、帰農者は政府の提供する支援政策を利用し、帰農することとなり、それが帰農の急増につながっているといえることができるのである。

ただ本稿は、政府統計および標本数の限られたサンプリング調査に基づいて帰農を考察するに留まっている。より標本数を多くとり、統計学的な正確性にも配慮した全国的な調査を行い、それに基づいた議論を展開することは、今後の課題としたい。

【参考文献】

<韓国語>

농림축산식품부 지역개발과 편. 2014 『희망을 가꾸는 농촌마을이야기』 농림축산식품부
 (農林畜産食品部地域開発課編. 2014 『希望を生み出す農村集落物語』 ソウル: 農林畜産食品部)
 농촌진흥청. 2013 『귀농귀촌 교육프로그램 설계 매뉴얼』 농촌진흥청
 (農村振興庁. 2013 『帰農帰村教育プログラム設計マニュアル』 農村振興庁)
 박진환. 2005 『박정희 대통령의 한국경제 근대화와 새마을운동』 구미: 박정희대통령기념사업회
 (パク・チナン. 2005 『朴正熙大統領の韓国経済近代化とセマウル運動』 亀尾: 朴正熙大統領記念事業会)
 박학용 외. 2006 『한국의 부농들: WTO 시대의 희망 농업 보고서』 부키
 (パク・ハギョンほか. 2006 『韓国の富農たち: WTO時代の希望農業報告書』 ソウル: 푸키)
 이정화 외. 2014 『귀농인 22인의 삶과 농촌사회적응』 호남대학교 출판부
 (イ・ジョンファほか. 2014 『帰農者 22人の生活と農村社会適応』 光州: 湖南大学校出版部)
 정철영 외. 2013 『농업교육학 개론 제 2 개정판』 서울대학교 출판문화원
 (チョン・チョリョンほか. 2013 『農業教育学概論・第2改訂版』 ソウル・ソウル大学校出版文化院)
 조홍식. 2007 『민주주의와 시장주의』 박영사
 (チョ・ホンシク. 2007 『民主主義と市場主義』 ソウル: 파기온사)
 나주시청 (羅州市市庁) <http://www.naju.go.kr>
 농림수산식품부. 2010 『2010년도 귀농·귀촌 사업지침』 농림수산식품부
 (農林水産食品部. 2010 『2010年度帰農・帰村事業指針』 農林水産食品部)
 농촌진흥청 귀농귀촌 종합센터 (農村振興庁帰農帰村綜合센터) <http://www.returnfarm.com>
 서울특별시 농업기술센터 (서울特別市農業技術센터) <http://agri.seoul.go.kr>
 통계청 (統計庁) <http://www.kosis.kr>
 <英語>
 de Haas, Hein. 2009 'Migration System Formation and Decline' International Migration Institute, Oxford University, Working Paper No. 19
 Ellis, Frank. 1999 'Rural Livelihood Diversity in Developing Countries: Evidence from Policy Implication' *Natural Resources Perspectives* No. 40, pp. 1-9
 Jain, Manisha et al. 2013 'From Suburbanization to Counter-urbanization? Investigating Urban Dynamics in the National Capital Region Delhi, India' *Environment and Urbanization Asia* Vol. 4 No.

2, pp. 247-266
 Lall, Somik. et al. 2006 'Rural-Urban Migration in Developing Countries: A Survey of Theoretical Predictions and Empirical Findings' World Bank Policy Research Working Paper No. 3915, 2006
 Lewis, Arthur. 1954 'Economic Development with Unlimited Supplies of Labour' *Manchester School of Economic and Social Studies* No. 22, pp. 139-191
 Lucas, Robert. 1997 'Internal Migration in Developing Countries' in M.R. Rosenzweig et al. *Handbook of Population and Family Economics* pp. 721-798
 Satterthwaite, David. 2010 'Urbanization and its Implication for food and farming' *Philosophical Transactions of the Royal Society* Vol. 365 No. 1554 pp. 2809-2820
 Todaro, Michael. 1969 'A Model of Labor Migration and Urban Unemployment in Less Developed Countries' *The American Economic Review* No. 59 Vol. 1 pp. 138-148
 NESDB-National Economic and Social Development Board of Thailand <http://eng.nesdb.go.th>
 <日本語>
 飯坂正弘. 2008 「農を目指す人々に関する研究小史」 『村落社会研究』 第15巻第1号、pp. 37-44
 李哉滋. 2014 「韓国における家族経営の変容と展望」 『農業経営研究』 第51巻第4号、pp. 21-32
 李点順. 2013 「韓国における企業規模間福祉格差に関する考察: 社内勤労福祉基金制度との関連を中心に」 『北東アジア地域研究』 第19号、pp. 35-48
 市田知子. 2003 「農村への還流現象をどうとらえるか? : 近年のヨーロッパ農村社会研究と日本の農村研究の比較の視点から」 *The Research-meeting of Sociology of Agriculture and Food* 報告文
 兼清弘之. 1982 「人口移動の転換: アメリカ合衆国の大都市化現象」 『亜細亜大学経済紀要』 第8巻第1号、pp. 1-20
 品川優. 2014 『FTA 戦略下の韓国農業』 筑波書房
 清水徹朗. 2010 「新規就農を巡る最近の動向」 『農中総研』 第17号、pp. 2-3
 高安雄一. 2014 『韓国の社会保障: 低福祉・低負担社会保障の分析』 学文社
 縄倉晶雄. 2014a 「1990年代韓国における農業政策の転換: 親環境農業の農民間関係に対する影響」 『北東アジア地域研究』 第20号、pp. 1-16
 —2014b 「社会ネットワークの視点から捉える所得格差拡大: 1980年代以降の韓国農村を事例として」 『明治大学社会科学研究所紀要』 第52巻第2号、pp. 270-290
 農林水産省大臣官房統計部. 2013 『平成25年度新規就農調査』 農林水産省
 深川博史. 2013 「韓国における農業構造政策の転換とトルニョク別経営体の現状について」 『レファレンス』

2013年2月号、pp. 87-111

宮島美花・2014「中国朝鮮族の移動と中国の社会保障：戸籍制度と単位制度から」『北東アジア地域研究』第20号、pp. 65-86

吉川光洋・2011「農村地域への移住者の増加と歴史的変遷：UJI ターンの概念の発生と政策的対応」『地域協働』第7号、pp. 1-26

農林水産省 <http://www.maff.go.jp>

- 1 韓国政府の発行する公文書および統計資料では、基礎自治体である市・区・郡の下に設けられる最小行政区画が洞である地域を都市部、面・邑である地域を農村部として扱っている。本研究においても、この定義に従って都市と農村を分けている。
- 2 帰農(귀농)という表現を用いてはいるが、就農する地域が移住者の出身地域と同一であるとは限らない。日本語の帰農が専ら農村へのUターンを意味するのに対し、韓国語の帰農はJターンやIターンに相当する動きも含んだ言葉である。
- 3 『農民新聞』2013年8月15日付より。
- 4 一例としてSatterthwaite (2010)やEllis (1999)など。
- 5 筆者によるソウル特別市農業技術センター、ジン・ウヨン(진우용)指導員への電子メールによる書面インタビューによる。(2014年7月14日)
- 6 韓国の統計では、最小行政区画が洞である地域を都市、邑ないし面である地域を農村と定義している。
- 7 個別の世帯が移住する目的を把握することが調査手法上難しいため。
- 8 http://kosis.kr/statisticsList/statisticsList_01List.jsp?vwcd=MT_ZTITLE&parentId=A#SubContを参照(2014年10月30日閲覧)。
- 9 筆者によるソウル特別市農業技術センターにおける、チン・ウヨン主任研究員へのインタビューによる(2014年8月22日、同センターにて)。
- 10 ただし、大都市でありながら周囲を農村に囲まれている大田広域市の場合は、隣接農村から大田市内に移住した後、再び故郷である隣接農村に帰るパターンが少なくない。筆者による大田広域市農業技術センターにおける、イ・サンデ指導員へのインタビューより(2014年8月28日、同センターにて)
- 11 韓国における定年退職は2000年代半ばまでは55歳が一般的であった。
- 12 日本の閣議に相当する。
- 13 筆者自身がイベント会場で行った調査による。
- 14 韓国政府は電子媒体を通じた広報に積極的であり、ウェブでのワンストップ・サービスが実現している分野は農業に限らない。ただし韓国政府も、これまで比較的優先順位が低く扱われてきた政策分野ではワンストップ化が遅れがちである。そのため、ウェブ上でワンストップ・サービスが実現していることは、韓国政府が当該政策分野を重視しているものと看做すことが

できる。

- 15 http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.htmlを参照。(2014年8月4日閲覧)
- 16 ただし、自治体の財政状況や帰農希望者の能力差にかかわらず、帰農教育の費用を国と自治体の財政負担比率は全国一律である。そのため、実際の教育水準には一定の地域差が発生する。注9のインタビューより。
- 17 ただしこれは、帰農前の段階における教育を農林部が指導する一方、帰農後の各種サポートを農村振興庁が管轄するという監督官庁の違いに由来するものでもある
- 18 筆者による大田広域市農業技術センターにおける、チョ・ユンジュ指導開発チーム長へのインタビューより(2014年8月28日、同センターにて)。
- 19 農村振興庁・帰農帰村総合センターウェブサイト <http://www.returnfarm.com>より(2014年8月4日閲覧)
- 20 羅州市庁ウェブサイト <http://www.naju.go.kr> (2014年8月3日閲覧)、および筆者による羅州市農業技術センターにおけるナ・ユジョン(나유정)指導員へのインタビューより(2014年8月21日、同センターにて実施)。
- 21 上記「帰農帰村博覧会」における忠州市ブースでの配布資料より。なお、2014年8月現在、80万韓国ウォンは88,000日本円。
- 22 農林水産省ウェブサイト <http://www.maff.go.jp>より(2014年8月4日閲覧)
- 23 日本の主な人口移動統計である『人口移動調査』にUターンなどに関する項目が設けられたのは2001年の第5回調査からであり、その後2006年に第6回調査が、2013年に第7回調査が行われたに過ぎない。
- 24 2000年代半ばから後半にかけて、韓国ではこうした‘well being’の価値観が社会的流行となった。
- 25 注9および20のインタビューに同じ。
- 26 2014年8月現在のレートで約330万円。
- 27 法律上法人によって経営されている農家も、その多くは世帯主が社長、配偶者が副社長などといった形で、実質的には家族経営である。注9のインタビューより。
- 28 大田広域市農業技術センターの帰農教育案内冊子より。なお、2014年8月現在のレートで、1億ウォンは約1,100万円。
- 29 2014年8月現在のレートで、約330万円。
- 30 NESDB Press Release 各号より。
- 31 但し、農村から都市への移住動機も、都会暮らしに対する憧憬など数値化できない要因を含んでいる。

Factors to Encourage Urban-to-Rural Migration in Korea: From the Perspective of Push-Pull Factors

NAWAKURA Akio (Meiji University)

This study attempts to clarify the factors to encourage urban-to-rural migration (so-called 'return farm') in Korea. In this decade, Korea's internal migrants from urban areas to rural ones have been rapidly increased. This is mainly due to the government's policies to encourage it. In order to fuel skilled work force to the country's rural areas, the central and local governments have encouraged the population inflow to rural areas through advertising, education programs, and subsidy. However, they are insufficient to explain why the migrants

have been increased with ten times in this decade. Besides the policies above, urban areas' deteriorated life environment, busy life style, and high income have worked as factors to encourage the outflow. Meanwhile, rich infrastructure, high and increasing farming income, and the cultural factors to accept population inflow have worked as pull factors in rural areas. These push and pull factors have encouraged the performance of the governmental policies to support return farm.

「国交正常化以降の関西経済界の中国との経済交流に関する考察」

藤 田 法 子 (大阪大学大学院)

1. はじめに

本稿の目的は、日中国交正常化後、政府間、東京財界による経済交流¹の動きが活発化したなかで、国交正常化にいたるまで日中の経済交流を積極的に行った関西財界²が、その後、どのような取り組みを行ったのかを明らかにし、その果たした役割について考察することである。

戦後から国交正常化まで日中の経済交流は、日中民間貿易協定や友好貿易、LT貿易（のちに覚書貿易）を通じて、民間が主導する形で進められた。

国交正常化後は、日中の関係を発展させ、より安定した環境のなかで交流が進められるよう、日中共同声明で唱われた実務協定の締結について政府間で交渉が進められ、1974年から75年にかけて航空、貿易、海運、漁業に関する協定が締結され、発効した。

また、1978年には、稲山嘉寛 経済団体連合会（経団連）会長らが推進した「日中長期貿易取決め」が日中長期貿易協議会、中日長期貿易協議会との間で締結された。

こうした政府間協定や経済協力、日中長期貿易取決め締結等についての研究は従来行われてきたが、関西に焦点をあてた経済交流の過程について

は、あまり論じられてこなかった。日本経済の東京一極集中が進むなか、地方の取り組みに焦点をあて、関西の財界や経済人が、どのような認識で中国との経済交流を行い、経済関係を発展させてきたかを検証することは、重要であると考えられる。

2. 1970年代の関西経済界と中国との交流

(1) 国交正常化以降の人的交流増加

国交正常化以降、日中間の人的往来は活発化した。国交正常化以降1973年6月までに中国から日本を訪問した代表団は53件、日本から中国を訪問した代表団は106件に達した。

日本からの訪中代表団について、種類別に内訳をみると、「友好団体」(17件)が最も多く、次いで、「文化・芸術」「貿易・経済」(各13件)「スポーツ」(8件)、「地方自治団体」「財界」「学術」「労働団体」(各7件)で、社会の幅広い層が中国に関心を寄せており、経済関係（「貿易・経済」と「財界」）が占める割合は2割弱であった。(表1)

一方、中国からの訪日代表団は、「産業・技術」(24件)、貿易関係(4件)、造船監督(5件)と、約6割が経済関係となっており、中国側の関心が専ら日本との経済交流にあったことが窺える。(表2)

キーワード：

関西経済界、日中貿易、日中経済討論会、中国コンベンション、関西財界訪中団

表 1 日本代表団の訪中

(日中国交正常化以降 1973 年 6 月まで)

代表団（種類別）	訪中件数
友好団体	17
文化・芸術	13
スポーツ	8
地方自治団体	7
貿易・経済	13
財界	7
農業団体	4
政治家	4
学術	7
マスコミ	5
労働団体	7
政府関係	9
その他	5
計	106

(出所) 外務省資料「日中関係正常化後の両国間の人的交流について」1973 年 7 月 9 日中国課

表 2 中国代表団の訪日

(日中国交正常化以降 1973 年 6 月まで)

代表団（種類別）	訪日件数
産業・技術	24
貿易関係	4
造船監督	5
文化関係	4
スポーツ	5
芸術	2
政府関係	3
その他	6
計	53

(出所) 同前

(2) 日中経済合同委員会構想の挫折と日中経済協会設立

関西財界は中国との経済交流の窓口としての団体設立に積極的に動いた。1971 年 9 月、訪中関西財界代表団の際に劉希文中国国際貿易促進委員会代表に対して、佐伯勇団長（大阪商工会議所会頭）から日中経済関係のあり方について話し合う場として、民間ベースによる経済合同委員会の設

立を提案したのが始まりである。この提案に対して中国側は、「当面はこういう組織づくりの条件は整っていない」とし、双方の国貿促や覚書事務所、または人事交流を通じて意見交換すればよいと回答した（『訪中関西財界代表団報告書』、1971 年、p.8）。

その後、日中経済合同委員会構想は、「名古屋訪中経済使節団³」、永野重雄日本商工会議所会頭、植村甲午郎経済団体連合会（経団連）会長らから中国側に提案を行うなど、財界は中国への働きかけを強めた。

しかし、劉希文は 1973 年 9 月 18 日、関西財界で作る「中国問題懇話会」（座長：佐伯勇大阪商工会議所会頭）と大阪で懇談した際に、日中経済合同委員会の設立について、「当面必要ないと考える」と否定的見解を示し、日中経済合同委員会構想は実現しなかった⁴。

その背景には、民間の経済交流を担う団体として、国交正常化前から一貫して取り組んで来た日本国際貿易促進協会、日本国際貿易促進協会関西本部があり、一方で国交正常化をにらんで、経団連や覚書貿易関係者、関西経済界も巻き込む形で 1971 年 5 月に設立された中国・アジア貿易構造研究センター⁵が、通商産業省が主導した「日中経済センター」構想に合流し、1972 年 11 月に「財団法人日中経済協会」として設立されていたことがある。これらに加えて、さらに別の民間交流の枠組みを作ることに、中国側は必要性を感じなかったものと見られる。

関西財界は、1972 年 9 月に中曽根康弘通産相と懇談した際に披露された日中経済センターの構想について、官僚統制的であるとして賛同しなかったものの、日中経済協会の設立にあたっては、資金的、人的な支援によって、関西本部発足を後押しし、初代の関西本部事務局長には、協会発足時に常務理事に就任していた峰永了作関西経済同友会常任理事が同友会から移籍して就任した。

(3) 中華人民共和国展覧会の開催

訪中関西財界代表団(1971年)の団長を務めた佐伯勇大阪商工会議所会頭は、1972年7月24日、大阪商工会議所議員総会における所信表明のなかで、国交正常化を機に両国国民が相互理解と友好親善を深める場として、中国側の全面的な協力のもとに大阪で中国博覧会を開催することを提唱した。

佐伯は7月29日に、上海歌舞団訪日公演団長として来阪した孫平化中日友好協会秘書長に博覧会構想を申し入れ、孫から「中日両国の友好を発展させ、交流を活発化させるすばらしい計画を具体的に提案された。私どもは必ずやこの提案を国内に持ち帰り、関係方面に伝え、十分検討し返事したい」と好意的な回答を得た(大阪中国展覧会協会、1975年、p.9)。

8月1日に開催された、法眼晋作外務次官を囲む懇談会で、関西財界側からは日中国交正常化の促進について要望を述べたほか、同月14日には大平正芳外務大臣を迎えて、関西財界3団体(大阪商工会議所、関西経済連合会、関西経済同友会)で開催した懇談会では関西側から、日中経済合同委員会の設立、中国博覧会の開催、対外援助方針等について意見を述べた(『Chamber』、1972年9月、p.55)。

佐伯の博覧会構想は、広く関西財界に受け入れられ、関西財界が一致して博覧会開催に向けて取り組むこととなった。大阪で1970年に開催された日本万国博覧会(EXPO'70、以下、大阪万博)には、国交がないため、中国の招待は見送られた経緯があり、関西財界はじめ万博に協力した人の間には、「中国は万博で積み残した大きな荷物」であり、中国博覧会の開催によって初めて大阪万博が完結する、という思いがあったと言われている(1972年9月8日、『朝日新聞』)。

佐伯は中国博覧会に向けて、日中双方の関係者に対して積極的な働きかけを行った。1972年9月、在阪経済五団体連名で「中国大博覧会開催に

関する要望」を周恩来首相、郭沫若中日友好協会名誉会長、王国権中日友好協会副会長、孫平化らに宛てて送り、また10月には、訪中する木村一三日本国際貿易促進協会関西本部専務理事に要望書と大阪府知事、大阪市長の副申書を託し、周恩来総理他へ手交するよう依頼した(大阪商工会議所、1979年、p.854)。また、国内では同趣旨の要望を内閣総理大臣はじめ関係各省庁に建議した(『Chamber』、1972年10月、p.58、『経済人』1972年11月、p.40)ほか、大島靖大阪市長、黒田了一大阪府知事、中曽根康弘通産相、田中角栄総理大臣、二階堂進内閣官房長官、橋本登美三郎自民党幹事長らに関西財界として陳情した。また、肖向前中国備忘録貿易弁事処駐東京連絡処首席代表が来阪し、関西財界で作る中国問題懇話会と懇談した際にも、中国大博覧会の開催について要望した。

こうした働きかけの結果、大阪府、大阪市、政府当局から積極的な協力を得られることとなった。1973年2月、中国側から劉希文国際貿易促進委員会代表名で佐伯宛に「中国は来年大阪で中国博を開催することを決定した。詳細は佐伯会頭の訪中をまって回答したい。佐伯会頭の訪中を歓迎する」との正式回答が寄せられた。

開催に向けて、関西政財界では1973年1月、大阪府、大阪市、在阪経済五団体ほか文化関係の専門家による「中国博専門委員会」を設置、翌2月には関係団体代表で構成する「中国博推進協議会」(座長:佐伯大阪商工会議所会頭)を発足させ、地元としての受け入れ体制、中国博についての地元案の策定に着手した。大阪府、大阪市の議会は3月6日、中国博開催について中国側に協力する方針を正式に明らかにした(1973年3月7日、『朝日新聞』)。

1973年3月、佐伯は考古学を専門とする樋口隆康京都大学教授、万国博記念協会、日本貿易振興会(ジェトロ)等から博覧会の専門家を伴って、北京を訪問し、博覧会の具体的な内容について初

めての公式折衝を行った。このなかで中国側からは、大阪だけでなく東京でも開催したい意向が示された（1973年3月29日、『朝日新聞』）。

佐伯訪中に続いて、5月に来阪した中日友好協会訪日団（団長：廖承志会長）は中国博会場候補地となっていた大阪万博会場跡地を視察する予定であったが、同跡地内の万博記念館に台湾の旗などが展示されていることを問題視し、視察計画をとりやめた。これに対して、佐伯、黒田大阪府知事、大島大阪市長は大阪市内の料亭で同訪日団一行と会談した際、廖承志に善処することを約束した（1973年5月5日、『朝日新聞』）。

7月には中国から「中国経済貿易展覧会考察組」（団長：張子泉中国国際貿易促進委員会出展部責任者はじめ計3名）が来阪し、会場候補地を視察、日本側と折衝を重ねた結果、大阪万博会場跡地を会場とすることを決定、会期等などについても合意をみた（『Chamber』、1973年8月、p.45）。

佐伯は、中国博覧会では、伝統的な芸術品、遺跡出土品、鍼灸術、パンダ等も展示することで、現代の中国を総合的に紹介したいと考えていた（1972年7月25日、『朝日新聞』）。一方、中国側は当初、経済、産業の紹介を中心とする「中国経済貿易展覧会」を考えていたが、折衝の結果、日本側の意見が尊重されることになった。

9月17日、在阪経済五団体代表、大阪府知事、大阪市長、大阪府・大阪市議会議長、日中経済協会関西本部長、中国問題懇談会代表、日本国際貿易促進協会関西本部長等を発起人として、博覧会の日本側受け入れ協力機関「財団法人大阪中国展覧会協会」（会長：佐伯大阪商工会議所会頭）が発足⁶、博覧会開催に向けた事業計画、資金計画策定をはじめとして、開催準備全般を担うこととなった。同協会は1973年11月、1974年3月の二度に亘り、中国側との折衝のための訪中団を派遣し、博覧会の正式名称は「中華人民共和国展覧会」とすることが決まった。

「中華人民共和国展覧会」は、1974年7月13

日～8月11日までの30日間、中国国際貿易促進委員会主催により中国初の海外における総合的展覧会として開催された。展示内容は、大阪中国展覧会協会が建設した特設展示館では、農林漁業、軽工業・紡績、重工業が、また万国記念美術館では、手工芸品、文化関係が展示された。

会期中、原田憲郵政相（8月8日）、中曽根康弘通産相（8月9日）らも会場を訪れた。国交正常化まで30年近く異なる体制のもと「竹のカーテン」に閉ざされ、自由な往来が途絶えていた中国を総合的に紹介する博覧会として関心を集め、「大波のよう⁷」な来場者が押し寄せたことから、連日開場時間を繰り上げる対応がなされた。会期中の入場者数は260万人を超え、中華人民共和国展覧会は日中両国の善隣友好、経済交流促進という所期の目的を達したと評価された⁸。

大阪での中国博の開催にあたり、関西財界は人的、資金的な支援を行った。人的な面では、大阪商工会議所をはじめとする経済団体や在阪有力企業が協会事務局へ人員を派遣したほか、資金的には、必要経費約18億円のうち、大阪府、大阪市、日本自転車振興会からの補助金合計額（4億2379万円）を上回る3割近い4億8745万円が関西財界328社からの寄付金によってまかなわれた。

なお、展覧会は中国側からの要望に基づき、大阪に続き、9月20日～10月10日、東京晴美の東京国際見本市会場で開催され、会期中に138万人が訪れた⁹。東京開催の受け入れ団体として、東京の経済7団体（日本商工会議所、経済同友会、経済団体連合会、日本貿易会、日中経済協会、日本貿易振興会、日本国際貿易促進協会）により「財団法人東京中華人民共和国展覧会協力会」（会長：永野重雄日本商工会議所会頭）が設立された。

展覧会の入場者数は、会期の違いはあるものの、入場料が無料であった東京よりも、有料であった大阪の方が多く、関西における中国への関心の高さが窺える（表3）。

表3 中華人民共和国展覧会（1974年）概要

	大阪	東京
会期	1974年7月13日～ 8月11日（30日間）	1974年9月20日～ 10月10日（21日間）
会場	万博記念公園	東京国際見本市会場
主催	中国国際貿易促進委員会	
協力	(財)大阪中国展覧会 協会 (会長：佐伯勇)	(財)東京中華人民共 和国展覧会協力会 (会長：永野重雄)
来場者数	260万人	138万人
開催経費	約18億円	約4億円
財界等の 寄付	4億8745万円 (328社)	2億8000万円
入場料	大人300円 中高生200円 小学生100円	無料

出所：(財)大阪中国展覧会協会『中華人民共和国展覧会報告書』1975年3月、(財)東京中華人民共和国展覧会協力会『記録・中華人民共和国展覧会 東京1974年』より作成

その後、中華人民共和国展覧会は国交正常化5周年を迎えた1977年に名古屋、札幌、北九州でも開催され、大阪、東京を含めた5回の展覧会を訪れた参観者は700万人を超えた。

日中国交正常化時点では中国においては文化大革命が進行中であり、「自力更生」の経済政策の方針のもと、外資の利用には否定的だった。そうしたなかで、関西財界は、中華人民共和国展覧会の開催に主導的な役割を果たし、戦後30年近く交流が途絶えていた中国の実情を日本国内に紹介することで、中国に対する理解を深め、その後の経済交流の基礎づくりを行った。

(4) 日中長期貿易取決め

中国では1972年に李先念らが中心となり、総額43億ドルにのぼるプラント輸入構想「四三方案」がまとめられ、1972～74年にかけて日本から多くのプラントが輸出された。日本では第一次中国ブームと言われたが、一方で、中国の外貨不足により貿易収支をバランスさせる必要性が認識された。

中国においては文化大革命が終結してようやく、政策の重点を経済発展におくことが可能となった。中国は経済の近代化実現のためには海外からのプラント・技術の輸入が不可欠であると認識から、1977年7月には李先念らが中心となり国家計画委員会が「新技術とプラントを輸入する計画に関する報告（8年輸入計画）」をまとめ、先進国から鉄鋼、石油化学、化学繊維、化学肥料等の重工業プラント輸入を推進することを決定した。1977年8月に開かれた中国共産党第11期中央委員会全体会議で華国峰が文化大革命の終結を宣言し、国民生活の向上と成長率10%以上の達成を目指す方針を決定した（李、2013、p.350）。

日中の間では、1978年2月に貿易の安定化をはかることを目的として、中国から石炭・石油輸入と日本からのプラント輸出を内容とする「日中長期貿易取決め」が締結された。

日中長期貿易取決めを日本側で積極的に推進したのは、経団連会長、稲山嘉寛である。李（2001）は、稲山ら日本の財界は企業の利益だけではなく、中東に依存するエネルギー調達先を多角化するため、政府のサポートを得ながら国の経済安全保障戦略の一貫として日中長期貿易取決めを推進したと分析している。一方、邱（2010）は、日本の財界の主要な動機は、中国の石油資源の安定的確保ではなく、石油輸出によって中国が得た外貨を裏付けとして、プラントを中国に輸出することによって、日本の景気を浮揚させることにあったと分析している。

この時期の日中経済交流は日中長期貿易取決めに基づく第一号プロジェクト、宝山製鉄所建設に代表されるように、大手企業によるプラント輸出が中心であった。

(5) 鄧小平来日

1978年10月29日、日中平和友好条約の批准書交換のために来日した鄧小平副首相は、大阪を訪れ、松下電器産業茨木工場や造幣局を視察した。

鄧小平は松下幸之助に対して中国の近代化への協力を求め、松下は即座に応じたと言う¹⁰（青木、2012、pp.146-149）。

このほか、鄧小平は大阪で在阪経済7団体との歓迎午餐会に出席した。佐伯大阪商工会議所会頭は、7団体を代表して関西経済界として中国の経済建設に積極的に協力したいと述べた。また日中間の航空便の増便問題や中国からの留学生の受け入れ、中国の農業近代化への協力等が話題となった（1978年10月30日、『朝日新聞』）。

3. 改革開放と1980年代の関西経済界と中国の交流

（1）改革開放の本格化

中国は1980年代に入り、外資導入を積極的に進める方針に転じた。1980年に広東省の深圳、珠海、汕頭、福建省の廈門の4カ所に「経済特区」を設立したのに続き、1984年5月には沿海の省・直轄市のすべてに広げ、大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海の14都市を港湾開放都市に指定した。1988年には広東省の一部だった海南島を省に昇格させ、5番目の経済特区に指定した。

また、外国からの直接投資受け入れのための法整備を進め、「中外合資経営企業法」（1979年）、「外資企業法」（1986年）、「中外合作経営企業法」（1988年）を順次公布・施行した。

改革開放以前、中国では、貿易は政府により統一的に管理され、大宗品目ごとの貿易専門総会社が全国の取引を集中的に取り扱っていた。しかし、次第にこうした中央集権体制の弊害が目立ち始め、1970年代末から、地方や企業の輸出意欲を高め、輸出を拡大するために、貿易権の権限委譲が図られた（谷牧、2009、pp.343-346）。しかし、実際の貿易促進のためには、地方政府には海外におけるプロモーションの場が必要だった。

一方、当時、日本企業は先進諸国における保護主義の台頭と通商摩擦、変動相場制移行後に進展

した円高等により、競争力低下が懸念されており、日本国内で維持できなくなった労働集約的な分野をアジアへ移転させる動きを見せていた。

（2）中小企業の対中ビジネス進展

当時、日中貿易は日本側の出超が続いていた。中国側は貿易収支を単年度ベースでも均衡させるべきと主張していたため、1985年9月9日、訪中した村田敬次郎通産相は鄭拓彬対外経済貿易部長との会談のなかで、中国の対日輸出拡大策として①大型経済使節団を訪中させ、輸出振興策について助言する、②補償貿易拡大、③中国の輸出検査への協力、④ジェットロによる中国品輸出促進支援を提案した。中国側はこれを評価したうえで、同年11月に大阪で予定されていた「中国投資・貿易コンベンション（以下、中国コンベンション）」は対中投資拡大の場を提供するとして、通産省、対外経済貿易部として積極的に支援することで合意した（1985年9月10日、『日本経済新聞』）。

中国コンベンションは、中国投資・貿易コンベンション開催協議会（会長：古川進大阪商工会議所会頭・大和銀行会長）主催により1985年11月25日から12月2日まで大阪で開催されたビジネスイベントである¹¹。

中国から、魏玉明 対外経済貿易部副部長を団長、何椿霖 國務院特区弁公室主任、宋子明 国際信託投資公司副総経理を副団長とする「総団」のほか、大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南京、上海、寧波、温州、福州、廈門、広州、深圳の14都市分団から合計96名が参加した。

来賓として招待された鄭拓彬 対外経済貿易部部長は中国の経済情勢や第七次五カ年計画の概要、日中の貿易や経済技術協力の現状と展望について講演したほか、投資セミナーでは中国側から「中国の外資利用形態について」（講演者：魏玉明副部長）、「外国からの直接投資の導入に関するわが国の法律について」（袁振民 対外経済貿易部条法局局長）、「天津市における投資環境と外国資本

利用事業」(李嵐清 天津市副市長)をテーマに報告が行われた。日本側からは、井植薫 三洋電機社長¹²が「中国に投資して」と題して講演するなどした。

コンベンションには、岸昌大阪府知事、大島靖大阪市長、古川大阪商工会議所会頭をはじめ全国から2000名が参加し、個別商談会に参加した日本企業は延べ634社、会期中に行われた商談は618件にのぼった。

従来、中国企業との商談は、毎年春と秋に開催される広州交易会を軸に行われて来たが、大阪で開かれた中国コンベンションは、日本にいながらにして情報収集、商談ができる場となり、「中堅・中小企業が中国と交流する道を開いた新しい試み」として評価された。「中国に投資しようとしても手づるはないし、現地の実情も法律も手続きも分からない」という中小企業には、格好のパートナー探しの機会となった¹³。

中国コンベンションの源流は、1983年1月18～21日に通産省、中小企業庁の主催により大阪で開催された「中小企業政策国際会議(通称:中小企業サミット)」にある。中小企業サミットでは、欧州、北米、南米、アフリカ、アジアから30カ国の中小企業政策担当者が集まり、中小企業政策に関する意見交換が行われたが、地元として中小企業サミットを盛り上げるために、大阪商工会議所が中心となり「第1回国際貿易・投資コンベンション¹⁴」が企画された。中小企業の国際化をテーマに開催されたこのイベントには、海外から12カ国210人が参加し、アセアン投資セミナーや業種別懇談会、個別商談会等が開かれた。中国からは上海市の計画委員会、経済委員会のほか、紡織、手工業、医薬、化学、機械、電子、食品工業、建築材料等の各工業局責任者からなる「上海市経済貿易訪日視察団」(団長:徐鵬飛 上海市投資信託公司副董事長・総経理)が参加した。当時、中国は第6次五カ年計画の後半にあたり、3000件の技術導入計画を発表しており、上海市として日

本からの技術導入を具体化させる目的があったと考えられる。

第1回国際貿易・投資コンベンションが好評を博したことから、翌年10月1～4日、「1984年国際貿易・投資コンベンション」が開催された。主催者は第1回を主催した大阪の経済団体、自治体に加え、京都商工会議所、神戸商工会議所等も加わる形で開催協議会が組織され、19カ国341人の政府・企業関係者の参加を得て、講演、討論、個別商談、産業視察等が行われた。この年は非公式プログラムとして、コンベンションに参加した中国の代表団を迎えて、福建省・上海市セミナーと福建省、上海市、江蘇省各代表団との個別商談会が日中経済協会関西本部の協力のもと開催されたところ、日本企業の中国への関心が非常に高かったこと、また、大規模な国際イベント開催に伴い会場周辺では混乱も見られたことなどから、翌1985年は対象国を中国に絞った中国コンベンションとして開催することになった¹⁵。

中国コンベンションはその後、1987年の「アジア・太平洋ビジネス・コンベンション(Asia Pacific Business Convention)」を経て、「世界ビジネス・コンベンション(Global Business Opportunity Convention、略称G-BOC)¹⁶」が1990年から2002年まで毎年秋に開催された。中国からは、対外経済貿易部が全国の対外貿易部門に呼びかける形で、大型の代表団が組織され、1982年以降2002年までに累計で1887人が参加した。現在、毎年大阪で山東省輸出商品展示商談会、江蘇省輸出商品展示商談会、アジアファッションフェア¹⁷が開催されているが、これは「G-BOCの流れを受けたもの」¹⁸とされる。

1980年代は、円高の進展から日本企業の海外進出意欲が高まり、一方、中国においては、改革開放政策の推進があいまって、中小企業を含めた日中ビジネスが本格化する。関西においては中国コンベンションやG-BOCなどの商談会等を通じて、中国との貿易・投資にかかわる具体的なビジ

ネス情報を積極的に提供し、日本企業、特に関西の中小企業の中国展開に一定の役割を果たした。

4. 1990年代の関西経済界と中国との交流

(1) 天安門事件後の経済交流の停滞と「関西・上海経済会議」開催

中国が社会主義国であることを理由にした資産保全の懸念を払拭するため、1988年8月に日中投資協定が調印された（1989年5月発効）。天安門事件を受けて、中国に対する経済制裁を主張する欧米諸国に対して、日本政府は制裁ではなく中国の孤立を防ぎ、改革開放路線の定着を重視する立場をとった。事件の約3ヶ月後には北京への渡航自粛勧告が解除され、政財界の訪中が再開した。

こうしたなか、関西財界では、関西経済同友会が1991年に天安門事件後に停滞する日中関係を復旧・発展させることを目的に、訪中団（団長：新宮康男代表幹事・住友金属工業社長）を上海に派遣し、黄菊市長らに対して、関西と上海との間で定期的、継続的に意見交換を行う場を提案し、「関西・上海経済会議」が開催されることになった¹⁹。

第1回は、1993年4月、上海市の花園飯店において、日中間の相互理解と経済交流促進、関西と上海の経済振興並びに浦東新区の開発促進をテーマに、関西・上海両地域の産官学各界から121名（関西側43名、上海側78名）が参加して開催された。第1回会議で関西側を代表して挨拶した山本信孝関西経済同友会代表幹事（三和銀行副頭取）は「日本と中国の間には、アジアの安全保障など多国間にまたがる問題も含め、政治上の問題もいくつかあるが、これらの問題は東京と北京に任せて、この会議では、関西と上海、両地域の発展のためにどうすれば良いのかを中心テーマとして、経済行政の側面から討議したい」と述べ、経済に焦点を絞った討論を提案した。山本は日本が戦後の荒廃から経済成長を遂げたなか、上海の発展に役立つソフト、ノウハウがある

一方、東京一極集中是正のために、上海が北京との関係においてどのように発展を図っているのかについてヒントを得たい、という考えも示した。

これに対して、上海側を代表して挨拶した沙麟副市長は、本会議の開催意義を高く評価し、「関西の企業家が上海で事業を拡大させ、上海の発展および浦東の開発がもたらす巨大な利益とともに享受していただくことを心から歓迎する」と述べた。

関西経済同友会は関西・上海経済会議のほかに、上海市人民政府の要望により中堅幹部5～7人を大阪に招いて3週間にわたって研修する「上海幹部研修²⁰」を1997年から実施した。

関西・上海経済会議は大阪と上海で交互に開催され、2007年の第10回会議で区切りが付けられた²¹。経済成長に伴い、上海側にとって会議開催の位置づけが低下したことなどから、継続が難しくなったと考えられる。

5. 2000年代の関西経済界と中国との交流

(1) 中国脅威論の高まりと「日中経済討論会」

2000年代初頭、WTO加盟に加盟した中国へ大手企業が大量して生産拠点を移転し、国内の空洞化が深刻化すると懸念が深まったこと、中国の技術力向上や、ビジネス環境整備により、中国のキャッチアップが実感されたこと、また、中国からの農産物輸入急増により2000年夏頃からネギ、椎茸、豊表3品目についてセーフガード発動問題が発生する、といった状況があり、従来の日本と中国の棲み分け感が崩れ、日本の将来についての不安感から、「中国脅威論」が日本を覆っていた。

しかし、経済産業省内部には、従来の友好交流はこうした不安感に十分に対応できていないという認識があった。友好交流は、友好団体を窓口とするため、安定している反面、接触面が限られる。また、90年代後半、中国で急成長し脚光を浴びていた民営企業に対して、日本の経済界にはパイ

プがなく、民間企業家との交流を深める必要があるとの考えもあった。

こうした背景のもと、新しい形の日中経済交流として模索されたのが「日中経済討論会²²」がある。主導したのは経済産業省の佐野忠克通商政策局長であった。

事業実施に必要な費用は4000～5000万円と試算され、一定程度、企業からの募金が必要とされたが、東京では資金が集まりそうにないため、佐野は自らの出身地である関西に赴き、秋山喜久関西経済連合会会長（関西電力会長）らに対して、募金、日本側登壇者の推薦、集客面での協力を要請した。その他、中国側の登壇者の選定・依頼は経済産業省で佐野の命を受けた津上俊哉北東アジア室長が担当し、実務は日本貿易振興会と貿易研修センターがあたった。

民間企業家の招聘は、中華全国工商業連合会（以下、全国工商連）の協力を得て行われ、劉永好（四川新希望集团有限公司董事長）、鄭躍文（科瑞集団執行總裁）ら、全国工商連幹部が参加したほか、李東生（TCL集团有限公司總裁）、劉積仁（東軟集团有限公司董事長・總裁）、ジャック・マ（阿里巴巴中国控股有限公司（アリババ.com）主席執行官兼CEO）、リチャード・リー（パシフィックセンチュリーグループ会長兼最高経営責任者）ら、錚々たる中国の経営者も顔を揃えた。日本側からも、柳井正（ファーストリテイリング代表取締役社長）、松下正幸（松下電器産業取締役副社長）、佐治信忠（サントリー代表取締役社長）らが参加し、21世紀の日中関係について議論した。

日中経済討論会では、従来の日中交流事業にみられた、日本側が中国側参加者の渡航費・滞在費等を負担する形式やめるにとどまらず、会議参加費も日本側参加者同様に徴収することが原則とされた²³。しかし、中国人経営者に渡航費、滞在費、会議参加費を負担してまで、大阪での討論会に参加してもらうためには、日本のトップ経営者と交流できるというメリットだけでなく、より具体的

かつ実利的なメリットが必要であった。

そこで考案されたのが、本討論会への中国側参加者に対するマルチビザ発給だった。外務省担当者も、超過滞在や不法滞在となる懸念の少ない中国人にはマルチビザを発給し、そうした懸念の強い人物の審査に集中する方がよい、との考え方があったことから、本討論会に参加する中国人経営者に対するマルチビザ発給が実現した²⁴。2000年代前半、中国人に対してマルチビザが発行されることは少なく、マルチビザを得た中国人経営者は、日本入国の利便性と並んで、「『日本政府に認めてもらった』と受け止めたよう」（津上）であり、中国国内における民間企業家の弱い立場が窺える。

第1回の評価が第2回につながり、またマルチビザ取得のメリットもあいまって討論会は軌道にのっていき。「当初企図した『新しい顔ぶれによる新しい主張』が実現」（津上）し、日本と中国を結ぶ最大級の経済交流イベントとして、第8回

表4 日中経済討論会開催概要

年	テーマ	参加者数	日本側 中国側
2001	中国は脅威かチャンスか ～21世紀の日中経済関係～	250	170 80
2002	日中再発見～活かせるか？中国の活力、日本の強み～	290	210 80
2003	（テーマ設定なし）	410	260 150
2004	日本のFTA戦略、中国のFTA戦略、その行き先は？	460	300 160
2005	日中相互依存関係の展望 - 歴史的転換期における対話の進化とビジネスの取り組み -	502	334 168
2006	日中共生に向けた相互依存の深化	723	390 333
2007	世界経済の持続的発展に向けた日中関係の役割 - さらになる日中企業のアライアンスを目指して	480	320 160
2008	グローバル経済における日本と中国の未来～環境・省エネビジネスにおける日中相互協力のあり方～	250	198 52

（出所）「日中経済討論会」報告書各年版

まで大阪で開催された。²⁵ (表 4)

日中経済会討論会は中国経済の改革開放のなかで生まれた新たな階層である、中国の民間企業家との交流の場を提供した。発想そのものは経済産業省主導だったが、中国脅威論に席卷される東京では中国との経済交流事業を実施する「空気」がなかった一方で、関西では財界が一部資金を負担する形で8回にわたり開催されたことは興味深い。討論会を通じて多くの日中の民間企業が接触し、多くのビジネスが生まれたが、その後、中国では民間企業よりも国有企業が重視される「国進民退」の流れのなかで、民間企業が経済活動の主流を占めるには至らず、討論会の影響力は限定的なものにならざるを得なかった。

(2) 地方政府からの関西経済界へのアプローチ

2000年代は中国各地から投資誘致を目的とした地方政府の代表団が数多く来日した。関西においても投資環境説明会や商談会が多数開催されたが、なかでも関西の経済界に対して積極的にアプローチしたのが山東省である。山東省は、繊維産業の集積があり、2001年以降はほぼ毎年、大阪において「山東省輸出商品展示商談会」を開催している。

2005年5月、谷井昭雄日中経済貿易センター会長が山東省を訪問した際、山東省政府より訪中団派遣への協力要請があり、10月に山東省政府主催による「関西経済界中国山東省訪問団」が山東省各地を視察した。これは山東省政府が国際線チャーター便ならびに山東省内全経費を負担して実施されたもので、関西から147名が参加した。山東省がこのような視察を企画したのは関西に対してだけであり、関西との交流を重視していることが窺える。

団長は、「山東省榮譽公民」の称号を授与されていた西田健一丸紅理事が務めた。西田は丸紅等で約40年にわたり中国ビジネスに携わり、日中経済貿易センター副会長、大阪商工会議所国際ビ

ジネス委員長、関西経済連合会国際委員会副委員長(中国担当)等、関西財界の公職を歴任したほか、大阪府、大阪市、在阪経済団体などで構成される「大阪-上海経済交流推進連絡会議」(略称:上海ワーキング)²⁶の座長を務めるなど、関西と中国との経済交流を積極的に推進した。

2012年9月尖閣諸島国有化の影響により日中関係が冷え込むなか、2013年3月に予定されていた山東省輸出商品展示商談会は、一時は開催が危ぶまれたが、山東省企業の商談機会を求める声が強かったことなどから、日本側(日中経済貿易センター)主催へと開催主体を変えることで例年通りの開催が実現した。

6. 関西財界訪中団の継続派遣

(1) 1971年訪中後の取り組み

1971年に初めての財界大型ミッションとして中国を訪れた関西財界では、翌年にも第二次訪中団派遣の動きはあったが²⁷、実現する前に国交正常化がなされた。その後は、各経済団体が独自に中国との交流を行った。

大阪商工会議所は、1974年に「大阪中堅・中小企業代表訪中団」(団長:村井八郎副会頭・日東工業会長)、1979年から大阪市と共同で数次に亘り「大阪港運輸経済訪中代表団」を派遣したほか、「大阪建設業界代表訪中団」(1979年)、「大阪中堅・中小企業訪中団」(1980年)、「中国生薬原料開発輸入促進調査団」(1980年)、「中国特殊材開発輸入促進調査団」(1981年)など多数の訪中団を組織して中国を訪れ、産業交流・協力のあり方などを話し合った。

一方、関西経済連合会は、1976年に「関西経済連合会友好訪中団」(団長:芦原義重会長・関西電力会長)を、また、1978年には日中平和友好条約締結を機に「関西経済連合会友好訪中代表団」(団長:日向方齊会長・住友金属工業会長)を派遣した。

1976年の関西経済連合会訪中団は、李強対外

貿易相らと懇談し、中国側からは日中の貿易不均衡の是正が提起された。本団は友好親善を目的としており、夫人や家族を同伴して、北京、西安、上海、蘇州を訪問し、各地で中国国際貿易促進委員会と交流した。

1978年の関西経済連合会訪中団は、日中平和友好条約締結（8月）後、初めての財界ミッションとなり、北京で李先念国家副主席・副首相、谷牧副首相、廖承志全国人民代表大会副委員長らと経済交流のあり方等について懇談したほか、天津、瀋陽、鞍山、撫順等を視察した。訪中時に行った挨拶のなかで日向は、「関西には、鉄鋼、造船、電気、機械、繊維、食品等の優秀な技術を持った企業があり、これらの分野で原燃料の輸入、資材・プラント等の輸出、技術交流等を促進」したいと述べ、「日中貿易の長期的拡大のためには、わが国の輸入増加により輸出入の均衡を図ることが根本策」であるとし、「特に貴国には豊富にあり、わが国が最も必要としている石油、石炭等のエネルギー資源の開発、輸入を促進することが最も効果的」であり、「わが国としては、これに資材、資金、技術等を提供し、全面的に協力して行きたい」と述べている。こうした考えは、日中長期貿易取決めに関する邱（2010）の分析に近い。

（2）15年ぶりの関西財界訪中団

関西財界訪中団として2回目の訪中は第1回から15年後の1986年となった。訪中団派遣を提案したのは、日向方齊 関西経済連合会会長である。

日向（1906～1993年）は山梨県生まれ、1931年東京帝国大学卒業後、住友合資会社に入社。1944年に住友金属工業に転じ、1950年にシームレスパイプ264トンの輸出、1965年には鋼管、車両等計7万トン、約72億円の大型商談をまとめるなど、中国との取引に古くから関わり、また、「大和銀行事件²⁸」や「住金事件²⁹」などで、自由競争論者として知られる関西の財界人であっ

た。1971年の関西財界訪中団派遣に際しては推進役として積極的に動き、自身も関西経済連合会副会長として参加した（1987年1月23日、『日本経済新聞』）。また、1976年の関西経済連合会友好訪中団には夫人、長女、孫とともに参加するなど、中国との交流には積極的であり、1977年に芦原の後を継いで関西経済連合会会長に就任していた。

第1回関西財界訪中団から15年が過ぎ、中国側指導者の世代交代が進んだこと、また、日向自身も関西経済連合会会長退任の時期が近づいていたことから、関西財界の次代を担うリーダーを中国側に紹介しようと、1986年2月の「関西財界セミナー」で関西財界による訪中を提案、9月1～8日に団長として第2回関西財界訪中団を率いて北京を訪れた。鄧小平共産党中央顧問委員会主席、田紀雲副総理らと懇談するなかで、関西側は中国からの輸出増加や、対中投資を阻害する品質や納期、インフラの問題を指摘し、日本の経験から中国の経済建設のための方策を提言した。鄧小平は、大胆に外資を導入し、うまく活用すること、また外国投資家が一定の利益をあげることができるよう中国の開放を進める方針を示した。

（3）関西財界訪中団の継続派遣

関西財界訪中団はその後、日中国交正常化の周年行事として概ね5年毎に中国を訪問している（表5）。これらを主導するのは、関西経済連合会と日中経済貿易センターである。

1992年の第3回訪中団では、中国の改革開放の加速と国営企業改革が、また、1997年の第4回訪中団は、2月に死去した鄧小平路線の継承や国営企業改革、中西部開発と日中の経済協力の推進等が話し合われた。

訪中の姿勢が、中国の経済発展に対する日本／関西の貢献から、日中の相互補完関係の構築へと変化したのは、2002年の第5回訪中団である。出発前に秋山喜久団長（関西経済連合会会長・関

西電力会長)は「80年代の米国が日本の品質管理などを学び、その後復活を遂げたように、日本も中国に学びたい」(2002年1月1日、『朝日新聞』)と述べ、経済成長を続ける中国に関西活性化のためのアイデアを得たいという考えを示した。訪中時には、中国企業の関西進出を呼びかけたほか、前年に大阪で開催した第1回日中経済討論会に参加した新興企業家らとの意見交換を行い、相互補完関係を築くための方策を模索した。

第6回の関西財界訪中団は、国交正常化35周年となる2007年に計画されたが、受け入れ先との調整がつかず、実際に派遣されたのは、2年後の2009年となった。中国の経済力の高まりや、中国と個人的なパイプをもつ関西財界人がいなくなったこと³⁰などから、国家要人との懇談は儀礼的な表敬訪問ではなく、より具体的な目的や実利を求められる傾向が強まっていた。

このため、2009年の訪中団では、関西経済連合会が主導する形で、中国の関心が高く、日本企業にとっては新たなビジネスチャンスにつながる環境技術分野の日中交流をテーマにした「中国・関西水環境フォーラム」を北京で開催するなど、より実務的な取り組みが盛り込まれた。フォーラムでは関西企業が持つ水に関連する技術が、中国が直面する水質汚染や水資源枯渇問題の解決に貢献できることを示した。

こうした取り組みが加えられたものの、2009年は関西財界訪中団としては初めて総理との会談が実現しなかったことに関西財界は衝撃を受けた。この時、会談に応じた最高位の政府要人は王岐山副総理であった。

王岐山は米エコノミスト誌が2009年の「世界で最も影響力のある100人」として、習近平と並んで選んだ実力者で、長年、経済・金融問題を担当し、広東国際信託投資公司(GITIC)の破綻(1998年)の際には広東省副省長として問題処理を指揮した。GITICには多くの邦銀が融資していたことから考えると、日本企業も接点はあった

と思われるが、王岐山は関西財界訪中団との懇談のなかで、「日本の企業、経済界は、私と長く続く関係を持っている人はいない」とし、一方、90年代以降、「欧米の銀行家、企業家はどこへ行っても私を追ってきた」(『2009年関西財界訪中代表団報告書』、2009年、p.79)と述べ、日本の経営者と中国要人との人間関係づくりが十分でないことを指摘した。

2012年7月に派遣された第7回関西財界訪中団は、2009年と同様に、「中国・関西環境都市創造フォーラム」を北京で開催し、パナソニックやダイキン工業、日立造船などの関西企業が省エネルギーやゴミ発電、排水処理、エコシティなどの先端技術を紹介した。第7回訪中団は、派遣時期が2010年の尖閣諸島中国漁船衝突事件による日中関係への影響がやや落ち着いた時期であり、また事前の周到的な準備も功を奏したことなどから、習近平国家副主席との会談が実現した。会談のなかで習近平は、関西財界が日中の交流、協力を推進するために果たした役割を評価したうえで、国交正常化40年を振り返り、日中両国の政治家、経済人等が大局に立って将来を展望し、共に中日関係を維持・発展させるために行動を起こすよう心から願っており、中日双方の協力や国民感情に害を与えるようなことはともに反対すべきであると述べた。石原慎太郎東京都知事が表明した尖閣諸島購入計画を念頭においた発言と受け止められた。

同年秋の第18回共産党大会で総書記就任が確実視されていた習近平との会談は「大金星」と報じられたが(2012年7月4日、『朝日新聞』)、習近平と会談が実現した日本の代表団は少なく、中国側は関西財界を引き続き重視していると考えられる。しかし、それは「水を飲むとき井戸を掘った人を忘れない」という、日中関係のなかで関西財界が果たした役割への評価と同時に、中国側の東京への牽制の意図が見え隠れする中で、今後の日中関係におけるより具体的、実利的な関西の役割を強く求めるものである。

表5 関西財界訪中代表団の派遣実績

名称・時期	主催団体	訪問先 (役職は当時)
1971年9月15～28日 団長： 佐伯 大商会頭	大阪商工会議所 (大商)、関西経済 連合会(関経連)、 関西経済同友会 (関西同友会)、大 阪工業会 ³¹ 、関西 経営者協会(関経 協) ³² 、日本国際 貿易促進協会関西 本部 ³³	周恩来総理、 李先念副総理ほか
1986年9月1～8日 団長： 日向関経連会長	関経連、大商、関 西同友会、大阪工 業会、関経協、関 西生産性本部、日 中経済貿易セン ター、日中経済協 会関西本部	鄧小平党中央顧問 委員会主任、田紀 雲副総理、江沢民 上海市長ほか
1992年4月2～11日 団長 宇野関経連会長	関経連、大商、京 商、神商、関西同 友会、大阪工業会、 関経協、関西生 産性本部、日中経 済貿易センター、日 中経済協会関西本 部	李鵬総理、田紀雲 副総理、朱鎔基副 総理ほか
1997年4月2～10日 共同団長 川上関経連会長 大西 大商会頭	同上	李鵬総理、李嵐清 副総理、黄菊共産 党中央政治局常務 委員／上海市委員 会書記ほか
2002年3月17～20日 団長： 秋山関経連会長 田代大商会頭	同上	朱鎔基総理、李榮 融国家経済貿易委 員会主任ほか
2009年4月12～15日 共同団長： 下妻関経連会長 野村大商会頭	関経連、大商、京 商、神商、関西同 友会、関経協、日 中経済貿易セン ター、日中経済協 会関西本部	王岐山副総理、李 源潮共産党中央政 治局委員・中央書 記室書記・中央組 織部長ほか
2012年7月1～5日 共同団長： 森 関経連会長 佐藤 大商会頭	関経連、大商、京 商、神商、関西同 友会、日中経済貿 易センター、日中 経済協会関西本部	習近平国家副主 席、楊潔篪外交部 長ほか

出所：2012年関西財界訪中代表団、『関西と中国』、
2012年7月により作成

(2) 関西財界と中国要人との交流

関西財界は訪中の機会だけでなく、中国要人の
来阪の機会をとらえ、大阪府、大阪市等の地方自
治体とともに歓迎会を開催するなど、交流を深め

ている。

最近では、小泉政権下で歴史認識をめぐる冷
え込んだ日中関係打開のため、2006年に政権を
引き継いだ安倍首相が初の外遊で10月に訪中し
たが、中国は安倍訪中を「氷を割る旅」、これ
を受けて中国の総理として7年ぶりとなった2007
年温家宝訪日を「氷を融かす旅」、また、2008年
の胡錦濤訪日を「暖かい春の旅」とそれぞれ位置
づけ、日中関係の改善ムードを演出した。

この流れのなかで、温家宝総理、胡錦濤国家主
席はともに東京日程に続いて関西を訪れ、大阪で
は自治体・経済界主催による歓迎夕食会が開かれ
た。序列1位と3位の中国要人が2年連続で大阪
を訪れるのは珍しいが、その間に大阪では、任期
満了に伴う大阪府知事選挙で橋下徹知事が誕生し
ていた(2008年2月)。胡錦濤国家主席訪日準備
のために来日した唐家璇國務委員は同月、大阪を
訪れ、就任後間もない橋下知事と懇談した。次世
代を担う可能性がある政治家とされていた橋下知
事に対する、中国側の素早いアプローチが目され
た。

7. まとめ

李恩民(2001、p.18)は、改革開放政策は自主
的に「設計」されたものではなく、先進工業国と
の経済外交、特に日本との緊密な接触の中から生
み出されたものであり、「対外開放」は「対日開放」
から始まったと評価しているが、そのなかで、関
西経済界は日中の多様な主体による緊密な接触を
作り出す舞台を提供していった。

日中国交正常化の後、1970年代は、交流活発
化に向けて、基礎を作り、相互理解を深める時期
であり、政府間で航空、貿易、海運、漁業に関す
る協定が締結された。中国側は工業化のための鉄
鋼、石油化学等の重工業プラントの導入を目指し
たが、日本側がプラントを輸出しようとする、中
国の貿易収支をバランスさせるために中国からの
輸入を実現しなければならなかった。このため、

経団連が中心となり、1978年に「日中長期貿易取決め」が結ばれ、日本から中国へ技術・プラント等を輸出し、中国から日本へ石炭・石油を輸出する枠組みが作られ、大手企業によるプラント輸出を中心とした第一次中国ブームが到来した。

こうしたなか、関西財界は、日中経済合同委員会構想を提唱するが、中国側は必要性を認めず、実現しなかった。しかし、関西財界は、1974年の中国初の海外における総合展示会「中華人民共和国博覧会」開催に主導的な役割を果たし、戦後30年近く交流が途絶えていた中国の実情を日本国内に紹介することで、中国に対する理解を深め、その後の経済交流の基礎づくりを行った。

1980～90年代は、円高の進展から日本企業の海外進出意欲が高まり、一方、中国においては貿易権の規制緩和（地方分権）や外資誘致の活発化など改革開放政策の推進があいまって、日中のビジネスが本格化する。関西においては、第1回国際貿易・投資コンベンション（1983年）の時点ですでに中国に対する強い関心が示されていたことから、関西財界は、中国コンベンション（1985年）やG-BOC（1990～2002年）などの商談会等を通じて中国との貿易・投資にかかわる具体的なビジネス情報を積極的に提供し、日本企業、特に関西の中小企業の中国展開に一定の役割を果たした。天安門事件後は一時、経済交流が停滞するものの、関西・上海経済会議等を通じて、鄧小平が改革開放の加速を呼びかけた南巡講話以降の第二次中国ブームを下支えした。

2000年代に入り、中国の急速な経済成長に伴い、日本の政財界は中国脅威論に席卷される。大阪で開催された日中経済討論会は中国の改革開放のなかで生まれた新たな階層である民営企業家との交流の場を提供した。従来型の友好交流の限界を打破するという発想そのものは東京発、経済産業省主導だったが、東京では開催する「空気」がなく、関西財界の支援を受けて大阪で開催されたことは興味深い。中国脅威論を超えて、お互いに

民間の立場から考えをぶつけ、共存を摸索する試みであったが、その後の中国における「国進民退」の流れのなかで、開催の成果は限定的なものにならざるを得なかった。

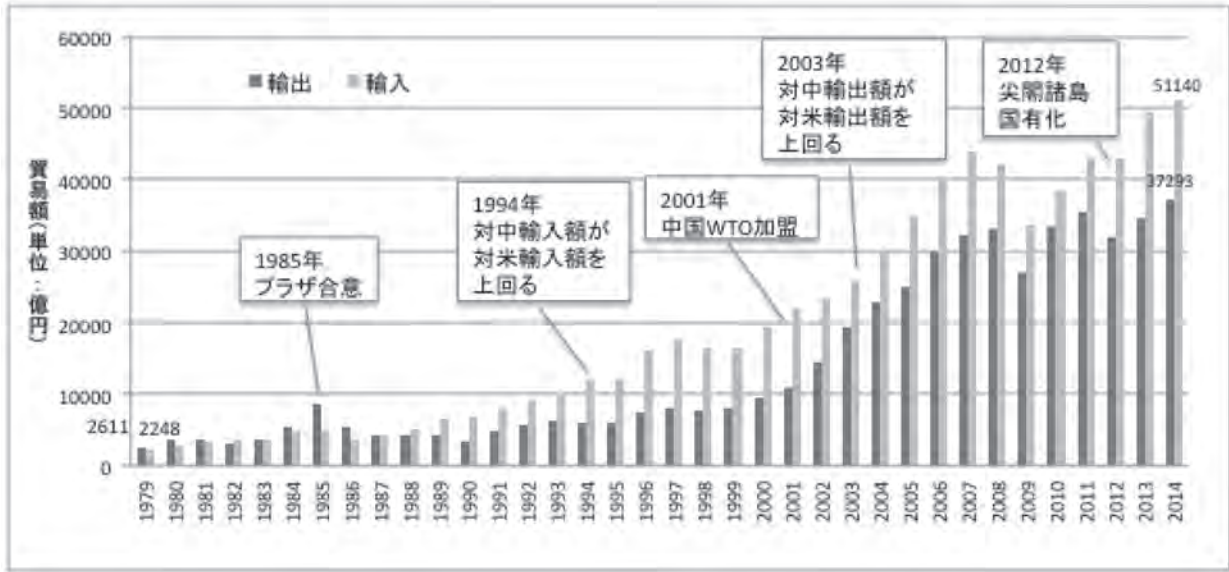
日中国交正常化への流れを作ったと評価された関西財界訪中団は、その後も継続して派遣されている。時代の変化、世代交代につれて、関西財界と中国要人との個人的なパイプは途絶え、中国要人との会談は調整が難しくなっているものの、直近の関西財界訪中団には国家最高レベルの幹部が会見に応じており、引き続き中国側は関西財界を重視していると見ることができる。ただ、中国からは中国の経済発展に対する日本（関西）の貢献が求められ、関西財界は、いかに相互補完関係を構築するかを模索している。

2014年の関西（2府4県）の対中貿易額は、輸出が3兆7293億円、輸入が5兆1140億円で、輸出入とも過去最高となった。日本の貿易に占める対中国貿易の割合は20.5%（2014年）であるのに対して、関西の貿易に占める対中貿易のウェイトは高く、27.7%となっている。

貿易額の推移をみても、関西では1994年に対中輸入額が対米輸入額を上回ったのに対し、日本全体では対中輸入額が対米輸入額を上回ったのは2002年であり、関西は全国に先んじて中国との貿易関係が深まっている（図1）。関西企業の中国に対する関心の高さが、関西財界に積極的な経済交流を行わせ、また、関西財界による取り組みが中国とのビジネスをサポートするという相互作用の結果であると言える。

日中両国はすでに密接な経済関係を築いており、双方に対立する問題があったとしても、話し合いの場は必要である。国交正常化前あるいはその直後と異なり、すでに数多くの日本企業が中国で事業を展開し、それぞれが現地の政府、団体、企業等、様々なレベルでネットワークを構築しており、そうしたルートを通じた情報交換も可能である。しかし、個々の企業レベルでは事業への影

【図1】 関西の対中国貿易額推移



出所：大阪税関

※関西2府4県は大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山を指す

響を懸念して、言いたいことを率直に言えない場合もある。その意味で財界あるいは経済団体の役割は引き続き重要である。なかでも、関西財界は政治問題がからむことは少なく、また日中関係の「井戸を掘った人」でもあり、中国側も比較的対応しやすいものと考えられる。

横浜に住む華僑の林兼正は、華僑と日本人との関係について、長崎では「親戚」のように親しい付き合いをし、神戸では親戚ほどではないが、少なくとも「友人」の関係にある。これに対して、横浜では、日本人とは「隣人³⁴」である、と述べている（譚、2008、p.106）。西日本の方が華僑あるいは中国をより受容していると言える。

東京一極集中が進み、関西経済のウェイトが下がるなか、こうした「関西ならではの」立場、状況を活かして、対話や交流の場を作り、日中関係の安定に役割を果たすことができるかが、今後問われるだろう。

<主な参考文献>

○日本語文献

青木俊一郎、2012年「パナソニック（松下電器グループ）の中国事業の始まり」、服部健治・丸川知雄『日中関係史 1972-2012 II 経済』、pp.146-149
 大阪商工会議所、1979年、『大阪商工会議所百年史』
 大阪商工会議所、『Chamber』、各月版
 大阪中国展覧会協会、1975年、『中華人民共和国展覧会報告書』
 外務省資料「日中関係正常化後の両国間の人的交流について」1973年7月9日、中国課
 関西経済連合会、1978年、『関西経済連合会友好訪中代表団報告書』
 関西経済連合会、『経済人』、各月版
 『関西財界訪中代表団報告書』各年版
 邱麗珍、2010年、『日本の対中経済外交と稲山嘉寛－日中長期貿易取決めをめぐって－』、北海道大学出版会
 小島末夫、2012年、「広州交易会の変遷」、服部健治・丸川知雄編、『日中関係史 1972-2012 II 経済』、東京大学出版会、pp.65-71
 佐々木信彰、2000年、『中国経済の展望』、世界思想社
 孫平化、1987年、『日本との30年 日中友好随想録』、講談社
 孫平化、1998年、『中国と日本に橋を架けた男（私の履歴書）』、日本経済新聞社
 孫平化、武吉次朗訳、2012年、『中日友好随想録 孫平化が記録する中日関係』、日本経済新聞出版社
 田中洋之助、1975年、『日向方齊論』、ライフ社
 譚璐美・劉傑、2008年、『新華僑 老華僑 変容する日本の中国人社会』、文春新書

東京中華人民共和国展覧会協力会、1975年『記録・中華人民共和国展覧会 東京 1974年』
『名古屋訪中経済使節団報告書』、1972年
西田健一、2005年、『ナニワ商人中国奮闘記』、講談社
一般社団法人日中経済貿易センター、2014年、『60年のあゆみ 1954-2014』
日向方齊、1987年、『私の履歴書』、日本経済新聞社
李恩民、2001年、『転換期の中国、日本と台湾 - 1970年代中日民間経済外交の経緯 -』、御茶の水書房
李彦銘、2013年、『外資利用と国際社会への参与 - 1970年代末の大型プラント輸入と日中経済協力を中心に』国分良成・小嶋華津子編、『現代中国政治外交の原点』、慶應義塾大学出版会、pp.345-368

○中国語文献

王志乐、1998年、『日本企業在中国的投資』、中国経済出版社
谷牧、2009年、『谷牧回顧録』、中央文献出版社
林連徳、1990年、『当代中日貿易关系史』、中国对外经济贸易出版社

- 1 経済団体が行う民間の経済交流には、国際経済会議の開催、展示会の開催、経済使節団の派遣、外国政財界人の接遇など、様々な方法がある。
- 2 「経済界」あるいは「財界」という用語は多義的であるが、本稿では業種横断的・総合的な性格をもつ総合経済団体を指す。
- 3 1972年7月29日～8月10日派遣。構成は、石井健一郎団長（大同製鋼社長・名古屋商工会議所副会頭）、三宅重光副団長（東海銀行頭取・名古屋商工会議所副会頭）ほか計16名。
- 4 日中経済合同委員会、日中経済センター構想については李（2001年、pp.32-34）に詳しい。
- 5 李（2001、p.30）によれば同センター理事長には稲山嘉寛経団連副会長（新日鉄社長）が就任したほか、田中脩二郎元日本国際貿易促進協会常務理事、木村一三日本国際貿易促進協会関西本部専務理事、岡崎嘉平太日中覚書貿易事務所代表、小松良一経済同友会副代表幹事（小松製作所社長）、日向方齊関西経済連合会副会長（住友金属工業社長）、岩佐凱実富士銀行会長、上枝一雄三和銀行頭取、神林正教日綿実業社長、柴山幸雄住友商事社長らに加え、当時中日貿易四原則受け入れを表明せず、中国との貿易に直接関与していなかった三菱商事（江守盛久常務）、三井物産（水上達三相談役）らも参画していた。
- 6 大阪商工会議所、1973年9月、『Chamber』、p.53。なお同協会の副会長に岸大阪府副知事、内山大阪市助役ら8名、名誉会長は芦原義重関西経済連合会会長、顧問には黒田知事、大島市長ら6名が選任された。

- 7 日本国際貿易促進協会関西本部、1974年『創立20周年記念 20年のあゆみ 1954-1974』にこうした表現がある。
- 8 これに伴い、予想を上回る入場料収入（6億6533万円）が確保された。
- 9 大阪と東京の開催経費を比較すると4倍以上の開きがある。これは、東京では既存の施設（東京国際見本市会場）で開催したのに対して、大阪では万博記念公園に日本側負担により仮設の展示館が建設されたため、大阪の展覧会の仮設館建設を含めた会場関係費用は全体の約6割（約11億円）に達した。
- 10 松下電器はその後、市場調査等を進め、1987年5月、北京市にカラーテレビ用ブラウン管を製造する合弁会社「北京・松下カラーブラウン管有限公司（略称BMCC）」が設立された。
- 11 中国貿易・投資コンベンションについては、大阪商工会議所『昭和60年度事業報告書』pp.208-213、1986年1月18日『日経産業新聞』「大阪府（3）対中貿易の道切り開く（産業人国記）」、1985年12月1日『日本経済新聞』「投資・貿易会議、日中の相互理解深め11月30日に閉幕——資本・技術交流地ならし」による。
- 12 1986年1月18日『日経産業新聞』によれば、井植は戦前8年間上海に住み、通信用電池の工場を新設、運営した。戦後は1980年から中国で加工貿易を始め、1986年時点では中国にカラーテレビ、テープレコーダー、電卓等を生産する生産型企業6社（独資2社、合弁会社4社）を持っていた。
- 12 1986年1月18日、『日経産業新聞』「大阪府（3）対中貿易の道切り開く（産業人国記）」
- 13 日本企業からは、「現地の人と直接接することができ、中国の実情把握に役立った」といった声がある一方で、商談継続に至らなかった日本企業からは「取引形態が合わない」（29.7%）、「製品が合わない」（24.6%）、「提案プロジェクトの内容が固まっていない」（21.1%）といった意見が聞かれた（回答数175件、複数回答）。また中国側の外貨割当や輸出義務を問題に挙げる声も聞かれた。
- 14 主催は大阪府、大阪市、大阪商工会議所、大阪府中小企業団体中央会、大阪府商工会連合会。
- 15 2013年7月2日、松本道弘元大阪商工会議所常務理事へのインタビュー。大阪企業家ミュージアムにて。
- 16 主催は世界ビジネス・コンベンション開催協議会（大阪商工会議所、大阪府、大阪市、京都商工会議所、神戸商工会議所、大阪府中小企業団体中央会、大阪府商工会連合会により構成）。通商産業省、日本貿易振興会、日本商工会議所後援、日本自転車振興会、（財）大阪中央地場産業振興センター協賛。
- 17 2003年より「チャイナファッションフェア（CFF）」として開催されてきたが、2014年9月開催の東京展から「アジア・ファッションフェア」に改称した。
- 18 山田寧日中経済貿易センター専務理事による
- 19 主催は、関西側は「関西・上海経済会議組織委員会」

- (構成団体：大阪府、大阪市、関西経済連合会、大阪商工会議所、大阪工業会、関西経営者協会、日中経済協会関西本部、日中経済貿易センター、関西経済同友会、学会関係者ほか)、上海側は、上海市人民政府、浦東新区管理委員会、上海市人民政府外事弁公室、対外経済貿易委員会、経済委員会、外国投資工作委員会、経済体制改革弁公室ほか。
- 20 研修テーマは「2010年上海万博成功のために」(2004年)、「上海の商業物流産業の発展」(2005年)等で実施された。
- 21 関西経済同友会常任幹事、事務局長等を長年務めた萩尾千里大阪国際会議場顧問は、「上海幹部研修」を受けたメンバーが上海市人民政府のなかで活躍しており、そのなかの一人、高文偉上海世博(集団)有限公司副総裁の計らいにより、上海万博では待ち時間もなくVIP待遇で各パビリオンを見学したことを例に挙げ、継続的な交流の重要性を強調した。(2014年3月14日萩尾千里氏へのインタビュー。大阪国際会議場にて。)
- 22 主催は「日中経済討論会開催委員会」で、関西経済連合会、大阪商工会議所、関西経済同友会、大阪工業会、関西経営者協会、日本経済新聞社、経済産業省、日本貿易振興会(ジェトロ)、貿易研修センター(IIST)で構成。
- 23 ただし、登壇し講演する参加者については日中双方とも会議参加費は免除された。
- 24 ただし、経済産業省の保証が前提とされたため、「招聘状は『経済産業省北東アジア室長 津上俊哉』と組織とも個人ともとれる名義で出した」。2014年8月20日津上氏へのインタビュー。東京・津上工作室にて。
- 25 日中関係が「政冷」と呼ばれた時期に経済関係を促進するという当初の役割を一定程度果たしたとして、2008年に区切りがつけられた。
- 26 当初、大阪府ならびに大阪市と友好都市である上海市との経済交流推進を目的として発足したが、上海にとどまらず中国全体との経済交流を視野に入れるために、後に「大阪-中国経済交流推進連絡会議」(略称:チャイナ・ワーキング)に改称された。
- 27 芦原関西経済連合会会長は1972年7月24日、関西財界の依頼を受けて第2次関西財界訪中団の団長就任を打診した大平外相に対して、「いまの段階で財界人の自分が訪問してもあまり意味はない。それより外相の訪中が順序として先」と、団長就任を固辞した(1972年7月25日朝日新聞)。芦原は1971年の訪中団長も固辞しており、民間主導の中国との関係改善には積極的ではなかった。
- 28 日向は関西経済同友会代表幹事在任中の1965年、大和銀行に対して信託業務分離を迫った大蔵省に対して、銀行法に認められているにもかかわらず、行政が介入するのは不当として、強く反発、大和銀行支持の声明を発表。最終的には大蔵省が引き下がる形で事態は収拾した。
- 29 1965年、市況悪化を受けて、粗鋼減産を指示する通産省に対して、住友金属工業が輸出を別枠としない点や、通産省指示に従わない場合は粗鋼生産用原料炭の割当を削減すると通告されたことから、不当な行政介入と反発した事件。最終的には住友金属工業が減産を受け入れる形で決着した。
- 30 孫平化は1996年9月に来阪し、塩川正十郎や木村一三の手配により関西財界との懇談午餐会に出席した際、「驚愕したのは関西財界の巨頭に知り合いが独りもいなくなって」おり、「新しい友人の塩川氏を除けば、知人は私より半年ほど年長の木村(一三)氏だけである」と述べている(孫、2012、p419)。木村は2006年逝去。
- 31 大阪工業会は2003年4月、大阪商工会議所に統合。
- 32 関西経営者協会は2009年5月、関西経済連合会に統合。
- 33 日本国際貿易促進協会関西本部は1984年6月、日中経済貿易センターに改称。
- 34 「隣人」とは、挨拶はするが、必ずしも心が通い合っているわけではない、の意味。(譚、2008、p107)

A Study on the Role of Kansai Business Community for the Japan-China Economic Exchange after the normalization of diplomatic relations

This paper analyses the role of Kansai Business Community in Japan-China economic exchanges after the normalization of diplomatic relations.

Kansai business community consistently has been promoted economic relationship with China, through holding exhibitions, business matching events or dispatching delegations. China continuously gives substantial weight to economic exchange with Kansai business community.

In 1970's, China imported various plant equipment from Japan to promote industrial modernization. At the Japanese side, large-scale companies played a major role as plant exporters.

After Plaza Accord, many Japanese companies, especially small and medium sized labor-intensive manufacturing companies focused on China as a future investment destination due to lower cost, Kansai business community had worked actively on promoting the trade and investment between two countries.

In 2000's, Tokyo business community was covered by "China threat theory", the executive official of Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) considered Kansai as more suitable place for "Japan China Economic Conference", Kansai business community sponsored the annual conference from 2001 to 2008 and promoted the direct communication between private companies of two countries.

中国大学生の一般食品及び冷凍食品の消費志向

朱 美 華 (東京大学 農学特定支援員)

荒 木 徹 也 (東京大学 准教授)

1. はじめに

食料需要に影響を与える要因には、消費者の所得、食料価格、消費者選好がある。消費者選好は、食料消費が成熟することにつれ、消費の多様化と高級化が進むと考えられる。また、消費者選好は消費者のライフスタイルやライフサイクルとも強い関係がある。例えば中谷(2013)^[17]の研究では、高齢者は若中年層に比べ、食品安全性志向は高い一方、調理済の冷凍食品、テイクアウト食品、外食の依存度が低いなどの特徴があるということが明らかになった。

日本における食生活の変化を見ると、1970年代から和食を中心とする伝統的な食生活から、食生活の洋風化と高級化が進み、それにやや遅れて進展した食の外部化という2つの変化が見られる。食の外部化は調理食品(惣菜や冷凍食品、弁当など)や外食消費の増加として現れる。総務省の『家計調査』によると、1975年から2006年の間に、調理食品費と外食費の合計が飲食費に占める割合は15%から32%へと増加している。また、日本冷凍食品協会の統計によると、国民1人当たりの冷凍食品の消費量は1968年の0.8 kgから2012年の21.2 kgへと増加している。

日本のような食生活の変化が、近年急速な経済成長を遂げている中国においてもみられている。1949年に中華人民共和国が成立してから1978年に改革開放政策が実施されるまでの間、中国国内の最大の課題は食料の量的な確保であり、食生活は穀物の消費がメインとなっていた。1978年の改革開放以後は穀物の単一消費から野菜を代表とする副食品の消費が増加し、さらに1990年代に入ってから、食品安全性を重視する食生活の高級化が進んでいる。そして、2000年以後からの食生活は加工食品・外食への依存度が増加し、中国の食生活のスタイルそれ自体が変わりつつある。『2008年中国飲食産業運営報告』によると、飲食業の小売額は1978年の54億元から2007年の12,352億元まで増加し、一人当たりの飲食消費額は1978年の5.68元から2007年の950.15元に増加した。また、『中国統計年鑑2014』によると、2013年中国都市住民の家庭食品支出に占める外食費の割合は21.8%に達し、上海のような都市においては27.8%を占めている。一方、『中国コールドチェーン物流発展報告2011』によると、2010年中国国民一人当たりの冷凍食品の年間消費量は上海市で4.5 kg、北京市で4.1 kgであり、主な消費者層は未婚の若年層であると指摘

キーワード：

中国の大学生 一般食品 冷凍食品 消費志向

している。中国における冷凍食品の消費量の増加は、欧米諸国及び日本の消費量よりははまだ少ない状況であるが、今後は増加する傾向であると推測されている。関連する研究結果 Zhang ら (2012)^[31]によると、2010年から2015年までの冷蔵・冷凍食品に対する中国国民の平均需要増加率は4.3%と推測している。このような社会的な動向を背景に、2010年6月、中国の国家発展改革委員会は「物流業調整と振興計画」に基づき、「農産物コールドチェーン物流発展計画」を策定し、各機関の徹底的な実施を要求している。このような政策は冷凍食品の消費増加にプラスの影響を与えらると思われる。

日本をはじめとする先進国の食生活の変化過程を参考に、中国の食生活の変化を予測すると、今後中国では食生活の洋風化と食の外部依存化が引き続き深化すると思われる。本研究では他の世代より他国の食文化への関心度が高く、また比較的に教育水準の高い中国の大学生に対するアンケート調査を通じて、1) 中国の若者の食品消費志向を明らかにすると共に、2) 近い将来、冷凍食品の最も有力な消費者層（未婚の若年層）であると考えられる大学生の冷凍食品への評価を明らかにし、一般食品の消費志向と冷凍食品の消費との関係性を明らかにする。

2. 先行研究のサーベイ

本研究では大学生を対象に実施したアンケート調査に基づいて分析を行ったため、ここでは多くの先行研究の中で、①若者を対象にアンケート調査を実施し、その結果に基づいて分析を行った先行研究、②食品を調査内容とした研究に焦点を絞って先行研究のサーベイを行った。

上記の2点に関連した先行研究を纏めると、以下の2種類に分類することができる。一つは、若者の食品消費意識に関する研究（表1）であり、もう一つは食知識と食行動に関する研究（表2と

表3）である。若者の食品消費意識に関する研究では特定した食品（健康食品、野菜、輸入食品など）を調査内容とした研究が多い。一方、食に対する知識と食行動に関する研究では食品安全性を巡り、食に対する知識の把握状況と正しい食行動が実際の生活の中でどのように実施されているかを明らかにした研究が多い。分析に使われた主な方法には、単純集計・クロス集計を基本的な分析方法として、さらに χ^2 乗検定、t検定、因子分析などの集計方法が使用されている。また、分析に使われたアンケート調査のサンプル数は50人という少ない研究もあれば、4000人というサンプル数の多い研究もある。国別では日本の若者をはじめ、中国、アメリカ、ヨルダン、トルコ、ギリシアなどの国がある。

中国の大学生を調査対象にした先行研究も上記の全体の先行研究と類似した特徴を持ち、主に食品消費志向に関する研究（陳彤旭 (2006)^[32]、劉寧寧 (2014)^[34]）と食品をめぐるKAP(Knowledge, attitude and practice)意識調査に関する研究（殷建忠 (2010)^[33]、左群 (2012)^[41]、徐上知 (2013)^[38]、王晓莺 (2014)^[36]、吾斯曼江・奴阿洪 (2014)^[37]）に分類することができる。そのうち、大学生を対象としたKAP(Knowledge, attitude and practice)意識に関する研究が大部分を占めている。

中国の若者を対象に行ったアンケート調査に基づく研究には、小野田 (2014)^[6]と小野田 (2014)^[7]があるが、両者とも食品に焦点を当てた意識調査ではなく、ライフスタイル、行動・価値観、家庭・教育・仕事観、メディア観に関する調査である。

一方、中国の冷凍食品に関しては、石塚 (1999)^[1]、後藤 (2010)^[13]、伊東 (2010)^[2]などの研究があげられるが、2002年の冷凍ほうれん草事件や2007年の冷凍餃子事件といった残留農薬問題を背景に、冷凍食品の安全性に関する研究が中心に行われてきた。そして、現地調査に基づく事例分析が主流であり、冷凍食品に関する消費

意識を明らかに研究ではない。

本研究は今までの研究蓄積では十分に分析されていない部分、1) 中国の若者を対象に、食品を調査内容とした分析、2) 冷凍食品に関しては現

地調査に基づく事例分析ではなく、消費者意識を解明するための分析を行い、中国の大学生の食品と冷凍食品の消費志向を明らかにする。

表1 若者の食品消費意識に関する先行研究のまとめ

論文タイトル	代表著者	掲載雑誌	掲載年度	調査対象	調査数	分析目的	分析方法
女子短大生における健康志向食品の利用状況と生活行動との関連性について	亀山良子	『学校保健研究』40(2)	1998	静岡県内の女子短大生	282人	女子短大生を対象に、健康志向食品の利用状況、利用頻度と食生活・健康状態の関連性を検討する	χ^2 乗検定
大学生の食品及び生活用品の購入行動に関する研究	全聖福	『デザイン学研究』50(6)	2004	韓国蔚山大学の大学生	50人	食品及び生活用品についての購入意識を明らかにする	5段階評価によるSD法
コミュニケーションと大学生の食品消費	陳彤旭	『中国青年政治学院学報』2006(1)	2006	中国北京市5大学の大学生	291人	中国北京市の大学生の消費行動がどのような要因の影響を受けるかを明らかにする	単純集計、クロス集計
現代の独身20代の食生活・食の安全への意識	農林中央金庫	『缶詰時報』87(5)	2008	東京近郊20代の独身男女	400人	現代若者の「食」に関する意識と実態を探る	単純集計、クロス集計
男女大学生における輸入食品についての消費者意識の動向に関する調査	加藤征江	『日本食生活学会誌』21(1)	2010	北陸地域の大学生	308人	輸入食品の購入意識やイメージ、安全・安心意識に対する消費者意識を分析する	2重・3重クロス集計、 χ^2 乗検定
若者と中高年の野菜消費意識に関する比較	水野和代	『日本食生活学会誌』22(2)	2011	大阪府の専門学校生、中高年	441人	野菜ベネフィットと野菜加工品に対するイメージについて若者と中高年の意識を比較する	t検定、因子分析
北京市の大学生の健康食品の消費現状と影響要因	劉寧寧	『中国公共衛生』30(3)	2014	中国の北京市の大学生	465人	中国北京市の大学生の健康志向食品の消費状況を明らかにし、健康志向食品の開発に科学的な根拠を提供する	χ^2 乗検定、Logic回帰分析

出所：先行研究に基づき筆者が整理

表2 食に対する知識と食行動に関する先行研究のまとめ I

論文タイトル	代表 著者	掲載 雑誌	掲載 年度	調査 対象	調査数	分析目的	分析 方法
中学生の味覚と食意識・食行動の関係性：食意識と食行動の視点から	鈴木智子	『日本家庭科教育学会誌』50(2)	2007	中学生(地域未記入)	424人	中学生の食味・食意識・食行動の関係性を検討し、実態に即した食教育の在り方について考察する	因子分析、t検定、U検定
Food Safety Self-Reported Behaviors and Cognitions of Young Adults: Results of a National Study	Carol Byrd-Bredbenner	Journal of Food Protection, 7(8)	2007	アメリカの高校生以上の若者	4343人	食品安全に関する知識、心理社会的要因、自己報告による行動と教育レベルとの関係性を明らかにする	F検定
Risky Eating Behaviors of Young Adults—Implications for Food Safety Education	Carol Byrd-Bredbenner	Journal of the American Dietetic Association, 108	2008	アメリカの高校生以上の若者	4343人	教育レベルが高校以上の若者の危険な摂食行動を男女別、人種別(白人・非白人)に評価する	回帰分析
Food safety educational intervention positively influences college students' food safety attitudes, beliefs, knowledge, and self-reported practices	Linda Yarrow	Journal of Environmental Health, 71	2009	アメリカの大学生	59人	食品安全に関する教育が大学生の食品安全意識・信念・知識・食品取扱行動にどのように影響するかを評価する	χ^2 乗検定
Comparison of food safety cognitions and self-reported food-handling behaviors with observed food safety behaviors of young adults	JM Abbot	European Journal of Clinical Nutrition, 63	2009	アメリカの大学生	153人	食品安全意識、自己報告した食品取扱行動と記録された食品安全行動を比較する	回帰分析
The knowledge and practice of food safety by young and adult consumers	Nevin sanlier	Food Control, 20	2009	トルコの14-19歳の青少年と20歳以上の大人	1461	食品安全に関する知識の所有と食品取扱行動の正確性の可否について、青少年と大人についての比較を行う	χ^2 乗検定、相関分析
Knowledge, attitude and practice of Taif University students on food poisoning	Labib Sharif	Food Control, 21	2010	サウジアラビアの大学生	1020人	大学生の食中毒に関する知識、意識、食品取扱行為に関して、保健学科と人文学科間の比較、男女別の比較を行う	単純集計、クロス集計、分散分析

出所：先行研究に基づき筆者が整理

表3 食に対する知識と食行動に関する先行研究のまとめⅡ

論文タイトル	代表 著者	掲載 雑誌	掲載 年度	調査 対象	調査数	分析目的	分析 方法
昆明市の852名大学の食品安全知識、態度及び行為に関する調査	殷建忠	『实用预防医学』17(4)	2010	中国昆明市の大学生	852人	昆明市大学の中、医学部の大学生と非医学部の大学生の食品安全意識に対する差異を明らかにし、今後の大学生の食品安全教育に活用する	χ^2 乗検定、Logic回帰分析
Food safety knowledge and practices among college female students in north of Jordan	Tareq M. Osaili	Food Control, 22	2011	ヨルダンの女子大学生	867人	大学生の食品安全知識の把握状況を評価すると同時に、食品安全知識と大学生の専攻、家庭収入状況、学年との関係性も明らかにする	単純集計、クロス集計、 χ^2 乗検定
Food safety knowledge and food-handling practices of Greek university students: A questionnaire-based survey	Thomai Lazou	Food Control, 28	2012	ギリシアの大学生	837人	大学生の食品安全に関する知識と年齢、専攻、性別間の関連性を明らかにする	χ^2 乗検定、ロジック回帰分析
上海市大学生の食品安全に関するKAP調査と分析	左群	『公共卫生と预防医学』23(2)	2012	中国上海市の大学生	200人	専門の違う中国上海市の3大学の学生についてKAP調査を実施し、食品安全知識の把握状況と食行動を明らかにする	t検定
石河子市の大学生の食品安全に関する知識・信念・行動調査	徐上知	『中国学校衛生』	2013	中国石河子市の大学生	567人	中国石河子市の大学生の食品安全知識、態度、行動の現状を明らかにし、大学の健康教育のための根拠を提供する	Wilcoxon検定、Kruskal-Wallis H検定
女子大学生におけるソーシャル・サポートおよび食に対する知識と適切な食行動のセルフ・コントロール	福岡欣治	『川崎医療福祉学会誌』23(1)	2013	K大学の女子大学生	132人	食に関する知識、健康に関するソーシャル・サポートが食行動に関する自己効力を介して、適切な食行動の実行に及ぼす影響を検討する	χ^2 乗検定、t検定、相関分析
ウルムチ市大学生の食品安全知識、態度及び行為状況	吾斯曼江・奴阿洪	『中国学校衛生』35(2)	2014	中国ウルムチ市大学生	1115人	中国新疆大学生の食品安全知識、態度、行為(KAP)に対する現状を解明し、食品安全に関する宣伝、教育活動に科学的な根拠を提供する	t検定、標準偏差分析、多変量回帰分析
女子大学生における食行動異常尺度の作成	内海貴子	『宮城学院女子大学発達科学研究』14	2014	宮城学院大学の女子大学性	755人	摂食障害および肥満症の食行動異常を包括的に捉えた心理尺度の開発を試みる	因子分析
女子大学生における食行動異常の因果モデルの作成	内海貴子	『宮城学院女子大学発達科学研究』14	2014	宮城学院大学の女子大学性	755人	青年期女性の食行動異常を包括的に捉えた心理尺度を用いて、食行動異常と瘦身願望を含む心理的要因を検討する	探索的因子分析、共分散構造分析
蘇州市3大学学生の食品安全知識、態度、行為調査	王晓莺	『環境と職業医学』31(12)	2014	中国蘇州市の大学生	1300人	中国蘇州市の大学生の食品安全知識、態度、行為(KAP)に対する現状を解明し、大学生の食品安全関連教育のため根拠を提供する	t検定

出所：先行研究に基づき筆者が整理

3. 調査・分析方法

アンケート調査票は、2013年6月に中国の大学生25人（うち有効回答数が20部）に対してプレ調査を実施した上で、得られた調査結果に基づいて調査票を修正し、本アンケート調査票を作成した。因子分析に使われた調査項目は、先行研究（加藤（1998）^[9]、Likarら（2006）^[25]、北倉・陳（2007）^[11]、Ovcaら（2009）^[21]、氏家（2010）^[3]、水野（2011）^[20]、重野・宋（2011）^[14]）採用されている調査項目を参考にして作成した。また、本アンケート調査を実施する前に、2013年1月と6月、中国で青果物・畜産物・水産物などの冷凍食品を加工している3つの会社に対して現地調査を実施した際の意見も考慮に入れて、予め消費者の食品消費志向に関する仮説（表4）を立てた。アンケート調査票は、回答者のプロフィール、一般食品に対する消費意識、冷凍食品の消費経験、冷凍食品の持つ優位性への評価という4つの内容で構成されている。本調査は、2013年9月中旬～10月中旬にかけて、北京市の2大学、天津市の1大学、上海市の1大学とハルビンの1大学でアンケート調査を行った。

アンケート調査結果の分析には単純集計、クロス集計、相関分析、因子分析および数量化Ⅱ類分析を適用した。

なお、相関分析および因子分析にはJMP Pro 10 (SAS Insititute Inc) を、数量化Ⅱ類分析には群馬大学・青木繁伸氏のBlack-Box統計解析サイトを利用した。

表4 中国大学生の食品消費志向に関する仮説

仮説	調査票の項目内容
鮮度志向	見栄えのよい生鮮食品を買う
	収穫後経過時間の短い食品を買う
	色の鮮やかな生鮮食品を買う
低価格志向	特売の食品を買う
	値引きされた食品を買う
	少しでも安いところで買う
	景品やサンプル付きの物を選ぶ
安全性志向	農薬の少ない商品を選ぶ
	添加物の少ない食品を買う
	消費・賞味期限を確認して買う
メディア情報志向	口コミを参考に食品を買う
	テレビCMで見た食品を買う
	インターネット情報を参考に食品を買う
健康志向	健康・美容に良い食品を買う
	自分や家族の健康に合わせて食品を買う
	カロリー・塩分・脂質の少ない食品を買う
ブランド志向	大型スーパーで食品を買う
	有名な食品企業の食品を買う
	先進国から輸入された食品を買う
簡便調理志向	調理しやすい下拵え食品を買う
	時間のかからない半調理食品を買う
	調理完成品を買う

4. 分析結果

(1) 回答者の基本状況

アンケートの総配布部数は703部であり、そのうち有効回答部数は515部である。回答者の属性を表5に示す。性別で見ると、男性が回答者総数の56.7%を占め、女性が43.3%を占めている。専攻別では理系回答者が71.5%、文系回答者が28.5%を占めている。大学入学前の居住地を見ると、都市部が15.5%、都市近郊34.4%、町が11.8%、農村が38.3%を占めている。

表5 回答者の属性

属性		回答者数 (人)	回答割合 (%)
性別	女性	223	43.3
	男性	292	56.7
専攻	理系	368	71.5
	文系	147	28.5
居住地	都市	80	15.5
	都市近郊	177	34.4
	町	61	11.8
	農村	197	38.3

(2) 食品消費志向

中国の大学生の食品消費志向を明らかにするため、本研究では因子分析を通じて仮説を検証することにした(表4)。因子分析において、因子負荷量の推定法は最尤法、事前共通性は共通因子分析(対角要素 = SMC)法、回転方法はVarimax回転にそれぞれ設定した。まず、全22項目に対して因子分析を行い、共通性が0.2以下であった「特売の食品を買うようにしている」「値引きされた食品を買う」「添加物の少ない商品を買う」「カロリー・塩分・脂質の少ない食品を買う」「調理しやすい下拵え食品を買う」「調理完成品を買う」という6項目を除外した上で、残った16項目に対して再度因子分析を行い、固有値が1.0以上の

4つの因子を抽出した。分析結果を表6に示す。なお、4の因子の累積寄与率は57.1%であった。まず、各因子のネーミングについて説明する(表6)。第1因子においては、「テレビCMで見た食品を買う」(0.76)、「インターネット情報を参考に食品を買う」(0.70)、「健康・美容に良い食品を買う」(0.56)3つの項目の因子負荷量が高い。しかし、第1因子では「テレビCMで見た食品を買う」「インターネット情報を参考に食品を買う」の2項目の因子負荷量が比較的に高く、これらの項目の共通性はテレビやインターネットを通じて食品関連情報を収集し、消費行動を決定するため「メディア情報志向」とネーミングした。

第2因子においては、「見栄えのよい生鮮食品を買う」(0.51)、「収穫後経過時間の短い食品を買う」(0.66)、「色の鮮やかな生鮮食品を買う」(0.52)、「消費・賞味期限を確認して買う」(0.60)、「有名な食品企業の食品を買う」(0.50)、「大型スーパーで食品を買う」(0.39)の項目の因子負荷量が高い。しかし、「見栄えのよい生鮮食品を買う」、「収穫後経過時間の短い食品を買う」、「色の鮮やかな生鮮食品を買う」、「消費・賞味期限を確認して買う」の4項目の共通性は食品の鮮度を重視することであったため、第2因子は「鮮度志向」とネーミングした。第2因子に「有名な食品企業の食品を買う」、「大型スーパーで食品を買う」項目が入っているにも関わらず、「鮮度志向」とネーミングしたことについては以下のよう

中国における代表的な大型スーパーマーケットは、アメリカに本社をおくウォルマート(Wal-Mart)、フランスに本社をおくカルフル(Carrefour S.A.)、上海に本社をおく世紀聯華(Century Mart)、台湾に本社をおくテスコ(Tesco)等があり、これらの大型スーパーマーケットでは冷蔵・冷凍設備などをはじめの基本設備が比較的に完備されている。したがって、大型スーパーや有名企業の商品は、食品の品質・安全性の面ではもちろん、鮮度維持の面においても他

企業に比べて優位性を持っていると消費者に評価されている社会的な背景がある。

第3因子においては、「少しでも安いところで買う」(0.70)、「景品やサンプル付きの物を選ぶ」(0.66)、「農薬のより少ない商品を選ぶ」(0.45) 3つの項目の因子得点が比較的に高いが、「少しでも安いところで買う」、「景品やサンプル付きの物を選ぶ」の項目が他の項目より因子負荷量が顕著に高く、商品の単価を重視する共通性があったため、「価格重視志向」とネーミングした。

第4因子においては、「自分や家族の健康に合わせて食品を買う」(0.45)、「先進国から輸入された食品を買う」(0.67)、「時間のかからない半調理食品を買う」(0.49)、「口コミを参考に食品を買う」(0.33)の項目の因子負荷量が高い。その中で、「先進国から輸入された食品を買う」という項目については以下のように補足する。中国では近年、先進国からの輸入食品が小売店舗でも増加しているが、消費者は主に2つの理由で購入している。1つの理由は、先進国からの輸入食品は国内の食品より相対的に高価であり、自己消費費用ではなく贈答用として購入する機会が多いため、一定のブランド価値を有している。その代表的な例として、青森産のリンゴ、新潟産のコシヒカリ、フランス産のワインなどがある。もう1つの理由は、輸入食品の品質が国内産の食品より高く、安全性も保証されていると一般的に認識されているため、価格が高くてもしっかりと合理的であると思われるからである。最も典型的、且つ身近な例として、中国でメラミン混入粉ミルク事件が発生した際に、日本の大手乳業メーカーが製造した粉ミルクが中国国内で売れ筋がよかったということがある。先進国において、食品の生産及び管理基準が中国国内より厳しく、また食品安全性に関する政府と関連機関の監督も制度化されていると認識されているため、中国の消費者は先進国からの輸入食品は中国の国産食品より安全であると評価している。言うまでもなく、安全性に優れた食品は

健康にもよいため、第4因子は「健康志向」とネーミングした。

本研究では回答者全体のデータをもとに因子分析を行ったため、特定の消費者ターゲット層(男女別、地域別など)の特徴的な消費志向の解明には至っていない。また、表7に示した通り、調査前の7つの仮説のうち、「メディア情報志向」「鮮度志向」「低価格志向」「健康志向」については分析結果とほぼ一致したが、「ブランド志向」「簡便調理志向」「安全性志向」に含まれる項目が別の消費志向として評価された。特定の消費者ターゲット層に焦点を当てた場合には、回答者全体の結果とは異なる消費志向が抽出される可能性もある。また、食品消費志向のうち、メディア情報志向が最も強く、鮮度と低価格志向がそれに次ぐ一方で、健康志向が比較的に弱く、安全性志向が抽出されなかった原因としては、大学生はテレビやインターネット等への情報アクセスが一般消費者より多い反面、食品の消費は親の仕送りへの依存度が高く、子供や家庭を持っていないことが背景にあると思われる。

(3) 冷凍食品の消費経験、冷凍食品に対する評価及び一般食品消費志向と冷凍食品の購入との関連性

まず、冷凍食品の消費経験を把握するため、「大学入学前から現在に至るまでの冷凍食品の消費経験」について質問し、答えてもらった。大学入学前の状況を包括した理由は、中国では大学の寮に入っている学生が比較的に多いためである。表8に示した回答状況を見ると、約9割以上の回答者が冷凍食品を消費したことがあると答えた。その内訳を見ると、冷凍水産物類と冷凍畜産物類が4割から5割程度であり、第1位と第2位になっている。冷凍饅頭類(各種饅頭、茹で団子、麺類など)も3割以上を占めている。

表6 食品購買行動データの因子分析結果

因子	1	2	3	4
因子ネーミング	メディア情報志向	鮮度志向	低価格志向	健康志向
テレビCMで見た食品を買う	0.76	- 0.02	0.03	- 0.10
インターネット情報を参考に食品を買う	0.70	- 0.17	0.09	0.00
健康・美容に良い食品を買う	0.56	0.16	0.17	- 0.05
見栄えのよい生鮮食品を買う	0.40	0.51	- 0.19	- 0.28
収穫後経過時間の短い食品を買う	- 0.25	0.66	0.17	0.16
色の鮮やかな生鮮食品を買う	- 0.30	0.52	0.16	0.22
消費・賞味期限を確認して食品を買う	0.26	0.60	0.17	- 0.05
有名な食品企業の食品を買う	- 0.17	0.50	- 0.31	0.21
大型スーパーで食品を買う	0.09	0.39	- 0.08	0.33
少しでも安いところで食品を買う	0.05	- 0.05	0.70	0.01
景品やサンプル付きの物を選ぶ	0.23	0.07	0.66	0.02
農薬のより少ない商品を選ぶ	- 0.15	0.18	0.45	0.41
自分や家族の健康に合わせて食品を買う	- 0.05	0.20	0.17	0.45
先進国から輸入された食品を買う	- 0.10	- 0.10	- 0.17	0.67
時間のかからない半調理食品を買う	- 0.32	0.13	0.23	0.49
口コミを参考に食品を買う	0.10	0.30	0.00	0.33
固有値累積寄与率 (%)	20.25	36.25	48.50	57.16

表7 消費志向に関する仮説と因子分析結果の比較

仮説	調査票の項目内容	因子分析による消費志向
鮮度志向	見栄えのよい生鮮食品を買う	鮮度志向
	収穫後経過時間の短い食品を買う	
	色の鮮やかな生鮮食品を買う	
低価格志向	特売の食品を買う	分析除外項目
	値引きされた食品を買う	低価格志向
	少しでも安いところで買う	
	景品やサンプル付きの物を選ぶ	
安全性志向	農薬のより少ない商品を選ぶ	健康志向
	添加物の少ない食品を買う	分析除外項目
	消費・賞味期限を確認して買う	鮮度志向
メディア情報志向	口コミを参考に食品を買う	低い因子負荷量
	テレビCMで見た食品を買う	メディア情報志向
	インターネット情報を参考に食品を買う	
健康志向	健康・美容に良い食品を買う	健康志向
	自分や家族の健康に合わせて食品を買う	健康志向
	カロリー・塩分・脂質の少ない食品を買う	分析除外項目
ブランド志向	大型スーパーで食品を買う	低い因子負荷量
	有名な食品企業の食品を買う	鮮度志向
	先進国から輸入された食品を買う	健康志向
簡便調理志向	調理しやすい下拵え食品を買う	分析除外項目
	時間のかからない半調理食品を買う	低い因子負荷量
	調理完成品を買う	分析除外項目

表8 冷凍食品の購入状況

項目 (単一選択)	よく買う	時々買う	どちらも 言えない	あまり 買わない	買わない	
回答割合 (%)	16.3	54.6	2.7	23.5	2.9	
項目 (多選択)	冷凍果物類	冷凍野菜類	冷凍畜産物類	冷凍水産物類	冷凍麺類	冷凍饅頭類
回答割合 (%)	11.1	7.0	45.6	47.8	8.3	32.8

冷凍食品は多くの食品の中の一種類の食品である。消費者が冷凍食品を選択する理由は、他の食品、例えば冷蔵食品、缶詰食品、干し物（乾燥）食品と比較した場合、冷凍食品の何らかの長所が消費者によって評価されているからであると推測する。本研究では、消費者が冷凍食品を選好する理由を解明するために、相関分析と数量化Ⅱ類分析を行うことにした。まず、冷凍食品の優位性に関する項目と冷凍食品の消費経験に関する項目の相関分析を行い、5%水準で有意な相関関係が見られなかった項目については除外した上、数量化Ⅱ類分析を行った。また、消費者のライフスタイルや居住地域および冷凍食品の購入利便性も購入意識に影響を与えると判断したため、それらの項目も分析に加えた。

まず、相関分析におけるデータ設定は、性別、専攻、居住地域は名義データとして設定し、その他のデータは「当てはまる→当てはまらない」を5段階連続データとし、「5→1」の得点を与えた。これらの項目のうち、回答者のプロフィールである専攻および「鮮度の面での優位性」「美味しさの面での優位性」が冷凍食品の購入意識との間で5%水準の有意な相関関係が見られなかったため、数量化Ⅱ類分析から除外した。また、数量化Ⅱ類分析におけるデータの入力値については、「当てはまる」と「まあ当てはまる」を1に、その他の回答を0に設定した。目的変数は、冷凍食品の購入頻度であり、説明変数は回答者の属性、冷凍食品の調達利便性、冷凍食品への評価である。分析全体の判別率は69.13%であった。

数量化Ⅱ類分析の結果を表9に示す。まず、カテゴリー別で見ると、女性より男性の方が、近郊・農村・冷凍食品の調達利便性が劣っている地域（すなわち、スーパーなどの買い物先から比較的遠い地域）に住んでいた回答者の方が冷凍食品の消費に積極的である。また、冷凍食品の価格優位性、衛生優位性、安全性優位性を評価している回答者の方が、冷凍食品の消費に積極的である。全体的

に見ると、回答者の属性に関しては、性別よりも居住地域と冷凍食品調達利便性の方が冷凍食品の消費との関連性が強い。また、冷凍食品の消費においては、冷凍食品の価格の面への優位性評価が冷凍食品の消費との関連性が強い。

表9 数量化Ⅱ類分析による中国大学生の
冷凍食品の優位性への評価

アイテム	カテゴリー	カテゴリースコア	アイテムスコア
性別	女	- 0.066	0.1525
	男	0.087	
居住地域	都市	- 0.196	0.7033
	近郊	0.214	
	町	- 0.085	
	農村	0.508	
調達利便性	なし	0.646	0.6841
	あり	- 0.039	
価格優位性	否定	- 0.933	1.6452
	肯定	0.712	
衛生優位性	否定	- 0.102	0.3687
	肯定	0.267	
安全優位性	否定	- 0.129	0.2809
	肯定	0.152	
栄養優位性	否定	0.113	0.4991
	肯定	- 0.386	
分析全体の判別率	69.13%		

最後に、一般食品の消費志向と冷凍食品の消費の関連性を明らかにするため、一般食品の消費志向と冷凍食品へ消費経験の相関分析を行った。表10は、因子分析を通じて抽出した4つの消費志向のサンプル因子負荷量と冷凍食品の消費経験に関する二変量相関分析の結果である。

分析結果から見ると、一般食品の消費において、価格志向を持っている回答者が冷凍食品の購入に最も積極的である。

表 10 一般食品消費志向と冷凍食品購入との関連性

因子	(-1)* 対数 尤度	χ^2 値	p 値
第 1 因子 メディア情報志向	10.75	21.50	0.0003*
第 2 因子 鮮度志向	13.68	27.36	<.0001*
第 3 因子 低価格志向	27.50	55.10	<.0001*
第 4 因子 健康志向	4.03	8.06	0.0893

5. 結論と今後の課題

本研究では、中国の大学生を対象に、食品消費を調査内容としたアンケート調査を実施し、その分析結果から以下のようなことが明らかになった。第 1 に、中国大学生の一般食品の消費志向に関する因子分析の結果からは、1) メディア情報志向、2) 鮮度志向、3) 低価格志向、4) 健康志向という 4 つの食品消費志向が抽出された。第 2 に、冷凍食品の消費実態を見ると、回答者の 9 割以上が冷凍食品の消費経験を有していたことが確認できた。第 3 に、冷凍食品の消費経験と冷凍食品への評価との関連性に関する数量化Ⅱ類分析結果では、回答者の属性に関しては性別よりも居住地域と冷凍食品の調達利便性の方が冷凍食品の消費との関連性が強い。また、冷凍食品への評価には、冷凍食品の価格の面への優位性評価が冷凍食品の消費との関連性が強いことが明らかになった。第 4 に、一般食品の消費志向と冷凍食品の消費との関連性に関する二変量相関分析結果からは、一般食品の消費において、価格志向を持っている回答者が冷凍食品の購入に最も積極的であることが明らかになった。

本研究では大学生を調査対象としているため、一般消費者を代表するという点においては一定の

限界がある。しかしながら、本調査の分析結果は、一般消費者の食品選好志向と多く乖離せず、一般消費者に類似した食品消費志向が分析された。その点に関しては、卢ら (2005 年)^[35] の先行研究、中国の冷凍食品業界が低価格競争に走った原因を消費者と生産者の両側面から分析した研究結果によっても説明される。

なお、中国の若年層だけではなく、一般消費者の食品及び冷凍食品の消費志向を解明することが今後のさらなる課題である。また、消費者全体の購買行動だけではなく、特定の消費者ターゲット層（男女別、地域別など）の消費志向についても追加調査を実施し解明することにしたい。

参考文献

【日本語文献】

- [1] 石塚哉史、1999 年、「日系食品企業による中国での食品加工事業の展開：野菜加工の事例を中心に」『農経研究報告』30、pp.47-55。
- [2] 伊東敏行、2010 年、「中国冷凍野菜の取り組み経緯について」『日本農業学会誌』、35(1)、pp.66-72。
- [3] 氏家清和、2010 年、「公益への関心と食料消費行動—米購買履歴データによる分析—」『フードシステム研究』、17 (3)、pp.270-275。
- [4] 内海貴子、西浦和樹、2014 年、「女子大学生における食行動異常尺度の作成」『宮城学院女子大学発達科学研究』、14、pp.13-18。
- [5] 内海貴子、西浦和樹、2014 年、「女子大学生における食行動異常の因果モデルの作成」『宮城学院女子大学発達科学研究』、14、pp.19-24。
- [6] 小野田哲弥、欧陽菲、趙晋茹、2014 年、「中国“80 后”消費者意識調査レポート」『産業能率大学紀要』34 (2)、pp.57-78。
- [7] 小野田哲弥、欧陽菲、趙晋茹、2014 年、「中国“80 后”消費者意識調査に基づく新四族モデルの構築と検証」『産業能率大学紀要』35 (1)、pp.1-21。
- [8] 尾高恵美、2001 年、「高齢者の食料消費行動の特徴—食の外部化の現状と高い安全志向」『農林金融』、54(9)、pp.550-565。
- [9] 加藤征江、2010 年、「男女大学生における輸入食品についての消費者意識の動向に関する調査」『日本食生活学会誌』、21(1)、pp.44-53。
- [10] 亀山 (松岡) 良子、白木まさ子、竹内宏一、1998 年、「女

- 子短大生における健康志向食品の利用状況と生活行動との関連性について」『学校保健研究』、40(2)、pp.168-181。
- [11] 北倉公彦、陳子佳、2007年、「中国産野菜に対する消費者意識と量販店及び外食・中食企業の対応」『開発論集』、79、pp.231-250。
- [12] 草苺仁、2007年、「食生活の志向に関する需要分析」『農業経済研究 別冊、日本農業経済学会論文集』、pp.243-247。
- [13] 後藤拓也、2010年、「日本の食品企業による中国生産拠点の立地再編：冷凍食品企業2社の事例を中心に」『経済地理学年報』56(4)、pp.297-298。
- [14] 重野芳人、宋瑀、2011年、「中国からの輸入食品へのトレーサビリティ導入に対する日本人の選好：Conjoint分析に基づくアンケート解析」『国際文化研究科論集』、19、pp.103-115。
- [15] 鈴木智子、得丸定、2007年、「中学生の味覚と食意識・食行動の関係性：食意識と食行動の視点から」『日本家庭科教育学会誌』、50(2)、pp.121-134。
- [16] 全聖福、釜堀文孝、2003年、「大学生の食品及び生活用品の購入行動に関する研究：消費者の商品選択における購入行動に影響を及ぼす要因に関する研究」『デザイン学研究』、50(6)、pp.29-38。
- [17] 中谷義浩、2013年、「高齢者世帯の消費行動に影響を及ぼす要因分析」『ビジネススクリエーター研究』、4、pp.33-45。
- [18] 農林中央金庫、2008年、「現代の独身20代の食生活・食の安全への意識」『缶詰時報』、87(5)、pp.464-473。
- [19] 福岡欣治、2013年、「女子大学生におけるソーシャル・サポートおよび食に対する知識と適切な食行動のセルフ・コントロール」『川崎医療福祉学会誌』、23(1)、pp.101-110。
- [20] 水野和代、2011年、「若者と中高年の野菜消費意識に関する比較」『日本食生活学会誌』、22(2)、pp.98-105。
- [24] JM Abbot, C Byrd-Bredbenner, D Schaffner, CM Bruhn, L Blalock (2009) Comparison of food safety cognitions and self-reported food-handling behaviors with observed food safety behaviors of young adults, *European Journal of Clinical Nutrition*, 63, 572-579.
- [25] K. Likar, M. Jevšnik. (2006) Cold chain maintaining in food trade, *Food Control*, 117, 108-113.
- [26] Labib Sharif a, Talal Al-Malki (2010) Knowledge, attitude and practice of Taif University students on food poisoning, *Food Control*, 21, 55-60.
- [27] Linda Yarrow, Valentina M. Remig, Mary Meek Higgins (2009) Food safety educational intervention positively influences college students' food safety attitudes, beliefs, knowledge, and self-reported practices, *Journal of Environmental Health*, 71, 30-35.
- [28] Tareq M. Osaili, Bayan A. Obeidat, Dima O. Abu Jamous, Hiba A. Bawadi (2011) Food safety knowledge and practices among college female students in north of Jordan, *Food Control*, 22, 269-276.
- [29] Thomai Lazou, Marios Georgiadis, Kristina Pentieva, Aideen McKeivitt, Eleni Iossifidou (2012) Food safety knowledge and food-handling practices of Greek university students: A questionnaire-based survey, *Food Control*, 28, 400-411.
- [30] Nevin sanlier (2009) The knowledge and practice of food safety by young and adult consumers, *Food Control*, 20, 538-542.
- [31] Yancai Zhang, Hongfeng Xu, Yanmin Zheng (2012) Chinese residents' cold chain logistics demand forecasting based on GM (1,1) model, *African Journal of Business Management* 6(14), pp.5136-5141.

【英語文献】

- [21] Andrej Ovca, Mojca Jevšnik. (2009) Maintaining a cold chain from purchase to the home and at home : Consumer opinions, *Food Control*, 20, 167-172.
- [22] Carol Byrd-Bredbenner, Jaclyn Maurer, Virginia Wheatley, Donald Schaffner, Christine Bruhn, Lydia Blalock (2007) Food Safety Self-Reported Behaviors and Cognitions of Young Adults: Results of a National Study, *Journal of Food Protection*, 7(8), 1917-1926.
- [23] Carol Byrd-Bredbenner, Jaclyn Maurer Abbot, Virginia Wheatley, Donald Schaffner, Christine Bruhn, Lydia Blalock (2008) Risky Eating Behaviors of Young Adults—Implications for Food Safety Education, *Journal of the American Dietetic Association*, 108, 549-552.
- [32] 陈彤旭、孙璐、张超、巫嫻、2006年、「传播与大学生食品消费」(コミュニケーションと大学生の食品消費)『中国青年政治学院学报』(中国青年政治学院報)、第1期、pp.31-35。
- [33] 殷建忠、冉旭、王琦、吴少雄、蒋尚群、2010年、「昆明市852名大学生食品安全知识、态度及行为调查」(昆明市852名大学生の食品安全知識、態度及び行為調査)『实用预防医学』(実用予防医学)、17(4)、pp.699-701。
- [34] 刘宁宁、杨洋、张璟、唐晓纯、郑风田、2014年、「北京高校大学生保健食品消费现状及影响因素」(北京市大学生の健康志向食品の消費現状及び影響要因)『中国公共卫生』(中国公共衛生)、30(3)、pp.272-274。
- [35] 卢凤君、樊昕焯、吴敬学、2005年、「基于价格-质量价值模型的速冻食品行业价格竞争原因探究」(価格-品質価値モデルに基づいた冷凍食品業界の価格競争原因の探求)『农业经济问题』(農業経済問題)、2005年度増刊、

- pp.79-83。
- [36] 王晓莺、赵学芳、李为娟、陈杨、2014年、「苏州市三所高校大学生食品安全知识、态度、行为的调查」(蘇州市3大学の大学生の食品安全知識、態度、行為に関する調査)『环境与职业医学』(環境と職業医学)、31(12)、pp.967-969。
- [37] 吾斯曼江·奴阿洪、阿里木·帕塔尔、斯皮热古丽·阿布都卡地、古孜力克孜·阿布都克热木、帕热扎木·木塔力甫、努尔比耶·艾海提、阿迪拉·阿力木、古丽赛娜木·艾合买提、2014年、「乌鲁木齐大学生食品安全知识态度行为状况」(ウルムチ市大学生の食品安全知識、態度、行動状況)『中国学校卫生』(中国学校衛生)、23(2)、pp.196-198。
- [38] 徐上知、付蕾、牛冰、张东星、马丹、郭朋鸽、廖彦秋、张学飞、戚元亮、2013年、「石河子大学学生食品安全知信行调查」(石河子市大学生の食品安全知識、信念、行動に関する調査)『中国学校卫生』(中国学校衛生)、34(5)、pp.531-533。
- [39] 『中国统计年鉴 2011 年』HP, <http://www.stats.gov.cn/tjsj/>
- [40] 中国物流技術協会ら編、2011年、『中国冷链物流发展报告 2011』(中国コールドチェーン物流発展報告 2011)、中国財富出版社。
- [41] 左群、王忆、2012年、「上海市三所高校大学生食品安全 KAP 调查与分析」(上海市3大学の大学生の食品安全 KAP 調査と分析)『公共卫生与预防医学』(公共衛生と予防医学)、23(2)、pp.46-49。

Chinese Undergraduate Students' General Food and Frozen Food Consumption Orientation

Meihua Zhu (The University of Tokyo)

Tetsuya Araki (The University of Tokyo)

This paper investigates consumption orientation of Chinese undergraduate students for general food and frozen food. Data were collected with a questionnaire completed by 515 Chinese undergraduate students in Harbin, Tianjin, Shanghai and Beijing in 2013. Statistical analyses of the data revealed 4 main factors influencing their purchase behaviors of foods

as follows: 1) media-information-oriented, 2) freshness-oriented, 3) low-price-oriented, and 4) health-oriented. Over 70% of the respondents have purchased frozen food. Low-price-oriented consciousness was found to be the most influential factor on the purchase behavior of Chinese undergraduate students for frozen food.

中国のエネルギー・環境政策の影響分析

—動学的多地域多部門統合評価モデル THERESIA による

金 丹 (東京理科大学)

森 俊介 (東京理科大学)

はじめに

気候変動枠組条約で先進国は温室効果ガスを増やさないという義務を決めていたが、京都議定書では 1990 年を基準年として、2008 年から 2012 年の目標期間に、日本は 6%、アメリカは 7%、EU は 8%、先進国全体では少なくとも 5% 削減するという数値目標を明記した。目標達成のために「京都メカニズム」も導入された(青山、2011、p.94)。その後、京都メカニズムの利用を含む温暖化対策の進展も相まって、現行の京都議定書を基礎とした制度提案などが提唱された。提案は議定書と同様、先進国には絶対排出量の上限を設定し、他方で途上国には先進国とは異なる義務を課すものである。ブラジル提案では、附属書 I 国のみが数値義務を負い、2020 年までに附属書 I 国全体で 1990 年比 30% 削減するとともに、5 年ごとに暫定的目標を設定するとした。マルチステージ・アプローチ (1-3) では、持続可能な発展政策措置として、途上国は経済計画に温室効果ガスを削減する政策と措置を盛り込み、実施することを義務とした(北川、2008、pp.357-359)。

このような国際情勢の中で、中国は温室効果ガ

ス、エネルギー消費大国でありながら深刻な環境問題をも抱えていることから、国内政策ニーズに立脚して地球環境問題に積極的に対処するようになった。2006 年に始まった第 11 次五カ年計画において、五カ年計画としては初めて GDP 単位当たりエネルギー消費を 5 年間で 20% 削減するという目標を拘束力のある目標、すなわち公約としてあげた(青山、2011、p.90)。2009 年 11 月 25 日、国務院常務会議においては、2020 年の GDP 単位当たり CO₂ 排出量を 2005 年比で 40 ~ 45% 減少させるという中国初の温室効果ガス抑制の行動目標を決定し、公表した。更に、2011 年の「十二次五カ年計画」温室効果ガス排出抑制工作方案の通知では 2015 年の GDP 単位当たり CO₂ 排出量を 2010 年比で 17% 減少させる目標をあげた。

本研究では、このような中国の CO₂ 排出量削減目標に基づいて、2020 年の GDP 単位当たり CO₂ 排出量を 2005 年比でそれぞれ 20%、30%、40% 削減するシナリオと 2015 年の GDP 単位当たり CO₂ 排出量を 2010 年比で 17% 減少させるシナリオを作成し、シミュレーション結果を通じて中国のエネルギー・環境政策の自国と世界に及

キーワード：

CO₂ 総量規制、CO₂ 原単位、エネルギー環境政策、多地域多部門動学エネルギー経済モデル

ばす影響を明らかにすることに努めた。

1. データの構築

(1) GTAP によるデータベース

本研究で用いる THERESIA (Toward Holistic Economy, Resource and Energy Structure for the Integrated Assessment of Global Warming Mitigation Options) 統合評価モデルは、多部門モデルと動学的エネルギー経済モデルを統合したモデルである。THELESIA モデルでは GTAP (Global Trade Analysis Project) データベースが用いられている。産業における投入産出や最終消費、付加価値及び世界貿易構造を示す金銭フローデータは、GTAP データベース Version5 (66 地域 × 57 産業 × 5 付加価値部門) により作成した。地域区分は世界を 15 地域に分類する (図 1)。最終需要の項目では、民間最終消費と政府最終消費を区別して扱い、生産要素 (付加価値部門) として、資本・労働・税金 (補助金) を扱う。

(2) IEA エネルギーバランス表によるデータベース

エネルギーの産出や投入、転換、最終消費を物量で表すエネルギーフローデータは、IEA (世界エネルギー機関) データ (136 地域 × 25 産業・13 エネルギー転換技術・12 エネルギー財 (2003 年)) を採用して作成した。その他、最終消費量、地域貿易量を扱う。

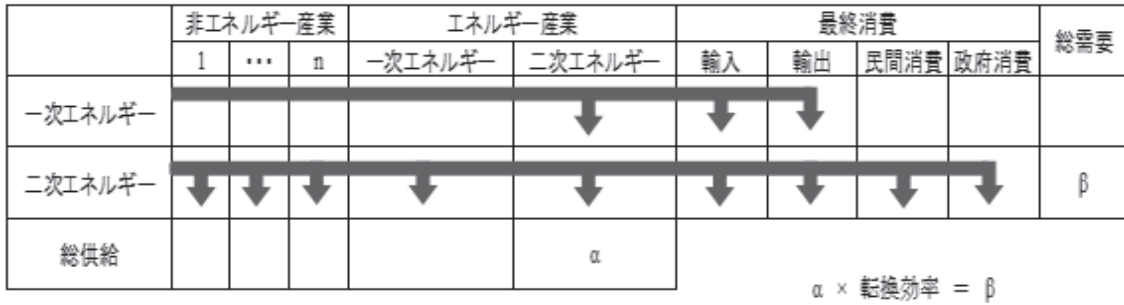
本モデルに用いられているエネルギーフローデータは、一般的なエネルギーバランス表とは異なった表現形式をとっているため、IEA エネルギーデータベース表を同形式に加工・再算出した。以下にその時に留意点を示す。

地域区分については、GTAP データベースに含まれるが、IEA データベースでは扱っていない地域が存在する。しかし、いずれもデータベース全体に及ぼす影響が小さいものとみなし、(またはデータの入手が困難なため)、この地域不一致は無視するものとした。

図 1 地域分類

code	主な地域	code	主な地域
USA	アメリカ合衆国 カナダ	FSU	旧ソ連 モロッコ王国
MCM	メキシコ合衆国 中央アメリカ及びカリブ海 コロンビア共和国 ベネズエラ共和国 その他アンデス地域統合協定加盟国	AFR	その他北アフリカ その他サハラ以南アフリカ ウガンダ共和国 その他南アフリカ関税同盟加盟国 ボツワナ共和国 その他南部アフリカ・モザンビーク共和国 タンザニア共和国 ザンビア共和国 ジンバブエ共和国 マラウイ共和国
BRA	ブラジル連邦共和国	JPN	日本
SAM	パルー共和国 アルゼンチン共和国 チリ共和国 ウルグアイ共和国 その他南米	CHN	中華人民共和国 香港 台湾
WEP	オーストリア共和国 ベルギー王国 デンマーク王国 フィンランド共和国 フランス共和国 ドイツ連邦共和国 グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国 ギリシャ共和国 アイルランド イタリア共和国 ルクセンブルグ大公国 オランダ王国 ポルトガル共和国 スペイン スウェーデン王国 スイス連邦 その他 EFTA 加盟国	IND	インド 大韓民国 インドネシア共和国・東ティモール民主共和国 マレーシア フィリピン共和国 シンガポール共和国 タイ王国 ベトナム社会主義共和国
EEP	ハンガリー共和国 ポーランド共和国 その他中東欧 EU 加盟国	TME	トルコ共和国 その他中東
		ANZ	オーストラリア ニュージーランド
		XAP	パングラディッシュ人民共和国 スリランカ民主社会主義共和国 その他南アジア その他国

図2 エネルギーバランス表概念図



エネルギー財の扱いについて、本モデルでは、明確に一次エネルギーと二次エネルギーを区分しており、一次エネルギーは二次エネルギーにのみ投入される。一方、IEA エネルギーバランス表では明確な区分はなく、一次エネルギーを他産業に直接投入されている。

本モデルのエネルギーフローデータに含まれる一次エネルギー財との対応については、石炭、石油、天然ガスはそれぞれに該当する項目を対応させた。

二次エネルギーについては、電力、石油製品をそのまま該当する項目に対応させた。

一次エネルギー財 COL(石炭)の投入を受ける二次エネルギーとして、IEA エネルギーバランス転換技術では直接最終消費に投入されず、また実際には、ほぼすべての地域で「石炭製品製造 (Coal Transformation)」に投入されたエネルギーは全て転換損失として計上されており、そ

のまま該当する項目が存在しない。また同様に、GAS (天然ガス) の投入を受ける二次エネルギーに関しても、IEA データの最終消費への投入量の把握が難しいので、THM (熱供給、その他二次エネルギー) と IEA の二次エネルギーデータの中から、P_C (石油製品・液体燃料) と ELC (電力) に対応する項目を除いたものを対応させた。

(3) 将来人口予測

IPCC_SRES_B2 シナリオ¹の国別の将来人口データ (5年間隔で1990~2100年)を用いた(国別データはTG CIA (Task Group on scenarios for Climate and Impact Assessment)²より提供されている)。なお、実績値に関しては、WDI (World Development Indicator) データを用いて補正した。IPCC_SRES シナリオとは、1994年のIPCC 特別報告書で温室効果ガス等の排出シナリオが勧告され、1996年に作成開始し、2000

表1 15地域区分による SERS_B2 シナリオ人口推移値 単位：百万人

	1997	2007	2017	2027	2037	2047	2057	2067	2077	2087
USA	306.91	320.29	328.83	341.55	354.64	366.86	375.8	380.35	383.53	385.85
MCM	242.63	262.15	280.58	300.66	320.02	338.34	356	373.24	388.89	402.82
BRA	164.52	174.38	183.51	193.65	203.13	211.73	219.45	226.31	232.24	237.15
SAM	84.51	90.6	96.6	102.59	108.34	113.79	118.97	123.8	128.19	132.11
WEP	387.26	389.47	388.26	387.3	385.46	382.93	379.1	373.48	366.84	359.34
EEP	97.73	96.92	96.21	95.87	95.36	94.57	93.59	92.48	91.33	90.22
FSU	292.73	292.11	294.8	296.25	297.17	297.19	296.95	296.29	295.2	293.75
AFR	746.66	849.94	976.36	1100.71	1232.54	1368.78	1505.19	1637.51	1760.41	1872.1
JPN	126.6	127.3	127.1	126.6	125	122.8	120.3	117.6	115.3	113.1
CHN	1241.5	1295.5	1345.2	1389	1431.4	1467.9	1494.6	1510.5	1519.8	1525.2
IND	966.2	1044.4	1109.7	1175.7	1235.3	1294.7	1351.5	1402.7	1446.5	1483.7
ASN	479.9	515.3	548	577.7	606.1	633.1	659.6	684.7	706.2	724.2
TME	221.3	250.8	289.9	322.5	355.3	386.7	416.6	445.6	473	498.2
ANZ	22.38	23.39	24.3	25.54	26.8	28.07	29.03	29.52	29.89	30.18
XAP	438.8	491.5	554.6	606.6	657.2	704.9	749.4	790.8	830.9	868.4

年に報告書として刊行されたものである。社会経済の発展について「A1」「A2」「B1」「B2」の4つのシナリオを作成している。以下にB2シナリオの概要を説明する。

B2シナリオは「地域共存型社会シナリオ」であり、環境や社会への高い関心に基づくが、地球規模の問題への関心や国際的な問題解決という方向に向かわず、地域の問題と公平性を重視して、マーケットに任さず、ローカルな政府の政策が発展を牽引するシナリオである。

(4) 枯渇性資源賦存量

枯渇性資源賦存量については、英国BP社の“BP Statistical Review of World Energy”を利用している。ここでの単位は資源・生産量比を表わされる可採年数(R/P ratio)であり、生産量基準年は1997年としている。(R=Reserves: 基準年の確認埋蔵量、P=Production: 基準年の生産量)

2. モデル構造

これまでの温暖化対策評価モデルは、経済活動をマクロ合計として扱っていたが、対策が具体的

表2 枯渇性資源賦存量 単位:年

	COL	OIL	GAS
USA	248.56	13.49	9.45
MCM	164.44	35.48	63.74
BRA	2434.49	18.72	24.32
SAM	5392.00	13.27	22.04
WEP	232.61	8.26	19.45
EEP	119.56	20.57	25.95
FSU	520.12	22.70	77.99
AFR	227.38	33.20	97.47
JPN	594.62	15.36	32.88
CHN	68.69	19.12	53.42
IND	229.79	19.29	28.39
ASN	40.44	12.93	38.54
TME	114.50	88.06	278.32
ANZ	234.57	19.34	66.02
XAP	62.48	16.28	40.78

になると産業部門別の削減影響や世界的な産業再配置の効果を見る必要が生じてきた。そこでTHERESIAでは、多部門モデルと動学的エネルギー経済モデルを統合することで、産業部門別の削減影響や世界的な産業再配置の効果を見ることを可能とした。また、本モデルでは、世界経済・産業間の金銭フローのみならず、一次エネルギー・二次エネルギーの区分が明確になされているエネルギーフローが明示的に扱われており、環境対策税導入による相対価格の変化を明示的に扱える。また、労働力に関して高学歴労働者と低学歴労働者の2種類に分類している点や、経済成長に伴う産業構造変化を統計分析し、時系列変化シナリオとしてモデルに組み込んだ点も特徴である。

3. 政策シミュレーション分析

本研究では、1997年を基準年として2020年までに1期間を5年とした。

(1) CO₂排出総量規制とGDP単位当たりのCO₂排出抑制

現行の京都議定書を基礎とした制度提案などでは、先進国に絶対排出量の上限を設定するのに対し、中国では2020年のGDP単位当たりCO₂排出量を2005年比で40～45%減少させるという温室効果ガス抑制の行動目標をあげている。それでは、CO₂排出総量規制でのCO₂排出量削減効果と、GDP単位当たりCO₂排出量抑制での削減効果が、どれぐらいの違いがあるのかを見てみる。表3は、中国の2020年のCO₂絶対排出量が2005年比で40%削減した場合と2020年のGDP単位当たりCO₂排出量が2005年比で40%削減した場合の結果の比較である。その結果から、中国と世界全体でGDP単位当たりCO₂排出抑制での排出が総量規制に比べ多く排出されることが分かる。それと対照に、西ヨーロッパでは、CO₂排出総量規制の場合が、多くのCO₂が排出されることになる。

図3 モデルの概念構図

		中間投入				最終需要				高産出	
		非エネルギー産業		エネルギー産業		貿易	投資	民間消費	政府消費		
		i	z	一次エネルギー	二次エネルギー						m
中間投入	非エネルギー産業	1	X11=Q1-a11	X12=Q2-a12	X13=Q3-a13	X14=Q4-a14	m1	i1	PC1	GC1	Q1
	2	X21=Q1-a21	X22=Q2-a22	X23=Q3-a23	X24=Q4-a24	m2	i2	PC2	GC2	Q2	
エネルギー産業	一次エネルギー	0	0	0	X _{pe}	m _p	0	0	0	0	EC _{pre} =PpS
	二次エネルギー	Xe1=PeE1	Xe2=PeE2	Xe3=PeE2	Xe3=PeE2	0	0	PCe=PeEpc	GCe=PeEgc	0	EC=PeE
付加価値	K	Pk-K1	Pk-K2	VA _{pre}	VA _E					Y	
	L	PL-L1	PL-L2								
総産出	Q	Q1	Q2	EC _{pre} =PpS	EC=PeE					Q	

$V = r(K, L, E) - (\text{二次エネルギー投入費用})$

$VA_E = \sum (\text{エネルギー転換技術産業における資本及び労働者賃金}) + (\text{その他})$

$VA_{Epre} = \sum (\text{一次エネルギー採掘における資本と労働者賃金及び製造費用}) + (\text{その他})$

(2) 17%と20%、30%、40%削減シナリオ

中国は深刻な環境問題に直面し、温室効果ガスの排出削減を図るために、2009年の国务院常务会议、そして2011年「十二次五カ年計画」温室効果ガス排出抑制工作法案の通知では、それぞれ2020年のGDP単位当たりCO₂排出量を2005年比で40～45%、2015年のGDP単位当たりCO₂排出量を2010年比で17%、減少させる目標をあげた。

そのため、本研究では中国のCO₂排出量削減目標に基づいて、最も厳しい40%削減目標に加え、2020年のGDP単位当たりCO₂排出量を2005年比で20%、30%削減させる目標をも想定し、

各シナリオ（17%、20%、30%、40%）を作成し、削減目標が厳しくなるにしたがって、自国と世界にどのような影響をもたらすかを試みた（分析では、17%削減シナリオがCO₂排出量削減目標に基づき、20%、30%、40%削減シナリオの基準年と目標年が異なることに注意すべきである）。

図4は、各シナリオにおいて、中国のエネルギー・環境政策の影響により自国とアメリカ、インドでの国内エネルギー需要の変化が最も際立つエネルギー財を示したものである。中国の自国への影響は、COL（石炭）の場合、2020年になると40%削減シナリオ以外にその需要がすべて増加傾向を示している。OIL（石油）、GAS（ガ

表3 CO₂排出総量規制とGDPの排出原単位削減でのCO₂排出量

単位：CO₂換算（百万トン）

2020年	USA	WEP	JPN	CHN	IND	World
CO ₂ 排出総量規制	8373	6239	1440	3559	1885	39024
GDPの単位当たり排出削減	8970	5001	1702	7685	2050	43784
差	-598	1237	-263	-4126	-165	-4759

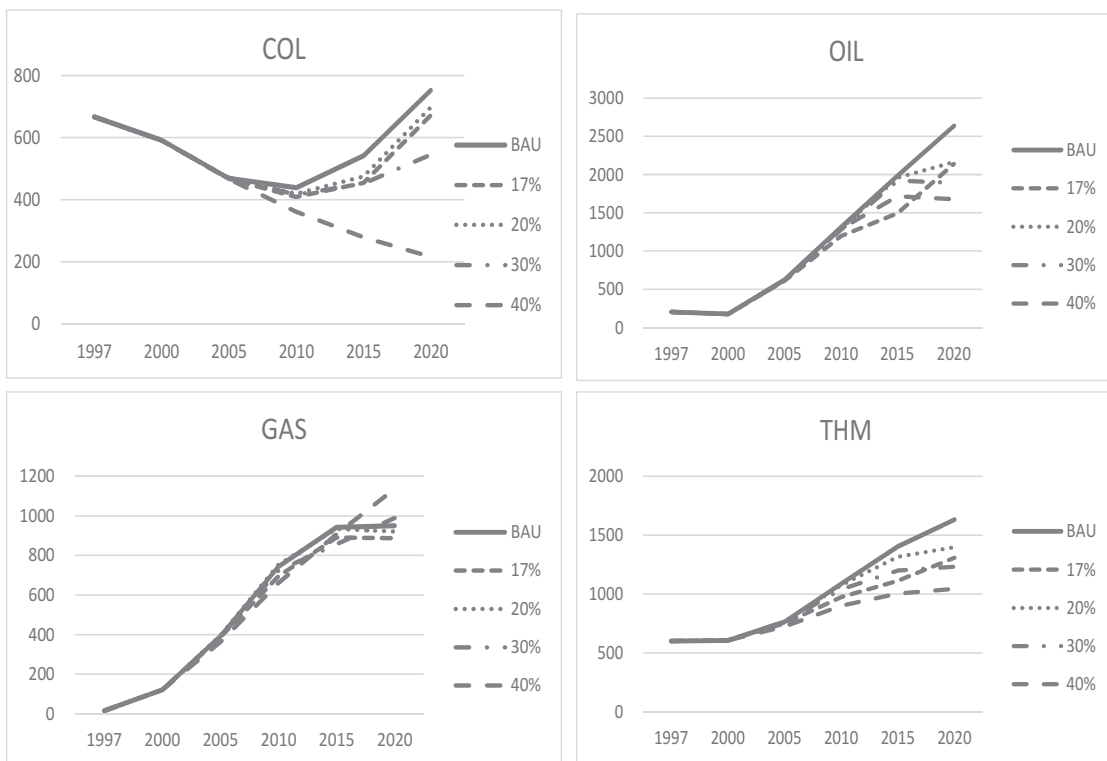
ス)、THM(熱供給)では、すべてのシナリオで増加傾向を示している。アメリカへの影響を見ると、中国のCO₂排出削減シナリオにより、COLが2020年に需要の減少を示した以外に、OIL、GAS、RNW(再生可能エネルギー)ではすべて増加傾向を示した。インドへの影響を見ると、各シナリオにおいて、2020年にNUC(原子力)

とRNWの需要が減少することが見られた。

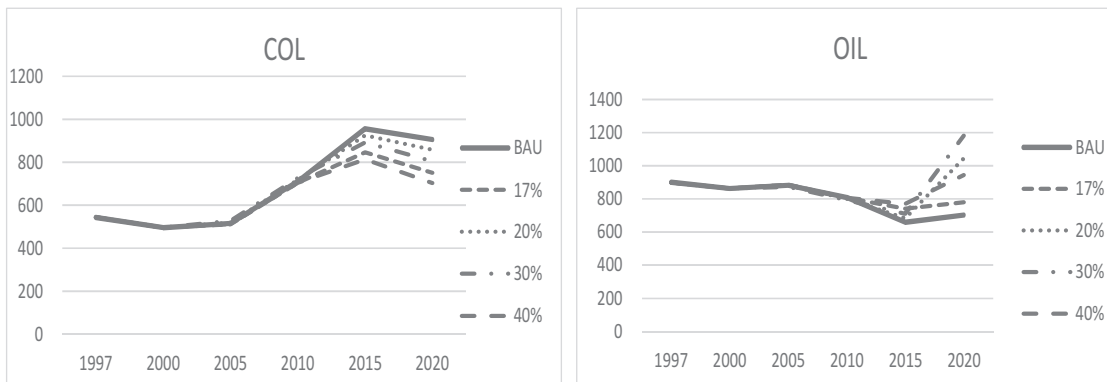
図5と図6は、中国のそれぞれの17%削減と20%、30%、40%削減シナリオでのCO₂排出削減効果とGDPの変化を示したものである。図5では、中国の場合、各削減シナリオにより、BAU(成り行きケース)に比べ削減効果が顕著であることが分かる。世界全体を見ても、40%

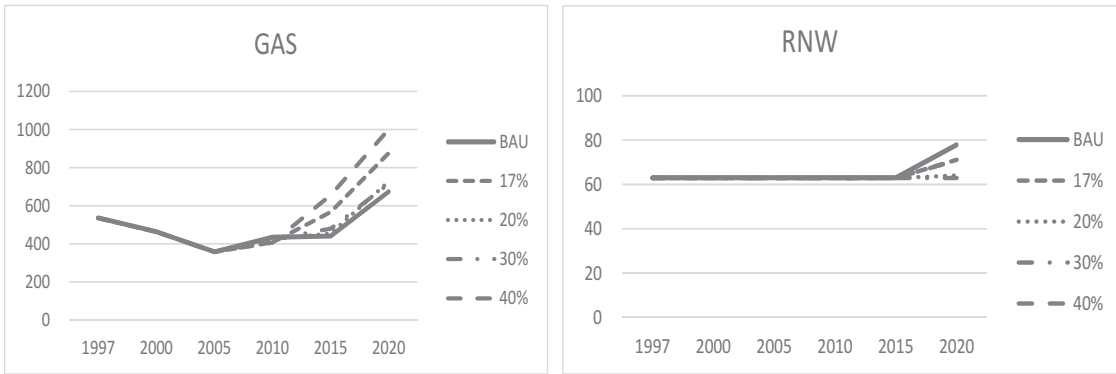
図4 国内エネルギー需要 単位：石油換算(百万トン)

CHN



USA





IND

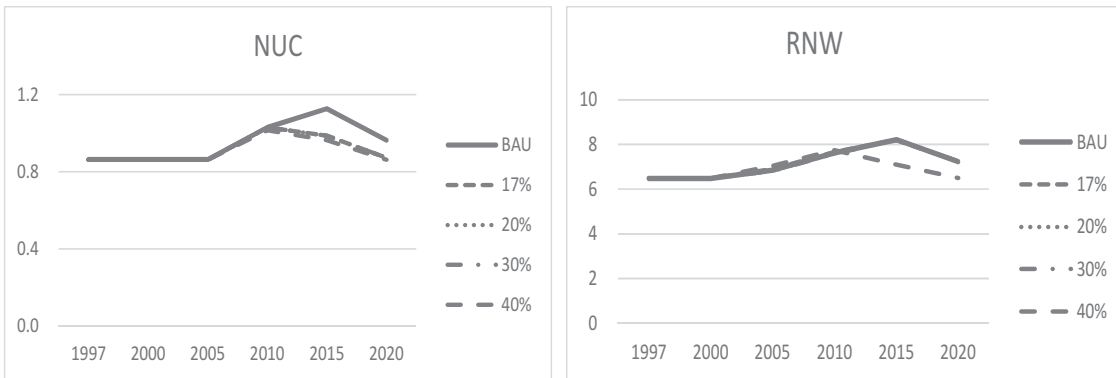


図5 CO₂ 排出量 単位：CO₂ 換算（百万トン）

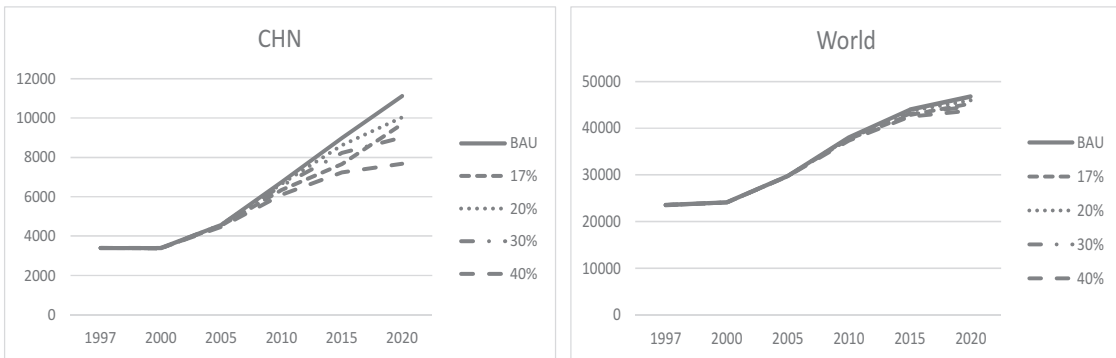
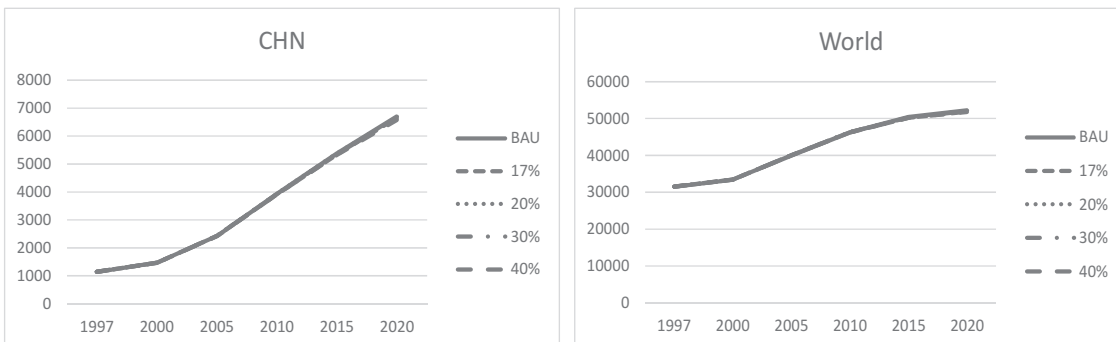


図6 GDP 単位：10 億ドル



削減シナリオではCO₂排出が削減されたことが分かる。図6では、中国と世界でGDPの変化がほとんど見られていない。中国のGDP単位当たりCO₂排出削減において、自国そして世界のGDPの成長にあまり影響をもたらさないと読める。

弾性値を見ると、中国のGDP単位当たりCO₂排出削減の17%及び20%、30%、40%削減シナリオにおいて、世界の2020年CO₂排出量の弾性値はそれぞれ0.25、0.18、0.24、0.21となる。これは、中国のCO₂排出量の削減が世界のCO₂排出量削減に貢献していると言える。特に40%削減シナリオに比べ、30%削減シナリオの方が世界の排出量削減への貢献が大きい。

終わりに

本研究ではTHERESIA 動学的多地域多部門統合評価モデルを用いて、CO₂排出削減シナリオ分析を通じて以下のような結果が得られた。

まず、CO₂排出総量規制でのCO₂排出量の削減効果と、GDP単位当たりCO₂排出量抑制での削減効果を比較した結果、2020年に、中国ではGDP単位当たりCO₂排出抑制でのCO₂排出量がCO₂総量規制の場合より倍以上となる。しかし、2020年に、中国の総量規制での排出量は2002年の排出水準に相当し、エネルギー消費が増加する一方の現況にしてはすでに実現不可能である。西ヨーロッパでは、総量規制の場合のCO₂排出が多いことから、先進国で提唱される総量規制によるCO₂排出削減が必ずしも他国へプラスの削減効果をもたらすとは言えないと考えられる。

次に、中国のCO₂排出量削減目標に基づいた2020年のGDP当たりCO₂排出量を2005年比でそれぞれ20%、30%、40%削減するシナリオと2015年のGDP単位当たりCO₂排出量を2010年比で17%減少させるシナリオでは、中国国内において、40%削減目標を目指す際の石炭

需要の減少以外に、主要エネルギー需要がすべて増加傾向を示した。それは更に厳しい削減目標を設けない限りエネルギー需要の減少への貢献は薄いとうかがえる。

アメリカでは石炭への需要が減少する一方、石油とガスへの需要が増加傾向を示すことが分かった。インドでは、2020年に核エネルギーと再生可能エネルギーの需要が減少することが分かる。

中国のGDP単位当たりCO₂排出削減において、自国そして世界でGDPの変化がほとんど見られなかった。それは、中国の排出削減政策はGDPの成長にあまり影響をもたらさないと読める。弾性値では、40%削減シナリオより、30%削減シナリオの方が世界の排出量削減への貢献が大きいことが見られた。

総じて、世界全体の排出量削減への貢献から見ると、より緩和的目標設定でもプラスの影響が得られると見られるが、エネルギー消費を減少させる観点からでは、中国は40%削減シナリオより更に厳しい削減目標を設ける必要があるとうかがえる。

なお、本研究は環境省環境研究総合推進費S-10-4の助成を受けたものである。

- 1) EPPA (The Emissions Prediction and Policy Analysis)
<http://web.mit.edu/globalchange/www/eppa.html>
2014年10月14日アクセス
- 2) 気候変動枠組条約事務局 (UNFCCC)
<http://unfccc.int/index.html> 2014年10月14日アクセス

参考文献

- 青山周 (2011) 『政策空間としての中国環境－中国環境政策研究』 明德出版社
- 兼清賢介 (2006) 「エネルギー動向と国際戦略」 『エネルギー・資源』 Vol.27 No.3, pp.183-187
- 気候変動枠組条約事務局 (UNFCCC)
<http://unfccc.int/index.html> 2014年10月14日アクセス
- 北川秀樹編著 (2008) 『中国の環境問題と法・政策』 法律文化社
- 国家発展・改革委員会 (2013) 『中国の気候変動における

政策と行動 2013 年度報告書』

<http://wangjian6351.blog.163.com/blog/static/8142745620131081017621/2014年8月1日アクセス>

国務院 (2013) 『エネルギー発展の「十二次五カ年」計画に関する通知』

http://www.gov.cn/zwgk/2013-01/23/content_2318554.htm 2014 年 8 月 1 日アクセス

日本エネルギー経済研究所 (2013) 『エネルギー・経済データの読み方』財団法人省エネルギーセンター

森俊介・早苗詩央・大蔵将史 (2009) 「世界部門別 CO₂ 排出量算定方法が炭素排出制約に及ぼす影響の分析」第 28 回エネルギー資源学会研究発表会

李志東 (2013) 「アジア低炭素社会の構築について」

http://2050.nies.go.jp/sympo/131017/download/9_Li_j.pdf 2014 年 8 月 1 日アクセス

EPPA (The Emissions Prediction and Policy Analysis)

<http://web.mit.edu/globalchange/www/eppa.html> 2014 年 10 月 14 日アクセス

Shunsuke Mori¹, Yoshiaki Wada, Kenshiro Imai and Masashi Ohkura (2011) THERESIA: Toward Holistic Economy, Resource and Energy Structure for the Integrated Assessment of Global Warming Mitigation Options, 『Journal of Applied Input-Output Analysis』 Volume 16

An Analysis of the Effects of China's Energy and Environment policy based on A Multiregional and Multisectral Dynamic Energy Economic Model THERESIA

The developed countries have decided the obligation of not increasing greenhouse gases emission according to UNFCCC(United Nations Framework Convention on Climate change). And furthermore, the numerical target of reduction have been determined, as Japan for 6%, the United States for 7%, EU for 8%, the whole developed countries at least to 5%, based on the benchmark year of 1990 in the target period from 2008 to 2012, set forth on the Kyoto Protocol. Afterwards, the proposal for regulation, based on the current Kyoto protocol were advocated, combined with the progress of Global warming countermeasures including the use of the Kyoto Mechanism. The proposals set the upper limitation of absolute emission for the developed countries and the different obligations for the developing countries, as well as the Kyoto Protocol.

In such an international situation, China has become to manage global environmental problems vigorously, based on the needs of domestic policy, which is facing serious environmental problems as a consequence of a major consumer of energy. According to the 11th

Five Year Plan started from 2006, as a binding targets, to reduce the energy consumption per GDP by 20% in 5 years is proposed as a public commitment. In November 25, 2009, Standing Committee of State Council of China made the first action to control greenhouse gases, that is, announcing that decrease the Carbon Dioxide emissions per GDP by 40-45% in 2020 comparing to 2005. Moreover, the notification of work plan for controlling greenhouse gases emissions referring to the 12th Five Year Plan put forward a target of decreasing the Carbon Dioxide emissions per GDP by 40-45% in 2015 comparing to 2010, in 2011.

In this study, we formulated the scenarios that the Carbon Dioxide emissions per GDP were reduced respectively by 20%, 30% and 40% in 2020 comparing to 2005 and the scenario that the Carbon Dioxide emissions per GDP were reduced by 17% in 2015 comparing to 2010, based on such China's Carbon Dioxide emissions reduction targets. And we also illustrated the effects of China's energy environmental policy to own country and world through the analysis of simulation results.

Key words :

The total CO₂ emissions control, the CO₂ emissions per GDP, energy environmental policy, multiregional and multisectral dynamic energy economic model

書評：今村弘子編『東アジア分断国家～中台・南北朝鮮の共生は可能か～』 (原書房、2013年、236pp)

鹿 島 正 裕 (放送大学特任教授・石川学習センター所長)

1. 評者の立場

まず、評者は東アジア研究者ではないことをお断りしておきたい。私は国際関係論を専攻し、研究面では20歳代にはソ連・東欧の社会主義体制を、それ以降は中東の政治・国際関係を中心に研究してきた。しかし授業では、国際政治一般に加えて日本外交も取り扱ったので、その面で重要な東アジア諸国についても、過去50年ほど大きな関心をもって観察し、ある程度は調べてきた。北東アジア学会に参加したのもそのため、ここで非常に勉強させていただいている。今回編集委員会より、「中台、あるいは南北朝鮮の専門家が書く」と自分の分野中心になるし、両方を広い視野から見られる人」として私に書評論文を書くようにとの依頼があり、他の国際政治専攻会員が不都合らしいのであえてお引き受けした。凡庸、さらには的外れな批評となるかもしれないがご容赦いただきたい。

2. 内容紹介

本書は、富山大学が平成22年度から24年度まで「『東アジア共生』学創成プロジェクト」を、経済・環境・安全保障の3分野で展開したなかで、安全保障分野から分断国家である中国・台湾と南北朝鮮の共生は可能かを諸専門家に論じてもらい、同大学極東地域研究センターの今村弘子教授が編集したものである。第1章で南山大学の星野昌裕教授が「『共生』概念の検討」を行い、2～3章では中台関係を東京大学の松田康博教授

が「中国と台湾の『共生』は可能か?」、富山大学の王大鵬教授が「中台関係の安定装置としての経済交流」と題して論じた。4～6章は南北朝鮮に関して、立命館大学の中戸祐夫教授が「関与から見る韓国の対北朝鮮・統一政策の展開」、慶應義塾大学の磯崎敦仁専任講師が「金正恩体制の構築過程——2008年～2012年」、環日本海経済研究所の三村光弘主任研究員が「朝鮮半島における『共生』と南北経済関係」をそれぞれ論じ、第7章では編者の司会により全執筆者が「東アジア分断国家における共生とは～未来展望」と題する座談会を行って、全体を締めくくっている。

第1章で星野氏は、日本学術会議の「アジア・太平洋地域における平和と共生特別委員会」の報告書(1997年)や、社会科学分野・人文科学分野における共生概念定義化の試みを検討し、「『共存』というのは、相手がいなくてもいいけれども、けんかしたら困るという関係で、(中略)『共生』とは、存在していることに共に価値を見出すことだ」(座談会での発言、207-208ページ)とする。

第2章では、松田氏はシナリオ・プランニングの手法を用いて、中台関係の現状と趨勢を決定する基本的影響力を持った要素、つまり「ドライビング・フォース」のうち、とくにインパクトが大きいと思われる「中国のパワー拡大の在り方」と「自律性維持に関する台湾の能力と意志」に関わるそれぞれの要素(経済力、軍事力、ナショナリズム、政治改革[中国の場合]あるいは国家選択コンセンサス[台湾の場合]、政策決定過程、対

	事実上の台湾独立固定化		
中国 協調 大国 化	分断の永続化	台湾海峡危機	中国 覇権 大国 化
	フィンランド化した台湾	統一に向かう中台	
	台湾は中国の傘下に編入		

図1 松田康博氏による中台関係の四つの将来シナリオ

外関係) について、両極端な結末を想定する。この二つのそれぞれの両極端な想定を組み合わせると、四つの将来シナリオができる(上図)。

これらのシナリオのロジックを検証するために、「ステークホルダー」つまり利害関係者として、中国政府、台湾の国民党・民主進歩党、米国・日本・ロシアの関心事や行動に注意を払う。さらに、「蓋然性は低い、いったん発生するとシナリオ全体を変えてしまうような重大事件・突発事件」が単独で発生する「ショック・シナリオ」を別途用意しておく必要があるとして、「中国の大混乱」と「米国の大混乱」をも一応想定したうえで、四シナリオのそれぞれについて2032年時の中台関係を予想している。そしてどのシナリオがもっとも実現しそうかを考えることはしないが、もっとも「共生」に近い状態として「分断の永続化」をあげている。

第3章では、王氏は、1949年から2011年までの中台関係と経済政策の変遷、および中台経済関係の現状と構造を概観し、経済関係の制度化が中台関係において一種の安定装置になっているとする。

第4章では、中戸氏は、「関与(engagement)」を「多様な問題領域に渡る対象国との継続的対話と交流・協力の拡大を通じた相互依存の強化と戦略的な誘因(incentives)を活用して、平和的に対象国の政治的行動のパターンに影響を及ぼそうとする試み」(105ページ)と定義して、韓国で

は盧泰愚政権から対北朝鮮関与政策が始まったとする。ただし接近方法に、交換の同時性・等価性・対称性を要求する「特定相互主義」か、非同時性・非等価性・非対称性が一般的な「拡散的相互主義」か、また核問題と協力・交流を連携させる「連携戦略」をとるか、協力・交流を進めて信頼構築により核問題の解決を図ろうとする「並行戦略」をとるか、四つの組合せがありうるとする。そして李明博政権までの各政権の接近方法と政策内容を特徴付け、それぞれの違いは対北朝鮮認識の違いから生じているとする。すなわち、北が核兵器の保有自体を目的としているか、安全保障の不安のためか、および北の体制が変化しているか、いないかという2要因についてやはり四つの組合せがありえ、核目的論で体制不変論なら連携・特定相互主義を採用、体制変化論なら連携・拡散的相互主義を採用するが、核カード論の場合には体制不変論なら並行・特定相互主義を、体制変化論なら並行・拡散的相互主義を採用するという。しかし、この仮説だけでは各政権の接近方法の変遷を十分説明できないので歴史的ダイナミズムも考慮しなければならないとし、またどの接近方法が効果的か(共生にとって?)を論ずることは目的外としている。

第5章では、磯崎氏は、北朝鮮において金正日の健康悪化で2008年に金正恩が後継者に擬されるようになってから、2010年に人民軍大将、労働党中央軍事委員会副委員長に任じられて公式化

され、2011年末に正日が死去して正恩が人民軍最高司令官に就任、12年4月には労働党第一書記、国防委員会第一委員長にもなって党・国家・軍の頂点に立ち、その後8月までに演説・談話・論文で「顕著なイデオロギー離れ」を見せ、「強盛国家」の実現によって正統性を確保しようとし始めた過程を細かく追っている。そして、正日が後継者として内定してから国家機構のトップに就くまで24年、先代の死去からでも4年かかったのに対して、正恩の場合はそれぞれわずか3年余、4ヵ月でしかないが、正日時代に後継体制の構築が進んでいたからこそ前例踏襲で作業が非常に速やかに進んだのであり、正恩政権の安定性はかならずしも疑問視できないとする。韓国との共生問題は、ここでは取り上げられていない。

第6章では、三村氏は、南北経済関係について①交流の初期段階（1988-1997）、②金大中政権下に対北投資が進んだ第2段階（1998-2002）、③盧武鉉政権下に国家的保護や制度的保障が強化された第3段階（2003-2007）、④李明博政権下に経済協力が大幅に縮小した第4段階（2008-2012）を概観し、2013年からは「南北の共生への試みと段階的な協力枠組み定着の時代」だとして、今後の短期的・長期的課題を、日本を含む周辺諸国とのつきあい方を含めて論じているが、この最後の部分は希望的観測とも言えよう。

第7章では、個々の章に関する相互質疑と、それまで別々に論じられてきた中台、南北朝鮮の共生問題を結び付けようとする試みが見られる。結論的には、中台関係は共生を展望できそうになってきたが、南北朝鮮は長期的にも共存しか望めないということのようだ。

3. 刊行後の情勢変化

本書が2013年5月に刊行されてから、なぜすぐに書評に取り上げられなかったのか分からないが、本稿執筆時点の2015年1月までに1年8ヵ

月経っており、第7章の座談会が行われた2012年3月からは3年近く経っている。この間に、中国では習近平政権が愛国主義宣伝や拡張主義的対外政策を強めているし、台湾では馬英九政権の対中接近政策に対する反発が強まっているようだ（とくに2014年に香港の「一国二制度」の限界が顕わになって）。韓国の朴槿恵政権は李明博政権より対北協力を積極的とは見えないし、北朝鮮の金正恩政権は後見人で中国とのパイプ役を果たしていた張成沢を処刑させ、中国との関係も緊張している。このように、中台関係が共生に向けてさらに進んでいるとは思えないし、南北朝鮮の共存関係が安定してきているとも思えない。しかし、米国の大混乱はもちろん中国の大混乱も起きていないし、北朝鮮政権の不安定化も顕わではないから、本書の分析はなお基本的に有効だと言えよう。

4. 本書の貢献と瑕疵

東アジア共生を安全保障の観点から考察するのが本書の目的ということだったが、たしかに第二次大戦後の東アジアでは、中台と南北朝鮮が戦争の勃発および潜在的危険が一番深刻な地域であったから（ほかにも中ソの国境紛争等があったが）、それらに焦点を当てたのは妥当であった。そして、中台関係、南北朝鮮をそれぞれ取り上げた書物は数多いが、両方を、しかも共生の可能性という観点から論じた書物は、少なくとも日本では管見の及ぶ限りほかにない。そして、英語だけでなく中国語や韓国語をよくする専門家が共同で研究した学術的水準の高い労作となっているので、学界や社会への貢献度は大きいと言えよう。

ただ惜しむらくは、安全保障問題そのものは論じられず政治・外交、さらには経済関係が論じられ、また中台と南北朝鮮を別々に論じて比較検討がほとんどなされなかった。これらは、安全保障への関心からは「共生」を論じがたいため、また第7章の紹介で触れたように中台関係では共生を期待できそうだが南北朝鮮は共存しか望みえな

	北朝鮮が統一を受け入れる		
韓 国 民 主 的 大 国 化	韓国が北朝鮮を併合	連邦による共生	韓 国 孤 立 停 滞 国 化
	冷戦永続	紛争頻発	
	北朝鮮が連邦制に固執		

図2 鹿島正裕（評者）による南北朝鮮関係の四つの将来シナリオ

いためかもしれない。そうした違いを明確にするためにも、中台について松田氏が行ったようなシナリオ・プランニングを南北朝鮮についても試みるとよかったのではないか。

さらに望蜀の注文をするならば、分断国家という観点から中台と南北朝鮮を取り上げた以上、東西ドイツの再統合とこれらの事例との比較への言及もあってしかるべきかと思われるし、そもそも東アジア「共生」を問題とするならヨーロッパ連合との比較の視点も必要だろう——これは、富山大学のプロジェクトの経済研究においてなされているのかもしれないが、政治・経済体制をほぼ同じくするヨーロッパ諸国とそれらが違いすぎる東アジア諸国とでは、意味ある比較ができないのかもしれない。

5. 南北朝鮮関係のシナリオ・プランニングの試み

最後に、なお紙幅が若干残っているので、門外漢の評者ではあるが南北朝鮮関係について松田氏にならったシナリオ・プランニングを試すことをお許し願いたい。とくにインパクトが大きいライビング・フォースとしては、「韓国のパワー拡大のあり方」と「自律性維持に関する北朝鮮の能力と意志」をあげよう。それらを構成する諸要素（経済力、軍事力、ナショナリズム、政治改革 [韓国の場合] あるいは国家選択コンセンサス [北朝鮮の場合]、政策決定過程、対外関係）について、両極端な結末を想定してみたがここでは詳述でき

ない。この二つのそれぞれの両極端な想定を組み合わせると、上図のような四つの将来シナリオができよう。

これらのシナリオのロジックを検証するために、ステークホルダーとして韓国の保守政党・中道政党、北朝鮮政府、米国・日本・ロシアの関心事や行動に注意を払う。さらに、ショック・シナリオとして「北朝鮮政権の崩壊」と「中国の大混乱」をも想定し、それぞれのシナリオについて30年後を予想すべきなのだが、評者にはそこまでの知識が無い。ましてどのシナリオがもっとも実現しそうか推測することは差し控えるが、北朝鮮の民衆にとって望ましいのは韓国による北朝鮮併合であろう。

これを中台関係と比較するならば、台湾の民衆にとって覇権的中国に統一を押し付けられることは望むところでなかろうから、中国の政治改革が重要となってくる。北朝鮮の場合も、統一を受け入れられるのは「金王朝」が倒れたときだけであろう。台湾や韓国との関係だけでなく、日本との関係改善、そして東アジアの共生にとっては、中国と北朝鮮の政治変革が不可欠ということだろう。その点についての議論が欠けており、両国の政治改革はありそうもないことと本書ではみなされているようだが、本当にそうなのであろうか？

書評：柑本英雄著『EUのマクロリージョン：欧州空間計画と北海・バルト海地域協力』 (勁草書房、2014年)

峯田史郎（早稲田大学）

本書の概要

国家を基礎的な構成単位としない「マクロリージョン」と呼ばれる新しい政治領域が、EU統合深化の過程でEU政治に出現している。本書はこのマクロリージョンに注目し、政治地理学の「スケール概念」を国際政治学の分析枠組みに取り入れることで、EU研究へ独自のモデルを導き出しており、アジア研究にも通じる研究領域を開いた点で優れた著作である。

本書の目的は、主権国家が絶対的な領域的統治行為体として存在し、政策容器としての国家領域が国境という境界によって相互排他的に峻別されてきた国際政治空間に対して、マクロリージョンの登場が、どのような変化をもたらしたのかを明らかにすることにある（p. 3）。さらにEU政治に焦点を当てて言えば、超国家、国家、地方政府などの領域的統治行為体、他スケールで活動する多様な行為体が、EUマクロリージョンにおいて「クロススケールガバナンス」を形成し、国家システムの問題群を超克・解決する役割を担い、EUそのものの「領域的結束」とEUを取り囲む周辺地域との領域的連携を強めている点を明らかにすることを目的としている（p. 10）。

本書のタイトルとして示されているマクロリージョンの特徴は、その「領域が固定的ではなく、鶴のように姿を変え、相互に排他的でない重複部分さえ持つこと」（p. 9）が挙げられている。このEUマクロリージョンでは、現段階ではこの領域を代表する民主主義システムを持たない。だから

こそ、行動規範の異なる行為体間の、領域的統治行為体ヒエラルキーを超えた意思決定調整が必要となってくる（p. 9）。本書の研究の特徴は、これまでこのヒエラルキーに埋め込まれていたEU、国家、州などの行為体がその領域やシステムから解放される「脱埋め込み化」概念に加えて、国際政治学分野のガバナンス概念を援用し、行為体間の権力関係としてのシステムの変化までも分析の俎上に載せることでもある（p. 10）。

このような本書の目的と特徴を引き出す方法論上の特徴として、国際政治学、特に地域研究へ、政治地理学から「スケール概念」を援用したことが挙げられる。本書では地理学で議論されてきた分類に従い、地理的スケールを採用している。これは、地図的スケールおよび方法論的スケールとは異なる（第2章参照）。この地理的スケールとは、山崎の説明を引用ながら、「特定の社会プロセスをとおして形成される空間の単位」ⁱを意味しており、地図の縮尺や、研究者の操作的範囲設定と異なる（pp. 33-34）。スケールの簡単な理解のために、例えば国家スケールや州スケールによって形成されているEU政治空間が挙げられており（p. 34）、スケール概念の導入が、EU政治の多元的領域理解に有効との主張である（p. 5-6）。

鶴と形容される「ソフトなリージョン」（p. 4）であるマクロリージョンの登場により、「国家の再スケール化」と呼ばれる現象が、EU政治において統治行為体ヒエラルキーを崩し始め、地方政府や、これまで統治そのものに物言う資格を持た

なかった漁業者、環境 NGO などのステークホルダーもマクロリージョン運営のガバナンス作りへ参加し始めているという (p. 4)。かつては領域的統治行為体ヒエラルキーに埋め込まれていた地方政府のような行為体が、領域やシステムから解放され（「脱埋め込み化」）、スケールを飛び越えて活動し、新たなガバナンスである「クロススケールガバナンス」を形成しているとのモデルを本書は提示する。

このような政治地理学からスケール概念を援用した、EU 政治のマクロリージョン分析は、著者の卓見に他ならない。それでは次に、各章の内容を紹介しよう。

各章の内容

まず序章では、既述の通り、本書の目的およびマクロリージョンが登場した経緯、国際政治分野のガバナンス理解に政治地理学の視座を持ち込む理由および方法論が述べられている。

第 1 章では、新しいタイプのガバナンスが発生しているマクロリージョンという地域がどのような政治的背景を持っているのかについて、EU 政治への登場の経緯と現状を記し、その上でマクロリージョンに関する先行研究を整理している。ただし、マクロリージョンそのものに関する先行研究ではなく、同じような領域を指す言葉として「サブリージョン」、「メゾリージョン」に関する先行研究である。

さらに、「積層的段級地域構成」と「攪乱的横断的地域構成」とを区別している (p. 26)。前者は上位の空間ユニットが下位スケールの空間ユニットを完全に収用するような「入れ子状」になっており、EU の全ての空間を切れ目なく特定のサイズに分割している地域構成である。これに対し、後者は前者のような堅牢な国家中心重層形態とは一線を画し、国家行為体の補完としての権力下請けではなく、非国家行為体が主体性を有し、権力を共有する場であると指摘している。

第 2 章では、既存の国際政治学への批判的視座を、スケール、リージョン、アイデンティティの各概念について順を追って丁寧に説明することで、読者に対する理解の共有を図っている。まず、クロリージョンに関する議論の前提として、スケール概念の特徴について検討している。これはスケールに代表される政治地理学的分析視角が、マクロリージョンという新しいスケールの登場によって生じたスケール間の権力共有の変化を考察するために必須であることを示している。

次に、スケールの議論を展開する条件整備として、リージョン概念について、これまでの国際政治学と地理学に生じている学術的齟齬について概観し、その問題点を整理している。アイデンティティについては、スケールから脱埋め込み化された行為体が国家ヒエラルキー的着床から離脱し、アイデンティティを変容させていくと説明している。

第 3 章は、上位の空間ユニットが下位の空間ユニットを積層的に収容するような「入れ子状」のガバナンスの形態であるマルチレベルガバナンス (Multi Level Governance: MLG) を批判的に検証している。この批判的検証を通じて、マクロリージョンが EU 空間への登場することによって、これまで EU 地域政策の学術的説明に使用されてきた MLG モデルというガバナンス形態が、スケール間の権力共有形態である「クロススケールガバナンス」へと移行していることを提示している。つまり、MLG モデルやその修正版は「積層的な地域段級」によって構成された相互補完を分析しており、層をクロスしながら、新しい政策容器であるマクロリージョンを政策の現場として活動する「攪乱的な行為戦略」の動態的検証を行えていないとの指摘である。

さらに、このクロススケールガバナンスをモデル化する過程において、EU 地域政策施行プロセスにおけるクロススケールガバナンスを 3 つの類型（国家主導型、EU 主導型、地方政府主導型）

に分類している。第6章、7章で語られるように、特に国家主導型、地方政府主導型クロススケールガバナンスでは、それぞれのスケールの行為体が、ガバナンスの規範形成プロセスから主導権を掌握できるように「スケール間の政治」を積極的に展開していることを示している。

ただし、MLGモデルがすべてのEU地域政策の現状を説明する力を失ったのではなく、依然として、EU、国家、州などの「ヒエラルキー的に序列される積層的な地域類型」を持った一部の地域政策を一般化する説明力を有していることも付記されている。

第4章からは、クロススケールガバナンスの事例として、マクロリージョンにおける空間計画を取り上げ、行為規範形成をめぐる「スケール間の政治 (politics among scales)」の発生について具体的に論じている。この空間計画は国家間交渉レベルから市民の日常レベルまで、「さまざまなスケールに跨る多中心的空間経営」(p. 82)の意味が包含されている。

このような多中心的空間経営を実現するための空間計画として、EU加盟国の空間計画指針として合意された『欧州空間開発の展望 (European Spatial Development Perspective: ESDP)』について、本章では詳しく検証されている。ESDPに参加国の遵守義務はないが、欧州委員会が事務局を務め、EU地域政策と密接に連携し、EU地域予算を空間計画に利用できるという特徴を持つ。

マクロリージョンのグランドデザイン群が、バラバラに実施されていた越境広域経営に包括的な指針を与えるESDPに沿って策定されるようになり、「空間計画の真の意味での垂直・水平のコンコダンス (政策すり寄せ)」(p. 91)が実施されるようになったと主張している。

第5章では、EU地域政策「黎明期」の動向に注目して、「国家地域政策の集合体」が「超国家的越境政策」へ移行する過程を、特にマクロリージョンが具体的なプロジェクトとしてEU地域政

策へどのように導入されてきたかについて時系列に論じている。

この黎明期は国家スケール以外の行為体の活動が、超国家レベルに刺激を受け、活性化してきた時期である。マーストリヒト条約で諮問機関である地域評議会 (Committee of the Regions: CoR) の設立が盛り込まれ、1974年に設立されたロビー団体である欧州沿岸辺境地域会議 (Conference of Peripheral Maritime Regions: CPMR) が活動を本格化する中で、EUガバナンスのステークホルダーとしての地方政府に対する認知が高まっていった。つまり、この時期は「地域政策そのものも、超国家レベルにアップロードされる準備の期間」(p. 95)と位置付けている。

そして1990年、超国家、国家、地方レベルという三層の補完関係を形成し、地方政府が地域政策分野で資金を利用する方法であるコミュニティイニシアティブの1つとして採択されたのがINTERREGである。このINTERREGは、名称に表現されているように「リージョン (region) を交錯 (inter) する問題の解決をはかり、国境の相対化を推進する役割」(p. 99)をEU地域政策の中で付与された。「国家アリーナを飛び越して超国家レベルの組織と地方レベルの組織の連携」が図られる過程で、「越境する地方政府の国際行為体へのアイデンティティの変容」が発生している指摘している (p. 115)。

第6章と7章ではEUマクロリージョンの実態分析をさらに進めている。まず第6章ではバルト海マクロリージョンの生成過程を3つのマクロリージョンプロジェクトとの関連の中で検証している。具体的には①グランドデザイン「VASAB2010」、②それに基づいて実施した「INTERREGバルト海プログラム」、③それら空間計画をさらに進化させた「バルト海戦略」の事例研究についての検討を通じて、バルト海でマクロリージョンが新しいスケールとして生成された理由と、それを主導した国家行為体との関係を考

察している。

バルト海マクロリージョンをめぐる「スケール間の政治」の実態の特徴として、2点挙げている。第一にバルト海の空間的安全保障問題が国家主導によってEUレベルに拡張され、このマクロリージョンのスケール間の政治が「旧共産圏と西欧資本主義圏の接触帯」として重要性を持ったことである。第二に「ハンザ同盟以来の地域交流の歴史を再構築」し、マクロリージョンを活動範囲とする様々なネットワーク群を新しいスケールの中でコーディネートしていることである (p. 155)。

このマクロリージョンの国家主導型クロススケールガバナンスは、「国家、超国家、地方政府それぞれのMLG的ガバナビリティーの限界と、政策容器マクロリージョンの革新」によってもたらされたと結論付けている (p. 156)。

第7章では、北海マクロリージョンの生成過程を、ランドデザイン「NorVision」と「INTERREG 北海マクロリージョンプログラム」の2つの事例から検討している。このマクロリージョンは、州レベルのネットワークであり、ガバナンス形成をリードする主導的行為体である北海地域委員会 (North Sea Commission: NSC) が、CoRと連携しながら、地方政府主導でEU戦略の構築に関与しようとしていることに大きな特徴がある。

北海マクロリージョンは「地方政府主導型クロススケールガバナンス」の展開であり、国家主導のバルト海マクロリージョンと性格の違いを際立たせている。北海マクロリージョンの争点は、海洋資源管理など海洋問題に特化していること、またこの北海地域がバルト海と比較して、マクロリージョンで活動する行為体のネットワーク数および種類が単純であること、この2点が相違の理由と指摘する。

本章では、北海マクロリージョンの具体的なプロジェクトについても概観している。3つのプロジェクト (①沿岸管理を争点とする

NORCOAST、②都市部の地域協力の促進に焦点を当てたNETA、③北海アイデンティティの再構築を目指す北海ヴァイキングの遺産プロジェクト) を検討し、北海マクロリージョンの辺境性、海洋性の問題意識を共有する過程について考察することで、このマクロリージョンの特徴を導き出している。これら個別プロジェクト群の採択基準を示した表 (p. 192) は、分かりやすくまとめられており、前後の説明と合わせると、北海地域プログラムの特徴である、環海洋型、EU非構成国の参加 (ノルウェー)、都市と辺境を内包、隣接他マクロリージョンとの非相互排他的な重複部、NSCとの連携という点を理解することができる。

バルト海マクロリージョンとは異なる過程で、新しいスケールとして生成された北海マクロリージョンは、次のステップである現在策定中の『EU北海地域2020戦略』へと向かっている。第6章、7章の具体的なマクロリージョンの検討を通じ、著者の地道かつ精微な現状分析を伺い知ることができる。

最終章の第8章では、各章で導き出された結論をもとに、国家の再スケール化の観点から、マクロリージョンのガバナンスにとっての国際政治学的な意味を再整理している。既存のマルチレベルの空間スケールに埋め込まれてきた行為体が、新しいスケールであるマクロリージョンを通じて、自らが抱える問題群を解決するために、超国家スケールの争点に、その問題群を上方にも下方にも拡張して解決を図っている。こうしたEUマクロリージョンの検証可能性を指摘し、マクロリージョン研究の将来予測をすることで、本書を締めくくっている。

アジア研究への示唆

最後に、本書に関する感想を述べたい。東南アジア大陸部をフィールドとする筆者が最も関心を寄せることは、著者によって丁寧に現状分析を重ねられてきたEUのマクロリージョンに関する分

析が、アジア研究の分析視角として適用可能か、ということである。

1990年代からのアジア研究は、国際政治学、地域研究のいずれにおいても、欧州統合の過程を地域統合の先行モデルに設定し、欧州の経験、事例を比較の対象に据えることで、アジアの特殊性を主張してきた。現在、欧州の普遍性が問い直される中であっても、基本的な構図は変化していないように思える。アジア研究での、国境を超える欧州と越えられないアジアという議論はその典型であろう。

このような現状において、本書の政治地理学のスケール概念を援用したマクロリージョンに関する議論は、欧州の地域政策に焦点を当てていながらも、行為体が「新しいスケールの政策容器」と既存のスケールとの間を飛び越えながら、争点を共有し、政策を施行する中で発生する「クロススケールガバナンス」モデルを提示したことは、アジア研究が欧州を参照する上で、重要な功績であったといえる。

ただし、本書がEU政治における地域政策の過程から現状を分析する過程を、アジア研究が単純に参照することは非常に難しいと思われる。クロススケールガバナンスを用いることは、アジアの局地で発生する現象といった部分の理解には有効ではあるが、部分が構成するアジア全体を理解するためには、結果的に、現実のアジアとの乖離が生まれてしまうだろう。部分の集合体をアジアの地域形成と結びつけてモデル化するためには、著者が継続しているEU政治の現場の現状分析と同等の蓄積をアジア研究が重ねた上で、全体を理解可能なモデル構築に向けての欧亜比較が必要である。

だからこそ、国家主導型クロススケールガバナンスモデルであるバルト海、地方政府主導型である北海の他に、著者が今後の研究の検証結果を待ちたい、として本書では紹介に留めたEU主導型であるドナウ川の事例(p. 216)への「著者による

今後の検証」に期待したい。

東南アジア研究にはドナウ川流域と類似した、河川流域の環境問題を争点とするメコン川流域の事例がある。中国チベット高原を源流とし、南シナ海に注ぐメコン川は、中国と大陸部東南アジア5か国の間を流れる国際河川である。このメコン川流域の水資源管理を担う機関であるメコン川委員会(MRC)は集水域を争点スケールに設定している一方で、国家スケールでの政策協議を継続している。加盟国の政治体制や集水域スケールで重要な位置を占める中国がオブザーバーとしてのみ参加していることを主な理由として、有効な地域政策を提示できていない。ドナウ川本流はすでにEU内部の河川であるとの違いはあり、国家形成の歴史的な形態に大きな違いもある。しかし、メコン川の加盟国(カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム)間の地域政策において、新しいスケールが導入されつつあり、新しいガバナンス形態の可能性を観察するためには、本書の方法論的な枠組みは大いに参考にできよう。

本書は、既存の国際政治学への批判的視角から出発し、クロススケールガバナンスの生成過程を具体的に明らかにしている。これら方法論、現状分析の姿勢は社会科学上の新たな知見を見出すことにつながっており、アジア研究に対しても大きな貢献となりうる。

i 山崎孝史(2010)『政治・空間・場所—「政治の地理学」にむけて』ナカニシヤ出版、p. 112。

書評：西川博史著『戦中戦後の中国とアメリカ・日本—「東アジア統合構想」の歴史的検証』 (HINAS、2014年)

坂田 幹 男 (大阪商業大学)

はじめに

著者の西川博史氏は、長年、北海学園大学に勤務され、系列校の北海商科大学（旧・北海学園北見大学）の札幌移転に際して、大学運営の中心人物として活躍してこられたいわば同法人の重鎮である。本書の「あとがき」からは、「学校行政にのめり込んで、研究はそっちのけ」といわれるのが嫌で、「大学行政」と「研究活動」を何とか両立させようと奮闘された様子が読み取れる。本書は、その「奮闘」の成果ともいべきものである。西川会員はまた、長年にわたって北東アジア学会の理事を務められるなど、学会運営においても中心的な役割を担ってこられた。本学会は、西川会員の尽力により、2003年9月（北海学園大学）と2011年10月（北海商科大学）の2回にわたって全国大会を開催していただいていることも、付け加えておきたい。

本書は、これまでに発表されてきたいくつかの論考が下敷きになっているとはいえ、「東アジア統合思想の歴史的検証」という副題が示すとおり、新しい視点から再編成されたものであり、近年はやりの東アジアの地域統合論に歴史的な視点から一石を投じたものである。

I 本書の構成と概要

本書の構成は以下のとおりである。

序章 東アジアにおける経済統合の歴史的意義

第1節：東アジア経済の歴史的位

第2節：戦後初期のアメリカと東アジア

第1章 抗日戦期・戦後初期のアメリカの対中戦略

第1節：アメリカの対中政策に対する評価

第2節：抗日戦争期のアメリカの対中政策

第3節：戦後初期のアメリカの対中政策

第2章 アメリカの対日占領政策と中国の経済復興

第1節：初期のアメリカの対日占領政策

第2節：戦後中国の経済復興

第3節：対日賠償問題と中国の対応

第3章 アメリカの「冷戦戦略」転換と中日関係

第1節：アメリカの戦略転換と対中政策

第2節：日本の貿易再開と中日関係

第3節：アメリカの対東アジア戦略と中国の離脱

結語—総括と展望

本書が対象とする「戦中戦後」とは、1930年代から1940年代末までであり、おもに抗日戦争期と国共内戦期の中国に対するアメリカの政策が一本の柱として据えられている。著者の基本的な認識は、アメリカの「冷戦戦略」が、対日占領政策の転換（日本の経済復興）と対中政策の「失敗」（社会主義中国の誕生）を帰結したという点にある。敷衍すれば、著者の論点の中心は、日本の戦後復興と中国の社会主義化はパラレルな関係にあるということを実証しようとする点にある。しかも、このような「パラレルな関係」を、「東アジア史的観点」から明らかにしていこうとする点に

本書の特徴がある。

概略的にいえば、序章では、アメリカの「冷戦戦略」に基づく対東アジア政策が、今日の日本と東アジアの関係に投影されており、日本の主体的な関与が欠如してきたことが指摘されている。それゆえ、東アジアの地域経済協力にとって、その前提として、日本と東アジアとの戦後関係を歴史的に検証することの重要性が指摘されている。

第1章では、アメリカの戦中・戦後の対中政策が、抗日戦争期の積極的支援政策、国共内戦期の「静観」政策、ソ連の中国共産党支持が明確になった時期からの「冷戦戦略」へと変遷していった経緯が、詳細に分析されている。このことは、アメリカの対中政策の一貫性のなさを分析したものであるが、それは中国国内での変化から説明するだけでは不十分であり、対日占領政策などとの関連から考察する必要があることが指摘されている。

第2章では、アメリカの対日占領政策には、アジア全体の経済復興との関係において日本の復興を位置付けるという視点が希薄であり、アジア諸国、主として中国が自国の戦後復興との関連性を強く望んでいたにもかかわらず、このような事情はほとんど考慮されず、巨額の援助が提供されたにもかかわらず対中援助の実効性に問題を残すことになった経緯が分析されている。

第3章では、アメリカの世界戦略が、「冷戦戦略」へむけて体系的に整備されていくともなっていて、対日占領政策が大きく転換されていった経緯、および中国での国共内戦の激化とアメリカの調停失敗以後の「静観主義」とその後の「離中」へいたる経緯が詳細に分析されている。

最後に、結語では、戦後のアメリカの対東アジア政策は、ヨーロッパの復興を目指した「マーシャル・プラン」のような統一的な視点を欠いており、その時々の場合当たりの対応に終始していたために、中国やインドが強く望んだ「アジア版マーシャル・プラン」の策定は一貫して拒否されてし

まったと指摘する。このことが、地域協力に基づく地域統合を目指した欧州の戦後復興過程と先進国（旧宗主国）との経済的関係を維持することによってのみかろうじて工業化を実現した東アジアとの違いの根底にあると著者は考えている。

Ⅱ 若干のコメント

主として、中国とアメリカの原資料を駆使した戦中・戦後のアメリカの対東アジア政策の分析には、教えられるところが多い。英語と中国語に堪能な著者ならではの鋭い分析が随所に見られる。おそらく、アメリカのこの時期の対東アジア政策の研究としては、本書の理論的貢献はいうまでもなく資料的価値としても高いものではないかと思われる。

また、地域統合における欧州と東アジアの現状の違いを、アメリカの戦後政策と関連させて検証するという視点は、これまでほとんど見られなかったものであり、示唆に富むものである。

だが、残念ながら、評者はアメリカの対東アジア政策についてはほとんど門外漢であるので、細部にまで踏み込んで議論することは荷が重過ぎる。したがって、以下では、評者の問題意識にひきつけて、東アジアにおける「地域統合」という視点から若干のコメントをしてみたい。

本書において、明示的に述べられているわけではないが、著者が一貫して主張したかった点は、アメリカの戦後の対東アジア政策が、日中間の「経済連携」を基礎にして東アジア全体の経済復興を図るという視点をまったくもち合わせていなかったがゆえに、戦後の日中間の不信感と敵対関係を引きずらせる結果になった、ということであろうと推察される。戦後の日中関係の「原型」が、アメリカの対東アジア政策によって形成されたという視点は、評者も共感するところである。

このような視点からは、「東アジアにおける経済統合」を推進していくためには、日本は東アジアにおいて「主体的」かつ積極的な対応を行う必

要があるという結論が導かれるであろう。たしかに、東アジアでの「地域統合」の進展を妨げている要因を、「歴史的」に検証することの重要性はいうまでもない。その意味で、日本がその責務を果たしているとは言いがたい面は否めない。

しかし、東アジアの「地域統合」を妨げている要因は、必ずしも歴史的に形成されてきたものだけではない。評者は、その最大の要因こそ、東アジアにおける「市民社会」の未成熟であると考えている。「地域統合」という課題は、国家間関係から論じられがちであるが、国家間関係以上に重要な問題は、その地域に暮らす人々の意識であり、地域統合を妨げている、あるいは障害となっている課題への市民レベルでの取り組みである。評者は、これを、「問題解決型下位地域協力」と呼んでとくに重きを置いてきた。残念ながら、東アジアには、このような「問題解決型の下位地域協力」はほとんどみられない。

地域統合を、国家間関係から論じる従来のアプローチは、日中の政治的和解やパートナーシップ構築を重視しているが、パートナー関係構築の前提となる「市民社会の成熟」という視点はみられない。

著者が指摘する歴史的視点と「市民社会」の成熟（問題解決型の下位地域協力の叢生）という視点の「接合」こそが望まれているのではないだろうか。

北東アジア学会第20回記念学術研究大会プログラム

開催日 2014年9月20日(土)・21日(日)

場所 日本大学三島キャンパス

開催校 日本大学国際関係学部

1日目：2014年9月20日

14:00～18:00 (1512教室)

国際シンポジウム「北東アジア国際関係の打開と発展—北東アジア学会の役割の再認識」

司会：川口智彦(日本大学)

報告 紀玉山(吉林大学)

「グリーン経済発展をめぐる中日経済協力の推進」

李昌在(韓国対外政策研究院)

「東北アジアの経済統合—東北アジア経済共同体を目指して」

多賀秀敏(早稲田大学)

「東北アジア共同体の可能性と地域の平和」

討論 小川雄平(西南学院大学)、中戸祐夫(立命館大学)

2日目：2014年9月21日 分科会

第1セッション (9:00～11:00)

A 司会 佐渡友哲(日本大学)

報告1 高橋 和(山形大学)「ヒトの国際移動に関する研究の動向と課題」

討論者：宮島 美花(香川大学)

報告2 宮島 美花(香川大学)「中国朝鮮族の移動と移民の社会保障」

討論者：佐渡友哲(日本大学)

B 司会 孔義植(日本大学)

報告1 松野周治(立命館大学)「東アジア地域内国際分業の深化と中小企業の役割：事例調査による試論」

討論者：小川雄平(西南学院大学)

報告2 紀玉山(吉林大学)・劉洋(北海道大学大学院)「『北京コンセンサス』と『中国モデル』のグリーン化を論ず」

討論者：唱新(福井県立大学)

報告3 金光林(新潟産業大学)「東アジアにおける姓氏の発生と祖先意識および神話伝説」

討論者：権寧俊(新潟県立大学)

C 司会 千葉康弘（北東アジア研究交流ネットワーク）

報告1 青木卓志（金沢星稜大学）「広域インバウンド推進対策に関する現状と課題—中部圏における事例」

討論者：梁春香（東洋大学）

報告2 梁春香（東洋大学）「観光対象としての農村観光について—中国の農村観光を中心として—」

討論者：辻久子（ERINA）

報告3 ウヤチュン（北海商科大学大学院）「中国のアウトバント観光政策と訪日中国人観光客の動態」

討論者：詹秀娟（新潟産業大学）

第2セッション（11：10～13：10）

A 企画分科会「北東アジアにおける平和構築の再考」

司会：若月章（新潟県立大学）

報告1 三村光弘（ERINA）「北東アジアの現状と新たな視点」

討論者：坂田幹男（大阪商業大学）

報告2 能登谷巖（新潟市）「地方自治体外交の実践と今後の可能性」

討論者：中山賢司（創価大学）

報告3 森澤真理（新潟日报社）「北東アジア交流の地域からの検証とその展望」

討論者：西村智奈美（元外務大臣政務官）

B 司会：松野周治（立命館大学）English Session

報告1：钱智勇（吉林大学）「市場の資源配置に対する作用と政府の経済的作用」

討論者：大西広（慶應大学）

報告2：紀明（吉林大学）'The Game Analysis on the Low-Carbon Technology Cooperation between China and Japan'

討論者：尹清洙（長崎県立大学）

報告3：孫少岩（吉林大学）「中国農村金融体系の比較研究」

討論者：尹清洙（長崎県立大学）

報告4：邵彦敏（吉林大学）「日本の農業技術進歩の経験と我が国農業技術進歩モデルの選択」

討論者：川口智彦（日本大学）

C 司会：林堅太郎（立命館大学）

報告1 降凌楠（北九州大学大学院）「東アジアにおける港湾物流情報システムの構築と連携」

討論者：長田元（財務省）

報告2 長田元（財務省）「日本における港湾政策の変容に関する考察—釜山港との相互依存関係を踏まえた対応を中心に—」

討論者：尹清洙（長崎県立大学）

報告3 関麗浩（吉林大学）「北東アジア経済協力から見た吉林省自由貿易区の構築について」

討論者：朱永浩（ERINA）

第3セッション (14:40～16:40)

A 司会：高橋正樹（新潟国際情報大学）

報告1 横田将志（日本大学大学院）「大メコン（GMS）におけるサブリージョナルな環境協力—北東アジアから見る差異と共通点」

討論者：内山玲和（大阪商業大学）

報告2 峯田史郎（早稲田大学）「多層的な地域主義と空間形成—中国雲南省の地域政策関与を事例に—」

討論者：佐渡友哲（日本大学）

報告3 大西広（慶應大学）「南沙・西沙問題について」

討論者：高橋正樹（新潟国際情報大学）

B 司会：山本雅資（富山大学）

報告1 藤田法子（大阪大学大学院）「日中経済交流史—国交正常化以降の関西経済界、企業の取り組みを中心に—」

討論者：松野周治（立命館大学）

報告2 吉田真広（駒澤大学）「中国における金融改革と人民元の国際化」

討論者：坂田幹男（大阪商業大学）

報告3 尹清洙（長崎県立大学）「応用一般均衡モデルによる中国の環境経済政策の実証分析」

討論者：山本雅資（富山大学）

C 司会：朱永浩（ERINA）

報告1 縄倉晶雄（明治大学大学院）「韓国における帰農現象とその要因」

討論者：川口智彦（日本大学）

報告2 川口智彦（日本大学）「内在的北朝鮮研究における『朝鮮中央TV』の活用」

討論者：文聖姫（東京大学大学院）

報告3 金ジンオク（建国大学）「南北朝鮮の経済的交流と政治的交流の因果関係分析」

討論者：三村光弘（ERINA）

北東アジア学会会則

名称

第1条 本会は北東アジア学会（The Association for Northeast Asian Studies）と称する。

目的

第2条 本会は日本海および日本海周辺諸国・地域に関連する社会科学、人文科学、自然科学における諸問題を研究し、もってそれらの諸国・地域の交流・協力と平和的発展に寄与することを目的とする。

事業

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 研究大会および部会の開催
- (2) 機関誌等の出版物の発行
- (3) 国内外の諸学会との連絡、交流・協力
- (4) 国内外の情報交換および共同研究・教育体制の整備
- (5) その他本会の目的にとって必要と認められる事業

会員

第4条 本会の会員は本会の目的に賛同する研究者とする。

なお、本会の目的に賛同する法人・団体を理事会の承認に基づき、賛助会員或いは特別賛助会員とすることができる。

入会、退会

第5条 本会に入会しようとする者は、会員2名の推薦により本会に入会を申し込み、理事会の承認を得なければならない。

第6条 本会を退会しようとする者は、書面をもって退会を本会に通告すれば退会することができる。会費を2年間滞納した者は、理事会において承認の上、退会とみなす。

会費

第7条 会員は会費年額10,000円を納入するものとする。なお、大学院に在籍する者については5,000円とする。賛助会員の会費は年額一口20,000円、特別賛助会員の会費は一口100,000円とする。

組織と役員

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 理事40名程度（そのうち若干名を常任理事とする）
- (4) 事務局長1名
- (5) 会計監事2名

2. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
4. 理事は、理事会に抛り会務を処理する。常任理事は理事会が必要と認める業務を行う。
5. 事務局長は、会務に伴う事務を行う。
6. 会計監事は、本会の会計を監査する。
7. 理事会が必要と認めるときは、名誉会員をおくことができる。

第9条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 理事および会計監事は別に定めるところにより選出し、会長、副会長、事務局長、常任理事は理事の中から互選する。

第11条 本会は、国際的活動の推進のために国際諮問委員会を置く。

第12条 理事会が必要と認めるとき、各種委員会、地域部会を設けることができる。

会員総会

第13条 本会は毎年1回会員総会を開催する。

2. 臨時会員総会は、理事会が必要と認めるとき、または会員の2分の1以上の請求があるときに、開催する。

第14条 会員総会は、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 事業報告
- (2) 決算
- (3) 事業計画
- (4) 予算
- (5) 役員選出
- (6) 会則の変更
- (7) その他会員総会で決定を必要とする事項

第15条 会員総会の議決は、出席会員の過半数による。

理事会

第16条 理事会は、会長が必要と認めるとき及び役員5名以上の求めにより開催し、会務を遂行する。

会計期間

第17条 本会の会計年度は、8月1日から翌年7月31日までとする。

2. 会計期間の呼称は、「〔当年西暦下二桁/翌年西暦下二桁〕年度」とする。

名称変更に伴う移行措置

第18条 当面、新名称と旧名称を併記して使うことを妨げない。

附則

1. 本会の所在地は、「新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル13階 公益財団法人環日本海経済研究所内」に置く。
2. この会則は、1994年11月27日から施行する。
3. この会則の変更は、会員総会の議を経なければならない。
4. この会則は、2007年12月9日から施行する。(学会名称の変更に伴う改正)
5. この会則は、2012年10月14日から施行する。(会計期間の変更に伴う改正)

『北東アジア地域研究』編集要綱

編集委員会

1. 編集委員会は、理事会で選出された委員で構成され、うち1名を編集委員長とする。編集委員長は理事会において常任理事の中から選出する。編集委員長は、編集委員の中から副編集委員長を指名することができる。編集委員長は、編集委員会を代表、総括、招集する。
2. 編集委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

発行回数・締切日

3. 発行回数は原則として年1回とし、必要がある場合には理事会の承認を得て、臨時に発行することができる。
4. 発行日は、原則として毎年5月末日とする。
5. 原稿提出締切日は11月末日（書評は1月末日）とする。

投稿者の資格

6. 投稿者は以下の要件を満たす者とする。
 - 1) 本学会に所属する者
 - 2) 本学会の主催または共催で招聘した学術交流研究者で、学会員の推薦があった者
 - 3) 編集委員会が編集上必要と判断した者
 - 4) 本学会員と共同執筆する者

投稿原稿の種類

7. 投稿原稿は、研究論文、研究ノート、書評の三種類とする。投稿原稿で使用する言語は、日本語、中国語、ハンゲル、ロシア語のいずれかとする。日本語、中国語、ハンゲルの場合は20,000字以内、ロシア語の場合は7,000語以内とする。なお、研究論文、研究ノートには、200語以内の英文サマリーを添付しなければならない。書評は、7,000字以下とする。投稿原稿は未発表のものに限る。

原稿の受付・採否

8. 投稿原稿（研究論文、研究ノート）の採否は、編集委員会が委嘱した審査委員の審査に基づいて編集委員会が決定する。審査委員は投稿論文1本につき2名とし、編集委員会が原則として学会員の中からその都度委嘱し、氏名は公表しない。書評は編集委員会が採否を決定する。なお投稿原稿は採否にかかわらず返却しない。
9. 投稿原稿の提出に際しては、氏名、所属、表題、類別（研究論文、研究ノート、書評）を投稿票に明記し、原稿を電子媒体で提出する。ただし、投稿原稿の類別は、審査の結果に編集委員会の決定により変更を求めることがある。

著作権

10. 学会誌に掲載された著述の著作権は学会に属する。ただし、著作の二次利用はこれを制約しない。

執筆要綱

11. 執筆要綱は別途定める。

付則

12. その他編集・執筆に関して必要な事項は、編集委員会が定める。
13. 編集要綱の改訂にあたっては、理事会の承認を得なければならない。
14. 本要綱は、2012年10月14日より実施する。

『北東アジア地域研究』執筆要綱

1. 原稿提出先ならびに送付先

(1) 提出期限

毎年11月末日（書評は1月末日）厳守。原稿は完全原稿で提出してください。ただし、最初の投稿段階では、査読における投稿者の匿名性を守るため、本文中には投稿者を特定する表現は避けてください。謝辞や研究資金等の明示などは、掲載決定後の印刷用原稿の提出の際に加筆してください。初校は著者校正ですが、校正段階での修正は原則として認めません。

(2) 送付先

henshu-j@anears.net

『北東アジア地域研究』編集委員会

〒525-8577 草津市野路東1-1-1 立命館大学経済学部 松野周治研究室気付

(3) 氏名、所属、表題、類別（研究論文、研究ノート、書評）を明記した投稿票（形式自由）とともに、原稿はwordの文書ファイルとして電子メールに添付してご送付ください。

(4) 研究論文、研究ノートには、200語以内の英文サマリーと5つ以内のキーワードを添付してください。言語が日本語、中国語、ハングル、ロシア語の場合は、英文タイトル、ローマ字表記の氏名を明記してください。投稿原稿は未発表のものに限ります。

2. 原稿枚数について

どの言語の研究論文、研究ノートも本文フォントにMS明朝、10.5ポイントを使用し、A4版、2段組、22字×38行（1段分）の書式に準拠して、原則として15頁以内に収まるようにご執筆ください（編集要綱において日本語、中国語、ハングルの場合は20,000字以内、ロシア語の場合は7,000語以内とされています）。書評は、上記書式により7,000字以内で執筆してください。

3. 図表について

(1) 図表番号について

図表は、図1、表1という形でそれぞれの図表に一連番号をつけ、半角を空けた後に図表のタイトルを明記下さい。図表は本文に入れてください。

(2) 図表のカラー表示の禁止について

印刷は原則としてモノクロとなりますので、図表類の凡例などでのカラー表示はお避け下さい。印刷時にわかりやすい表示をお選びください。また、グラフの背景も「白」としてください。なお学術上カラー印刷にすることに意義があると編集委員会が認めた場合は、カラー印刷にすることもできますが、その場合カラー印刷にすることによって生じる新たな費用については投稿者の自己負担とします。

4. <注>について

注は、WORDの標準フォーマットである「文末脚注」を利用してつけてください。脚注番号は、下記の要領で、アラビア数字としてください。

……雇用調整¹に関しては国際比較を含めてすでに多くの研究の蓄積がある²。……

単なる引用箇所の明示の場合には、脚注とせず、文章中に（権、2012、pp. 171-2）、（Volkov, 2002, p. 31）、（Martin, 2006b, p. 132）などと記入してください。複数の文献を同時に記載する場合は、（Volkov, 2002, p. 31; Martin, 2006b, pp. 23-45）のように、セミコロンで区切ってください。

5. 参考文献について

引用文献は、本文末尾に参考文献欄を設け、日本語文献は五十音順、その他の言語はアルファベット順に並べ、次のように記載してください。

日本語の場合

書 籍 著者名、発行年、『書名』、発行所名。

論 文 著者名、発行年、「論文名」『雑誌名』、巻号、pp. - 。

外国語文献の場合

書 籍 著者名、発行年、書名（イタリック） 発行所名。

論 文 著者名、発行年、論文名、雑誌名（イタリック）、巻号、pp. - .

（日本語、英語以外の文献については、どちらかに近いほうに準じてください。）

6. 節、項のたてかた

1.

(1)

1)

2.

としてください。適宜「はじめに」や「まとめ」などを前後につけてもかまいません。

7. その他の注意点

(1) 使用フォントについて

本文は、MS明朝、10.5ポイントを使用します。

小見出し、図表タイトルは、MSゴシック、10.5ポイントです。

(2) 英数字の表記について

2桁以上の数字（小数を含む）、英文部分は半角（略称は除く、例：IT、OECDなど）でお願いします。

1桁の数字は全角です。

(3) 記号類の表記について

、 。 「 」 『 』 () < > [] %などの記号類は全角にしてください。

英文中の () は半角で結構です。

日本語文中の句読点は「、」「。」を用いてください。

(4) カタカナの表記について

カタカナは全角で表記してください。半角文字は使用しないでください。

8. 書評について

書評の原稿に含まれる内容は、次のとおりです。

① 対象となる本の著者名

② 本のタイトル（副題も含め、『 』で括ってください。

③ 出版社名、出版年（西暦）、総ページ数（345pp とか 345pp + iii など）

④ 書評本文

⑤ 参考文献（必要に応じて）

⑥ 対象となる本の英文タイトル（投稿者ご自身で著者もしくは出版社にご確認ください）

⑦ 書評者氏名および所属

書評の体裁も、研究論文や研究ノートに準拠します。

バックナンバーのご紹介

『北東アジア地域研究』第20号（2014年6月発行）

[論文]

1990年代韓国における農業政策の転換—親環境農業の農民関係に対する影響—

繩倉 晶雄

日中経済交流史—戦後の関西の取り組みを中心に—

藤田 法子

中国冷凍食品の生産段階における温度管理実態

朱 美華・荒木 徹也

冷戦体制崩壊以降における米朝間の緊張形成要因についての考察（1990-2003）

—ディフェンシブ・リアリズムの観点から—

崔 正勲

中国朝鮮族の移動と中国の社会保障—戸籍制度と「単位」制度から—

宮島 美花

[研究ノート]

中国における地域発展戦略の策定プロセス—日本との比較を念頭に—

穆 堯芋・新井 洋史

[書評]

堀内賢志・齋藤大輔・濱野剛編著『ロシア・極東ハンドブック』

菅沼 桂子

佐藤幸男・森川裕二編著『日中対話の新たな可能性をめざして—歴史・記憶との

共生』

中山 賢司

朱永浩著『中国東北経済の展開—北東アジアの新時代—』

小川 雄平

坂田幹男著『ベーシック アジア経済論』

斐 光雄

役員・理事会

(常：常任理事 理：理事 会：会計監事)

会 長 常 大西 広
 副会長 常 今村 弘子
 副会長 常 若月 章
 副会長 常 松野 周治
 事務局長 常 三村 光弘
 事務次長 常 尹 清 洙

名誉会員 渋谷 武
 名誉会員 山村 勝郎
 名誉会員 藤田 暁男
 名誉会員 多賀 秀敏
 名誉会員 林 堅太郎
 名誉会員 坂田 幹男
 名誉会員 小川 雄平
 名誉会員 佐渡友 哲

常 高橋 和
 常 唱 新
 常 堀江 典生
 常 櫛谷 圭司
 常 川口 智彦
 常 岡本 勝規
 理 山田 一隆
 理 柑本 英雄
 理 大森 功一
 理 鹿島 正裕
 理 金 早 雪
 理 熊谷 明泰
 理 詹 秀 娟
 会 齊藤久美子

理 宋 涛
 理 高橋 正樹
 理 竹味 能成
 理 千葉 康弘
 理 張 忠 任
 理 辻 久子
 理 西川 博史
 理 野村 允
 理 服部 健治
 理 裴 光雄
 理 堀内 賢志
 理 宮島 美花
 理 梁 春 香

理 李 鋼 哲
 理 龍 世 祥
 理 中戸 祐夫
 理 BELOV Andrey
 理 蓮池 薫
 理 岡 洋樹
 理 道上 真有
 理 尹 明 憲
 理 小林 真
 理 新井 洋史
 理 五十嵐誠一
 理 高 龍 秀
 理 轟 博志

事務局

〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル13階

公益財団法人環日本海経済研究所内

電話 025-290-5545 ファックス 025-249-7550

電子メール jimukyoku@anears.net/ ウェブサイト <http://anears.net/>**編集委員会**

委員長 高橋 和 (常任理事・山形大学)
 委員 櫛谷 圭司 (常任理事・新潟県立大学)
 委員 裴 光雄 (理事・大阪教育大学)
 委員 金 早雪 (理事・信州大学)
 委員 宮島 美花 (理事・香川大学)
 委員 海老原 毅 (富山高等専門学校)

編集後記

今年、戦後70年の節目の年を迎えます。しかし東アジアにおいては、未だ平和条約が締結できていない状況が続いています。こうした状況をどのように打開していくのかを議論すべく、北東アジア学会では、昨年第20回記念となる学術研究大会において、「北東アジア国際関係の打開と発展—北東アジア学会の役割の再認識」というテーマで国際シンポジウムを開催しました。4時間を越える報告と議論はそれぞれの国の立場の違いを浮き彫りにするとともに、「北東アジア地域」としての協力関係の必要性を改めて確認するものとなりました。

『北東アジア地域研究』第21号では、特集としてこのシンポジウムを収録しています。ここに掲載された論者・評者の見解は、学会および学会誌編集委員会の見解ではありません。しかし、この温度差も含めて掲載することによって、よりお互いの立場を理解できるものと考えて、掲載することにしました。

21号では、多くのご投稿をいただきましたが、最終的に論文5編と書評3編となりました。査読者の注文に応えようと若い研究者の方が何度も書き直しに取り組んでくれた結果、レベルの高い論文を掲載することができました。そのために出版までに多少時間がかかってしまい、出版が遅れてしまいました。編集者としては、出版期日とできるだけいい論文を書くための時間の確保というなかでの葛藤がありましたが、それは言い訳にすぎません。出版の遅れはひとえに私の編集能力不足のゆえであり、会員のみなさまにはお詫びを申し上げます。

北東アジアが平和の時代を迎えるには、まだまだ信頼醸成のための時間と対話が必要です。この『北東アジア地域研究』がそのために少しでも寄与できることを願っています。

2015年5月 編集委員を代表して 高橋 和

北東アジア地域研究 第21号

2015年8月31日 発行

編集発行 北東アジア学会『北東アジア地域研究』編集委員会

〒990-8560 山形市小白川町1-4-12 山形大学人文学部 高橋和研究室気付

電子メール：henshu-j@anears.net

印刷 株式会社なかたに印刷

〒939-2741 富山県富山市婦中町中名1554-23

TEL (076) 465-2341

FAX (076) 465-2340

Journal of Northeast Asian Studies

Vol.21

2015

Symposium on the 20 th Anniversary of the Association for the Northeast Asia Regional Studies KAWAGUCHI Tomohiko / JI Yu Shan / LEE Chang-Jae TAGA Hidetoshi / OGAWA Yuhei / NAKATO Sachio	1
---	---

Articles

Multi-layered Regional Formation and Power Relationship between Spatial Scales : A Case of Regional Policy of Yunnan Province, China MINETA, Shiro	75
Factors to Encourage Urban-to-Rural Migration in Korea: From the Perspective of Push-Pull Factors NAWAKURA, Akio	91
A Study on the Role of Kansai Business Community for the Japan-China Economic Exchange after the Normalization of Diplomatic Relations FUJITA, Noriko	106
Chinese Undergraduate Students' General Food and Frozen Food Consumption Orientation Zhu Meihua, ARAKI, Tetsuya	124
An Analysis of the Effects of China's Energy and Environment Policy based on A Multiregional and Multisectoral Dynamic Energy Economic Model Dan JIN, MORI, Shunsuke	139

Book Reviews

Divided Nations in East Asia: Is it possible for China and Taiwan/South and North Korea to live together?"	149
Macro-regions in the European Union: Case Studies of the North Sea Region and the Baltic Sea Region	153
The U.S. Plan of the Far East Integration on Wartime and postwar Period: the Position of China, Japan and America.	158